

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和3年9月10日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 企画財政課
 - 企画調整係 / 財政係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (2) 住民環境課
 - 戸籍年金係 / 環境下水道係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (3) 総 務 課
 - 秘書人事係 / 行政庶務係 / 安全安心係 / 情報広報係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (4) 健康介護課
 - 介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (5) その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

峯	崎		浩	企画財政課長	
舘	野	雅	英	企画調整係長	
高	際	淳	至	財政係長	
川	田		亨	住民環境課長	
斉	藤	康	裕	戸籍年金係長	
寺	崎	弘	光	環境下水道係長	
根	岸	光	男	総務課長	
新	井		智	秘書人事係長	
伊	藤	泰	年	行政庶務係長	
長	谷	見	晶	安全安心係長	
飯	塚	哲	也	情報広報係長	
玉	水	美	由紀	健康介護課長	
小	野	寺	昌	幸	介護高齢係長
栗	原	正	明	保険医療係長	
山	岸	章	子	健康推進係長	

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局長	
小	野	田	裕	之	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会令和2年度決算審査を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 まず初めに、亀井委員長より挨拶をいたします。

○亀井伝吉委員長 皆さん、おはようございます。

本委員会へ付託されました令和2年度各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。また、各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることいたします。なお、質疑につきましては、決算書の何ページの何々についてと発言してから行ってください。よろしくお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3、審査事項に入りたいと思います。

ここからは亀井委員長に進行をお願いいたします。

○認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、企画財政課の審査を行います。

企画財政課の説明をお願いいたします。

峯崎課長。

○峯崎 浩企画財政課長 おはようございます。本日より3日間、予算決算常任委員会で決算審査でお世話になりますが、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させてもらいたと思います。

それでは、まず最初に、企画財政課ということで、私のほうから総論的な話のほうをさせていただきます。その後、各係長より各係の所管事務等についての説明をさせていただければと思います。

まず、お手元の資料、板倉町主要施策の成果、こちらのほうの1ページをご確認いただきたいと思います。こちらに令和2年度の板倉町の一般会計の成果ということで文面等出ているわけですが、ちょっと概略説明をさせていただきますと、令和2年度につきましては、新総合計画のスタートの年でもあり、また災害対策避難関連事業を速やかに実施する年度でもありましたが、前年より発生しました新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、社会生活が一変したため、年度当初の4月から早急な緊急対策の実施を迫られた年でございました。

下段を見ていただきますと、そのため、一番下の3行でございますけれども、当初予算総額を56億7,000万円として編成のほうを行ったところでございますが、年度途中において5回の専決補正と、4回の通常補正、合わせて9回の補正予算を編成することになり、最終予算額につきましては76億5,792万8,000円になっているところでございます。

2ページに移りたいと思います。予算額に対しまして、最終の決算額になりますけれども、歳入総額が78億8,317万8,690円、歳出総額につきましては71億5,725万4,989円、繰越し財源としまして、1,767万6,000円を差し引きました実質収支額が7億824万7,701円となりました。

歳入におきまして、主立った増額要因としまして、コロナ感染対策の影響もございまして、国庫支出金が17億9,771万9,000円、地方交付税については9,815万3,000円、地方消費税交付金につきましては6,113万1,000円、町債について4,340万円と増額の要因としてなっているところでございます。

歳出につきましては、この後、各課よりの説明もあると思いますけれども、コロナ感染対策関係ですが、特別定額給付金給付事業等、このコロナ感染対策経費につきましては、主要施策91ページに一連のコロナ対策費として実施した事業と主立ったものを掲載のほうをいたしておりますので、後日またご確認のほうをお願いできればと思います。

最終的に結果としまして、財政調整基金に若干の積立てができたものの、新庁舎の建設や広域防災情報伝達システム整備で借り入れた町債の返済、一部事務組合のごみ処理関係施設での借り入れた分の返済負担金の歳出が増える状況となりました。

以上、全般的な話をさせていただきましたが、続いて各係より企画財政課関連の決算事業等について説明のほうをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 企画調整係の館野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、企画調整係に係る決算概要についてご説明いたします。歳出になりますが、決算書の60ページ、それから61ページを御覧いただきたいと思います。6目企画費の一番上の丸印になります。渡良瀬川及び利根川架橋整備事業でございます。決算額は2万5,310円、平成30年3月に設立いたしました加須・板倉利根川新橋建設促進協議会の負担金2万円と、群馬県要望活動時の委員昼食代でございます。

では、主要事業の概要の23ページのほうをお願いいたします。主要事業の概要23ページ、一番上になります。主な活動内容を記載しておりますので、御覧いただければと思います。書面開催となりました加須・板倉利根川新橋建設促進協議会の総会の開催のほか、10月21日に群馬県県土整備部長、それから群馬県県議会議長に対する要望活動を実施しております。

また、翌月、11月13日に埼玉県県土整備部長及び埼玉県県議会議長に対する要望活動を実施しております。なお、埼玉県要望活動時には、埼玉県知事との面談も併せて行われております。

また、平成3年1月29日になりますが、栃木市との打合せを実施いたしました。

次に、決算書に戻っていただきまして、61ページ、上から2つ目の丸印になります。広域行政事業でございます。決算額は4万6,000円、こちらは両毛広域都市圏総合整備推進協議会、館林邑楽総合開発促進協議会への負担金を支出しております。

その下の丸印、まちづくり推進事業、決算額75万4,878円になりますが、こちらにつきましては、各種協

議会への負担金ほか、まちづくり協働事業補助金といたしまして67万円を支出しております。

主要事業の概要、23ページの下のほうに記載しておりますが、継続事業といたしまして、東部地域活性化推進協議会によります離山公園管理・美化事業、これに16万4,000円を、また板倉町観光サポータークラブ運営事業に20万6,000円を交付しております。

また、新規事業といたしまして、第3行政区集会所用地環境整備事業に30万円を交付しております。

次に、決算書61ページに戻りまして、ページ中段になりますが、移住支援事業でございます。ふるさと回帰支援センター、年会費5万円を支出しております。

続きまして、その下、鉄道利用者の利便性向上事業になりますが、決算額は1万2,000円、東武鉄道整備促進期成同盟会への負担金を支出しております。

主要事業の概要、24ページに記載させていただきましたが、令和2年度の東武鉄道本社への要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、期成同盟会の事務局であります足利市が代表して参加となりました。なお、町からの要望内容と東武鉄道からの回答につきましては、主要事業の概要に記載したとおりでございます。

決算書に戻りまして、61ページ、下のほうになりますが、板倉町PR大使事業でございます。決算額は1万2,705円、PR大使の名刺代でございます。令和2年度におきましては、ラリーナビゲーターとドローンパイロットという2つの顔を併せ持ちます染宮弘和氏を新たにPR大使として任命させていただきました。

次に、ページ飛びまして、決算書69ページをお願いいたします。69ページ、一番下の丸印、渡良瀬遊水地環境保全事業でございます。決算額8万1,548円、主な支出といたしまして、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議、それから渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会、コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム、また渡良瀬遊水地利活用協議会等への各種負担金を支出しております。

次に、主要事業の概要24ページを御覧いただければと思います。上から2つ目の丸印、東洋大学との連携事業でございます。企画調整係が担当いたします地域連携サイエンスカフェにつきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、年間を通して開催することができなかったことから、負担金の支出もございません。

また、親子バスツアー、それから東洋大学学生向けの企業見学バスツアーにつきましても、コロナの影響により、中止となっております。

続いて、その下の行政懇談会事業でございますが、各行政区の集会所等での開催を予定しておりましたが、検討の結果、中止となりました。しかしながら、各行政区より事前に懇談会で取り上げてほしいテーマを提出していただいておりますので、そのテーマに対する町の考え方を毎戸配布しております。

企画調整係に係る決算概要につきましては、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 財政係、高際です。よろしくをお願いいたします。財政係所管の事項につきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、歳入についてでございます。これは、決算書によりご説明のほうをさせていただきます。決算書2ページ、3ページ、歳入の全体的なものになります。こちらの2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金まで、こちらは全て財政係の主管の歳入となっております。これらは、国や県から一定の基準に

基づいて交付をされるものとなっております。大きな増減があったものとしたしましては、7款の地方消費税交付金、こちらが約6,100万円程度増加をいたしております。これは、令和元年10月に消費税率が引き上げられたことに伴う増額となっております。

また、税制改革によりまして、自動車取得税がなくなり、自動車税のうちの環境性能割分という形になりましたので、9款環境性能割交付金、こちらが増となっております。また、自動車取得税交付金のほうは制度自体がなくなった関係で、こちらの表示にはありませんが、1,500万円程度の減額となっております。

また、こちらの6款の法人事業税、こちらについてはやはり税制改革で新たに交付されるようになりました新しい交付金で、県税であります法人事業税の収入の一部が市町村に交付されるものとなっております。

10款地方特例交付金は、様々な制度改正に伴う財源不足を補うものとして交付されているものですが、令和元年度は保育の無償化のためとして、一時的に交付額が増加をいたしました。令和2年度はその分がなくなったため、1,774万円ほど減少しています。

続いて、11款地方交付税でございますが、小学校再編に伴うスクールバスの運行開始、それから衛生施設組合の平成28年度借入れの事業債の算入開始などにより、基準財政需要額が増加をしたため、普通交付税が約1億円程度の増額となりました。

続いて、決算書20ページ、21ページになります。各款の内訳になりますけれども、この14款1項1目、下段のほう、使用料の総務使用料のうち、庁舎使用料が財政係主管になっております。工事等の関係で、町有地を一時的に使用した場合などに使用料をいただいております。令和元年度は工事関係で町有地を使用した業者がいらっしゃいまして、大分多く入っていたのですが、令和2年度については、そういった工事で町の土地を使う業者さんがあまりいらっしゃいませんでしたので、こちらは減少となりました。

続いて、26ページ、27ページ、こちらは国庫支出金になります。2項1目総務費の補助金になりますけれども、このうちの特別定額給付金事務費及び事業費の補助金、こちらのほうを所管しておりますけれども、こちらは昨年5月から8月にかけて交付をいたしました1人10万円の給付の事業の事業費と、それに係る事務費ということで、支出全額が国庫補助となっております。

続いて、またページ飛びまして申し訳ありませんが、36ページ、37ページ、17款1項1目、土地建物の賃借料になります。こちらは、先ほどの使用料とは違いまして、長期的に町の土地などを使用する場合の賃貸料になります。庁舎内の自動販売機について、売上げに応じた貸付料を頂戴しております。こちらは、令和元年度からはやや減少となっております。

続いて、一番下、不動産売払収入、こちらは町の土地などを売り払った際に、代金としていただくものになります。令和元年度につきましては、役場の北側にできましたローソンの敷地の関係で、水路等の売払いがあり、多額の収入がありましたけれども、令和2年度は大きな売払いのものはありませんでしたので、減少をしております。

続いて、すみません。38ページ、39ページに移りまして、中段、寄附金になります。寄附金については、一般寄附とふるさと納税という形がありまして、それぞれが目的を指定したものと、そうでないものということで、一般寄附と指定寄附という形に分かれます。目的を指定されない一般寄附については約200万円の増、指定の一般寄附については約30万円の増となっております。令和2年度について、ふるさと納税について、返礼品の拡充等に努めたため、件数、寄附額ともに増加をしております。一般寄附で約320万円、指

定寄附で約27万円の増となっております。詳細については、主要施策の成果のほうに述べさせていただいておりますが、件数は延べで82件増加をしております。

続いて、次のページ、40ページ、41ページ、基金繰入金になります。財政調整基金の繰入れは、令和元年度に比べて3,000万円の増となっております。ほかの基金について、令和2年度については繰入れをしております。

20款前年度繰越金については、令和元年度の決算歳入歳出差引残額を繰り越して、令和2年度の歳入としておりますが、こちらは約400万円の減となっております。

続いて、44ページ、45ページに移らせていただきまして、雑入になります。こちらは、中段の板倉ゴルフ場賃貸料から自動販売機売上手数料までが財政係の所管になります。自動販売機売上手数料については、庁舎以外の施設に設置をされている自動販売機の売上手数料の収入となっております。令和元年度と比べて大きな変化はございません。

続いて、46ページ、47ページ、中下段になります。町債になりますが、令和元年度に比べて全体で4,340万円の増となっております。これは、旧庁舎解体撤去事業費に対する借入れ、それから学校のネットワーク化、いわゆるGIGAスクール推進事業に関する借入れ、それと国から交付される各種譲与税の減少分を補填するための減収補填債の借入れが増加をしたためとなっております。なお、減収補填債の借入れにつきましては、国及び県から金額のほうを指定された形での借入れとなっております。

歳入のほうは以上になりまして、続いて歳出に移らせていただきます。まず、56、57ページになります。総務費の財政管理費になります。こちらの財政管理事業、また財務会計システム運用事業、ふるさと納税事業という形になっております。システム関連につきましては、令和元年度については、年号変更などのシステム改修を行った関係がありましたが、令和2年度はそういったものがございませんでしたので、若干の減少となっております。

その下、ふるさと納税事業ですが、先ほど歳入でもご説明をいたしましたとおり、件数、金額ともに増加をしているため、返礼品の費用、それからシステム関連の費用が若干増加をしております。

続いて、その57ページ、一番下のスペースになりますけれども、町有財産管理事業、こちらは敷地賃借料が減少となっております。これは、旧役場庁舎の解体撤去に併せて、借りていた土地を年度途中で返却をして精算をしたための減少となっております。

続いて、次の58、59ページになります。町有施設管理事業になります。ここでは、旧北・南小学校の閉校に伴って管理が教育委員会事務局から企画財政課に移管をしておりますので、そちらの費用が若干増えている形です。

少しページ飛びまして、70ページ、71ページになります。こちらの15目基金費になります。こちらは、財政調整基金の積立てが令和元年度に比較して100万円ほど少なくなっております。また、逆に森林環境譲与税基金は、国の基準で交付される譲与税額が増加をしたため、63万円ほど増加をしております。その他の基金については、利子分のみ積立てという形になっております。

なお、主要施策の成果27ページのほうに基金残高のほうは詳細を掲載しておりますが、令和2年度については、積み立てた額のほうが取り崩した額よりも6,464万円ほど多くなっており、基金残高は若干の増という形になっております。

続いて、ページ大きく飛びまして、172ページ、173ページになります。最下段のところ、12款公債費になります。こちらは、町債の返済に充てる額になりますけれども、元金の償還額が4,500万円程度増加をしています。こちらは、平成30年度に借り入れた庁舎建設の起債、それからいわゆる防災ラジオの起債の元金償還が始まったことによる増が大きな要因となっております。

なお、町債の残高につきましては、主要施策の成果25ページ、下段に詳細を記載させていただいております。元金償還が進んでおりますので、町債の残高については1億829万円減少となっております。

また、主要施策91ページから掲載をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策関連の支出については、財政係では91ページの一番上段の特別定額給付金の給付事業、それから公共施設等感染予防対策機器購入事業のほうを担当しております。定額給付金につきましては、総数で1万4,369人に給付、対象者に対する支給率は99.7%となりました。事務費の決算額については、職員の時間外手当、封筒と事務費等の消耗品、郵送、振込手数料の役務費、受付入力等の事務のための人材派遣の委託料という形で決算となっております。

公共施設等感染症予防対策機器購入については、役場と公民館、それから海洋センター入り口用として、顔認証型の表面温度計8台と自動手指消毒器等のセット10セット、それから役場会議室、老人福祉センター等福祉施設用の空気清浄機のほうを16台購入、設置のほうをいたしております。

以上、雑駁ではございますが、財政係からの説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 平成2年の決算に当たって、前からコロナ関係の事業で町のやる行財政運営の中で、中止をせざるを得ない事業が相当出てきているのかなと、中間の地点で何回か質問させていただいているのですが、決算ですので、1年間、平成2年度について町が計画をした事務事業の中で、中止もしくは縮小になった事業は何事業ぐらいあるのか。

それと、その縮小中止になった事業費については、町全体でどれぐらいの額になるのか。それと、もう片方ではコロナ対策ということで、新規事業も含めてこの事業成果の中、91ページ以降については、かなりの事業が載っておるのですが、令和2年度に実施をしたコロナ関連事業については、何事業ぐらいやって、事業費については総額幾らぐらいということと、コロナ関連事業については、国からの交付金が100%出るものもあるし、90もしくは80%ぐらいしか出ないものもあるのだと思いますが、全体事業費と、その町の負担分の事業額、決算額、これが各課にわたっておりますので、どこかの課がそれを集約をして、こういう時期ですからやっておかないと、次の年度の予算執行についても、予算を組み立てるにしても、非常に必要なことかなというふうに思っておりますので、どこかの課でそれをまとめて整理されているのかどうか。企画財政係は全体の予算決算については、全体の窓口というか、町全体の予算の担当課でありますので、その辺きちんと整理されているのであれば、教えていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、まず最初にコロナの感染影響によりまして、事業として中止になった事業がどのくらいあるのかというようなところ、あとはそれに伴う費用というところ

ろですけれども、決算書の中で拾い上げてみてはありますけれども、おおむね50の事業、その中には例えば板倉まつりだとか、揚舟だとか、そういった単体でその事業費というのもあるのですけれども、各種委員会の中で先進地の研修だとか、それも中止になったとか、そういったものも含まれておりますけれども、項目としまして、おおむね50の事業、金額的には3,500万円、数字の積み上げと決算書の数字の積み上げ、予算書に対しての差額というところで拾い出したところですので、おおむね3,500万円弱の結果というところで集計のほうはさせてもらっております。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 コロナ臨時交付金の関係なのですけれども、まずコロナ関係事業、令和2年度、全37事業を実施しております。一部令和3年度に繰り越している事業もありますけれども、全37事業を実施しております。執行額なのですけれども、2億7,400万円、こちらはコロナ交付金を充当しております。そのうち、ほぼほぼコロナ交付金100%充当になっているのですけれども、GIGAスクールのネットワーク整備で一部町負担が出ております。その額をちょっと申し上げます。ネットワーク整備のところ、一般財源で152万8,000円、これは町負担となっております。それから、1,350万円、こちらが起債をしております。そのほかの事業につきましては、小額なものはあるかもしれませんが、ほぼほぼコロナ交付金を充当して実施したということになります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、町が令和2年度に計画した事業については、50事業が中止もしくは縮小という事業になって、予算額としては3,500万円ぐらいが執行できなかったという理解でよろしいですね。

一方、コロナ関連の国の交付金については2億7,400万円ということで、ほぼ100%国の交付金事業で実施ができたということであるというふうに思います。このGIGAスクールについては、コロナ関連なのだけでも、一応文科省の別事業か何かで前倒しでやったようなことを聞いているのですが、これはコロナと別事業ではなくて、コロナに関連をして休校もしくは学校が登校できないという状況の中で、前倒しでやった事業なのか、これもともと文科省の政策として進めていた事業を前倒しでやったのかどうか。それでないとしたら恐らく起債なんていうのは出てこないのかなと思うのですよね、普通のコロナだけの事業であれば。その辺分かりますか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 これは、もともと文科省が予定していたGIGAスクール構想事業でありまして、コロナに乗じて前倒しになったものと思われまます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、町民が我慢をして計画した事業ができなかったのは50事業で、額としては3,500万円なのだけれども、コロナで逆に今まで町としては、コロナに乗じてというのか、町の予算なり、もしくはほかの事業でやらなくてはならない事業がコロナ対策事業にカウントされてできた事業というのも結構あるのではないかなというふうに思うのですけれども、概算で結構なのですが、2億7,400万円のうちに、従来、本来であればコロナがあってもなくても、町が事業としてやらなくてはならない事業というのは額としてどれぐらいありますか。概算でいいですよ、細かいのは分かりっこないです。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 ご質問のありました、本来町が行うべきもので、うまくコロナウイルスの交付金対象として計上したものの、大きなものとしては避難所感染予防対策事業が挙げられるかと思えます。主要施策の93ページ、下段になるところですけれども、コロナの影響で改めて新しく避難所の備品が増えたものというのも当然ございますけれども、例えば段ボールの間仕切りですとか、そういったものというのはコロナがなくてもある意味必要であったものではないかと考えております。こちらは、この交付金を活用して大幅に備蓄物資増やせておりますので、こちらが約4,200万円程度使っております。北小学校に新たな備蓄倉庫を設置したりですとか、そういったことも実施をしたため、金額大きくなってはおりますが、こちらはもともとコロナウイルス感染症対策のみではなく、実施をすべきところだったものをうまく使うことができたのではないかと考えております。

それから、国のほうも進めていたところではありますけれども、役場庁舎のオンライン化、各種会議等オンライン会議がコロナの影響によって大きく進んだ部分があるかと思えます。板倉町役場でも最近では県庁まで行かずにオンライン会議ということで、パソコンのモニター越しで会議をすることが増えました。その関係で、ネットワークの整備をこの交付金を使って行っております。こちらは、93ページ、一番上段の役場庁舎オンライン会議等環境整備ということになってはおりますけれども、オンライン会議用のノートパソコンですとか、ネットワーク環境等の整備で、一部令和3年度に繰り越しているものがありますので、事業完了はしてはおりませんが、約160万円程度こちらは行っている事業になろうかと思えます。

本来の業務に追加して、コロナの関係でいろいろなプラスアルファというのはありますけれども、そうでないところ、実際町がやっておいたほうが、普通の状態でもやっておいたほうがよいものということとしては、その2点が大きく挙げられるかと思えます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 概算分かりました。

関連で、決算書の5ページの国庫補助金の収入未済額5,100万円ぐらいですか、これは出納閉鎖までには入ってくるのか、もう決算載ってしまっているから、もう入っていないのだね。これ何なのですか。繰越し分か何かなのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 コロナ事業、先ほど令和2年度37事業を実施したと申しましたが、その中の3事業は今年度に繰越ししております。具体的には、避難所感染予防対策事業、それから役場庁舎オンライン会議環境整備事業、それと地方創生シティプロモーション事業、この3事業が繰越し事業となっておりますので、今年度入ってくるものとなります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。繰越しで今年度、令和2年度の決算には載ってこないけれども、令和3年度のほうに入ってくるという、これ100%交付金事業なのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 ええ、一応100%と今のところ見込んでおります。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かりました。

以上で終わります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

○今村好市委員 はい。

○亀井伝吉委員長 ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 決算書でいきますと、61ページのまちづくり推進事業の中のまちづくり協働事業補助金の関係なのですが、これ主要事業の概要のほうを見たほうがちょっといいと思うので、そちらをちょっと見てください。23ページ、下のほうにまちづくり協働事業とありますけれども、今回の採択事業としまして、3つ挙げてあります。離山、これは継続事業ということですよ。次の板倉町観光サポーター、それから第3行政区の環境整備事業、これ新規ということですけども、これについては当初予算見ますと120万円計上してあるんですよ。今回は、この3つ合わせても67万円ということですよ。この採択事業、3つしか挙がっていませんけれども、実際に申請が挙がったのは、この3つだけなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 1件ご相談のあった事業はありますけれども、令和2年度はちょっと実施が難しいということで、また後ほどということになりましたが、申請は3件全て審査の上、交付決定をしております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、この一番最後の第3行政区の用地環境整備事業とありますね。新規ですけども、基本的に協働事業ですから、住民同士が労役、自分たちで整備すると思うんですよ。そういった部分で行政にこれ採択したということですよ。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 この事業につきましては、集会所の周辺がかなり大きな木が生えてきていて、木の枝が集会所の屋根にかかっているような状況でした。大きな木につきましては、さすがに一般の住民の方、素人では切るのが難しいということで、切るのは業者さんにお任せして、その切った木を片づけたり、あとは除草作業したりということで、総勢13名の方が集まっていたいただいて、清掃活動をやっていただきました。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今後ですけども、こういった一つの用地にかかわらず、いろんな整備事業出ますよね。例えば業者に頼んだ部分と、そこの住民が一つのボランティアではないですけども、やっていくという部分がありますよね。その辺の区分けというか、その辺はどういうふうに考えているのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 環境を整備するに当たって、業者に全てお任せすると、業者に委託するだけの事業は基本的には不可としております。住民の皆様も出てきていただいて、1日、2日なり皆さんで環境整備を汗水垂らしてやるということであれば、一応課長会議で審査全てしておりますので、課長会議で審査の上、決定は課が出すということになっております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。よろしくお願いします。

施策の23ページ、予算書ですと61ページになりますけれども、板倉町のPR及び移住支援事業、すみません。施策ですと25ページです。すみませんでした。まず、これも企画の仕事になるのだと思うのですけれども、他自治体で町おこし協力隊というのが活動しているかと思うのです。これ移住促進ですとか、PRですとか、含めて活動しているわけですが、もしやるとすれば企画の担当ということで間違いはないでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 やるとなると企画の担当となります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今、実際は動いていないわけですが、多分やりたいというような要請が来て、こっちで承諾するような形が筋かなと思うのですが、そういった相談とかの実情があれば、報告いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 これまで移住の相談は数件ありますけれども、地域おこし協力隊として移住して活動したいというご相談は一件もありません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あわせて、PR大使、今回1名増えたというような説明だったのですが、名刺にQRコードつけたりとか、いろいろ町のほうへ引き込むような活動をしてくれということで何回か要望しているわけですが、たまたま3月ぐらいの広報でしたか、PR大使の紹介みたいな感じで、広報委員さんの人物紹介ということで載ったのかなと思っていたのですが、あれは総務課で独自にそういうふう判断されたのか、あるいは企画のほうで持ちかけた企画なのか、どういう感じで。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 それは、今回任命をお願いした染宮さんの記事かと思うのですが、企画のほうから広報のほうにお願いして掲載のほうをしていただきました。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あと8人残っているわけで、定期的にというのですか、外から見た板倉町の魅力というのですか、そういったものをPR大使さんの声で広報で載せていただくと、町内の人って意外と町の魅力って気づかない部分があると思うのです。自分の町をやはり知ってもらって、外でそういう部分、あとPR大使さんとの関わり、SNSだったり、ホームページだったりということで関わって行って、どちらもウィン・ウィンみたいな感じが形成できればなという考えはあるのですが、そういったことで、また企画のほうからそういったPR大使を広報で紹介してもらうような企画を載せていただくことは可能なのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○**館野雅英企画調整係長** 広報紙に載せることは可能です。また、前回委員会のときに議員さんから提案がありました、例えばニュータウンの分譲キャンペーンがあった場合には、そういったものもPR大使のほうに資料をお送りしてPRしてもらうようお願いしたほうがいいという助言受けましたので、ニュータウンの分譲キャンペーン等が開催される場合には、そういったチラシなり、制度なりをPR大使のほうに送りました。そのときに併せて何か気づいたこと、また板倉町について持っている思いとか、感想とか、そういうものもあつたらぜひお聞かせくださいということで、そのメッセージ通知も一緒に送って返信してもらうような形取ったのですけれども、今回残念ながら一通も返信はなかったという状況です。また、なかなか電話での連絡難しいのですけれども、折を見つけて接触する機会を見つけながら、そういった感想、意見等も収集していきたいと思っております。

○**亀井伝吉委員長** 針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也委員** ネットワークが進む中で、電話連絡云々よりも、そのツールを使って情報発信、やり取りしてもらったりとか、あるいはこちらの情報をそういうふう定期的に送るとかということはできるかと思うのです。結局向こうがやはりどれだけやる気があるかというのは、その返事の来るあれでちょっと私個人としては分かるかなと思うのですけれども、いいよと言った割には、活発なあれがなされているかどうかというところはやはり疑問になって、任意で預けている状態のまま終わってしまうのもちょっともったいないなという気がしているので、できれば近くの人がPR大使になって、結局板倉出身ですから、小さい頃知っている人が周りにいるのだと思うのですね、今、日本でも活躍しているよという人でも。そういう人がやはりどういう活躍をしていて、その人の目から見ると、板倉の魅力はこういうものだよというのは、新しい情報として入ってくると思うので、ぜひ総務のほうと相談をしていただいて、実現できればと考えております。

あと、地域おこし、町おこしの協力隊についても、やはり何かの体験でこちらに入って、その体験が魅力的で、ぜひそれをその地域で活性化させたいという人たちが地域おこし協力隊とか、町おこし協力隊になっているのかなと報道なんかを見ていると感ずるのです。ということは、やはりイベント、コロナ上のどのこのこのというのではなくて、やはりイベントを開いて、外から人を呼んで、そこで板倉町でなければできない体験をしてもらうという、実際に動いてもらうというのは、一つこの発信になってくるという部分もありますので、今後ぜひ機会を見て計画していただくようお願いしておきます。

ですから、せっかくのいわゆるつながりができているわけですから、そこをどう活用するかというのは、やはりアイデア一つで全然成果は変わってくると思いますので、PR大使ですからお願いしますという向こう任せではなくて、嫌がられるほどやはりこっちから積極的にアプローチかけてもいいのかな。それで、今ボランティア状態ですけれども、それで成果があれば報償云々も検討していただいて、年に幾らということでもというのもいいのかなとは思いますが、そこが成果は出ない。ボランティアだから成果出なくてもいいのだよというぐらいであれば、報償つけて成果をもらったほうが、俺はせっかく企画している事業としてはいいのかなと思いますので、それは課内で少しもんでいただいて、前向き、前進させていただければと思いますが、課長、その辺についていかがでしょう。

○**亀井伝吉委員長** 峯崎課長。

○**峯崎 浩企画財政課長** 現在のところ、無償ボランティアというような形で協力のほうをいただいております。

ます。今ありました提案等も今後積極的に取り入れてみて、効果が出るかどうか、そこら辺の結果を踏まえて、いわゆるその対価、報償、そういったところも検討する材料にはなるのかなとは考えておりますが、今すぐということではなく、今後を見据えて課内でも検討、協議していきたいと考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 決算書61ページになります。利根・渡良瀬の架橋の関係なのですが、これについてはご承知のとおり、群馬、また埼玉、陳情活動をしているのですが、額的には小さな額の予算ということで、同様と、行ったり来たりの旅費ということであるわけなのですが、やはりこれにはどうしても栃木が絡んでこないと先の進みが悪いなという気がしているのです。令和3年になって栃木との会談もしたというふうな報告もされているのですが、それについて例えば栃木と本当に会談をしたということではなくて、どういうふうな職員、またこちらと群馬と埼玉、どういうような形の人でしっかりと折衝しているのか、陳情しているのか、その辺のお伺いをしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 令和3年1月29日に行いました打合せにつきましては、これはあくまで事務局同士の打合せということで、加須市の部長、課長以下、それと板倉町の企画財政課長、それと栃木市についても部長、課長等が顔を合わせまして、打合せのほうを行いました。そのときの内容なのですが、栃木市も広域避難という点では、橋の必要性を感じていると。ただ一方で、佐野・館林ルートの関係もありまして、栃木市としては佐野市に対する配慮も必要となっていると。栃木市は台風19号の影響を受けまして、河川改修が最優先事項になっていると。ただ、必要性は感じておりますので、動き出すのにどうすべきか。県の県土整備部と検討を行いたいというところで、このときの打合せは終わっております。今年度に入りまして、その後、栃木県の県土整備部との調整はどうなりましたかこちらから問合せをしたところ、回答がございまして、7月に入って栃木の都市建設部、それと栃木県の県土整備部が検討を行いましたが、結論としては、栃木市のスタンスとして、まずは市から選出されています4名の県議会議員、こちらの議員に相談をしたいと。この県議会議員の意向を受け、それを踏まえた中で、最終的には栃木市長がこの協議会に加入するかどうかを判断したいということで、今、回答をいただいております。加入までに時間がかかるので、もう少し待つてほしいというような回答をいただいております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 もう今で事務レベルから一歩進んだなと受け止められるのですが、今、県議も4名の方が参加をし、先へ進もうとしているというふうな前向きな、建設的なものそのものと受け止められます。ただ、やはり事は早急だということだとすると、加須も含め、埼玉も含め、栃木には積極的にそういうことに関してはもうどんどん申入れをするなり、どうなっていますかということで、市にさいを投げないことには先へ進まないということ、例えば尻尾を振るという意味はおかしいかもしれないけれども、どうした、どうしたということの橋を架けるといって向こうも動き出すのが、少しでもペースアップされるのかなと

いう気はしているのですけれども、向こうの成り行きではなくて、今後さらに今、台風19号以降、またもう今日のニュースでは、大型の台風も来ているということも踏まえると、一日も早く、一年でも早く着手できるようなことの方角づけをつくっていただきたいと思うのですけれども、これは命に関わる問題だということで、利根と渡良瀬、しっかりこのラインを結ぶということも必要なかなと思います。埼玉にすると、もうかなり計画路線もしっかりしているということ、もちろん群馬もそうなのですけれども、あとは栃木ということで、県議、代議士からも対応していただければと思うのですけれども、それについて課長、どう思っていますか。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩企画財政課長 確かにおっしゃるとおり、この関係につきましては、災害の面からも考えて、非常に架橋、こういったところをつくって、いろんなところに避難路等の確保なんかも必要なというふうに考えております。

先ほど係長からの話もありましたが、そういったところも踏まえながら、比較的埼玉側と群馬側については、結構やり取りがあって、陳情等行っているという状況、これを栃木市さんのほうに伝えて、栃木のほうにもそういった形で陳情なり、そういったところをしていければというふうに考えておりますが、今のところ、栃木県の内部の状況を報告を受けながら、その後、すり合わせをしながら進めていければというふうに考えているところではございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 主要施策の23ページ、一番下のまちづくり推進事業の中の離山公園の管理・美化事業なのですけれども、ここ本当に大変な思いをしてボランティアの方が開拓をして、ヒガンバナですか、最初はそんなたくさんではなかったのですけれども、今は大分拡大をして、大変すばらしい花を咲かせているようでございますけれども、結構見学者も来ているということで、私も一、二回ちょっと見させていただいたのですけれども、ああ、すてきなというふうに感じて、ああ、ここをもっと整備したりなんたりして、もっとたくさん町外からも人が来るようになれば、ニュータウンのほうも回ってみたりとかして、販売にもプラスになるのかななんて思ったことがあったのですけれども、そこでどのぐらいの人が離山のそのヒガンバナを見学に来ているのか、町のほうで把握しているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 令和2年度の集計になりますが、来訪者が1,200人ということで報告のほうを受けております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 それで、ちなみに町外はどのぐらい来ているのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 1,200人のうち、町内から訪れた方というのが426名、ほかは町外から来ていると

ということです。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 それで、こちらのPRというのですか、離山にこんなすてきなところがあるのですよ、板倉町はというPRはどのようになさっているのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 町の広報紙、それから町のホームページ等でPRのほうをさせてもらっています。それと、その時期になりますと、周辺にのぼり旗を立てて誘客するようにしております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ちょっと予算などはどのぐらいそのボランティアの方につけてあげているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 基本的には、このまちづくり協働事業補助金のみこの団体のほうに支出をしております。一部のぼり旗の制作などについては、町が支出してこれつくっているものでございますけれども、この団体に対する補助金ということになりますと、まちづくり協働事業補助金のみとなっております。

○市川初江委員 お幾ら。

○館野雅英企画調整係長 16万4,000円になります。

○市川初江委員 16万4,000円ね。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ちょっと上乘せしてあげるという気持ちはないのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 このまちづくり補助事業が30万円を限度としておりますので、団体のほうが今年度こういう事業を組んで、このぐらい経費がかかるので、では限度額いっぱい30万円までくれとか、この年度はこのぐらいの活動なので、では20万円で大丈夫とか、毎年毎年申請上げてもらって、それに対する交付をしております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうしますと、ではボランティアの方の計画の中で町のほうに要望があって、その要望の値段はちゃんとつけてあげているということですね。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 はい、現在のところそのようにさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ちょっと離山も散歩するのもとてもいいかなと思いますので、ちょっと町のほうも少し力を入れてボランティアの方と協力をして、板倉町をPRしていただければと思いますので、要望としてお願い申し上げます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。予算書の57ページ、町有財産管理事業の中の一番下のところかな、敷

地の賃借料かな、概要でいうと26ページなのですけども、その26ページのところで、一応昨年度で旧役場庁舎解体して、更地にして、地権者に一応返したと思うのです。その後、手前のほうはほとんど返済のところで、奥のほうだけ一応町の敷地がありますよね。あそこについては、要は今後どういうふうに扱っていくのか。もしうまく民間の不動産か何かあれば、あそこの一帯に住宅とか、そういうところを不動産屋さんが開発していくようになれば、それと一緒にあの辺も払い下げしてしまっ、売却してしまっ、あの土地を一帯として開発してもらうことも考えるのかなと思うのですが、その辺のところ、取りあえず今のところはあそこは何に使っていますか。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 役場の旧庁舎の敷地の状況ということなのですが、いわゆる旧第2庁舎北側のほうのプレハブのもの、あちらの敷地は全て借地でございましたので、それぞれ所有者様のほうにお返しをしている形です。旧本庁舎の側、あちら側は今、旧庁舎があったときから、倉庫を一部置いて使っていたところなのですけども、まだその倉庫の中の部分ですとか、そういったものが残っておりますので、倉庫として一部残してあります。敷地については、半分程度は個人の方のものになっておりまして、あそこ全体をというのなかなか難しい、利用としては難しい。その当時、庁舎解体を始める前に民間の不動産業者さんからもお話がありまして、その土地の所有者の方にもそちらを紹介をさせていただいたのですけれども、そちらの所有者の方は売る気がないというお話がございまして、ちょっと一体的に何かに利用というのはなかなか難しい状況かなというふうに現在は考えております。倉庫のほうのものが片づいて、さらにできるようであれば、町の部分のみの利用というのは可能ではあるのですが、ちょっと一体的に大きくというのが難しい状況ではございますので、それ以降も不動産屋さんですとか、建物のリースなんかをやっている業者さんからは問合せあるのですが、ちょっとやはり全体ではないという話をする、引かれてしまうところが多いです、そちらは今後も検討を重ねたいと思います。今のところは倉庫という形で残って使っておりますので、継続になるかと思えます。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 解体当時からそういうやはり問合せがあったのです。ただ、役場の今の持っている自前のところの敷地が奥ですものね。あの入り口のメインの通りからくっついていけば、どうかこうにか役場の権利で売買もできるのだろうけれども、手前が民間の個人の所有地なので、そこの方が返事なりしてもらわないと、なかなかあそこも開発できないのかな。ただ、もったいないのはもったいないのだよ。やはり去年ずっと見ているのですけれども、何ら変わらず、ただ敷地が敷いてあるだけで、できれば個人的な考えでいけば、ちょうどあそこあたりは住宅には一等地ぐらいの場所なので、そういう考えでいくと住宅メーカーなんていうのが出てきて不思議ではないのかなという感じはするけれども、個人で売る気がないとすると説得するのがなかなか難しいかなと思います。それは取りあえず今後も何か問合せがあったら、個人だからなかなか難しいのかなと思うのですが。

もう一つは、その役場が持っている倉庫がありますよね。あそこは一番東側から入るしかないのだよね、あの勾配があるところ。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 主な入り口としては東側なのですけども、一応西側の県道のほうも車1台程度入れ

る分ぐらいの町の敷地がございます。

○小林武雄委員 あるの。

○高際淳至財政係長 ただ、ちょっと車ではなかなか入りづらいので、どちらかという東側からは入ってしまっておりますが、一応西側の道路とも接道はしております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 取りあえずその東側の敷地については、倉庫ということなので、倉庫を使いながらその辺のところを時期が来たら、それもうまく一体的に開発できればなと思いますので、状況を注視しながらやっていってください。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 回答はよろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしく願いします。

主要施策のほう、26ページで、ふるさと納税事業についてちょっとお伺いしたいのですけれども、いっとき派手な返礼品の件がありまして、いろいろ厳しくなったということで、額も1回ちょっと減ってきたというふうに聞いているのですけれども、昨年と比べて今回トータルすると150万円ぐらい増えたということなのですけれども、もう新たに増えた返礼品という影響もあったのかどうかをまずお聞かせいただきたいと思っています。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 ふるさと納税につきましてですが、委員もおっしゃったように、令和元年度、ある種金券的なものというものは制限がかけられてしまいまして、板倉町でも商工会の商品券のほうはそれに抵触をするということで、ふるさと納税の返礼品からは除外をさせていただきました。その後、新商品の相談等を事業者様とさせていただいて、令和2年度については千代田町にありますサントリーのビール工場さん、あちらを邑楽郡は包括協定ということで協定を結ばせていただいておりますので、その商品をふるさと納税の返礼品にできないかということで、サントリーさんからの働きかけもございまして、今、郡内で統一で返礼品とさせていただいております。こちらは、昨年の12月からさせていただきまして、ほぼ12月の1か月間のみ出せたような状況だったのですけれども、そちらで約100万円ほど納税額が増えておりますので、そちらが大きなものかなとこちらは考えております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 あと、最初の頃はイトアンドか何かのギョーザも返礼品にしていたけれども、それも駄目になったは駄目になったのですよね。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 イトアンドさんのギョーザについては大丈夫です。粉でチャーハンのもとになるような、板倉工場では製造していないものが当初ギョーザとセットで出していたのですけれども、そちらはちょっと板倉工場ではないということで外させていただいた形です。参考ですけれども、昨年度でいいますと、やはり大阪王将さんのそのギョーザのセットが一番件数は多く出ております。あとは第一石鯰さんの医療用の洗剤、そちらと、あとグライダークラブさんの体験搭乗券等も出ておりまして、その辺が板倉町のふるさ

と納税の返礼品としては多く出ているものになっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 ありがとうございます。

それと、ふるさと納税で町に納税して下さっている方は大体毎年同じような方がいただいているのか。例えば返礼品がよくなったら、急に寄附してくれるようになったのか、その辺コアな納税してくれている方というのは割合どれぐらいいらっしゃるのか。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 ふるさと納税に関しては、割といろいろな人がいろんなところを渡り歩いているというのがこちらとしては正直な感想で、当然当町出身の方であろうという方は、そうですね、十数名程度、こちらも把握はさせていただいているのですが、割と毎年同じ方と言うよりも、いろんな人がその時々でという形が多いかなと。あとはグライダークラブを利用されている方の寄附というのは、一定割合で固定的にいらっしゃるというところで、やはりこちらは30件程度いらっしゃるのかなというところで把握をしております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 となると、やはり返礼品の商品開発というのが大事になってくる部分もあるかなと思います。やはりサントリーさんですと、ビールとかウイスキーとかもあろうかと思うのですが、例えば日本酒とか、今よく酒屋さんの前で板倉産のお米を使ったお酒とか、そういったものは売り込みとかあったりとかしているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 そうですね。お話のとおり、板倉産のお米を使ったお酒ですとか、そういったのは町の酒屋さんと今調整をして、令和3年度は新規商品という形での提案を進めさせていただいているところでございます。あとは、今後もその辺の商品開発、先々月の広報のほうにも出せる商品があるようでしたらということで、掲載をさせていただいて、幾つかの提案をいただいて、検討をしているところでございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 主要施策の96ページ、臨時財政対策債のこの償還のことでちょっとお聞きしたいのですが、一応これ国の借金ということで、国から交付税で財源手当しているということになっているらしいのですが、この2億4,500万円償還というのは、これは1口ではないですよね、高際さん。何口もこの分のこの償還額でしょう。トータルでしょう、2億4,500万円というのは。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 こちらの償還額については、おおむね臨時財政対策債ですと、20年程度の償還期限としますので、約20年分が累積したものに。

○青木秀夫委員 だから、何口も入っているわけでしょう。

○高際淳至財政係長 はい。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、この2億4,500万円の交付税で入ってくる場合に、交付税で十何億円入り

ますよね。その中でこれの臨時財政対策債の何分ですよ、何分ですよと言って、そういう明細つきで交付税って入ってくるのですか。1本で入ってきてしまうと分からないよね、これ。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 交付税の算入についてですが、基本的に交付税の金額というのは、幾らを金額を積み上げるといふ計算をしておりません。基準財政需要額に算入をするという形になりまして、例えば平成20年に借りた額、借りる……

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 聞き方が悪いのかもしれないけれども、交付税で十何億円と入ってくるでしょうと言うのです。いいですよ、細かいことは。その中にこの2億4,500万円の臨時財政対策債の償還金でも入ってきているわけでしょう。その中に含まれているわけでしょう。私が聞いているのは、この2億4,500万円の償還額というのが、これの分ですよ、これの分ですよ、これの分ですよというので分かるように入ってきているのですかというのです。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 そういった形でダイレクトで幾らというふうに分かるようには入ってこないです。

○青木秀夫委員 だから、そこを聞いているのです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、そうすると、これ臨時財政対策債を発行するときは、その20年間のうち、後で国が返済を責任持ってしまうよという形で発行するわけでしょう。だけれども、その20年間の間に毎年毎年償還する場合には、これ何口もあるわけだよな、発行するので。1口でこれ約30億円臨時財政対策債が発行されているわけだ、板倉町で。それは20年間のうちに単純に言えば1年に2億4,000万円だか、2億円だか返済、償還していくわけだけれども、それが交付税の中にびしっと、口で言っていることと、実際10年、20年後にそれがはっきりつじつま合っているのかと聞いているのです。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 普通交付税については、その算定の基礎を全て何年度のどういった起債の幾らをどういふ掛け率で入れるかというのをドリルで計算表が出てきていますので、それで基準財政需要額に含めているという計算は全て入っているのを確認できるようになっています。

○青木秀夫委員 なっているのね。

○高際淳至財政係長 はい。

○青木秀夫委員 なってればいいのですよ。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、よくこれ分からないのではないか。国が調子いいこと言って、後で払ってやるから、後で責任持って負担してやるからと言って、どんどん、どんどんこれは20年先のことは分からないのだからと言って発行させておいて、返済するときになると、それは一部、一部というか、大まかには国からその交付税の中に入ってきているのだろうけれども、うやむやにして、地元の市町村というか、県だかの自治体が負担している分があるのではないかと、かなり疑われているところあるのではないの、これ。曖昧さがある。

○亀井伝吉委員長 高際係長。

○高際淳至財政係長 基本的にはその計算式というのは、全て全自治体共通で表示をされているものなので、疑いはないかと思えます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、分かりました。

それで、いま一つ、ちょっと簡単に聞いて。さっきの離山のヒガンバナがどうのとかの話なのですが、先ほどあれ館野さんか、ちょっと俺が聞くだけでいいのだ。言うだけでいいのだ。あそこの看板が分かりにくいよね、あれ。よその人が来た場合、入り口が、見たことあるでしょう、あの看板。あの看板、非常にあるのだけれども、小さいし、方角が悪くて、敷地を借りられないのかどうか分からないけれども、もうちょっとあれ、いい看板、立っているのだけれども、立てたのだ。前よりはいいのが立ったのだよ、あれ。前は何かこんなぐらいのがちょっとあっただけで、少しいいのが立ったけれども、せっかく立てたけれども、あれ見えないよね。車なんかで来たら、亀井さんよく知っているけれども、見えないでしょう、あれ。歩いて行ったって、なかなか探さないと見えないようなもので、せっかくつくってもらったのだから、あの位置もそうなのだけれども、あとサイズ、大きいサイズをつくってやってもらおうといいのかなと思っているのですが、あれ場所借りられないのですか、あそこ。あのポールの設置場所。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 では、ちょっと現場をしっかりと確認して、その下の土地等も確認して、あとは東部地域活性化推進協議会の代表者、会長さんともよく話し合っ、議員さんからこういう意見いただきましたということで、では今後の方向性を定めていきたいと思えます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 地元の人は知っているから、そんな場所がどうのこうのと気にならないよね。だって、私、よそから来た人の話をしているわけだから、私よくあそこを散歩なんかして見るのだけれども、そんなのではせっかくつくっても、車で来たのでは分からないよなというふうに思うので、せっかくつくったのだから、地元の人は意識しないと思うのです。亀井さんが見ても分かるでしょう。あれ分からないよね。だから、私が見ても分からないと思うので、せっかくだから、もう一回、位置をずらすとか、もっと大きいので、明るいところへしてやらないと、せっかく来た人もあそこもうろろして、何か混乱させることになるかと思うので、ぜひお願いしたいと思えます。検討して。

○亀井伝吉委員長 時間があと5分ありますので、1名簡単にお問い合わせいたします。

ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 今回の決算書にはちょっと載っていないのですが、予算書見ますと、新規で公共施設利活用の検討事業というのがあるのですよね。ありましたよね。それが今回計上されていないのですが、恐らくこれコロナによる中止事業だと思うのです。内容を見ますと、燃料費とか、食糧費とか、有料道路の使用料と計上されているのですよね。ということはどこか視察する予定だったのかなという感じがするのですが、恐らくコロナの関係で視察できなかったということで、計上していないと思うのですが、これは当然北小とか南小の利活用の部分が入っているのですが、これはどうなのでしょう。

要するに検討事業というのは、改めて何かそういう組織をつくってやろうとしたのですか。

○亀井伝吉委員長 館野係長。

○館野雅英企画調整係長 この公共施設の利活用なのですから、これは旧北小・南小の利活用をどうするかという事業内容になります。協議会については現在のところ設置はしておりませんが、今のところ役場内で検討を進めているという段階です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、現在協議会としては、要するに現時点でも役場職員の中で検討している状況ですよね。例えば新規事業でそういった協議会の利活用の検討事業ってあるわけですから、例えば一つの協議会を立ち上げてやるのかなと思ったのですけれども、それ現時点ではまだ立ち上げていないということですね。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩企画財政課長 現時点では、こういった形で有効活用できるかという項目を今絞っているところでございます。町民アンケートの結果だとか、そういった結果を踏まえながら、こういった利活用方法があるかということで、そのために改修費用がどのくらいかかるのかというようなところも今算定をして、この後、こういった方法が一番より費用もかからなく、地域の人々の要望も酌んで利活用ができるものになるかというのを選定、絞ったところで、またさらにこういった会議で発表するかというか、検討を続けていくかというのはこれからの検討材料となっているところですので、現時点ではまだ協議会等の開催とか、そういう形には至ってはいない状況です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員、簡単をお願いします。

○荒井英世委員 最後の質問。

そうしますと、確認ですけれども、今後あの協議会を立ち上げるということで理解していいのですか。

○亀井伝吉委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩企画財政課長 そのことも含めてまだ検討中ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

慎重なご審査ありがとうございました。

以上で企画財政課関係の審査を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

○亀井伝吉委員長 では、再開いたします。

続いて、住民環境課関係の審査を行います。

住民環境課からの説明をお願いいたします。

川田課長。

○川田 亨住民環境課長 皆さん、お世話になります。早速ですけれども、当課では一般会計と下水道会計ございまして、まずは一般会計の歳入のほうからご説明申し上げます。

決算書22、23ページを御覧になってください。14款使用料及び手数料でございます。2目の手数料として、総務手数料でございます。収入済額が614万7,700円でございます。その内訳としますと、戸籍関係の手数料、除籍関係の交付手数料、住民票関係の交付手数料、印鑑登録の証明の手数料、マイナンバーカードの通知カードの再発行手数料、個人番号カードの再発行手数料、1つ飛びまして、臨時運行許可交付の手数料、もう一つ飛びまして、その他の交付手数料でございます。

次のページ、24、25ページをお願いします。2目衛生手数料でございます。その中の区分といたしまして、畜犬登録注射手数料88万640円でございます。

次、下の欄に移りまして、2節清掃手数料として5,500円でございます。

次の15款の国庫支出金でございます。2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金でございます。

次のページを御覧になってください。26ページ、27ページでございます。その中の衛生費国庫補助金として、環境衛生費補助金でございます。収入済額が36万9,000円でございます。その内訳としますと、浄化槽関係の交付金でございます。

失礼しました。その同ページの上に移っていただきますと、上の2節戸籍住民基本台帳補助金でございます。この補助金につきましては1,230万2,000円でございます。内訳は、個人番号カードの補助金でございます。

次のページ、28、29ページを御覧になってください。15款の国庫支出金でございますけれども、3項の国庫委託金、2目の民生費国庫委託金でございます。これにつきましては収入済額351万4,674円でございます。これに係るもの、国民年金に係る補助金でございます。

ページが飛びまして、32、33ページをお願いします。16款の県支出金でございます。3目の衛生費県補助金でございます。2節の環境衛生費補助金でございます。収入済額が310万5,000円でございます。これは、浄化槽に係る補助金でございます。

次のページ御覧になってください。34、35ページでございます。16款の県支出金でございます。3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。2節で環境保全費委託金でございます。収入済額が8万850円でございます。これに係るものは、行人沼と雷電神社の環境保全の委託金でございます。

ページを飛ばさせていただきます。44、45ページを御覧になってください。収入の最後です。21款の諸収入でございます。中ほどに許可書代及び従業員証代というのがございます。20万6,000円でございます。

その下の段ですけれども、資源ごみの売上代として135万103円の収入でございます。

収入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出のご説明申し上げます。64、65ページを御覧になってください。2款の総務費、11目の諸費でございます。支出済額が33万円でございます。これにつきましては、法律相談の弁護士さんに払う委託料でございます。

ページ飛ばさせていただきます。68、69ページ御覧になってください。14目の環境保全費でございます。これにつきましては、緑地・自然環境保全の清掃委託事業として8万850円、河川・湖沼の水質検査業務55万763円、地球温暖化対策事業として81万5,959円、空間放射線量測定事業といたしまして6万7,155円でございます。

次のページに移りまして、右側、外来生物対策事業として、これは182万1,745円でございます。

ページ飛ばさせていただきます。80、81ページを御覧になってください。2 款の総務費でございます。3 項の戸籍住民基本台帳費、1 目の戸籍住民基本台帳費でございます。これにつきましては、右側の備考欄を御覧になっていただけるといいのですけれども、二重丸の上から2 番目、戸籍整備事務費として821万4,049円でございます。

1 つ二重丸を飛ばしていただきまして、住民基本台帳等の事務でございます。これが632万6,226円でございます。旅券事務といたしまして44万8,190円、人権相談の事務といたしまして6万2,350円、自衛官募集事務といたしまして1万4,983円、マイナンバーカードの交付事務といたしまして632万6,957円でございます。

ページを飛ばしていただきまして、102ページ、103ページを御覧になってください。3 款の民生費でございます。3 項国民年金費、1 目国民年金費でございます。これにつきましては、国民年金の事務事業として33万4,114円でございます。

ページを飛ばさせていただきます。4 款の衛生費でございます。3 目の環境衛生費でございます。この内訳ですけれども、備考欄を御覧になっていただきまして、中ほどの火葬費の補助事業として1,091万4,000円でございます。

次の行が合併浄化槽の設置費補助事業として748万2,777円でございます。浄化槽のエコ補助事業として160万円、太陽光発電システムの事務事業といたしまして96万1,000円、犬の登録・狂犬病の予防接種事業として44万6,398円でございます。

次のページを御覧になってください。112ページ、113ページでございます。2 項の清掃費、1 目の清掃総務費でございます。真ん中から下のほうなのですけれども、ごみステーションの管理と集団回収業務といたしまして238万8,045円でございます。資源化センターの管理事業として33万7,620円でございます。

次のページを御覧になってください。ごみ処理の委託業務として1,624万2,398円、一般廃棄物の運搬事業として5,790万8,762円でございます。ごみの広域処理事業といたしまして1億2,254万4,000円でございます。

その下の段の3 目のし尿処理費でございます。これにつきましては、し尿処理及び浄化槽の広域処理事業といたしまして4,580万9,000円でございます。

ページを飛ばさせていただきます。136ページ、137ページを御覧になってください。8 款の土木費でございます。3 目の下水道費、これにつきましては、下水道事業の特別会計の繰出金として9,541万6,000円でございます。

一般会計のご説明は以上でございます。最後のほうの下水道事業特別会計の決算を御覧になってください。下水道事業の関係の4 ページ、5 ページの歳入と歳出のみをご説明申し上げます。下水道事業特別会計は、歳入総額1億9,742万2,062円でございます。歳出総額が1億7,393万5,263円でございます。歳入歳出の差引残額と実質収支額が共に2,348万6,799円でございます。詳細につきましては、係長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 戸籍年金係の齊藤です。よろしくお願いいたします。それでは、令和2年度に実施いたしました戸籍年金係の事務につきまして説明させていただきます。

先ほど課長のほうから大まかな数字のほうを読み上げたのですけれども、私のほうから若干その中からよ

りすぐりまして、説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、歳出なのですけれども、65ページを御覧ください。法律相談は下から3つ目の二重丸なのですけれども、法律相談事業につきまして、業務委託料を33万円となっております。内容といたしましては、群馬弁護士会と弁護士の派遣契約を締結しまして、毎月第2火曜日の午後1時から4時までの派遣で、年間12回の開催となっております。令和2年度におきましては、34件の相談件数となっております。

続きまして、75ページ、上から3つ目の二重丸を御覧ください。新型コロナウイルス感染予防啓発品配布事業としまして212万5,200円となっております。内容としましては、窓口に来庁する町民に対しまして、除菌アルコールタイプの携帯用ウェットティッシュを全部で8,400個購入して配布させていただきました。

続きまして、81ページ、上から2つ目の二重丸を御覧ください。戸籍整備事務といたしまして821万4,049円となっております。主なものとしましては、戸籍システムの保守委託料、賃貸借料、使用料となっており、これは毎年同額が支出されております。

17節の備品購入費といたしまして、戸籍や住民票が複数枚になる場合にとじる電動契印機を購入したことによる23万6,500円となっております。

その2つ下の二重丸、住民基本台帳事務といたしまして632万6,226円となっております。主なものといたしまして、住基システム改修委託料の283万2,500円となっております。改修内容といたしましては、国が令和5年度までの完了を目標に行おうとしている戸籍情報連携システムの改修で、今回は住民基本台帳と戸籍をマイナンバーを使ってひもづけるための改修ということで、2年度分の事業となっております。

その下の二重丸、旅券事務といたしまして44万8,190円となっております。主なものといたしまして、17節備品購入費のIC旅券用端末購入費の32万7,800円となっております。

一番下の二重丸、個人番号カード交付事務といたしまして632万6,957円となっております。主なものといたしまして、83ページ御覧ください。こちらの18節、個人番号関連事務の委任に係る交付金623万3,800円となっております。こちらにつきましては、国のほうから補助を受けたものをほぼそのまま地方公共団体情報システム機構、こちらのマイナンバーカードの申請受付とか、交付だとか、作成とか、そういったものを行っている機関なのですけれども、そちらに支払っているものです。

続きまして、103ページを御覧ください。一番下の二重丸を御覧ください。国民年金事務事業といたしまして33万4,114円となっております。主なものといたしまして、年金生活者支援給付金に係る所得情報提供のためのシステム改修委託料として33万円となっております。

続きまして、111ページ御覧ください。上から4つ目の二重丸を御覧ください。火葬費補助事業1,091万4,000円となっております。令和2年度におきましては、187件の補助金交付となっております。斎場別内訳といたしましては、館林の斎場が175件、太田市斎場が5件、その他7件となっております。

以上、戸籍年金系の事業につきまして説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 住民環境課環境下水道係の寺崎と申します。よろしくお願いいたします。

環境下水道係としましては、一般会計及び下水道特別会計がございますので、まず一般会計の歳入歳出について説明させていただき、続きまして下水道事業特別会計の歳入歳出について説明をさせていただきます。いずれも主立った事業を中心にご説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般会計の歳入になります。決算書24ページ、25ページを御覧ください。24ページ上段、14款2項2目の衛生手数料でございます。お隣、25ページ、上段になります。畜犬登録料及び狂犬病予防注射手数料でございます。決算額88万640円となりました。前年度と比べますと34万4,600円の増額となっております。こちらは、注射頭数が増加したことが主な理由となっております。登録頭数は857頭、注射済み数が800頭となり、接種率が93.35%ということで、群馬県内1位の接種率というふうになってございます。

次に、1ページをめくっていただきまして、26、27ページを御覧ください。26ページ下段、15款2項3目の衛生費国庫補助金でございます。右のページ、27ページ、同じく下段になります。浄化槽設置整備事業費交付金でございます。決算額36万9,000円となりました。こちらにつきましては、合併浄化槽の国庫補助金になってございます。前年度比べますと399万7,000円の減額となっております。こちらの国庫補助金につきましては、補助率2分の1と補助率3分の1の事業というものを利用して交付を受けております。当初こちらは町が設置予定とした申請数、申請基数で交付確定がされまして、交付金を受け取っておるものですが、通常は実績の基数で確定された形で変更を行いまして、交付がされるものになっているのですが、こちらの事業につきましては、通常変更して実績で確定交付となるわけですが、国の事業では変更なしということで、当初交付した額はそのまま交付をしておき、年度間に差額を調整するという年度調整という特殊なシステムを取ってございます。このため、令和2年度においては、差額を調整されたということで交付額がかなり減額となったということになってございます。

次に、32、33ページを御覧ください。32ページ、中段やや下になります。16款2項3目の衛生費県補助金でございます。右の33ページ、中段、浄化槽設置整備事業費補助金でございます。決算額310万5,000円となりました。こちら先ほど同様で、合併処理浄化槽への県の補助金になってございますが、こちらは国庫と異なりまして、年度間の調整額はございません。前年度と比べますと206万9,000円の増額となっております。合併処理浄化槽の設置基数が増加したことが主な理由となっております。

次に、44、45ページを御覧ください。21款5項3目の雑入になります、右側に移りまして、45ページ、中段になります。許可書及び従業員証代でございます。決算額20万6,000円となりました。こちらにつきましては、一般廃棄物処理業の許可に係る手数料となっております。前年度と比べますと5万9,000円増額となっております。その下、資源ごみ売上代でございます。決算額135万103円となりました。こちらは、古紙類やペットボトルなどの資源ごみの売上げになっております。前年度と比べますと5万7,455円の増額となっております。雑入全体としましては、前年度とほぼ変わりがないというような状況でございました。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出に移ります。少しページ飛びまして、68ページ、69ページを御覧ください。68ページ中段、2款1項14目の環境保全費でございます。右側に移りまして、69ページ、中段やや下、上から6つ目の二重丸、河川・湖沼水質検査事業でございます。決算額55万763円となりました。こちらは、河川・湖沼、工場排水の水質検査を業務委託をしている費用となっております。河川水質調査につきましては、板倉川で2か所、谷田川で2か所、合計4か所を年に4回調査をしてございます。湖沼水質調査につきましては、ニュータウンのふれあい公園、いずみの公園、行人沼、天神沼、大箇野川用排水路、こちらの5か所を年に4回実施しております。工場排水調査につきましては、水質汚濁防止法の係る特定施設を有する事業所から年間の排水量の多い6つの事業所を抽出しまして、年に1回調査を行っております。また、同じく工場排水の

ニュータウンの部分についての工場排水調査ですが、こちらは事業所2か所を対象としまして、年に12回実施をしているものとなっております。前年度と比べますと、合計しまして28万963円の増額となっております。増額の理由としましては、ニュータウン内にあります北の調整池、こちらにおいて年々アオコの発生や魚の大量死がここ数年見受けられておりまして、水質が悪化しているのではないかなというような地元の方からも苦情も寄せられているというような状況でございます。水質検査の結果について、全て基準値内で安定しているというようなところですが、この調整池に排水をしている企業の監視強化としまして、分析回数を毎月行うように変更し、加えて分析項目も増やしたことが主な増額になっている理由となっております。

次に、その下の二重丸、地球温暖化対策事業でございます。決算額81万5,959円となりました。こちらの事業につきましては、フロン排出抑制法に基づいた公共施設の空調機の点検委託料が主なものとなっております。前年度と比べますと68万1,264円の増額となりました。こちらは、新たに空調機冷媒漏えい検査業務の委託料としまして71万5,000円を支出しておりますので、こちらが主な理由になってございます。こちらにつきましては、平成27年フロン法が施行となりまして、一定規模の空調機器や冷蔵庫、そういったものを管理する場合、3年に1回点検をなささいよというような義務がございます。そちら3年が経過するというので、こちらの業務を委託するということになってございます。

次に、1枚めくっていただき、70、71ページを御覧ください。14目環境保全費の続きになりますが、右の71ページ上段、外来生物対策事業でございます。決算額182万1,745円となっております。

次に、同じく71ページ、下段、下から3つ目、二重丸、ごみステーション管理支援事業でございます。こちらは新規事業となっております。決算額82万226円となりました。

次に、少し飛びますが、110、111ページを御覧ください。右側に移りまして、111ページ、中段、合併処理浄化槽設置費補助事業でございます。決算額748万2,777円となっております。

同じく、その下、浄化槽エコ補助金でございますが、160万円となっております。

次に、その下、二重丸の住宅用太陽光発電システム設置費補助事業でございます。決算額96万1,000円となっております。前年度と比べますと、設置基数の減少に伴いまして、59万4,000円減額となっております。

次に、114ページ、上段、4款2項2目の塵芥処理費の続きとなっておりますけれども、右側115ページ、上から2つ目の二重丸、一般廃棄物収集運搬事業でございます。決算額5,790万8,762円となり、前年度と比べますと134万4,331円の増額となっております。

次に、その下、二重丸、ごみ広域処理事業でございます。決算額が1億2,254万4,000円となっております。

以上が一般会計の歳入歳出の決算となります。

続きまして、板倉町下水道事業特別会計の決算について説明をしていきたいと思っております。決算書、後ろのほうのページになります。緑色の表紙、最後になってございます。8、9ページを御覧ください。歳入の内訳になります。1ページ、1款使用料手数料でございます。こちらは、下水道使用料が主なものでございますが、決算額が7,361万7,789円となっております。

次に、ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページになります。10ページ、中段、6款諸収入でございます。こちらは、行政財産使用料や建物共済金などが主なものとなっております。決算額126万

1,539円となりました。

次に、その下、7款町債でございます。こちらは公営企業会計適用債の借入れとなっております。決算額は100万円となっております。

以上、歳入総額1億9,742万2,062円となっております。

次に、歳出に移ります。ページをめくっていただきまして、12、13ページを御覧ください。一番上、1款下水道費でございます。こちらは職員の人件費や各種の業務委託等になってございます。決算額が7,584万8,043円となりました。

次に、3目管渠維持費でございます。決算額は6,820円となっております。前年度と比べますと1,114万3,000円の減額となっております。

次に、4目水質浄化センター費になります。決算額が5,049万9,279円となっております。

以上、歳出総額1億7,393万5,263円となりまして、前年度と比較しますと2,188万4,718円の減額となっております。

雑駁な説明ですが、以上で終わります。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。お願いします。

まず1点、確認なのですが、決算書の115ページ、説明のありました一般廃棄物収集運搬事業で、主要施策の概要で、38ページ、中段、一般廃棄物収集運搬事業で、額面が違うのですが、これは何で額面が違うのか、まず1点お願いします。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 すみません。もう一回ちょっとお願いします。額面……

○針ヶ谷稔也委員 115ページの一般廃棄物収集運搬事業の決算額は5,790万8,762円で、こちらの主要施策のほうは5,696万9,000円になっているのです。同じ事業で決算額が違うようなのですが、なぜですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 すみません。こちら、決算書のほうの額面なのですが、5,790万何がしというのは、総額需用費とか全て入れ込んだ額面になってございます。こちらの主要施策のほうの収集運搬事業につきましては、収集運搬事業に係るそのもののその数字だけを記載してしまっておりますので、額面に差が出てきているというふうなところになってございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 これ間違いのもとだから、どっちかに統一したほうがいいのではないですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 ありがとうございます。気をつけます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 いいですか。よろしいですか。

収入のほうで諸収入の資源ごみの売上の売上代というのが、45ページです。135万円弱ということで記載があるわけですが、先ほどの説明ですと古紙とペットボトルの販売ということですが、これ2点だけですか。ほかに売買できるものというのは今あるのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 ちょっとお待ちください。

今、有価で取引をしているものが古紙とプラスチック、あと廃食用油の3点になってございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 なかなか以前ですと、処理が中国云々ということでできていたわけですが、最近ですと、その辺が滞っているみたいな報道もあったりして、売買ができるのかなと思っていたのですが、結構な額あるわけですが。燃えるごみで回収している中に結構プラとかプラスチックとかというのが現在も混入しているような状態が見受けられるのかなと思うのです。売買できるのであれば、他町実践しているところあるかと思うのですが、もう少し細かく分別というのは、その辺をして、それが売上げにつながりますよ。町のほうに財産として入りますよ。皆さんにあれできますよという説明をしながら、分別に協力していただくような方向で対策が取れないかなと思って今質問をさせていただきますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 先ほど針ヶ谷委員さんがおっしゃるとおり、可燃ごみの中に容器包装プラスチックとか、いろんな有価になるものも実際含まれて排出されているような傾向だというのは認識をしております。そういう中で、分別をしていただきたいという周知とか広報活動で周知徹底をしているところなのですが、やはりなかなか人の考え方というのは、道徳性といいますか、一緒に燃えるものだから、ごみだからということで出されるということも多分多いところかなというふうには思われますので、その辺の人の意識改革、そういったところを中心に今度は少しPRとかしていくのも必要なかなというふうには考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 徳島でしたっけ、結構な数の項目で分別しているというのがよく報道されたりしますよね。隣の明和町にしても、やはりステーションがあって、その中でボックス置いて、そこで住民が分別して廃棄しているような姿を何回か見たことがあります。今のところ回収場所を板倉町ですと公民館が主なところになっているのかなと思っているのですが、やはりわざわざ行ってやるという手間からすると、なかなか定着しづらいのかなと思うのですが、やはりそれが返ってくるというのは、町民税が安くなるのかなとかという、何か目につくようなことで反映されていけば努力できる部分も出てくるのかなと思うので、そこをちょっとアイデア出していただいて、町民が取り組みやすい仕組み、これ燃焼させれば、普通の可燃ごみよりも燃焼率は上がりますし、ガスも出ますしという部分で、環境的にもよろしくないのは、もう重々目に見えているわけです。ただ、今までが可燃ごみとして回収していたという板倉町の歴史があるので、そこはちょっと集めるほうも出すほうもあやふやになっている部分があるのかな。だから、新しくステーション出したときに、もう少し細かくやるのかなと思ったのですが、以前のままここまで出せませんよと、生ごみも出せますよ、プラも混ぜていいですよというような、町としてそこで線を最初に引かなか

ったことが、今になって新しく改革するときのずっと足かせになっている部分もあるのかなと思っているのです。

ですから、分別しても何も変わりませんよということではなくて、実際には売れるわけですよ。売買できて、その売上げが町に入って、130万円でも何かに活用されるわけですから、その辺を明らかにして、皆さん協力してくださいということで、やはり少しずつ、一年一年積み上げていく必要が今となっては出てくるのかな。だから、その辺を今年はこれだけ売れましたと。使用目的ではないけれども、子供の教育に生かしましたとか、どこどこ緑のあれになりましたとかという部分で、そういうのが目に見えるような対策が打てれば、ああ、ここを分別すればこういう動きにつながるのだとかという部分が見えてくれば、ちょっと努力してくれる人も増えてくるのかな。ただ、分別してください。今となってはただ分別してくださいよというのは、係長おっしゃるようになかなか進まないのかなと思っているのですけれども、食用油にしても、固めて捨てる人もいるでしょうし、回収しますよということで、そこまでする過をして持っていつてくれる人もいるでしょうし、そこの手間をかけるかかけないかで全然変わってくるのだと思うのです。だから、そういった部分をきちんと明らかにしながらで依頼をしていくという部分ではちょっと努力していただくと効果が出てくるのかなと思うのですが、係長、その辺はどうでしょう。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 はい、おっしゃるとおりだと思います。一応分別もしてくれることによって、再利用あるいはリサイクル、収益になる部分というのも大いにこれはあります。今のごみの処理の計画、板倉町の計画、ごみを出すところと集めるのは拠点回収で、まずはごみのステーションが主なものになっております。それに付随して公民館という拠点があるわけなのですけれども、基本ベースはごみのステーションに町民のほうは出していただくこととなります。そうすると、明和町とか、どういうふうに分けて出していただくということは物すごくいいことだなというふうには本当に思うのですけれども、出す場所がやはり地元のそのごみのステーションというところだと、限られたスペースの中で、あと回収するその曜日とか、いろいろそういうものを調整する必要もある。その中で今度は収集を運搬する費用というのも業者に委託をして、直営ではございません。委託をしておりますので、今度はその収集を運搬する費用にもそこが加算されてくる。そこがリサイクルになった収益の部分あるいは出ていく部分等の比較をして、よりその経費がかからないような方法というのも一つ必要なのかなというふうには思っているわけなのですけれども、その辺の調整というのもさせていただきながら、自然環境から見ると、やはりそれなりに分別をしていただくのが一番いいのかなというふうには思いますが、今の状況ですと、その受け入れる場所、公民館は公民館でするので、そこはごみの処理施設ではございませんので、そこをごみの拠点とするのもどうなのかなというところも一つありますし、昔、前でいえば、資源化センターというごみの処理施設が今もございますが、あそこなら敷地が結構ありますから、明和町さんと同じような、それ以上の分別で回収というのはできたかもしれませんが、今の現状ですと、やはり限られたスペース、ごみのステーションという地域のステーションだけというところなので、いかにそこをうまく利活用していくのか等をちょっと考えて検討していければというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 係長おっしゃるように、こっちのほうがいいのだというのはもう分かっているわけです。

分かっているわけですがけれども、何かと何かを足して引いたりして、できないことになってしまうのです。だから、逆に言うと、できるようにするにはどうすればいいかという部分で、やはりちょっと頭もんでもらって、こういう工夫をすればできるねとか、ああしてみようかとか、いきなり100点は取れないでしょうから、今年の点数よりも1点、2点でも、10点でも来年点数が上がるような施策を一つでも二つでも打ってみて、きちんと評価をして、フィードバックをして、また次の年につなげていかないと、やはり1年、2年で結果は出てこないと思うのです。ただ、将来的にやはり燃料を燃やして二酸化炭素を出すということ自体が環境破壊というような時代も来るかもしれませんので、そういう部分でやはりリサイクルの中に回していくというのは、これは町として取り組むべき事象だと思うのです。課長、その辺についてちょっと努力をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川田課長。

○川田 亨住民環境課長 針ヶ谷委員さんご指摘のとおり、そのとおりだと思いますので、館林市と明和町と協同組合がありますので、それも交えまして、いろいろ協議をしまして、今年度以降検討していきたいと思っています。よろしく願います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今村委員。

○今村好市委員 主要事業の32ページかな、それと予算書では65ページ、顧問弁護士、弁護士関係と法律相談についてちょっとお尋ねをいたします。

町の顧問弁護士と、この法律相談の弁護士、いわゆる県の弁護士会と協定を結んでお願いをしている弁護士は同一人なのか、または別な人なのか、取りあえず1点、それをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 ただいまのご質問につきましてご回答させていただきます。

一応うちのほう、戸籍年金係のほうで行っております法律相談なのですが、こちらにつきましては、年12回開催されているのですが、12回とも全く別の方が来ております。それは群馬弁護士会のほうで人選をよりすぐって年間スケジュールということで、何月にはこの方、何月にはこの方ということで名簿が来ておりますので、12人全て別人となっております。顧問弁護士につきましては、うちのほうの担当ではございませんで、ちょっと私のほうでは存じておりません。申し訳ございません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 顧問弁護士は総務課。では、後で聞きます。

では、いわゆる法律相談の弁護士については、今話があったとおり、毎回違う弁護士が来て法律相談を受けているということなので、それは理解いたしました。その件数なのですが、この34件というのは延べ件数なのか、実件数なのか、その辺は分かりませんか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 34件というのは、実件数です。1回の、1日の法律相談、これは1人1枠が30分です。1日最大6人まで予約受付ということで、最大6件まで相談が受けられるのですけれども、多いとき

で5件、少ないときで1件、そういった形で年間をトータルしたものが34件となっております。

相談の内容なのですけれども、一番多かった相談の内容が相続ということです。そのほかに多い順に並べますと、離婚関係、それと土地、家屋、あと金銭トラブル、そういった形の内容が多いという実績が残っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それ、ここに書いてあるとおりなのですけれども、その他6件というのもあるのですけれども、これどんなことがあるのかなとちょっと分かりませんけれども、ではこれは実件数でありますので、では1人の人が例えば相続関係で相談に来たけれども、どうもなかなか理解ができないので、もう一回相談をしたいというのはほとんどないという理解でよろしいですか。

それと、相談、先ほど申込み、予約制ということもありまして、1人30分なら30分という限定があるわけなのですけれども、ではその案件を事案をでは素人ではできないので、実際に弁護士に依頼をしたいという町民がいるときには、この群馬県の県の弁護士協会みたいなところに、ここに来た弁護士に対してお願いをして、例えばその弁護もしくはその相続関係のトラブルについて解決をしていただきたいという依頼等もどういう形でやられるのですか。実際これ相談だけで、あとは個人がやってくださいよという話になってしまうのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 ただいまのご質問に対する回答なのですけれども、あくまで相談のその30分の中で無料ということで解決できるものにつきましては、そちらでお話を受けて、相談者のほうも解決するという形になるかと思うのですけれども、その後またその話、内容について先々延びるようであれば、それにつきましては、もう弁護士さんのアドバイスを受けた上で、個人のほうでやっていただくということになっております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 いろんな最近複雑な問題が多いというふうに思うので、素人だとなかなか解決できない部分が出てしまうのかなと。弁護士にお願いしたいというときには、その県の弁護士協会が紹介してくれるというか、頼めばやってくれるのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 恐らく無料になるかどうか分からないのですけれども、有料であればやっていただけるのかとは思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それはもちろん相談は無料でしょうけれども、実際の案件を依頼するということになれば、それは有料になるのですけれども、そういう紹介も含めて相談窓口では相談を受け付けているという理解でよろしいですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 うちのほうの窓口業務といたしましては、あくまでその相談の受付ということでありまして、その後の各個人に応じた相談につきましては、ちょっとその後のアドバイスというのは行って

いない状況です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 相談に来たときに、その弁護士さんに例えば県の弁護士協会もしくはそのときに来た弁護士さんをお願いしたいというものまでは町では承知はしていないということ、その先については。では、その相談の窓口の接点はするけれども、その後については分からないということなのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 相談の始まるまで、部屋にご案内して、その後、私のほうはもうその部屋から出てしまいます。相談者と弁護士さんの1対1の会話になりますので、その辺について細かい内容につきましては、こちらのほうに報告ございません。ただ、分類、こういった分類が何件ありました。それだけの報告となっておりますので。

○亀井伝吉委員長 今村委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

森田委員。

○森田義昭委員 よろしくお願ひいたします。

マイナンバーカードについてお聞きしたいと思うのですが、今、町では取得率はどれぐらいなつたのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 最新の数字なのですけれども、8月末現在、取得率のほうは28.75%となっております。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 そうですよ。最近これアピール、町からのコマーシャルというか、下火になっているのかなと思います。はっきり言ひまして、このマイナンバーカードは市町村によって随分利用価値が違っているのだと思うのです。その点、板倉に関しては特に価値がないような感じを受けるのですが、その辺はどうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 このマイナンバーカードの制度なのですけれども、一時期国のほうの事業ということで、4月末までにマイナンバーカードを申請しますとマイナポイントが最大5,000円、25%つくということで、そういった事業があったときには、本当にすごく申請件数も多くて、その後、今、8月なんか本当に申請件数が30件いかないぐらいになってきております。やはりマイナンバーカードが必要と思えるような、そういった内容と申しますか、町民の方がどうしても必要だというふうに見える事業がなくなってしまったので、申請件数が少なくなってきているのだと思うのですが、町としてはこのマイナンバーカード普及をしていただくに当たりまして、以前国のほうから各個人にマイナンバーカードの申請書、そういったものを郵送しまして、返信用の封筒まで入れて、申請をしてくださいということで送ったことなのですけれども、ちょっとそういった方がまだ申請ができていないということで、一応町のほうはその申請する方がもう例えば写真を撮るのが面倒だとか、そういった方も中にはいらっしゃると思うのです。そういった方については役場のほうに来ていただければ、その申請の補助という形で写真をお撮りして、それを国のほうに送ってい

くというちょっと手助けのほうはさせていただいておりますが、マイナンバーカード普及に関してのちょっとと事業というのは、今のところ行っていません。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 そうなのです。これ基本的には国の決め事であって、町の決め事ではないのですよね、マイナンバー。ですから、できたらこのマイナンバーカードが全国的なレベルで利用価値が上がっていけば、町も当然上がっていくのだと思うのです。その辺の展望というか、そういうのはお持ちなのですか、町として。レベルはこのマイナンバーカードの利用を上げるためのその施策みたいなものがあるのですしたらお聞きしたいと。このままですと、板倉町はいつになっても上がっていかないとはいいますよ、利用価値が少なくて。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤康裕戸籍年金係長 先ほど板倉町の交付率ということで、ちょっと数字のほうを出させていただいたのですけれども、全国的といいますか、同じ8月末現在で、群馬県の全体の交付率が31.5%というふうになっております。郡内につきましては、板倉をはじめ、あと千代田町、邑楽町、その辺が大体29%とか、そういった状況でして、軒並みずば抜けて高いということはないような状況です。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 そうなのです。実は茨城の自分はあっちに会社あるものですから、従業員が入ってきて、そこの五霞町なのですけれども、ここは8割ぐらい持っているのです。それで、どうしたのと聞いたら、推進の町ならマイナンバーをつくる、何かそのような指定の町になつたらしいのです。何ができるのと言ったら、いろいろあって、五霞町というのは今、避難所でモデル、写真撮ったあそこの町なのですけれども、何で推進の町になったのだろうか、そこまでは本人も分からなかったのですけれども、だからうちは仕事上使用のですよ、マイナンバーを。では、普通入れば取ってこいよという、いや、持っています。ところが、板倉は先ほど聞いたら28%、いっても30%ぐらい。ですから、これは温度差があり過ぎるので、啓蒙活動なり、こうしなくては、では取ればこうなるのだよということがもう少しはっきり表明できれば、利用価値も出てくるのかなと思っております。その辺どうぞよろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 10月から保険証と、それと運転免許証も徐々にやっていくという、そういう情報が出ていると思うのですけれども、そういうことをお答えしたらどうなのですか。それもメリットなのでしょう、人によれば。

川田課長。

○川田 亨住民環境課長 失礼します。マイナンバーカードの普及につきましては、国民の皆さんに取得してもらいたく国のほうもいろんなメリットがありますよというのをPRしてくれていると思います。保険証の活用でありますとか、免許証も兼ねるでありますとか、そういったことも今のところ検討段階で、できればいいな。国民の皆さん、できればそういうふうには将来はできますよということでPRをしている状況だと思っています。

○亀井伝吉委員長 ほかにございませんか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、主要の37ページで、河川の水質検査等が書かれているわけですが、年に何回かずつというので。まず1点は、業者に委託をしているわけでしょうけれども、皆さんがやっているわけで

はないですよ。その委託業者。

それと、年何回かずつ書いてあるわけですが、これは毎年同じ場所でやっているのか。いや、何年かずつローテーションで場所を変えてやっているのか、その辺をちょっと。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 まず、場所なのですが、場所は毎年変えておりません。これは、昔から町内河川の水質調査というのは行っておりまして、同じような場所で測定することによって、数値の変動とこれを比べられるかなというところもありますので、年間年間で場所を移動するというようなことではなくて、決められた場所、橋の例えば真ん中であれば、その真ん中というところで行っております。

あと、業者についてなのですが、まず湖沼のほう、湖沼水質分析のほうの調査というのは、館林にあります江東微生物研究所というところに業務を委託しております。

次いで、河川分析になりますけれども、こちらは同様に江東微生物研究所でございます。

それと、工場排水の水質分析、こちらは群馬県の太田市にあります平成理研株式会社群馬営業所というふうになってございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、今説明をいただいたのですが、場所は変わらないで、また業者も同じようにお願いをしているわけですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 場所は変わりません。業者のほうは毎年入札見積り合わせをさせていただいて、その都度、年度年度業者は変わっているような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そうしますと、データとか、そういうのが業者が違くと変わっているかなという、前年度のデータをこの次の業者に見てもらって、渡して、昨年はこういうのだったのですが、サンプルというのか、渡して、その年はその前年度のサンプルを見て、その業者が新しくなるわけですから、それを見てやるわけですか、調査は。

○亀井伝吉委員長 川田課長。

○川田 亨住民環境課長 水質検査につきましては、一定の測定の決まりがありますので、業者が違うからといいまして、検査のやり方は同じでございます。

あと、サンプル的なものは引き継ぐ業者には渡しておりませんので、その都度その水をきちんと測定をしまして、前の数字が幾つだったから、今回幾つだとか、そういったことはしておりません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それでは、先ほど場所は変わらないという話ですが、こういう想定外で、もう雨がかなり強く降っている時間帯もあるわけですが、そういうことになると川の流れとあれが変わってくれば、薬物ではないですが、流れが違うところで止められて、そこにそういう異物みたいというような、それが発生する可能性もあると思うのですが、その辺も関係なく、もう毎年同じ場所で行っているということですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 はい、場所は同じです。そういう河川の水質調査というのは、河川やはり流れていますので、バケツでサンプリングするわけなのですけれども、そのすくうとき、流れのときに浮遊物、例えば大きなごみが来たときにすくえば、やはり数値的にも変わってくるとありますので、そういうごみがないようなときに水を汲んでいただくというところもありますし、あるいは増水しているとか、雨が前日降ったとか、そういうような気象があるときには、その調査の日をずらして、穏やかな日に採水をするというようなところで行っています。場所は変えていません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、邑楽土地改良区に委託しているか最近は分かりませんが、ヘドロの関係、この関連ですけれども、場所によってヘドロを吸い上げて、例えば前は町の業者がタンクでヘドロを吸い上げて、委託されてやっていることはあったわけですが、その辺は今町ではなく、邑楽土地改良区に委託を全部しているのか。町も関係しているから町も共に一緒にそういうあれをやっているのですか、ヘドロの関係は。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 恐らく多分水路とか、その河川のところだと思えるのですけれども、こちらの環境下水のほうでは、そういう事業というのは行っておりません。恐らく多分町がしているとすると、農政のほうかなというふうにはちょっと思われるのですけれども。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、農政のほうへ確かめてみます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 同じく37ページで主要事業になるのですけれども、やはりその項目の中で、地球温暖化についてちょっと確認したいのですけれども、地球温暖化対策として、緑のカーテンとして、いろんな例えば植物植えられたり、対応がされているということです。ここに役場、公民館、保育園等で10万959円という決算をされているわけですが、これについてはそれぞれの職員の方が対応するとか、何かそういうもののこれは決算額ということなのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 一応こちらについて、令和2年度では緑のカーテンということで、ゴーヤの苗を購入しまして、各公民館だとか、出先のところに植付けをしていただく。主にそのゴーヤだとか、消耗品のかかった費用でございます。職員がやります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この温暖化対策事業は、申請をして例えば企業では、そういうのが対策として事業に取り組みたいと、またやりたいと言った場合は、その事業の中へ入れられるのですか、それともそれは駄目ですよ。ある程度選択をされたところでない駄目だとか、事業者でなくては駄目だとかと、そういうふうな決まりがあるの。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 一応これは町の事業ということで、町が地球温暖化の事業に取り組む一つとして、ゴーヤで緑のカーテンをつくり、遮光して少しでもエアコンの稼働を下げる、温度の設定を下げる、CO₂を下げるという対策をやっているものであって、企業さんがやるというところの補助とか、そういう部分ではございません。ですので、町だけが一応やるということで、企業がやりますからといっても、特にそれに補助するとかということはありません。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その町の公共施設は結構あると思うのだ。それもこれだけではない。公民館云々だけではなくて、例えばいろんな公共施設があるのですけれども、そういう場所、公共施設には例えばこの温暖化に対しての取組については対応していないのですか。ここに等ということではあるのですけれども、どのぐらいの町の公共施設がこの温暖化に対して対応しているのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 すみません。ここは等ということで略してしまったのですけれども、役場とか、各公民館、各保育園と、ちょっとお待ちください。

〔「学校」と言う人あり〕

○寺崎弘光環境下水道係長 はい、学校、全て大体公共施設はゴーヤの苗を配布をさせていただいて、その敷地に、スペースによっては10本必要なところもあれば、1本、2本で済むところもありますし、そういったところで多く購入させていただいて、ネット、あとは止める誘引テープというか、そういうもの、そういう消耗品を全てこちらで用意し、あとは肥料、あとは土がなければ土、そういったところも一切合財用意をしてお配りをして事業に取り組んでもらっているというようなことになっております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 これは、ゴーヤということで、ゴーヤに限っているというような説明かなとは思いますが、当然つるが出たり、葉が多く茂る作物なり、例えばそういうような観葉植物なりということになると、当然緑のカーテンになるのかなとは思いますが、例えばつるが出るのだったら、あとひょうたんもあれば、ヘチマもあるし、今回ゴーヤということの苗を配布をしているということの予算なのですから、予算取って決算されているということですが、やはり子供の教育に関しては、例えば食べられるゴーヤもいいかもしれないし、違う品目もいいのかなと思っておりますが、それについての検討というのはされたことないのですか。

○亀井伝吉委員長 寺崎係長。

○寺崎弘光環境下水道係長 こちらは一番当初から一応ゴーヤということでお願いをしていたのですが、やはり今ではスイカとか、小玉スイカというのですか、小玉スイカ、あるいは琉球アサガオとか、あとは普通のアサガオとか、いろんな植えていこうというような案がありまして、当初はゴーヤ、板倉町はゴーヤの生産もありますから、ゴーヤというふうに変定されたのかと思います。その中で、やはり先ほど延山さんが言ったように、食べられるものもどうせならいいのではないかと、そういったところから小玉スイカにしてみたり、ヘチマにしてみたり、そういったところもあります。基本はベースでゴーヤを配布のほうをさせていただいております。こちらは新庁舎になってから、役場に実際このゴーヤの緑のカーテン事業を

進めていくというような計画はあったのですけれども、新庁舎にそのゴーヤのネットを張ることもできないですし、かえってみずぼらしくなるのではないかというようなことのところで、この緑のカーテンの事業というのは、令和2年度で一応やめております。廃止しております。代わって、ヨシズですか、ヨシズを購入して各公共施設に配布をしているというような代替を取っております。ゴーヤは苗自体にも影響があるのか、ちょっと素人なので分からないのですけれども、地植えでしている、例えばお隣の保健センターとか、東部公民館だとか、その地植えにしているゴーヤというのは物すごく青々として密集して、それこそ日を防いでくれるのですけれども、やはりどうしても地植えができないところというのは、プランターの栽培にせざるを得ない。プランターも購入して、土も購入してお渡ししているのですけれども、やはりプランターですと、弱々しい木になって、すかすかになったり、黄色くなったり、見栄えが結局よくないと。すぐ密集しないと。効果がないというようなところもあって、これはちょっとプランターで素人がやっていくというのなかなか難しいのではないかとか、そういったところも一応検討しまして、それならその完璧に遮光ができるようなヨシズを代替としてやるのもいいのではないかということで、緑のそのゴーヤカーテン事業というのは事業としては一応3年度からは行っておりません。単独で保健センターだとか、公民館だとか、ゴーヤを地植えでできるよというところは単独でゴーヤを植えていらっしゃるけれども、基本はこの我々の事業で購入したゴーヤを配布してやってもらうというのは、令和3年度からは行っておりません。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 おっしゃるとおりかなと思う。管理を任せるときに、的確に管理ができる公共施設ならいいのですけれども、お任せということになると、本当に今、寿命も短い。葉だって茂る前に終わってしまうということも言えるし、2年度までで、3年からは植えたいというところであれば植えるけれども、それを事業化して、例えば予算を取ってやるということはないということで、理解できました。あまりいい結果は出ない。個人的に思うに、そう今おっしゃるとおりかなと、そんな気がいたしますので、また違う方法で緑のカーテンに代わる温暖化対策ということを取り組んでいただければと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

時間もあれですので、この辺で終了させていただきたいと思います。慎重なご審査ありがとうございます。

以上で住民環境課関係の審査を終了いたします。

ここで昼食休憩をいたします。

休 憩 (午後 0時00分)

再 開 (午後 1時00分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

続いて、総務課関係の審査を行います。

総務課からの説明をお願いいたします。

根岸課長。

○根岸光男総務課長 お世話になります。それでは、総務課の決算審査をお願いいたします。それでは、着

座にて説明をさせていただきます。

令和2年度は年度当初からコロナの感染拡大により、首都圏等においては緊急事態宣言が発令をされ、町においても小中学校の休校に始まりまして、全ての分野において大きく影響を受けました。職員の勤務体制も昨年4月27日から分散勤務となりまして、現在も継続をしているところであります。

コロナ対策については、新型コロナウイルス臨時交付金を活用して避難所の感染予防対策、また庁舎内の飛沫感染対策、また外部機関との会議のオンライン化を推進するための環境整備事業などの事業を実施してまいりました。昨年の当初予算で計上した新規重点事業については、行政庶務係で町長選挙を実施、安全安心係で路線バス、館林一明和一板倉線の車両更新事業を予算化をいたしましたけれども、路線廃止により更新はしませんでした。

それでは、細部については、これより各係長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 秘書人事係、新井です。よろしく願いします。

秘書人事係では、令和2年度につきましては、新規重点事業がございませんでしたので、主な事業費と人件費、光熱水費、電話料について順にご説明をさせていただきます。

まず初めに、主な事業費でございますが、新型コロナウイルス関連事業についてご説明いたします。決算書の73ページを御覧ください。備考欄中の上から5番目の二重丸になりますが、公共的空間安全安心確保事業でございますが、合計91万580円を支出しております。庁舎内をはじめとする町有施設内での飛沫感染を予防するため、アクリルパーティションを160個購入し、窓口カウンターや事務スペース等に設置しております。

次に、その2つ下の二重丸、町有バス感染症防止対策事業でございますが、合計40万1,500円を支出しております。バス利用者と運転手の感染機会の削減を図るため、空気触媒方式の液体噴霧による抗菌加工処理を車内に施したほか、運転手席に2面式のアクリルシールドを設置しております。

続きまして、事前にお配りしました人件費と光熱水費、電話料についての資料のほうを御覧いただければと思います。まず初めに、A3サイズの資料1を御覧ください。こちらの資料は人件費についてでございますが、上段の表が正職員、中段の表が会計年度任用職員、下段に全職員の合計を前年度と比較できるようにそれぞれお示しさせていただいております。

初めに、上段の正職員でございますが、前年度に比べまして、人事院勧告に基づいて支給月数が0.05月分引き下げられたことによります期末手当の減少があるほか、東部水道企業団への職員派遣がなくなったことによる一般職給の増加、また退職者4名分の調整額に係る退職手当負担金の増加等による増減がございます。これらに伴いまして、正職員に係る人件費の合計が1,164万2,709円の増となっております。

次に、中段の会計年度任用職員でございますが、前年度に比べまして、職員数が6名減少したことによる報酬の減少、また会計年度任用職員制度移行に係る処遇変更によります職員手当等の増加等による増減がございます。これらに伴いまして、会計年度任用職員に係る人件費の合計が998万6,110円の増となっております。

次に、A4サイズの資料2を御覧ください。こちらは、光熱水費でございますが、電気料、水道料といたしまして、合計4,262万3,598円を支出しており、前年度に比べまして、883万7,816円の減となっております。

特に表の下から9行目になりますが、10款2項1目小学校運営に係る費用が大幅に減少しておりますが、こちらにつきましては、小学校再編に伴う北小学校、南小学校分の使用料減少による減額でございます。

最後に、A4サイズの資料3を御覧ください。こちらは、電話料金についてでございますが、合計471万5,578円を支出しております、前年度に比べ47万5,707円の減となっております。

特に上から5行目、10款2項1目、小学校運営と、6行目、10款3項1目、中学校運営に係る費用が大幅に減少しておりますが、小学校につきましては、先ほど申し上げました光熱水費と同様に、小学校再編によるもの、また中学校につきましては、相談室に電話回線引っ張っていたわけですが、そちらの電話回線をその他の回線と統合したことにより基本料金が低下したことに伴っての減額となっております。

以上が秘書人事係からのご説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年行政庶務係長 行政庶務係、伊藤です。よろしくお願いたします。

行政庶務係につきましては、新規重点事業が町長選挙がありましたので、町長選挙の説明、それと新型コロナウイルス感染対策費が2件ありましたので、そちらの説明とさせていただきたいと思っております。

それでは、まず町長選挙からご説明いたします。決算書の83ページをお願いいたします。表の一番下になりますが、町長選挙289万6,073円になります。11月8日執行で無投票になりましたので、必要だった必要経費についてこちらで支出してございます。

主な支出の内訳になりますが、需用費、消耗品費で75万480円、こちらは町内75か所にポスター掲示場を設置いたしました。その費用、それと無投票になりましたので、無投票のシールを貼りまして、無投票の周知を行ったものです。

それと、そのすぐ下の印刷製本費112万6,009円になりますが、こちらは投票用紙、投票所の入場券、それと選挙のチラシ等の作成費用となっております。

以上になりますが、簡単に町長選挙につきましては以上となります。

続きまして、73ページをお願いしたいと思います。中段になりますが、行政区感染症対策事業になります。こちらが需用費、消耗品費としまして44万6,952円になります。こちらにつきましては、行政区に対する新型コロナウイルスの感染予防の物品を購入したのとなっております。旧の行政区単位で非接触型体温計、それとアルコール消毒液、ハンドソープ、除菌ウェットティッシュなどを購入して各行政区に配布した形になります。

それと、すぐその下になりますが、投票所等感染症対策事業248万1,138円になります。主な内訳なのですが、消耗品費で51万7,638円になります。投票所が11か所、期日前投票所、それと開票所における感染予防としまして、出入口用のアルコール消毒液、それと職員用のフェイスシールド、使い捨てのスティックペンシル、それと飛沫感染防止用のパーティションというのですか、フィルム、それと換気用のサーキュレーターを購入した形になります。あわせて備品購入費がありまして、196万3,500円になります。こちらにつきましては、投票システム、投票所に行きまして、入場券を渡して、それからパソコンを使って選挙人の受付をするのですけれども、そこと連動した自動の交付機、投票用紙の交付機を7台購入した形になります。

行政庶務係につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 安全安心係、長谷見です。よろしくお願いいたします。

まずは、歳入のほうからご説明させていただきたいと思います。決算書21ページをお開き願います。決算書21ページ、下から2段目になりますが、町営駐車場使用料991万6,000円でございます。この内訳としますと、定期の利用者分574万7,000円、一時利用者分416万9,000円でございます。前年度と比べますと、金額にして978万4,100円の減、割合としますと約50%の減という状況でございました。冒頭ありましたように、年度当初からの新型コロナの影響によりまして、特に一時利用者数の減が顕著でございまして、791万6,000円ほどの減、前年度と比べますと65%減という一時利用者についてはそのような状況でございました。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきまして、75ページをお願いいたします。決算書75ページの上から4つ目の二重丸になります。避難所感染予防対策事業4,196万4,705円でございます。こちらにつきましては、コロナの交付金を活用しまして、消耗品としまして、マスク、フェイスシールド、手指消毒剤、非接触型体温計など、そういった予防対策物資、こちらの備蓄を行いました。また、あわせまして、防災備蓄倉庫、蓄電池セット、無線機やテレビ、こういった備品も併せてこちらの感染予防対策事業で整備をさせていただいたものでございます。

続きまして、決算書139ページになりまして、上から5つ目の二重丸になります。防災対策事業353万7,776円ということで、防災対策に必要な備品関係につきましては、先ほどのコロナ交付金を活用した避難所感染予防対策事業で整備を図らせていただいて、こちらの防災対策事業につきましては、消耗品費につきましては、飲料水やアルファ米などの備蓄品の入れ替え費用、それと貸切りバス借上料、こちらは水防学校にかかったものになりますが、そういったものに要した費用ということになっております。

安全安心係からは簡単でございますが、以上でございます。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 情報広報係の飯塚です。情報広報係につきましても、令和2年度における新規重点事業はございませんので、年度比較で変動のある事業をピックアップいたしまして、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、決算書の63ページをお願いいたします。上から3番目の二重丸、テレホンサービス事業78万9,941円の決算でございます。昨今の通信利用動向の変化に伴うアクセス数の減少、また機器の老朽化も伴いまして、今年の3月、令和2年度末をもってサービスを終了、この決算をもって精算を完了いたしまして、令和3年度には予算は計上しておりませんし、運用もしておりません。

関連しまして、ちょっと下にずっと目線をずらしていただきまして、下から2番目の一つ丸、ホームページ、こちら、それと決算書には載ってはいないのですが、「いたくらお知らせメール」、こういったものは逆にアクセス数が急増するような現象が起きていまして、共に新型コロナウイルスの影響にもよるのですが、配信する情報の量も数も増えてきております。町民の安全安心に関わる大事な情報でございますので、引き続きより分かりやすい、充実した情報配信を心がけて努めてまいりたいと考えております。

参考にご承知かと思いますが、「いたくらお知らせメール」、メールサービスはケーブルテレビとの協定により配信を行っておりまして、システムの利用であったりとか、あるいは配信に係る経費は一切発生しないということになっております。ただ、防災ラジオと連携ができたりとか、防災情報の発信においても今となっては重要かつ有効なツールと考えておりますので、引き続きメール登録、これは所管事務調査の際にも毎

回ご報告させていただいておりますが、登録に係るPRも続けてまいりたいと考えております。

続きまして、決算書のちょっとページが飛びます。73ページ、こちら新型コロナの臨時交付金事業になりますが、下から4番目の二重丸、役場庁舎オンライン会議等環境整備事業164万3,754円、需要が急速に高まった外部とのオンライン会議、打合せあるいはヒアリングなど、こういったものを推進するために役場庁舎内の無線ネットワーク、いわゆるWi-Fi環境を整備する事業でございます。今後の利活用を見込んで、ちょっとセキュリティーを重視した仕様にいたしました。電波の範囲は会議室が中心となりますが、全体的に1階から3階まである程度必要とされる想定はカバーしております。令和2年度の決算といたしましては、10節の需用費34万8,655円、こちらは端末の周辺機器であったりとか、ケーブル、アダプター類などの消耗品に充てました。

17節のこちら備品購入費129万5,099円、こちらは会議等に使用するマイクやカメラが内蔵されたラップトップ型のパソコンであったり、タブレット型端末、こちらはアイパッドです。それと液晶テレビが2台、これは委員会室と1階の中会議室用です。そして、タブレットの収納の保管庫の購入、こういったものが備品として購入してございます。この事業につきましては、一部具体的にはセンター機器の調達であったりとか、ネットワークの布設等アクセスポイントの設置、こういった業務委託の部分を令和3年度に繰り越しております。年度末の変更契約によって期間を延長したわけなのですけれども、ただその部分も年度明けで速やかに行いましたので、現在は既にWi-Fiの利用は可能な状態となっております。ここ最近ではオンライン会議当たり前となっております。県庁での全市町村集めるような会議というのはほとんどなくなりました。役場の職員も大分慣れてきたのか、毎日どこかの部署がオンライン会議に参加していたり、アクセスしたりしている状況でございます。なお、このWi-Fiの環境なのですけれども、職員の業務用として利用するだけではなくて、例えば役場に来られた来庁者の方、お客様にも一部の電波帯を開放しております。窓口にお越しになったお客様もパスワードを入力するだけでお気軽にWi-Fiをご利用いただけるようになっております。せっかく整備したインフラですので、今後いろいろ活用の幅が広がればよいというふうに考えております。

非常に簡単ではございますが、以上をもちまして情報広報係の説明とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方お願いいたします。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要のほうから質問します。

19ページ、文書管理事業とありますね。その中の機密文書廃棄処理ってあるではないですか。一応処理1回ということで17万5,890円、総重量5,330キロ、これは委託ですよ。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 お答えいたします。

機密文書廃棄に関しては、板倉町の場合は溶解処理を行っております。委託で処理をしております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 この機密文書ですけれども、この機密文書というのは、例えばいろんな様々な文書がありますよね。町の場合でしたら、例えば3年、5年、10年でしたっけ、永年保存ありますよね。この機密文書

の機密文書というのはどういうふうに分けているのですか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 こちらの廃棄対象となるのは、機密という表現をしていますが、どちらかといえれば個人情報のほうが多いかもしれません。現状は通常職員が取扱文書、公文書だけではなく、業務を行う過程で生じる例えば電算で打ち出してくる、電算から出てくる個人住所とか、住基から出てくる伝票であったりとか、そういった書籍全般を公文書として処分するものではなくて、通常の業務で発生する個人情報あるいは団体の名簿を職員が作成をして、それを処分したいのだけれども、そのまま処分すると危険だというようなもの、具体的には板倉の場合は、紙の処分に関してはまずはシュレッダーをするということもあります。シュレッダーにすると、こちらはシュレッダーごみは有価として処理がされますので、お金がかかりませんですよ。あとは再生紙として束ねて排出して、古紙として処理する。それはお金がかからない。運がよければ、値段がついていけば逆にお金が入ってくるような状況なのであります。あとは単純に燃えるごみとして出すという方法もあります。これも幾つかあると思うのですが、これは有料でキロ20円、事業ごみとしてかかります。今回ご指摘のこの溶解処理の機密文書の廃棄に関しては、毎年単価は違うのですけれども、今、キロ30円で取扱いをお願いしているのです。そうなってくるとやはり一番高いわけです。そうやってきた中だと、やはりできるだけここで全部廃棄、何でもかんでも溶解処理というわけにいきませんので、職員にはできるだけ出た書類を本当に個人情報とか、機密の部分をきちんと分離してというのですか、分別して、できるだけ細かく分けて、本当にこれはきちんと溶かして、危なくななく処理したいというものをピックアップして、とある指定の場所に封入をして、記載をして、排出して、うちが取り扱うということに市内のルールとしてはなっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと基本的に個人情報に関したもののだけということですよ。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 場合によっては、個人情報だけではなくて、例えばマル秘と言われている情報、必ずしも個人情報が多いとは思いますが、そうではない情報もあろうかと思えます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 マル秘と例えばあるとしますよね。そういった文書、例えば後々かなりちょっと重要なあれになる可能性もあるので、そういったものは文書としては廃棄するけれども、例えばSDカードではないけれども、そういったものに保存しておくということはないのですか。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 今お話ししている処分の話とは、まずは公文書として管理している部分があります。それは恐らく冒頭おっしゃられていたように、保存年限が決まっております、1年、3年、5年、10年、30年とあります。それは当然公文書として公のもうオフィシャルな文書ですから、それはもうその中に当然機密な文書、個人情報も含めて。文書を取り扱うときには、一番最初に役場の場合は、それが個人情報を含むものなのか、公開できる文書なのか、それとも非公開か、あるいは部分的に公開、非公開が切り分けが必要かというものは最初に決めておりますので、そういったものに従ってまずは保管処理がされて、それが今

度例えば5年の期限だったら5年たったら、それは廃棄対象になって、今度は廃棄になるわけなのですが、それはもう漏れなく廃棄します。ただ、その中に、その廃棄するものの中にまず個人情報があるものはピックアップして個人情報あるいは機密情報、あとは事務事業的に公にできないような情報なども含んだ文書に関しては、やはり溶解処理のほうに回します。それがまず1つと。あとは、日頃の職員が業務を行う上で、廃止されるこの紙の中に個人情報を含んであったりとかがあった場合には、やはりそれもその溶解処理のほうに回していくので、必ずしも同じところから必ず廃棄対象の文書を処理するときに出てくるだけのものではないです。すみません。回答になっていますでしょうか。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、最後ですけれども、情報公開制度という部分もあるので、例えばその辺の公文書の場合ですけれども、公開できるものと、できないものと判断しますよね。その辺はできるだけ慎重にやっていただいて、後々例えばこういった文書を開示してくれという話があったとするではないですか、何がしかの。そういう場合も出てくるので、その辺の部分は今後ちょっと慎重にやっていただきたいなと思っています。

○亀井伝吉委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也情報広報係長 板倉町においては、先ほどの文書の保存の考え方、管理の考え方の文書管理規定と併せて個人情報保護条例あるいは情報公開条例がございますので、基本的にはそれにのっとって、職員も全職員がそれにのっとって事務をきちんと遂行していくということを徹底するということで、うちのほうも指導に努力したいと考えております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お世話になります。よろしく申し上げます。

主要施策評価の14ページから16ページにかけて、交通安全に係る事業なのですが、56ページのほうに令和2年度交通事故の発生状況ということで一覧表を上げていただきました。板倉町で29件、死者はゼロ人です。死傷者が41名ということで、事故件数、死傷者共にプラスという実績になってしまったわけですが、死者については何年かに1回1人ぐらい死者が出ているのがここ最近のあれかなと思って、車の性能というのですか、安全面の性能も上がってきていますので、車同士、車単独の場合はそんなに大きなけがにもつながらないし、死亡にもつながらないのかなと思うのですが、死傷者が多いということは何か原因があるのかなと思っております。

交通安全運動については、年に4回の交通安全運動の週間を含めて、交通指導員や交通関係団体育成事業とか、交通安全施設及び環境整備事業とか、いろいろとお金と手間をかけてやっていただいているわけですが、実績的にやはり事故件数がプラス、死傷者がプラスということになってしまったわけですが、その辺は警察の交通課との連携で、案件についてのその情報というのは入手されている状況なのですか。いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 毎月の事故件数、そういった情報については、毎月交通課、館林警察署の交通

課と情報はすり合わせてというところで、昨年死者ゼロという統計にはなっているのですが、岩田のおぎの屋さんのところで1件、自転車に乗られた方が車にはねられて亡くなったという事故が昨年ありました。ただ、事故発生から搬送されて24時間以内に亡くなった方を死者という統計をするそうで、その方は24時間以上たってから亡くなられたということで、死者の中にはカウントされていないのですが、4期に分けて交通安全運動を実施をしております。なかなかそれだけで減っていくのではないのかなと思っています。自転車利用者、学校関係については我々のほうで指導、マナーアップできるのですが、例えば会社の従業員の方、外国人等も増えております。そういった方についても今後どういった注意喚起を図っていくかということになってくるのかなと思います。自転車保険の加入の義務化、またヘルメットの着用の努力義務化というものもありますので、警察の交通課と併せて連携を図りながら、そういった対応を図っていければと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。これから質問するところの半分ぐらい答えていただいているのですけれども、ただ、事故件数ですので、先ほど係長おっしゃったように、自転車、歩行者あるいは二輪、四輪とあるわけですけれども、事故ですと四輪の割合が多いのかなと考えているのですが、そうしたときにやはり高齢者の運転に係る事故件数についてはどのように把握されているのでしょうか。2年度限りで結構ですので、それは報告ありますか。交通課からの資料で分かりますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 具体的な数字はちょっと把握はしていませんが、やはり高齢者等による事故、板倉町だけではなく、県内、全国やはり多い状況ということだけは認識をしております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あとは発生場所に関しては、町内至るところで発生する可能性はあるわけですけれども、重点的に何回も起こっている場所ですとか、あるいはこの間通学路に関しては点検が行われたわけですけれども、その安全面でちょっと見通しが悪いとか、ミラーの角度がちょっと見にくいとかというような部分は各地区に安全協会ありますので、その辺でやってもらっている部分もあるかと思うのですけれども、そういう情報はそこで終わってしまっているのではないかなと思うのです。そういうのは、やはりその団体から町の安全安心係につなぐような、そういうあれも必要になってきているのかな。

そこで、地域だけでできるやつは地域でやってもらうというのは、それは構わないのですけれども、やはり一々できないものを挙げてやってもらうという、今もでも総出でやっているのだと思うのですけれども、やはりお金の関係があって、やる、やらないというのも出てきたりというので、現場のほうからも話を聞くこともありますし、私も現場にいたことありますので、そういった実績はあるわけですけれども、そういった板倉町の中で特に事故発生の件数が多い場所だとか、特定の場所あるいはそういう今までやった中で、見通しの悪いところ、あるいはそういう交通事故が起こりそうな場所というのは、それは把握されていますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 交通事故の多い箇所としまして、そちらのJAのスタンド、あそこの交差点では結構頻繁に起こっている。そういった状況もあって、昨年度防犯カメラも交通事故の映像提供なんか警察から依頼があるものですから、設置をさせていただいて、ただ、あそこについての抜本的な対策というの

は、なかなか交通安全上講じてはいないです。

あと、各安協さんなり、行政区さんなり、地域の方からちょっと見通しがというところであれば、やはりカーブミラー、停止線、止まれについては公安の管轄になりますので、警察のほうにつなぐという形にはなっていますが、そういった対策は見通しの悪い交差点等についてはそういった対応をさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 この間判決出ましたけれども、渋谷の事故ではないですけれども、やはり高齢者の反応ミスで起こる事故というのが多くなる。やはりその高齢者対策というのですか、そういうのも必要になってくるし、それは警察の仕事だよといえばそこまでになってしまうのですが、ただ、安全面でこれだけ予算つけてやっているわけですから、町でできることはやはり町でやる必要もあるのかなと思いますので、そういったところのデータ分析というのですか、交通課とよく連絡をさせていただきながら、いただける情報はもらって、町で取り組めるものは取り組んでいくと、先ほどの外国人のヘルメットとか、保険加入については、町の企業に勤めている外国人が多いと思いますので、それはやはり町で責任を持つ部分でもあるのかなと思いますし、やはり町でできることは、何でもかんでも町にやらせるなど町長に怒られるかもしれないですけれども、最低限やはり責任があるところをさせていただく必要があると思いますので、前向きに取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 警察と連携を図りながら、高齢者、あと事故抑止について対応を図っていきたいと考えております。

また、外国人の自転車の関係につきましては、昨年度ちょっとやはりルールを守っていない。そもそもルールを知らないのか、そういった状況もあって、一部町民の方から問合せもありましたので、警察とイートアンドのほうに出向きまして、外国人の従業員集めまして、ヘルメット着用、努力義務ですが、やはりヘルメットをしているのとしていないのでは、転倒した際の自分に及ぼすけが等の大きさが変わってくる、そういった講習も一度取り組んだ経緯もあります。保険加入については、警察のほうから事業所に対しまして周知を図っていくということでございましたので、現状なかなかでは工場に行って、従業員いっぱい集めてというのはなかなか難しいのですが、そういった調整も警察のほうと含めて図っていきたいと思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 お願いいたします。

主要事業の16ページになります。路線バスの運行でちょっと聞きたいのですけれども、4月か、南路線がなくなって、今度はコミュニティということに車両が変わったわけなのですけれども、それぞれ今までの板倉一館林線にしても、北回りにしても、特に西路線は164名から1日平均乗車されている。そういう中で南路線については、1日35人は乗っていたということなのですけれども、コミュニティの車両になったということでの町民に対する反応といいますか、例えば批判とか、そういうものに対してはどのような状況になっていますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 3月をもって廃止になりました明和一板倉線の代替として、4月1日からコミュニティバス運行をさせていただいております。4月から8月まで利用者数、実績等も出ておりますが、4月総数で330、以降300ぐらい保ちまして、8月は夏休みがありましたので、180名程度なのですが、そのような実績ということで、利用者の内容を見ますと、やはり朝の1便、2便については、通勤・通学者の利用、それと日中便についてはアゼリアまで行きますので、買物に利用される方、そういった利用が多く目立ちます。やはりアンケートも取らせてはいただいたのですが、ではお一人お一人に合ったダイヤなのか、路線なのかということアンケートすれば、やはり本数が足りないであったり、運行ルートがもうちょっと違えばという、そういった意見はありますが、総体的にすれば、やはり南線がなくなって、全く何もなくなった状況ではなくて、こういったコミュニティで運行していただいているよと、また新規に岩田から靫谷へ向けて、アゼリアまで新たな新規ルートも開拓したということで、そういった買物をされる方についてはよかったよという声も聞かれております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 4月がスタートして、約5か月間、夏休みも入ったということで、それら等の学生の動きがなかったということなのですけれども、その学生を除く朝の時間帯についても学生なのですけれども、1日どのくらい、何人ぐらいの乗降客がいますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 学生につきましては、1日三、四名というところです。

○延山宗一委員 一般人。

○長谷見晶広安全安心係長 一般の人については、そちらについても4名前後。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 意外に少ないなという感じもするのですけれども、やはり朝の場合は学生ということと、また昼間は例えば買物に利用する、そういうふうに時間帯によっても乗車の状況変わるのかなと思うのですけれども、もうそうするとコミュニティということで、アゼリアへ行くとか、例えば乗換えをして駅へ行くとか、病院に行くとかというふうなことで利用されている方も多々いるのかな。だから、コミュニティバスを利用して連結していくということもあるわけなのですけれども、もうコミュニティそのものとするとも4名ぐらい、学生の今度9月になって、9月になってくると学生の方ももう乗車もしてくれるのかなと思うのですけれども、それで乗換え地点で、例えば斗合田、あれは板倉線、板倉から館林線、例えば斗合田線も走っているということでの路線での乗降、要するに乗車というのは新規の道を利用している、それとも従来の路線で停留所で乗る人のほうが多い、それともばらばらというところかな。その辺の調査の結果は出ていますか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 それは停留所からの乗換えということになる……

○延山宗一委員 停留所で乗換え……

○長谷見晶広安全安心係長 やはり朝の便については、学生がコミュニティバスで岩田という停留所で降りていただいて、コミュニティバスで行った岩田という停留所で降りていただいて、そこから今度は館林一板

倉線、路線バスの板倉線の岩田という停留所で乗り換えて通学するという、帰りも同じような、そういったものになりまして、朝便についてはその時間設定のほうはさせていただいているところです。また、日中等については、アゼリアまで行っていただいて、アゼリアの前で、あそこでやはり板倉線の停留所がありますので、なかなかすぐに板倉線が到着するというのではないのですが、そこで待っていただければ、乗っていただいて、病院なり、厚生病院なり、そういった乗換えもしていただいている方もいらっしゃると思います。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今後1年を通してみると、また乗車の状況はもう少し具体的に分かるのかな。まだ半年弱ということで、1年後になればもっともっと細かくデータは出るのかな。やはり今、無料ということもあるので、町民の方により多く利用してもらうことがいいのですけれども、今までちょっと暑かったということで出歩く人も少なかっただろうし、今後秋に向かってちょっと涼しくなってくると、また人の動きも違ってくるのかなと思うのですけれども、コミュニティということで、いつも身近なところを走っているということで、道路も狭いところも走るということで、事故もないようにお気をつけて今後運行のほうはお願いしたいと思っておりますけれども、今後も見守っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしくお願いたします。

主要施策の17ページの災害用備品購入のところなのですけれども、毎年備蓄のほうは徐々に増えるなり、補充なりしていっているとは思いますが、これはトータルでどれぐらいの量は備蓄してあるのかというのをお願いたします。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 すみません。飲料水につきましてが2万148リットルということで……

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 すみません。最新のがちょっと今探していますので、こちらでありますから、備蓄の水につきましては、いわゆる目標数というのがあります。県の基準ですけれども、それに基づいて行きますと、目標に対して85%の充足率なのですけれども、目標が3万338リットルなのです。それが現在2万5,884リットル、ペットボトル換算で5万1,000本というような、概算ですけれども、そういうことになっております。食料につきましては、県のほうの基準で1万1,592食という板倉町の場合、そういう目安があるのですけれども、それに対してこれは充足をしまして、1万1,000食に対して2万食ありますので、これはもう充足しているという、概算ですとそんな状況です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 あと、物によっても保存の期間とかもどんどん変わってくるかと思うのですが、特に粉ミルクとか、液体ミルクとかというのは、私は使ったことないので分からないのですけれども、どれくらい保存が効いて、これ水とかですとこういった会議とかで期限が切れそうなのは使ったりとか配ったりとかできるかと思うのですけれども、ミルク類だと、もらうほうも例えば赤ちゃんに賞味期限切れだから、近いから持ってきましたよと言われても、ありがたくないような気もするのですけれども、これの処分というか、

使い方はどういふふうにするのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 まず、保存年限なのですが、飲料水については7年、食料、アルファ米、ビスケット、ノンアレルギークッキー、保存パン、粉ミルクまでについては5年の保存期間となっています。また、液体ミルクも1年2か月ということで、今までの1年から2か月ほど保存期間が延びたという状況にはなっているところです。先ほど委員さんおっしゃるとおり、飲料水であったり、備蓄食料等については、こういった会議の場で飲んでいただいたり、イベント等があればそういうときに出したり、イベント等なかった今年度については、行政区さんのほうを通じてお配りさせていただいたりというところになってはいますが、ミルクについては本当にもう直前までで入れ替えるというものではなくて、まだ半年程度残るものもありますので、保健センターのほうに提供させていただいて、ご来庁されるお母様方にちょっとご案内させていただいてという形を取っています。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 はい、分かりました。だったらいいと思うのですけれども、それとこの備蓄品はどこに備蓄してあるのか、多分何か所かに分けて置いてあるかとは思いますが、どこに、例えば役場のところに何%ぐらいで、公民館に何%とか、そういう割合みたいなのが分かれば。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 割合でちょっと定かなものがないのですが、大きな、主要な備蓄場所ということで、役場の3階に備蓄の部屋がございます。そちらにやはり多く保存をさせていただいております。また、中央公民館のホールの下に倉庫がありまして、中央公民館は福祉避難所という位置づけになっておりますので、福祉関係の簡易型のベッドとか、そういったものの備蓄をしております。大きなところでは、2年度に防災倉庫を6棟、旧の北小学校に配置をしました。今年度東小学校のほうにやはり6棟配置をしましたので、そちらの倉庫の中に数多く保管をさせていただいて、そちらの備蓄拠点から各避難所へ担当する職員が搬出するような、そういった対応で、なかなか各避難所へそれぞれ必要な数といっても、保管場所が限られているというところで、そういった拠点を整備をしたというところがございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 役場公民館、北小、東小ということなのですが、南には結局は置場がないということなのですか。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 失礼しました。南小学校は3階にやはり1部屋構えまして、そちらのほうに保管をさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 やはりいろんなところに避難の指定避難場所というのがあって、持っていきにくい場所とかというのも多々あるかと思うのですけれども、やはりそういった避難指示が出るまでにはある程度の職員さんなり、機関を使って、振り分けもある程度スピーディーにシミュレーションとかも必要になってくるかとは思いますので、その辺のところうまくやれるようによろしくお願いします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 お願いします。

主要施策の9ページ、庁舎防犯警備事業、これはこの新庁舎、役場庁舎の勤務時間終了後及び休日における庁舎警備を実施とありますけれども、ということはほぼ1年間毎日やっていることかなと思うのですけれども、この警備というのは職員の方が退庁してから、どんなことをやっているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 お答えします。

この庁舎の防犯警備につきましては、セコム上信越株式会社と契約締結をしております、実施しているものでございます。主な業務内容といたしましては、毎日職員が当直、日直等に伴いまして、朝7時半から夜9時まで、土、日、祝日につきましては、朝8時半から夜9時までという形で職員が在駐しております。ですので、それ以外の時間帯、主に深夜帯に警備をしていただくという形になっております。

主な業務内容といたしましては、センサーや監視カメラ等による機器類による警備ということで、機械警備をメインとしております。ただし、センサー等に異常が発見された場合、またモニター等をチェックしていきまして、異常が感じられた場合には現地のほうに駆けつけまして、確認の上、私どものほうに連絡が来るような形での体制となっております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、毎日点検とか、報告があるということなのでしょうけれども、今までにトラブルとか、そういうものはあったのでしょうか、どうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 私が知る限りの範疇で申し上げますと、やはり深夜帯に連絡等が来る場合は何回かありました。ただ、いずれもエラーが出たので確認をしてみました、特に異常はありませんでしたというような内容がほとんどでして、トラブルといったことがあったというのは、私の知る限りでは今のところございません。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 トラブルがないということで、それは大変結構なことだと思います。それで、この費用が年間二百七十何万かかっているということですが、これ1年で単純に割れば7,500円ぐらいが1日かかっている計算になりますけれども、これは1人の料金なのですか、それとも2人で組んでくるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 新井係長。

○新井 智秘書人事係長 人件費といいますか、機器類等の費用も含めての考えということでご理解いただければと思います。月額22万5,500円税込みでかかっているものでして、その他もろもろということで、あくまで出動とか、人の手間だけではないということでご理解いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 はい、分かりましたです。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○**小林武雄委員** お世話になります。

主要施策の14ページ、防犯施設の関係なのですけれども、蛍光灯からLEDに防犯灯、100%恐らく交換し終わって3年ぐらいかなと思うのですけれども、この修繕費が結構42基も発生しているということで、この42基はどういう原因で修繕が発生するのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○**亀井伝吉委員長** 長谷見係長。

○**長谷見晶広安全安心係長** 町内2,800基ほど防犯灯ありまして、全てLED化になっています。42基のものについて、内容様々というか、センサー式のもので、その感度が落ちて、薄暗くなくてもつかないとか、そういったのが案件としては多いのかなと思います。

○**亀井伝吉委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** 基本的には点灯の関係のセンサーとか、その感度が悪いので、修繕してもらうのがほとんどで、要するに故障とか、そういうのではなくて、そっちが一応90%とか100%ぐらいになっているのですか。そうするとそれはどうなのだろう。ほこりがつきやすいとか、まだ二、三年ですから、そんな……

[何事か言う人あり]

○**小林武雄委員** うん、そう。それでこうなってしまうのかなと思って、その辺ちょっと短いなという感じがしたので、質問したのですけれども。

○**亀井伝吉委員長** 根岸課長。

○**根岸光男総務課長** この防犯灯については、委員おっしゃる3年前というのは、何段階かやっています、一番初めは10年前なのです。10年前にLEDで、これもやはり国の交付金を活用してだったのですけれども、いわゆる当時は1本置き、通学路で1本置きについていたのです。その後、何度か更新をしていって、その通学路については1本置きをその間にも入れて、全灯としたのです。そういうことで、3年前という表現だと思うのですけれども、そういう中でLEDですから、照明は10年ぐらいもつのです。今、長谷見係長が言ったセンサー部分はその42基は古いやつ、10年前のやつが壊れてきているということだと思えます。

○**亀井伝吉委員長** よろしいですか。

ほかにございますか。

一巡目の方は大丈夫ですか。よろしいですか。

では、針ヶ谷委員。

○**針ヶ谷稔也委員** すみません。時間があるようなので、よろしくお願ひします。

直接その決算と関係ない部分になるかもしれないのですけれども、防災関係で災害協定をいろんな自治体が結んで、新聞等で発表している事例があるかと思うのですが、板倉町ですと、郵便局さんですとか、建設業組合さんですとか、地元の団体等は協定を結んでいるような発表あったのですけれども、一般的に新聞記事なんか見ていると、市郡内で5番目とか、あと残りは板倉ぐらいかなというような、ほかは結んでいて、板倉が結んでいない協定も幾つか出てくるようにはなっているのですけれども、現在で板倉町が町外の企業、団体と結んでいる協定というのは幾つぐらいあって、内容が分かれば大体どういう協定を結んでいるのか、発表できる範囲でお願いできればと思うのですが。

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 この災害協定については、特に少ないということではなくて、結構あります。全体でいうと40近くあるのではないかと思いますけれども、例えば町外、いわゆる飲料水メーカーだとすれば、コカ・コーラとかサントリー、ダイドードリンコ、伊藤園等があります。また、コメリだとか、農協、生協あるいはレンタル物資関係ではコーエイという会社とかありますので、特にそんなに少ないとは感じておりませんが、当然近隣の自治体、これについては館林邑楽管内は当然ですけれども、関東どまんなかのほうとも協定を結んでありますし、目立つところではそのようなことだと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 町長の発言の中に協定というのは約束事であって、向こうがやってくれるか、くれないかの保証がないのだというような発言もあったものですから、板倉町としての姿勢はどんなのかなということで、災害があったときにやはり動ける状態であれば動くというのが最低限の状況なのかな、協定を結んだ上で。交通が止まっていたりとか、あるいはそちらのほう被害がでかかったりとかというような場合にはできない部分もあるかもしれませんけれども、協定を結ぶということは、そこはもう約束事ですので、できる範囲でやるのだということになるかと思うのです。ですから、内容をやはり確認していただいて、やはりこういうのもあったほうがいいなというような部分は見直ししていただいて、できる協定、結べる協定というのは結んでいただくほうがよろしいかなと思う。町長の発言がなければ何も疑わないのですけれども、発言があったものですから、積極性がない、積極的にはやっていないのかなと思ったものですから、その辺は課長、どうなのですか。向こうから来れば受けるという感じで、こちらから行って協定を結ばせてもらうという、どちらの姿勢なのですか、板倉町は。

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 まず、その姿勢の前に、例えば10年前の東日本大震災のときに、あのときから既に飲料メーカーとは結んでいました。実際に要請をしたのです。そのときに要請に相手方が応じられなかったという事例があったのです。これは、震災で、その倉庫がやはり被災をして駄目だったという、そういうことから、それが全てではないのだよということなのだと思いますけれども、最近でもメーカー側から例えば移動レッカーコンテナハウス、これは近隣に結んでいるのですけれども、この辺も当然検討しました。検討して、ただ相手方に問合せをすると、やはり優先順位は特にやったもの順なのか、そういうことで、あとは板倉町の場合は、その移動式のコンテナハウスを協定結んだとしても、途中で洪水の場合は行けないと、その場合はもう板倉さん行けませんよということであったので、それでは協定を結んでもそれはしょうがないのではないかというような事例はありましたけれども、特に相手からあったり、必要であればこちらからもやるという姿勢はあります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 やはりそういう情報の扱い方というのですか、が飯塚係長が担当なのかどうなのか分からないけれども、やはりやっていますよ、やっていますよと、内輪でやっていますよ、やっていますよと言っても、町民にはアピールになっていない部分があるのかなと思うのです。やはり紙面でここと協定結びました。災害の際にはこういうふうな補助が受けられますよと、こういうふうに動いてもらえますよと。板倉、明和は頑張っているなど、邑楽町はああ、そういうところで安全面があれしているとか、館林だと防災士

がどうのこうのというので、前市長のときにはアピールはすごかったとかと、やはり取り組んでいますよと、こういう部分で取り組んでいますよというアピールは、町民に対して安全性を高めるので、やはりできる範囲でやってもらいたいなどは思っているのです。実績はありますよと言うだけでは、それは役場の安心していただけのことであって、町民の安心にはつながっていないのかなと思うものですから、その辺についてはどうですか。私の思い違いですか。

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 今、私が申し上げた例えば飲料メーカーとかは、もうかなり東日本大震災の前ですから、当時はそういうことでPRをしていました。その後、当然それはもうそういうのをPRしていないのですけれども、最近であれば、富士食品工業とか、物資協定とかやっております。そういうときには上毛新聞には出ていると思いますので、PRはしているのですけれども、ほかの町に比べて、その数が少ないということで、そのような印象をお持ちなのかもしれませんけれども、先ほどの情報を飯塚係長のほうで当然いろんなものは出しています。出していますので、特に少ないということはないと思いますけれども、このところコロナ等でありまして、いろんな板倉町の記事がイベント等が少ないものですから、そのように感じることもあるかもしれませんけれども、それは町長からも積極的にPRをするよとということ、全ていろんなものについてはマスコミには情報を流しております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 総務課担当の場合のみではないのですけれども、やはりPRというのですか、板倉町はこういうところが秀でているよ、一生懸命頑張っていますよ、こういう状況ですよという部分について、町民を含めて対外的にもやはりアピール、ホームページに載せればオーケーというわけではなくて、やはりホームページを見てもらう努力も必要だろうし、やっていただいているのは重々承知しているのですけれども、その先にはやはり移住拡大ということで、成果につなげていく必要もあるだろうし、訪問者を増やすということもあるだろうしということで、全てがつながってくるわけですが、やはり安全安心というのは総務課の担当でございますので、そういった部分についての確保とか、PRとかという部分については、今やっていらっしゃるの分かるのですけれども、もう少し町民が理解できるような方向で努力していただくことを要望いたします。いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 最近も避難者カードあるいは詳細版ハザードマップ、こういうことで、また最近は北地区と東地区に計画している緊急時の避難場所についても取り上げられていますし、水防学校等も、防災面でいえば、そんなに周りに引けを取らないぐらいは出ていると思います。いずれにしても情報は出しておりますので、その辺おっしゃるように積極的にやっていきたいと思っております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 空き家対策協議会って総務課でしたっけ。ですよ。今回のこの決算書にその空き家対策関係載ってこないのですけれども、どうだったですか、協議会の関係は。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 空き家の関係については、現状総務課のほうで、この時期多いのが草の関係です。そういった地域からの問合せ等については、所有者がはず、相続人は別のところという状況が多いものですから、そういった相続人を調査して、こういった状況ですので、道路に出ている部分とかもありますので、そういった対応を依頼させていただいているという状況で、本来であればさらにその先にいろんな空き家対策というのが考えればあると思うのですが、なかなか全庁的にそういった調整が図れない。図る際にはきちっと会議、委員さんを招集しての会議というところももうやらなくてはならないかなと思うのですが、そういった委員報酬等予算はしておりましたが、実際には支出がないというところで、どこの部署がやるかはいずれにしても、空き家バンクとか、空き家、建物の解体費の補助制度とか、今後やはり年々空き家については増えていっている状況ですので、本腰を入れてやっていかなければならないのかなと思っておりますが、現状はそのようなちょっと苦情対応程度ということとなっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その辺は従来から言われていますけれども、役場内の横の連携をできるだけ取ってもらって、例えば空き家バンクとか、いろいろありますよね。従来から言われていることなのですから、そうしますと空き家の件数というのは、従来あれ何件と言っていましたっけ。154でしたっけ。

○亀井伝吉委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 以前調査した段階では250。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 250で、そのうちちょっと危ないなというのが私の記憶で14だったのだけれども、そのくらいだったかな。いいですよ、件数は。恐らくそのくらいあったと思うのです。ですから、いずれにしてももうちょっと役場内の各課の担当部署、そことちょっと連携を取ってもらって、協議会にしても、できるだけ早く開いてもらって、やはりその辺の政策を、対策をできるだけ早く講じてもらったほうがいいと思うのです。課長、どうですか。

○亀井伝吉委員長 根岸課長。

○根岸光男総務課長 対策協議会開催されていないという話でありますけれども、町内空き家が増えているというのは実感としてあるところであります。今のところ、担当課の係のほうでも、今、防災にちょっと特化しておりますので、横の連絡と言うよりも、なかなかそこまで今、業務が回らないという状況はあります。ただ、やはり空き家も増えているという状況でありますので、取りあえず今のところは、先ほど長谷見係長が言ったように、苦情等で対応が求められているものについては、その都度対応して、ただ、その先にある空き家バンクだとか、解体補助というのは、まだそこまでいっていませんので、今後はその辺も当然見据えてやるという気持ちはありますので、まずは検討させていただきたいということになります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、私のほうから少し。

先ほど小野田委員から液体ミルクの件でお話があったのですが、この大きさはどのくらいの大きさなのですか。二百幾つとかという。

長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 240ミリリットル。

○亀井伝吉委員長 缶入りではなくて。

○長谷見晶広安全安心係長 紙パック。

○亀井伝吉委員長 紙パックですか。

○長谷見晶広安全安心係長 240ミリリットル、これが1箱24本入りということで。

○亀井伝吉委員長 24本入りが。

○長谷見晶広安全安心係長 はい。

○亀井伝吉委員長 ごめんなさい。はい、はい。

これは、直接哺乳瓶というか、使い捨ての哺乳瓶に入れて使うというタイプなのですか。

長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 そのままということもありますし、また粉ミルク用で哺乳瓶セットというもの別に備蓄してありますので……

○亀井伝吉委員長 はい、粉ミルク、分かります。

○長谷見晶広安全安心係長 その辺の流用とか、そういったことになろうかと思います。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

最近、女性のほうの生理の貧困という話があちこちで出ているのですけれども、今回生理用品の備蓄というのを考えているのでしょうか。

長谷見係長。

○長谷見晶広安全安心係長 東小学校に設置をした防災倉庫内に生理用品も購入して既に備蓄を始めております。

○亀井伝吉委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

小野田委員。

○小野田富康委員 主要事業の11ページ、婚活応援事業についてお伺いしたいのですが、新型コロナの影響でイベント中止ということなのですが、同じこの主要施策の中で、企画財政課でカップリングデザイナー事業、オンラインお見合いの実施というのがあって、ちょっと気になったのですけれども、若い方たちに対する婚活の応援事業だと思えますので、こちらもオンライン等を使って何かしら実施するなり、動きができないこともないかなと思うのですけれども、その辺、結構商工会の青年部だったり、農協青年部とかも動いてはいるかと思うのですけれども、役場のほうからこういうのもどうですかとかという働きかけはもうぜひお願いしたいと思っているのですけれども、そういったことは考えていますか。

○亀井伝吉委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年行政庶務係長 婚活イベントにつきましては、新型コロナの関係でイベントは実施していません。オンラインでイベントをやるという話もちらほら出たりはしたのですけれども、やはりこの婚活イベントは、今までの従来型のイベントを今までやってきたので、そういった形の話で、そこまで話は出ているけれども、ちょっと実現するのはこちらとすると難しいのかなというふうには思っております。こういう話がこういった場面で出たということで、委員の方にはお話しして、相談はしていきたいというふうには考えています。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 板倉の方が参加して、お嫁さんなり、お婿さんなり連れてきてくれて、子供をつくって、どんどんやはり活性化して行ってほしいなとは思っておりますので、やはり参加する人とかって、どっちかというと相手がいないから参加するわけですので、そういうのが得意ではない方がやはり多いのかなとは思いますが、逆に会って何かをするよりも、オンラインで初めは画面越しでも「ああ、いいな」という人がいれば、こそこそと連絡を取り合うとか、何かそういった発展の仕方でもあるのではないかなというふうには、場所を使ってお金をかけて何かやるというよりは、最初の取っかかりの部分では、こういったオンラインでのマッチングもありなのかなというふうには思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年行政庶務係長 役員の皆様と相談しながら検討したいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 ほかにはございせんか。

なければ、慎重なご審査ありがとうございます。

以上で総務課関係の審査を終了いたします。大変ありがとうございます。

ここで休憩いたします。

休 憩 (午後 2時17分)

再 開 (午後 2時35分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

続いて、健康介護課関係の審査を行います。

健康介護課からの説明をお願いいたします。

玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、よろしくお願ひいたします。

健康介護課は、介護高齢係、保険医療係、健康推進係の3係で構成されております。会計につきましては、それぞれ介護高齢係が一般会計と介護保険特別会計、保険医療係が一般会計と後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計を、そして健康推進係が一般会計を所管しております。

令和2年度決算につきましては、各係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 お世話になります。介護高齢係、小野寺です。よろしくお願ひいたします。

まず、一般会計でございますが、主要事業のみご説明をいたします。決算書89ページをお願いいたします。中段の敬老の集い補助事業8万7,750円でございます。令和2年度新規事業であり、小学校の運動会に合わせて実施してきた敬老の集いに代わる事業でございます。行政区が実施する高齢者の健康及び長寿を祝う行事に対して補助する事業でございます。補助額は75歳以上の対象者に250円を乗じた額となっております。昨年度は3つの行政区が本事業を活用いたしました。

以上で一般会計の決算の説明を終了いたします。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。決算書の令和2年度介護保険特別会計決算6、7ページをお願いいたします。歳入総額13億542万1,428円、対前年度比3.5%の増でございます。歳

出総額12億5,988万4,515円、対前年度比5.2%の増でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額及び実質収支額は4,553万6,913円でございます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度であり、引き続き元気に安心して暮らせるまちづくりを基本理念として介護保険事業を実施しました。令和2年度の介護保険特別会計決算の特徴につきましては、1点目に、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする町高齢者福祉計画を策定したこと、2点目に、要支援・要介護認定者数は、前年度と比べてほぼ横ばいでありましたが、保険給付費全体で4.6%増加したこと、3点目に、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、介護予防事業等がおおむね中止になる等、当初の地域支援事業計画の変更を余儀なくされたこと、以上3点が挙げられます。

続きまして、介護保険特別会計の主要事業のみご説明いたします。23ページをお願いいたします。中段の高齢者福祉計画策定事業266万7,461円でございます。高齢者福祉計画策定懇談会委員15名による計3回の懇談会及びパブリックコメントを経て、令和3年度から令和5年度までの町高齢者福祉及び介護保険事業のサービス見込み量の推計を決定しました。また、介護給付費等の推計に基づき、介護保険料の基準額を月額5,300円、年額6万3,600円と設定しました。事業費は、委員報酬及び計画策定業務委託料でございます。なお、本計画の概要版を5月に每户配布し、周知させていただきました。

続きまして、37ページをお願いいたします。上段の一般介護予防事業、評価事業95万2,814円でございます。高齢者福祉計画策定に当たり、アンケート調査を行いました。要介護認定を受けていない65歳以上の方等には、介護予防日常生活圏域ニーズ調査を、在宅で生活している要介護認定者には、在宅介護実態調査を行いました。この結果を高齢者福祉計画に反映しました。事業費は郵便運搬料及び調査業務委託料でございます。

以上で介護保険特別会計決算及び介護高齢係が所管する決算につきまして、説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 お世話になります。保険医療係の栗原です。

まず、一般会計のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、時間の都合上、一般会計につきましては、保険医療係が所管する事業の読み上げのみとさせていただきます。

まず、89ページをお開きください。一番右の上から4つ目の二重丸になりますけれども、国民健康保険特別会計繰出金となっております。

続きまして、95ページをお願いします。上から2つ目の二重丸になります。福祉医療費支給事業になります。その下の二重丸で後期高齢者医療事業となります。

続きまして、105ページをお願いします。下から3つ目の二重丸になりますけれども、こちらは養育医療費支給事業となっております。

続きまして、次のページをお願いします。下から4つ目の二重丸で後期高齢者健診事業、あとその下の後期高齢者健康増進事業となります。

一般会計につきましては、以上となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。決算書の一般会計の次が後期高齢者医療の特別会計となっておりますので、そちらの2ページ、3ページをお開きください。まず、歳入に

なります。右から4番目の収入済額欄が決算額になっておりまして、一番下の行、こちらが歳入の合計になります。こちらは、1億6,491万669円、前年度比で約46万8,000円の増となりまして、前年度とほぼ同額となっております。

主な内訳ですけれども、一番上になります。1款の後期高齢者医療保険料1億2,188万3,750円、こちらが大部分を占めております。

次に、歳出になりますので、次のページをお開きください。同じく右から4つ目の支出済額欄がこちら決算額となります。同じく一番下の行が歳出の決算合計になりまして、1億6,303万7,196円、こちら前年度比で約4,000円の増となっております。

次に、この枠の下の欄外になりますけれども、歳入歳出差引残額、3行目です。こちらは、187万3,473円となりまして、前年度の歳入歳出差引残額が141万206円でしたので、今年度末の現金の残高というのは46万3,000円が増えたというような状況となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計についての説明といたします。その次の会計が国保特会になりますけれども、同じくこちらの2ページ、3ページをお願いします。まず、歳入になりますけれども、右から同じく4つ目のところが収入済額の決算額となります。一番下の行、歳入合計19億299万898円、前年度比で約1億3,224万3,000円の減となっております。こちらの主な要因としましては、歳出のほうのまた4款になりますけれども、県支出金が、歳出ではなくて、すみません。こちらが上から4段目の4款の県支出金になりますけれども、こちらが12億3,602万1,529円ということで、歳出の2款に保険給付費というものがあるのですけれども、こちらと関連がございまして、そちらの保険給付費の減に伴いまして、前年度比で約1億460万3,000円の減となっているところが主な要因でございます。

次に、歳出になります。次の次をめぐっていただきまして、6ページ、7ページをお願いします。右から4つ目の支出済額欄が決算額となります。こちらは、歳出合計18億6,510万6,265円、前年度比で約1億5,477万円の減となっております。

前のページをお願いします。4ページ、5ページになります。こちらの主な要因も、上から2つ目の大きい四角です。2款保険給付費12億109万4,405円となっておりますが、こちらがコロナ禍における受診控え等の影響に伴いまして、前年度比約1億772万9,000円の減ということになったことによるものでございます。

次に、もう一度戻って、1枚めぐって7ページをお願いします。こちらは、また枠の下になりますけれども、3行目、歳入歳出差引残額3,788万4,633円となります。前年度こちらの歳入歳出差引残額が1,535万7,174円でしたので、年度末のこちらの現金残高は約2,252万8,000円増加したということになります。

次に、基金になります。38、39ページをお願いします。一番下の枠になります。こちらが国民健康保険基金の状況になります。一番左の前年度末、こちらが令和元年度末になりますけれども、その現在高が1億1,378万8,000円、これが右に行きまして、令和2年度中に3,999万9,000円が減りまして、令和2年度末の現在高、一番右になりますけれども、こちら7,378万9,000円となっております。この基金の7,378万9,000円と、先ほど説明しました歳入歳出差引残額3,788万5,000円を合わせた1億1,167万4,000円が令和2年度末の国民健康保険特別会計における全ての現金の残高でありまして、前年度末に比べまして1,747万1,000円の減となっております。

以上で保険医療系の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健康推進係の山岸と申します。よろしく申し上げます。

歳入につきましては、補助金でございますので、歳出に併せて説明したいと思っております。決算書の107ページをお願いいたします。備考欄の一番上の健康増進事業（補助）ということで説明させていただきます。健康増進法に基づいて実施した健診に係る受診票の作成費や健診の委託料が主な支出でございます。合わせて475万8,000円の支出でございました。コロナ禍でありましたが、来所時間の分散化や予約制を町民の皆様をお願いしまして、おおむね計画どおりの実施ができました。このうち健診受診料や事務費の一部が群馬県健康増進事業補助金として106万5,000円の歳入となっております。

続きまして、上から2番目の二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。新型コロナウイルスワクチン接種の開始に当たり、接種対象者向けの接種券の印刷、コールセンターの設置準備費、接種会場の必要物品購入費などとして711万9,000円の支出でございました。本事業は、10分の10の国庫補助事業となっております。

次のページをお願いします。109ページをお願いいたします。上から2つ目の二重丸、法定予防接種事業でございます。予防接種法に基づきまして実施している事業であり、主な支出は接種に係る委託料となっております。高齢者インフルエンザの予防接種につきましては、医療機関の窓口において1,000円の自己負担を払っていただいていたのですが、昨年度はこの自己負担部分を群馬県が負担してくれることになりまして、県負担金として3万4,000円の歳入がございました。

続きまして、その下の二重丸、任意予防接種町単独事業でございます。季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を防止することを目的に、地方創生臨時交付金取組事業を利用しまして、妊婦、1歳から小学校2年生、中学3年生、高校3年生の任意で季節性インフルエンザの予防接種をする方に対して、予防接種費用の一部を助成し、支出のほうは79万7,000円でございます。

続きまして、その下の二重丸、緊急風しん対策事業でございます。風しんの蔓延予防のため、抗体保有率が低い39歳から56歳を対象とした風しん抗体価検査及び予防接種費用の助成をするもので、平成31年度から3年間にわたり実施するものでございます。主な支出は、抗体検査委託料であり、180万6,000円でございます。費用の2分の1が国庫補助事業でございます。

次のページをお願いします。111ページ、お願いいたします。上から2つ目の二重丸、感染症対策事業でございます。新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、マスクや消毒液等の消耗品の流通が厳しい状況になったため、町としてマスク10万枚を購入し、令和2年度の5月の各種検診案内の通知に合わせて、5,698世帯、16歳以上の方、1万2,960人にマスクを1人5枚ずつ配布を行いました。また、小中学生、保育園児につきましても、学校等を通じて配布をしております。感染症予防対策費に必要な消耗品購入費として496万6,000円の支出でございました。

以上で健康推進係の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。よろしく申し上げます。

介護関係で、令和2年度実施予定の介護予防のいろんな取組、教室を含めて中止になったパターンが多かったかなと思うのですけれども、若い世代に比べて、高齢者はやはりそういった部分の反響というのですか、体を動かさない、部屋に閉じこもったきりということで、機能不全が起きやすいのかなと思うのですけれども、そういった部分で、令和2年度を終えて、3年度は半年ぐらいたってくるわけですけれども、そういう影響が出ているのかどうか、その辺が分かるようであれば報告いただければと思います。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 針ヶ谷委員おっしゃるとおり、令和2年度取組が中止になりまして、令和3年度にも影響をしております。現在、ほぼ事業が実施できない状態となっております。そういった中で、具体的にコロナの影響でということではございませんが、介護認定者数が若干増えております。こちらは、令和3年度のお話にはなってしまうのですが、いわゆるフレイルといいまして、要介護の一步手前の状態になる状況というのが目の前に差し迫っているのかなというところがございまして、令和3年度の事業になりますが、スマイルウオーキング事業というところで、自主的に1時間歩いてもらいますと、ポイントが1ポイントつく。それをためていただきますと、商工会商品券に交換するという形で、事業ができない代わりに、そういった形で自主的に運動してもらう機会というのをつくりました。ですので、令和2年度の決算の内容ではございませんが、令和2年度の影響を踏まえまして、令和3年度に事業を反映させていただいた次第でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 時間的にそうですね。実際にその介護、要介護者になるという状態ではないけれども、フレイル状態という状態が多くなるということは、早めにケアをすれば回復も見込めますけれども、そのままの状態、今の状態が続くようであれば、やはり深刻化してくるのかなという想像ができるわけです。要介護者が増えれば、やはり人手も増えますし、介護保険料もまた変わってくるのかなと思いますし、なかなかうちのおふくろを含めて、介護保険料は高いということしか言わないのですけれども、この間とくとくと板倉町は安いのだよと説明してあげたのですけれども、やはりそういった仕組みですよね。健康な高齢者が増えれば介護保険料引下げになるのだよという仕組みがきちんと分かってくれていれば、ではその前に頑張って歩こうかなとかという部分も出てくるかなと思いますし、やはり時間を見て、自分で体を動かすように、今、NHKでも必死に認知症予防とその介護予防ということで、いろいろプログラム流したりしていますし、そういう情報というのはいろいろ入ってくるわけですけれども、なかなか面倒くさがって、やはり横になってテレビを見ているという状態が多いのかなと思いますので、そういう各地域に老人クラブがあったりとか、そういう部分でやはり情報提供をしていただきながら、プログラムの紹介ですとか、できれば出張でやっていただくとか、コロナの状況次第かとは思いますが、そういった部分に底辺を広くしていただくような取組も今後、今までの分を取り返さなければいけないときが必ず来るかなと思いますので、その辺の準備をぜひよろしくお願ひしたいなと思って、状況的にはフレイルの状態が幾らか増えているという状況確認でよろしいでしょうか。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 主要事業の概要の58ページになります。同じ新型コロナウイルスの関係お聞きしたいのですけれども、委託料ということで160万円かかっているということなのですから、非常にもうコロナのワクチン接種には多くの医療機関、スタッフが関わってきたのですよね。もうこれはそれを合わせてのこの金額なのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 新型コロナウイルス関係の委託料につきましてなのですが、昨年12月の末ぐらいでしたか、国から始めます。できれば4月、3月ぐらいには始めますという説明があって、慌てて始めたところなのですから、まずシステム改修みたいなものもございました。新型コロナワクチン接種実施に当たりまして、この今の町で使っている健康管理システムを改修しまして、クーポン券が発行できるようにするとか、新型コロナワクチン接種の情報管理機能というのですか、接種した情報を入れていく機能ですとか、接種結果を取り込む機能ですとか、そういうまずシステム関係の改修がございまして、そちらの委託料がございました。そのほかに委託料としまして、クーポン券を作成しております。そちらのクーポン券の作成料ですとか、封筒ですとか、その説明書ですとか、そういった一式の委託増について、まず準備、接種を進めるに当たっての準備の委託料ということで、その辺がかかっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、この金額については、そういうようなシステムの関係の委託ということで、人件費とか、そういうものは加わっていないということなのですが、もうこの接種に関しては、非常に今、ボランティアの方、多くのボランティアの方も無料で、何だか私その辺は分からないのですけれども、関わってきているのかなと思うのですけれども、そういうようなまた別の形の中での決算ということで、もう当然これはもちろん国で見られるわけなのですから、その辺のところはどうなっていますか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 まず、集団接種の会場についてのこの従事者、接種会場に従事する方に係る費用というところでよろしいですか。

○延山宗一委員 はい。

○山岸章子健康推進係長 接種体制確保事業の中で入っていますが、実際に始めましたが、5月10日からということですので、令和3年度のほうで予算ですとか決算のほうは出てきます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 いつだったっけかな。幾日前に板倉町の集団接種は、もう今度やめて、各医療機関で接種だということに新聞が報道されたのですけれども、それに対しての戸惑いなり、混乱というのはまだ出ていないのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 集団接種につきましては、大体1日当たり250人から300人ぐらいの定員を設けま

して、接種を今まで進めてまいりました。その中でまず個別接種に移行するに当たりまして、日程、ワクチンの流通の関係もあったのですが、町民の方の希望の状況も確認しながら日程調整を進めていた中で、集団接種のその300人の枠が埋まらなくなってきたのです。定員いっぱいまで埋まらなくなってきたのです。それが8月の前半は埋まっていなかったです。8月のお盆、16日に初めて、ああ、やっと設定した日が埋まった。その後、感染の爆発が起きましたよね。少し感染率が高まりましたけれども、それで少し申込みがあったのですけれども、それにしてもお待ちいただく方が200人ぐらいだったということで、では1回は追加の日程をつくろうということで、9月に2回ですか、中学生も合わせるとつくったのですけれども、その後やはり集団接種にしても、ずっと集団接種をするまでもないだろうというところで、個別で何とかお願いできないか。その集団の決まった日程で受けそびれた人が出てきたりとか、あとはご自分の体調が悪くて、今まで受けたいと思っていたのに受けられなかったという方もいらっしゃると思いますので、では集団接種ではないところでできないかということで、何とか医療機関のほうでお願いできないかということで、個別接種の方法を病院のほうにお願いしまして、個別接種でできるようにということでお願いしました。一応町民の方は病院でできるということに対しては安心感があるようでございます。特に混乱もなく、集団接種の定員も、個別接種の定員もきちんと入ってきていますので、集団接種の代替があればいいですよというのが今の段階ですが、これが個別が終わりますよという段階が少し難しいのかなという私の中では思っています、いずれ終わりのときが来ると思うのですけれども、それに対してこの終わり方、それはちょっと十分考えて終わりにすることを考えなくてはいけないと思っています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それぞれの集まるときに、議員の集まるときに、やはり玉水課長のほうから接種状況等はそれぞれ逐一報告をされているということで、大分接種率も上がってきているなというのは認識をするのですけれども、当時接種が5月10日始まって、すぐにでもやりたいと言ったときに、なかなか順番が来なかったということで、うちの近くの人なのですけれども、太田へ行く。高崎へ行く。そして接種をするのだということで、その場で接種券があれば比較的早いのだということで、接種に行った方もいるのです。そうなりとやはり横のつながりで、即この板倉町にはそういう情報というのは出てくるのですか、それともその接種会場での記録が残っていて、こちらにそのような連絡は来ないのですか。どういうシステムになっているのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 まず、予約のときに群馬県ですとか、太田の会場に予約を入れるのですけれども、町の接種のときと同じように、接種券番号という番号を入れて予約をするのですけれども、町と県が重複して予約ができないようなシステムになっています。それなので、県のほうの予約を入れますと、県のシステムからうちのほうに連携してしまして、誰がというのはあれですけれども、県のほうで接種するという情報が分かります。町と県のシステムが連携していますので、二重に予約が取れないようになっているところなんです。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると太田で接種したよと言った方については、当然もう県で受付をして、そこで一本化されたシステムの中で、そうすると太田で接種しても、その情報というのは板倉にも入ってくるわけだ。

ただ、2度は打てないけれども、何のたれべえがどここの会場でどの薬を接種したという情報は入ってくるということで理解していいのですか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 先ほどの委託料のことでちょっとお話ししなかったのですけれども、この今、LINEのほうで登録ができるのですけれども、この県のLINEシステムも委託料にかかっているのですけれども、その群馬県のLINEシステムが同じ県と町で連携しているのですけれども、予約の状況も分かりますし、あと接種状況のほうも分かりまして、接種費用につきましても、その群馬県のほうから国保連を通して板倉町にこの人打ちましたということで請求が入ってきますので、その情報は町のほうに入ってきます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしくお願ひいたします。

主要事業の55ページ、健康推進係のほうなのですけれども、妊婦・乳幼児健診事業ということで、妊婦から5歳児の発達相談まで切れ目なく行われていて、よろしいかと思うのですけれども、最近小さい子供、3歳、4歳児で視力の低下している子供は結構多く出てきているというような話聞いていまして、これを見ていると、何歳でどういった健診をやるのかというのはちょっと分からないのですけれども、見ていると新生児の視聴覚検査はやっているけれども、例えばこれ3歳児、4歳児でもう視覚、目のほうの検査というのはしっかりできているのか。初期、ちょっと悪くなりかけていますねとか、そういうのが分かるだけでも、その後のケアというのはできてくるかと思うのですけれども、そういったどこまでの検査が今できているのか、ちょっと教えてください。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ありがとうございます。3歳児健診のところで、機械を使いまして、眼底屈折検査というものなのですけれども、検査をしています。「この画面を見てねと、写真撮るよ」なんて言って子供に見てもらって、そのところで分かるのですけれども、斜視ですとか、遠視、近視といったものが健診のほうで少しスクリーニングというのですか、簡単な写真を撮って、検査、測定をして、目の少し異常について早期発見という目的で、目の屈折検査という検査をしています。そこで、少し専門の先生に診ていただいたほうがいいですねという結果が出たお子さんにつきましては、健診会場のその場で、もう精密検査のお願いを眼科の先生のほうに出しています。眼科の先生からまたその結果をもらいまして、このまま治療が必要であるとか、ちょっと早過ぎるとやはり先生のところで眼科の検査ができないみたいなのですね、子供が。それなのでまた半年後に経過観察で来てもらいますよとか、少し斜視だったので治療を始めましたとか、そんな結果が返ってきております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 たまたま周りで、もっと早くにそういったのが分かっていたら、対処がもうちょっとできたのではないかなと後悔している親御さんとかもいらっしやったので、例えば3歳で検査をする。もうこれはもちろんとてもいいのだと思うのですけれども、例えばこれが4歳でも5歳でも継続的にやっていく。

でも、やはりテレビを近くで見たりですとか、タブレットなり、もし大人が触っているのを見ると、やはりどうしてもいじくりたくなったりとかで、特に近視とかになりやすいのかなというふうに思っておりますので、そういった検査がもしできないのであれば、こちら、町のほうからでもこの健診に来られたときに、視力は割と小さいうちから悪くなっていくと、なかなかもうずっと眼鏡になってしまいますよとか、そういった注意喚起でも行っていただければありがたいかなというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 国保を聞きます。

特別会計のほうですけれども、40ページと41ページ、令和2年度と3年度が比較してありますよね。まず、保険税ですけれども、収入済額、元年が4億7,000万円ちょっと、2年度が4億4,300万円ちょっと、若干下がっています。右のほうに来て収入未済額、これが6,400万円で、令和2年度は上がっていますよね。この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 収入が減っているのに収入未済額が増えているというのは、そのような考え方なのですけれども、昨年度につきましては、感觸的な言い方になってしまいますけれども、やはりコロナの関係で、なかなか生活全般につきましても厳しいというのがあったということで、それで滞納額が若干増えてしまったのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 その生活が厳しいというのは、例えば当然滞納整理ではないけれども、やりますよね。どのくらいの件数があったのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 実際、昨年コロナ禍ということで、なかなか訪問で、従来は個別訪問をして、滞納整理もやっていたということもあるのですけれども、昨年につきましては、やはりそういった状況なので、戸別訪問できなかったという、それも一つの原因かなとは思っています。ということで、実際的な滞納対策といいますと、保険証のやはり短期証とか、そういったところで役場においていただいたときに、なるべく納税していただくようなことを促すというものが中心という形に昨年度につきましてはなっていたということでございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。

それから、次の42、43ページがありますね。この歳出ですけれども、保険給付費、これが令和元年度が13億円ちょっと、2年度が12億円、減っていますよね、1億ちょっと。やはりこれも今の話ではないですけども、コロナと関係するのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 やはり大幅に給付費が落ち込んでいるというのは、これ決算で総額で見ての話な

のですけれども、その辺のところでコロナ禍の影響でというふうに考えるとところが、実際月別の医療機関に対する支払額の動きを見ておりまして、その減り幅が特に緊急事態宣言が起こっている時期につきましては、大幅に下落をしているという動きをしているものですから、総体的に見てコロナが影響しているのであろうというような一応考え方を持っているところでございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後の質問ですけれども、国保の特別会計に対する繰出金がありますよね、町の。これは、主要事業の概要を見ますと52ページですけれども、1億4,900万円、約1億5,000万円出ていますよね。これって例えば今、県で少なくとも一本化していますけれども、一本化する以前も大体1億円前後出ていましたよね。そんな変わらないのではないかという感じしますよね、広域にしても。その辺どう思いますか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 一本化されても変わっていないのがどう思うかという、そういうことでしょうか。

○荒井英世委員 はい。

○栗原正明保険医療係長 やはり一本化はされていますけれども、例えば後期高齢者の特別会計のように、完全に群馬県内どこの市町村も同じ税率でということではないような一本化の仕方の中なので、やはりその辺のところで、今までの流れと極端に変わるというのは、極端に言うと、例えばある市町村は繰出金が県と統合したことによって、倍になってしまったとか、半分になってしまったとかというような、そういったことが起きないように激変緩和みたいなことも行っていると思いますので、その辺のところで大きくは変わらないのかなというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 国保の5ページ、荒井委員の質問と重なるのだけれども、市町村の納付金は令和2年度、予算どおり納付金が、一方において補填の空白というか……これ見ると、県からの来ているお金も2億5,000万円ぐらい減っているわけです。市町村の負担はコロナの影響にかかわらず予算どおり全部負担されて、県の大本の保険給付というのはかかった給付分、支払う分だけ来ているわけだ。予算が……県の大本の保険財政というのは余ってしまって、例えば令和2年なんていうと、板倉分だけだって2億円か2億5,000万円という、県全体でいくと300億円とか何か400億円とか浮いてしまって、県の保険の大本の財政は好転しているということになっているのか。基金にも積んでおくのだろうけれども。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 この令和2年度につきましては事業費納付金とあって、県に払うお金については、当初予算どおり保険給付費は減っているけれども、払う会費は同じですと、一応そういう仕組みになっていまして、当然そうすると県からは市町村に補助金として出してくるお金が減っているので、県の中でプールがされている形になっております。ということで、その辺がでは余っているのがどうなるかというところは、多分気になっているところかなと思うのですけれども、それにつきましては、例えば令和3年度の予算編成をするときに、今年度です。今年度は事業費納付金が実際は去年よりはもしかしたらコロナも好転するだろうみたいな形の例えば給付費がもっとかかるかなというふうなところであっても、そこを低めな予算にして、足りないところは持っている、県のほうにたまっているもので補填するような形、そういうこと

をして市町村が納める納付金を3年度が少なくなっているという形になっております。2年度では予定どおり払ってしまって、3年度は今年に比べるとうんと逆に低い納付金に抑えてあるということで、その比較する財源に県に依っている、そのたまっているお金が財源として使われているという形になっています。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ということは、今年の今、3年度は調整して、納付金が前年度に比べて減っているわけね。まさか県がため込んでいるわけではないのだ。それでは、翌年度にそれを減額しているわけだ、納付金を。それ調整しているわけね。分かりました。

それと、もう一点聞きたいのは、先ほど後期高齢者みたいにまだ一本化されていないではないですか。もうこれ県一本化されたということになって何年目になりますか、国保。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 ちょうど3年たったかなというところですよ。

○青木秀夫委員 3年たったのか。今3年目、4年目。

○栗原正明保険医療係長 決算で3年ですかね。決算で3年ですかね。30、31、32、今年になると、今は3年と半ぐらいになっていますかね。

○青木秀夫委員 それで、聞くと一本化するということを検討しているみたいだ、検討しているみたいだと、一向に何か進んでいなさそうなのですけれども、相変わらず見通しは現行どおりなのですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 見通しはいつ一本化するというのは、まだ定まらない状況でして、ただ、いつまでもそれをやっていると決まらないので、一応事務レベルでは仮に目標をどこかに置いて一本化させるようなところを一応検討していきましょうというような段階です。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いや、そうするとこれ運営を合理化するために一本化したのでしょうか、これ一本化できないというその原因というのか、理由は何にあるのですか、これ。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 まず。一本化をするというのが、例えば基本的群馬県ということで国民健康保険一本化しているので、同じ所得の人が板倉に住んでいようが、前橋に住んでいようが、例えば同じ所得だったら同じ保険税にするのが平等ではないのですかという考え方で一本化というのは進めることなのですけれども、今現状とすると市町村ごとに所得がまるっきり同じでも、住んでいる町によって税率が変わってくるという形になっているので、今はまだその段階なのですけれども、何が問題かという、要するに市町村がお金を、この納付金というのは払うわけなのですけれども、保険税の収納率がいいところと悪いところがあるのです。どちらかというといいいところが反対しているという感じに見受けられています。要するに例えば分かりやすく言ってしまうと、極端な例ですけれども、収納率が100%のところと90%のところがあるとすると、完全に95で平均で取っていけば両方足りるのだけれどもということで、その差が出てしまうと、要するに多いところが、100%のところと90%のところをかぶるみたいな、そこの100%の市町村が90%の市町村の分の保険税を多く負担するみたいなニュアンスに捉えられていて、そこで保険税が収納率がいいところがどちらかという反対をしているということです。ただ、悪いところも怠慢で悪いとかではなく

て、例えば外国人が多いとか、いろいろそういったどうにもならない的な要素も考えられるというところもあるのですけれども、その辺で市町村全体でなかなか一本化しないというところで、取りあえずのところはいついつぐらいまでには一本化に向けて話し合っていきましょうというところが今の段階というところでは

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 収納率なのか。保険税の安いところと高いところがあるので、安いところは一本化すると、平均ならずと高くなってしまふわけよね。そうするとそういうところは反対しているということではないのか。そういうところは比較的大きい、群馬県でも高崎とか、太田とかというまちは収納率悪いのだと思う。村とか、そういう小さいところへ行くと、すごく収納率いいのだと思うのだ、そういうところは。だから、どっちが反対しても、大きい都市というのか、都市と小さい町村というのか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 個別の名称というのはなかなか出しにくいのですけれども、イメージ的に小さいところで収納率がいいところというのは、多分全体の規模からして、大した多分比率は持っていないということなのではあるけれども、どちらかという、外国人が多いところが収納率が悪いので、そこではない、普通の大きな都市が反対しているという感じのニュアンスが見てとれます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それともう一つ、ちょっと参考までに聞きたいのは、現状はこの県一本化になったと言っているけれども、各診療機関からレセプトというのはやはり今までどおり板倉へ来るの、まず。それ第1次にこの板倉へ来て、板倉がそれを支払基金に送って、それでぐるっと回って、板倉分の医療費がこれだけですよと来るわけですか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 多分前と同じで、板倉町に請求が来て、その払ったお金を分かりやすくいうと県からもらっているみたいな感じになっています。それが……

○青木秀夫委員 だから、1回支払基金に行くのでしょうか。そうすると県にもやるのか、そういうまた通知、今度は。県も分からなくては金額がつかめないではないか。だから、二重のこの何か事務が増えてくるというか。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 お医者さんから国保連合会に行って、国保連合会から町に請求が来ます。

○青木秀夫委員 ああ、逆か。国保連合会へ先へ行って、板倉町に来るのか。

○栗原正明保険医療係長 はい。それで、町が国保連合会に払ったお金を県に請求して、もらうという形。

○青木秀夫委員 県からまた来るわけ、その分。

○栗原正明保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 だから、1つ余計増えてしまうのだね、これ。

○栗原正明保険医療係長 だから、例えば後期高齢者医療みたいに、県が直接払っていれば、町はクッションとしてないのですけれども……

○青木秀夫委員 だから、せつかくこの一本化した意味が今のところは、事務経費からいくと、複雑になっ

て1つは増えてしまっているということで、かえって無駄なことになっているので、早くこれ一本化してすっきりすれば、板倉町だって楽になるし、後期高齢者みたいに早くなればいいのだろうけれども、今のところはまだその見通し立っていないのだ。

○亀井伝吉委員長 栗原係長。

○栗原正明保険医療係長 その一本化というのは、後期高齢者医療みたいな仕組みになるという意味ではなくて、そうはならなくて、今の仕組みは仕組みのまま、要は保険税の統一が一本化というような方向性につくっていると、進んでいると。

[何事か言う人あり]

○栗原正明保険医療係長 ならないですね、はい。あくまでこの仕組みはこの仕組みで、一本化というのは、税金の一本化。

〔「税金の」と言う人あり〕

○栗原正明保険医療係長 はい。税金のだからどこに住んでいても同じ所得割と同じ均等割と、どこの市町村でもというふうにしていきましようという意味の一本化であって、仕組みが後期高齢者みたいにするという一本化では今のところそういう話ではないです。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしくお願ひします。

主要施策の57ページ、丸印の下から2番目の産後ケアなのですけれども、この事業が始まってもう3年ぐらいたちますか。3年か4年ですよ。大変人気があって、利用する方が多いということで、その都度ご報告を聞いておりましたのですけれども、3年でしたら、3年遡って、だんだん、だんだんのぐらい増えているのでしょうか、年間の使用量が。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 お世話さまになります。産後ケア事業ですか、早いもので5年。

○市川初江委員 ああ、5年もたつのね。そう。

○山岸章子健康推進係長 平成28年から開始をさせていただきました。少し人気があるので、人数をもうちょっと利用できるよにとか、日数が利用できるよにとか、あとは今、生後2か月までという縛りがあったのですけれども、やはりそれ以上必要な方もいらっしゃるということで、国のほうの法律も変わって、本当に支援が必要な方はもう少し利用しても構いませんよということになりました。去年はコロナ禍の影響がございまして、特に館林厚生病院のほうでは、コロナ患者さんを扱うということで、ちょっと利用ができない時期というのですか、ありました。4月、5月、6月辺りはちょっと病院のほうも産後ケア事業は見合わせますということで、できない状況が続きました。

今まで大体1人目のお母さんが多く利用していただきましたが、去年も妊娠届が少し減ってきている兼ね合いもありまして、実績のほうは少し、4月から7月が休止しましたので、実績のほうなのですが、実際にご利用された方は9名でございました。9名の方が合計27回の利用ということになっております。令和元年度と比べますと、令和元年度は19名の方が利用されましたので、去年はこの休止の時期もありまして、年

間を通してコロナ感染症が流行してしまっていて、何か子供を連れて外に出ることが不安であるというお母さんの声も聞きまして、こちらのほうの利用については少しお母さんのほうで考えて、利用を制限されたというような傾向かなと思っています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ちなみに赤ちゃんを放棄してしまうようなお母さんがいるわけですがけれども、そんなノローゼになっているようなお母さんは板倉町にはいらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 もう本当に不安で不安でというお母さんもいらっしゃいました。事務事業評価でお話しさせていただきましたけれども、やはり支援者がいない、近くに支援する、相談できる、本当は実のお母さんですとか、あと旦那さんのお母さんですとか、あとはご自身の兄弟ですとか、少し実際に顔を見て、「大丈夫よ」と言ってくれる方がいると本当に違うなと思います。だけれども、やはり携帯とか、電話とかで、「そんなの当たり前よ。赤ちゃん泣いて当たり前よ」と言うのではなくて、本当に顔を見て、「あらっ」と、「いい子じゃないの」と言ってくれる、そういう支援する人がいるといいなと思うのですけれども、去年ちょっとそういう方がいらっしゃらないという方がいて、1人目のお子さんだったということもあって、泣き声にまず慣れることがお母さんって大事なのだなと思いますけれども、子供のその泣き声一つですごく不安になってしまっているお母さんがいらっしゃっていて、長い、そうですね、半年近くですか、保健師のほうでも訪問に行ったり、電話が来たら、「じゃ保健センターに来れますか」なんて言って話をしたり、そんなことがありました。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 本当におじいちゃんとおばあちゃんとか、また仲のいいお友達とかが近くにいれば、不安のほうも解消していくのでしょうけれども、そういう意味では孤独に子育てしているお母さんもいらっしゃると思うので、そういうところをしっかりと、大切なせっかく生まれた赤ちゃんですので、すくすくと健康に、よい子に育ててほしいなと思いますので、そんなところも気をつけて、赤ちゃんを元気に育てるお手伝いを町のほうもしていただきたいなと、何か新聞なんか見ますと、本当に赤ちゃんを死なせてしまうようなお母さんも結構いるというニュースが入っておりますので、板倉町はどうかなというふうに思って、ちょっと質問をさせていただいたのですけれども、そんなところも対策をしっかりとしていただけたらと。

赤ちゃん、何か月かは保健センターのほうから来てくれて、相談に乗ってくれと、もうすごくいいなというふうに、うちも双子が生まれたものですから、来てくれて、うちの娘もそれを楽しみにしていました。もう私のアドバイスよりも、その方のアドバイスのほうが何か心に入るようで、ああ、そういうもう訪問してあげるといことがすごくお母さんも、新しいお母さんの力になるなというふうに私も端で見ていて思いましたので、そんなところを強化して考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、2巡目を。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。

主要施策の56ページの法定予防接種の関係で、特にインフルエンザの予防の関係なのですが、去年の暮れ、もう今年初め頃かな、コロナの関係で高齢者等も全部インフルエンザの接種を奨励して、県のほうも一応補助をくれて、今見たら、ここ見たら、三千何百人も町内でもインフルエンザの接種をしてくれたということになっています。その後、今年の4月、5月頃の、1月、2月、3月頃の全国的にインフルエンザの発生状況を見ると、皆さんがちょうどコロナが発生した関係で、マスクをみんなしていたと。要するに飛沫ではないけれども、その関係で恐らく伝染ではないけれども、しないので、インフルエンザにかかった人が極端に少なかったという結果を聞いたのです。これから冬場をまた年明けるとやはりインフルエンザの季節になるわけですが、今のところ、コロナの関係でマスクをしていて、もうワクチンも2回打って、この年末年始、「さあどうなの。マスク外すの」という、恐らくその辺のところも、今、国のほうでも幾らか緩和しようかという話も出ているので、取りあえず恐らくこのインフルエンザの関係でいくと、マスクがやはり一番決め手になるのかなという感じはしますよね。そうするとその辺の捉え方と、これから冬場を迎えるに当たっても、これは国、県、町のレベルはそれ分からないのですが、全町的にやはりそういうマスクつけるとか、そういう季節だけ、冬場だけつけるとか、そういうのもやはりこれからは必要になってくるのかな。そうすればこういうのも十分季節的なやつは防げるのかなという感じはするのですが、町としてそういう進め方というのはどういうふうこれから考えていくのかなと思って。

○亀井伝吉委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 新型コロナウイルス感染症が流行しまして、国のほうから新しい生活様式なんていう言葉が生まれまして、マスクですとか、3密という言葉も生まれました。あと、手洗いの徹底、本当に何一つ新しいことではないのですが、改めてマスクと手洗いと人との接触、うがいとか、そういう基本的なことが予防の第一歩ですよということを国のほうも示したと思います。これから冬場にかけてどういう啓発をしていくのかというお話でしたけれども、本当に緊急事態宣言が終わると、わあっと開放的になってしまって、またもしかしたら第何波が来るかもしれない。来たらまた慌てるみたいな、何かそんな繰り返しになってしまうのかななんて本当に思います。もう本当に広報ですとか、ホームページですとか、あとは予防接種のそのインフルエンザのほうは個別通知を対象者の方にはお出ししています。特に高齢者は何が大事って、重症化予防が大事でございますので、その通知の中に改めまして感染対策、感染予防についてという文言を入れるですとか、保健センターの事業の中でも「風邪がはやってくる時期だからね」なんて、特に乳幼児、去年インフルエンザの助成をしましたがけれども、やはり重症化予防という意味合いで、妊婦さんですとか、小学校1年生ぐらいまでのお子さんを対象にちょっと助成を行いましたけれども、改めてそういう感染予防のことを保健センターの事業ですとか、そういうところで周知していければと考えています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 基本的にはインフルエンザというのが、高齢者よりも結構乳児というか、保育園児というか、その低年齢の方が結構うわさになるし、逆にそちらのほうでしたら、結構マスクとか、その辺は言ってしまうと徹底もできるし、恐らくほとんど小さい子がインフルエンザをもらってくるのが保育園とか、幼稚園とか、そういう集団の場所、その集団の場所に行ったらマスクをすとか、要するにマスクが一番やはり

決め手になるのかなと思うのです。特に保育園とか、その辺のところについては、徹底してやはりやっていけば、かなり違うのかなと思うのですけれども、大人の方については、恐らく国とか県とか、その指示が来ると思うので、それについてやはりやっていると思うので、あと高齢者については、このインフルエンザ、毎年やっているの、必ず受けてもらうように、これでいくと8割ぐらい、3,400人という、7割から8割ぐらいインフルエンザやっていますので、そのやはり受診率も、接種率も上げてもらって、老いも若きも健康な体で年を越すような形で進めてもらえればと思いますので、ちょっと努力してください。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れのところすみませんが、よろしくお願いいたします。

主要施策の50ページなのですけれども、毎年行われていますけれども、敬老の日を迎えるということで、敬老祝金等の支給事業ということなのですが、これ令和2年度コロナ禍の中の実施になったと思うのですけれども、以前ですと小学校等で集まってもらったりとか、来れない人は民生委員でしたっけ、民生委員さんが家庭訪問して手渡ししていただいたような方向だったかなと思うのですけれども、昨年度からは小学校での集いがもうなくなったのでしたっけ。多分去年からですね。ということで民生委員さんが戸別訪問でやる方向で計画だったと思うのですけれども、実際はどのようなことで2年は実施されたのか、確認させてください。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、ご説明いたします。

まず、敬老祝金の支給事業でございますが、こちらは運動会等で配るのではなく、継続的に民生委員さんをお願いをしておるところでございます。敬老の集い事業、こちらは学校で行っていた敬老の集いにつきましては、そちらに出席した方に記念品をお配りするという事業でございました。ですので、そこはちょっと区分をしていただき、お考えいただければと思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 昨年度は敬老祝金については、民生委員さんが計画どおり戸別訪問をして、手渡しをされたという状況でいいわけですね。はい。

それで、どこまで本気でおっしゃっているか分からないのですけれども、敬老祝金を振込にならないのかねという話ですとか、あとは額面の問題、長生きしてもこれだけしかもらえないのかという、いろいろと冗談半分に話題になったりすることがあるのですけれども、これ町によっては100歳で10万円だ、100万円だという高額の祝いを出したりとかという部分で、何度か質問にも出ている内容かなと思うのですけれども、ただ額面は今後また人数がまだ多い状況ですので、なかなか対処が難しいかなと思うのですけれども、その祝金を渡す方法、今、こういう状況ですので、なかなか昨日の所管事務調査の中でもありましたけれども、来てほしくない家庭だとか、やはりこういう状況なので、ちょっと怖いと思われる方とかという部分もあったりして、直接面と向かってやるのが一番気持ちが伝わるというのは理解できるのですけれども、そういった部分が不可能な場合、どういうふうにするのかな。その辺も民生委員さん自身もやはりそういった部分で怖さを持って何うのもあれかなと思うのですけれども、その辺については今どのようにお考えですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 昨年度から新型コロナウイルスの影響が出てきまして、この敬老祝金の渡し方についても議論がございました。昨年度及び今年度につきましても、その渡し方につきまして、民生委員さんに意見を聞いております。昨年度につきましては、やはり手渡しで直接会ってお渡ししたいという意見が多くございました。ですので、例年どおり実行させていただきました。しかし、こういった状況でしたので、消毒液を各民生委員さんにお渡しさせていただきました。使ってくださいということで対応させていただきました。

その後、11月の民生委員さんの定例会で改めてこの敬老祝金の渡し方ですとか、敬老事業につきまして意見を聞いております。こちらは例年行っておりまして、敬老祝金渡したときに、どういう感想だったということを生委員さんそれぞれに伺っております。やはり民生委員さんからお話出てくるのは、直接お会いができて渡すことができてよかった。逆に相手様もコロナあまり気にせずにお渡しすることができて、民生委員さんとお会いできてよかったという意見が多数聞かれました。

一方で、針ヶ谷委員さんおっしゃったとおり、振込はいかがかというご意見もございました。実際、昨年度、令和2年度ですが、明和町が振込に切り替えたという話を聞いております。民生委員さんにもその旨のお話ししましたところ、やはり板倉は直接渡して、顔を見て渡したいというのが敬老祝金お渡しする前後でございましたので、そちらを反映させていただきました。令和3年度も同様の方法で行います。なお、3年度につきましては、フェイスシールドをお渡しして祝金を配っていただくということで考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 民生委員さんの気持ちからすると、やはり自分の立場からしても、直接会って、安否確認ではないですけども、状態確認をさせていただくと。一石二鳥ではないですけども、そういった意味も込めての発表だったかなという気はします。ただ、やはりこういう時代というか、時期なので、気にする人は気にするかなと思います。ただ、反面、ワクチンの接種率は上がっていますので、ワクチンを打っていて、本当であればPCR検査やって、陰性証明書でも持っていくのが妥当なのかと、こういう時代ですから、なのかなという気もしますけれども、そこまではちょっと難しい部分ありますので、万全の対策を取ってということで、やはり拒否される場合もあるかとは思うのです。なので、その辺は民生委員さんくれぐれも気をつけていただきながらということになってしまうのですけれども、今年は去年同様というか、面会してということですね。それは定例会等で随時次年度の予定については話し合いをいただいているという認識でよろしいでしょうか。

○小野寺昌幸介護高齢係長 はい。

○針ヶ谷稔也委員 はい、分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 すみません。よろしく申し上げます。

主要施策の58ページで、新型コロナワクチンの接種体制の件なのですけれども、板倉の集団接種において

は、ファイザー製が使われておりまして、報道等によると3か月だか4か月だかで抗体がかなり減ってしまうというような話も聞いていて、諸外国でも3度目をなんていう話も出ているのですけれども、4か月ぐらいいでもし抗体が切れてしまってくると、ちょうど冬の感染が一番はやりそうな時期かなというふうな気もして、不安になる方も、私もちょっと不安にはなりましたけれども、思っているのですけれども、ブースターショットといいますか、3度目の接種が推奨されるという結果が出てきた場合に、板倉町での接種のやり方、今までのやり方が多分いいのかと思うのですけれども、スピーディーに対応できるような体制というのは構築はできるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 ありがとうございます。いろんなところで3回目は、3回目はというのは聞かれていますのですが、まだ多分板倉町はスピードが割と速いのですが、都市部ではまだまだ若い人にまでいっていないので、国もそこまではまだまだいっていない状況、そしてつい先ほどかと思うのですけれども、大臣から11月末までには全員分のワクチンがというような状況ですので、まだ3回目までのワクチンというのはとても考えられない状況かなと思います。

今回、皆様ご存じのとおり、国が進める臨時接種ですので、その実施要綱に沿ってということですので、一部報道では3回打った、4回打ったという方がいらっしゃいますが、それを責めるわけではないですけれども、まだ全体に行き渡っていないうちに、早い町だけ3回というのは多分ないだろう。そして、このやり方につきましても、やはりお医者様がいないと接種ができないので、医師会等々と十分話を詰めなくてはならないなということ、それと疑っているのはきっとあるだろう。というのは、補助金の申請等もある程度日程を区切ってやられていますので、この後新たな補助金が出てきて、3回目をやれみたいなことが出てくるのではないかなと予想はしていますが、まだ国もうわさみ出しませんので、ちょっとそここのところは町単独で動くというような予定はないです。ただし、1回目、2回目を集団でやりましたから、この方たちがタイムリーにやるというのは、本当に個別ではかなり厳しいのだろうな。ましてやこの地区は医者が少ないのです。ですので、また同じように集団を考えるのかなんていうのはひしひしとっていますが、考えたくないのが現状でして、国のご指導、県のご指導あるいは医師会の先生方の協議を進めて、情報が入り次第、早急に対応できればと思っております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 そうですね。確かにこっちで、町で独断ではもちろん動けないとは思っているのですけれども、報道とかではノバボックスでしたっけ、がもう来年、もう今年の12月だか、来年の1月だかには1億2,000万回分は、国民1回分ぐらいの契約はもうしたというような話もあったので、国のほうも3回目はもう当然視野に入れて動いているのだと思うのですけれども、たまたま今回の集団接種で、この接種券もらって、接種番号というのですか、自分の番号というのをもらっているのです、これをうまく使えば3回目、4回目ともしなるにしても、もし集団接種になるにしても、手続はやりやすくなるのかなというふうには思いますので、今まで同様に素早い対応で板倉町はよろしくお願いできればというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、主要の50ページ、今質問したその上です。小野寺係長の担当かと思うのですけれども、これは板倉町にサロンというクラブというのか、いろいろあるでしょうけれども、ここに書いてある老人クラブ、町の老人クラブの連合と単位老人クラブに補助金額行くと思うのですけれども、金額がどのくらい分からないのですけれども、連合のほうには連合のほうに入るわけですから、単位クラブに入らなくて、人数、1人幾らという、掛ける幾らで行くのでしょうかけれども、このコロナの関係で、いろいろ行事も少なくなってきたと思うのです、当時の。これで右見ると1クラブ減になっているのです。人数が少なくなってしまって、コロナのためにクラブが1つなくなってしまったりとか、そういうのではなく、加入する年齢は町の全体では何歳から以上というのは決まっているわけだと思うのです。単位ごとに年齢は違うわけではないですよ、決まっているわけですから。若い人といったって60歳以上で、中には俺は老人クラブなんか入りたくはないよというので、75になっても80になっても入らない人もいますのですけれども、そういうものを含めてコロナではなく、どうしても人数と役員さんの云々で、もうやりたくはないからやめてしまおう、解散しようということになったのか、その辺はいかがなのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、お答えいたします。

先ほど黒野委員さんおっしゃっていただいたとおりでございますが、コロナの影響でクラブが解散しているわけではございません。こちらは老人クラブですが、非常に町も県も憂慮しておりまして、やはり代表ですとか、役員をやるのがちょっと難しいというご意見が出ております。そういった中で、少しずつ、少しずつですが、クラブ数が減っているという現状でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほどの金額の関係ですけれども、群馬県からはこの連合のほうには補助金というのか、奨励金というのはあるのだからないのだから。先ほど話があった老人クラブ連合にはどのくらい補助金が行っているのか。

それから、前と今とは分かりませんが、単位クラブ、人数によって違うのでしょうかけれども、1人幾らという頭数で行くのだと思うのですけれども、その金額が分かれば。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 そうしましたら、老人クラブの補助金の詳細につきましてご説明をいたします。

まず、単位クラブでございます。こちらは県の基準額に準じますが、会員数によって基準額は異なっております。4段階ありまして、会員数30名から49名、この場合は算定額は2万7,120円となっております。続きまして、50名から70名、こちらの場合は算定額は3万3,000円となっております。続きまして、71名から100名、こちらの算定額は3万8,880円となっております。最後に、101名以上、こちらの算定額は4万4,640円となっております。こちらに町からいわゆる会員割という形で1人当たり400円の補助をしております。この1人当たりの補助と、先ほどの単位活動費、県基準額に準ずる活動費を合わせた額が各老人クラブの補助金となっております。

続きまして、老人クラブ連合会でございます。こちらにつきましては、こちらはまた県の基準額と同額で

ございますが、一般事業費といたしまして15万7,100円、それに会員数掛ける100円ということで、令和2年度が670人でございましたので6万7,000円、最後に活動事業費といたしまして、町単独のお金になりますが、5,000円掛けるクラブの数、こちらが6万5,000円、計28万9,100円、こちらが老人クラブ連合会の補助金となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど説明の中で、何人から何人という上下があるわけですがけれども、では71人だったら71人のほうが努力しなくてもいいから、というのは100名足らなくても、上下あるわけでしょう、71から100名ということで。例えばでは50から70とかと。そうするとぎりぎりでも、金額は変わらないわけですよ。だから、例えば1人400円ですよ、単位に。それで人数掛けて割って、合計で単位に払ったほうが、人数は51人でも、69人でも変わらないのだったら、人数割で、人数掛ける51掛ける云々出れば、そんなに文句というのか、あれも出てこないかと思うのですけれども、その辺は上下で51でも、69でも3万幾らとなるわけでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 単位クラブの補助金でございますが、こちらの基準額にクラブの人数を合わせたという金額になりますが、県の補助金がどうしてもこの基準額でしか来ませんので、結局ここを基準にしないと、補助金をもらう町のほうが損をしてしまうというところがあり、こういった補助金の計算の仕方を取っておるところでございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 13クラブで一番少ないクラブと一番多いクラブというのは何人ぐらいずついらっしゃるのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 各老人クラブの会員数の差でございますが、令和2年度につきましては、一番少ないところが西岡老人クラブ、こちらが32名でございました。一方、一番多いところが原宿長寿会ということで81名でございました。その差が49名というところがございまして、補助金につきましても約3万2,000円ぐらいの差が生じているところでございます。ただし、この老人クラブの補助金でございますが、繰り越しているクラブも多いところでございます。この補助金につきましては、少ないから改善してくれという声は今のところは上がっておらないところでございます。こちら令和2年度につきましては、コロナ等で事業ができなかった、そういったところが大きいのかなとは思われます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、670名いらっしゃるわけですがけれども、クラブによって、そのクラブの会費は違うと思うのですけれども、下は1人幾らで、高いところは、下が例えば500円なら、上が2,000円ぐらいとか、金額あると思うのです。その辺分かりますか。

○亀井伝吉委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 会費につきましては、各老人クラブで決めておるところでございますが、ゼロのところが多くございます。また、免除する方、例えば年齢が高い方は免除ですとか、そういった方法を取っているクラブもあると聞いております。ですので、ここで具体的にこのクラブが幾らというのが資料がございません。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

時間もありませんので、この辺で終了させていただきたいと思います。

慎重なご審査ありがとうございました。

以上で健康介護課関係の審査を終了させていただきます。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力大変にありがとうございました。

閉 会 （午後 4時02分）

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第2号）

令和3年9月13日（月）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 都市建設課
 - 計画管理係 / 建設係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (2) 会計課
 - 会計係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (3) 税務課
 - 住民税係 / 資産税係 / 収税係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (4) 福 祉 課
 - 社会福祉係 / 子育て支援係 / 板倉保育園 / 北保育園 / 児童館
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (5) 産業振興課
 - 農業振興係（農業委員会事務局） / 農村整備係 / 誘致推進係 / 商工観光係
 - ・決算説明
 - ・質 疑
 - (6) その他
4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間	清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭		委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也		委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一		委員

黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高 瀬 利 之	都市建設課長
斉 藤 弘 之	計画管理係長
塩 田 修 一	建設係長
丸 山 英 幸	会計管理者兼 会計課長
小野田 浩 靖	会計係長
荻 野 剛 史	税務課長
岡 島 宏 之	住民税係長
鈴 木 貴 宏	資産税係長
川 部 昌 弘	収税係長
小野寺 雅 明	福祉課長
山 田 幸 子	社会福祉係長
青 木 英 世	子育て支援係長
松 本 行 以	板倉保育園長
根 岸 久美子	北保育園長
江 田 貴 子	児童館長
伊 藤 良 昭	産業振興課長
根 岸 信 之	農業振興係長
福 知 光 徳	農村整備係長
川野辺 晴 男	誘致推進係長
宇治川 信 子	商工観光係長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹	事務局長
小野田 裕 之	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 皆さん、おはようございます。本日は、予算決算常任委員会決算審査の2日目となります。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 初めに、亀井委員長より挨拶をいただきます。

○亀井伝吉委員長 皆さん、おはようございます。

本委員会へ付託されました令和2年度の各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、職員の皆様からの説明は、決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いいたします。また、各委員からの質疑は慣例により、一巡した後、2回目の質疑に入ることいたします。なお、質疑につきましては、決算書何ページの何々についてと発言してから意見をよろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、引き続き審査事項に入っていきたいと思います。ここからは、亀井委員長の進行にてお願いをいたします。

○認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、都市建設課の審査を行います。

都市建設課の説明をお願いいたします。

高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 おはようございます。都市建設課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから初めに令和2年度に都市建設課で実施いたしました主要重点事業の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、計画管理係で実施いたしました主要重点事業でございますけれども、道路維持事業、道路長寿命化事業、移住者住宅取得支援事業、耐震改修促進計画策定事業、この4事業を主要重点事業として行っております。1つ目の道路維持事業につきましては、町内一円における町道の補修、舗装修繕や道路構造物の維持修繕工事、また街路樹の剪定や除草作業等を実施をいたしまして、行政区や地域からの要望、苦情等の対応に当たっております。2つ目の道路長寿命化事業につきましては、板倉中学校付近において約350メートルの舗装修繕工事を実施いたしました。3つ目の移住者住宅取得支援事業でございますけれども、20件の申請があり、県内をはじめ、栃木、茨城、埼玉県等から45名の方が転入をいたしました。4つ目の耐震改修促進計画策定事業でございますけれども、昨年度が計画見直しの年となっていたことから、県の計画を基に第3期の板倉町耐震改修促進計画の見直しを行いました。

次に、建設係の主要重点事業でございますけれども、町道1-12号線の延伸となります主要道路延伸調査

事業、旧の八間樋橋解体に係る八間樋橋解体撤去事業、生活圏道路の拡幅を行う町単独道路整備事業、また国庫補助事業で実施しております橋梁長寿命化事業の4事業を行っております。1つ目の主要道路延伸調査事業でございますが、町道1-12号線と県道板倉-粂谷-館林線の丁字交差点から北に向けて新規主要幹線道路の線形等について検討をいたしました。2つ目の八間樋橋解体撤去事業についてですが、旧の八間樋橋の解体撤去に係る設計業務を行っております。3つ目の町単独道路整備事業におきましては、5路線の工事を実施し、このうち4路線が工事完了となっております。4つ目の橋梁長寿命化事業でございますが、工事関係では2橋の修繕工事と大箇野川に架かる橋梁1橋の撤去工事を行っております。

私のほうから以上でございますが、詳細につきましては計画管理係、建設係の順にご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 皆様、おはようございます。いつも大変お世話になっております。都市建設課計画管理係、齊藤です。よろしくお願いいたします。令和2年度決算の主立った事業につきまして、ご説明させていただきます。

まず初めに、計画管理係、令和2年度歳入の決算につきましてご説明させていただきます。お手数ですが、決算書の23ページをお願いいたします。決算書23ページ、14款1項4目の土木使用料の中の道路占用料でございますが、令和2年度におきましては13件240万5,444円ございました。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

次に、令和2年度歳出の決算につきましてご説明させていただきます。ページがまたがってしまっても大変恐縮ですが、決算書の129ページから137ページにかけてが計画管理係となっております。

まず、131ページをお願いできればと思います。131ページ、上から3つ目の8款2項2目道路維持事業についてご説明させていただきます。12節道路除草管理委託料といたしまして、1,023万1,310円、また街路樹管理委託料としまして、383本の街路樹の剪定などを行い、415万5,194円、続きまして、14節安全施設工事費につきましては、幹線道路の外側線や停止線などの引き直し工事を行いまして、約1.8キロ引き直しのほうを実施しました。金額は、203万2,800円でございます。同じく14節道路補修工事費につきましては、町内一円における町道維持修繕工事や町内一円における舗装維持修繕工事などの道路補修工事を実施しまして、1,996万5,852円、15節道路補修材料代につきましては、未舗装の主に砂利道における敷き砂利用の碎石を購入しまして、購入代といたしまして89万1,000円、舗装道路の簡易補修合材などとして、道路補修材料購入費として152万299円を支出しております。道路維持事業の全体につきましては、4,092万7,249円を支出しております。

次に、道路長寿命化事業といたしまして、12節道路ストック舗装状況調査を実施し、162万8,000円、15節道路長寿命化修繕工事費でございますが、中学校の北側の2車線の道路の舗装オーバーレイ工事を実施し、353.5メートルの舗装修繕工事を実施しました。997万7,000円を支出しております。

次に、135ページをお願いいたします。135ページ、8款4項1目都市計画総務費についてご説明させていただきます。上から4つ目の移住者住宅取得支援事業でございますが、18節住宅取得支援補助金としまして、住宅の取得費用の3%、上限30万円としまして20件の方に補助金を交付し、600万円を支出しております。

次に、8款4項2目公園費についてご説明させていただきます。公園維持管理事業でございますが、12節

公園等維持管理業務委託料につきましては、町内の9公園の除草管理業務や公園内の樹木の剪定業務などを行いまして、2,090万5,221円を支出しております。14節公園施設改修整備工事費につきましては、15件の工事を実施し、149万6,440円を支出しております。

次に、137ページをお願いいたします。137ページ、8款5項1目住宅管理費についてご説明させていただきます。下から2つ目、町営住宅管理事業でございますが、13節原宿団地賃借料につきましては、原宿団地における3階部分の8部屋分の借り上げに伴う賃借料でございます。1部屋3万8,000円掛ける8部屋掛ける1年分の賃借料でございます。364万8,000円を支出しております。

次に、木造住宅耐震改修促進事業でございますが、12節木造住宅耐震診断者派遣委託料といたしまして、4件に診断者を派遣し、12万6,000円を支出し、また木造住宅相談会委託料といたしまして、耐震相談会を2回開催し、6万3,000円を支出しております。

計画管理系の令和2年度の決算につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 おはようございます。都市建設課の建設係を担当しております塩田です。よろしくお願いたします。

初めに、都市建設課建設系の令和2年度歳入決算についてご説明をさせていただきます。決算書の26ページ、27ページをお願いいたします。最下段にあります15款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋梁費補助金ですが、令和1年度防災交付金事業の繰越認可事業費418万円に対する国庫補助率55%の268万4,000円と、令和2年度防災交付金事業の事業費3,000万円に対する国庫補助率55%の1,650万円の合計額である1,918万4,000円が国庫からの歳入となっております。

以上で歳入についての説明は、終わりにさせていただきます。

次に、歳出決算についてご説明をさせていただきます。決算書の132ページ、133ページをお願いいたします。中段にあります8款2項3目道路改良費についてご説明させていただきます。単独道路整備事業ですが、12節用地調査設計業務委託料にて6路線の用地調査業務を実施し、1,550万円を支出しております。14節道路整備工事費にて5路線の工事を施工し、5,325万1,000円を支出しております。16節用地購入費にて20件の買収契約を締結し、用地購入代金176万6,831円を支出しております。21節物件補償費にて20件の物件補償契約を締結し、1,522万8,012円を支出しております。その他需用費等を合わせまして、単独道路整備事業総額8,611万8,743円を支出しております。

次に、主要道路延伸調査事業についてですが、役場庁舎東側を通る町道1-12号線を県道板倉-初谷-館林線との交差点から北に抜ける延伸ルートの検討を行い、141万9,000円を支出しております。

次に、下段にあります8款2項4目橋梁維持費についてご説明いたします。橋梁長寿命化事業費、12節橋梁点検業務委託料にて13橋の点検を実施し、523万6,000円を支出しております。14節橋梁長寿命化修繕工事にて2橋の修繕工事と1橋の撤去工事を施工しまして、2,203万3,000円を支出し、橋梁長寿命化事業として総額2,762万5,481円を支出しております。

次に、橋梁長寿命化事業の前年度繰越し事業において、12節橋梁点検業務委託料にて12橋の点検を実施し、298万8,000円と橋梁修繕計画策定業務委託料へ54橋を対象に、既存の橋梁修繕計画の更新を行い、207万

5,000円を支出し、繰越し事業総額で506万3,000円を支出しております。

次に、八間樋解体撤去事業にて既存の八間樋撤去の設計を見直し、再検討等を行い、297万円を支出しております。

以上で都市建設課建設系の決算説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

決算書の133ページをお願いします。主要道路延伸調査事業ということで、町道1—12号線の延伸に係る調査なのですが、これ2年度で終了ですか、3年度もやるのですか。2年度で終了であれば、今のところ大体の調査が終わったのか、いつ頃から設計工事等の計画が立っているのかという部分の説明をお願いします。

2点目なのですが、八間樋の解体調査設計ですが、これ1回やったやつをまた状況変わったので、やり直したという認識をしているわけですが、これもいつ頃から解体工事に入れる見込みなのか、なかなか八間樋も早く、お金の関係もあるので、調整している部分もあると思うのですが、課のほうでの予定の報告を、2件お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 塩田係長。

○塩田修一建設係長 初めに、延伸の調査のほうですが、現在昨年度、令和2年度にて概略のルートを選定を行いました。それが幾つかあった中で、今板倉町として考える案を1案に絞ったわけですが、今のところそこで今年も事業は実施はしておりません。ただ、今後町の状況にもよるのですが、避難ルートの南北に抜けるルートも少ないものですから、特に板倉庁舎に集まってくる人もいるだろうということで、そのまま北に抜けるルートは必要だろうということで、強靱化計画というのを国で立ち上げていますので、そちらに乗れるようでしたらそちらで乗っていこうかなと。ただ、今のところ実際にいつ頃着手するかとかはまだ正確には町としては決めてはおりません。今後の事業としまして、まだ概略のルートを選定しただけですので、やるとすれば境界確認の調査と本体の設計をやってからの流れになります。

以上です。

あと次に、八間樋橋の撤去事業なのですが、当初八間樋橋の撤去につきましては1—9号線、今は県道になりましたけれども、その着手と同時に解体の設計というのはいったんはかけております。それが平成23年度にかけております。町のほうと県とも打合せしながら、できるだけ早く撤去してくださいと、町のほうもしますよということだったのですが、こういう庁舎とか、そういうのを先行しまして、ずれ込んでいるのですが、昨年からは群馬県と河川の協議のほうを始めまして、また最終の詰めを今やっているところなのですが、その河川の条件にかなえば、今10月を目指しているのですが、そこで河川の協議が調えば来年に補助事業の中で着手をしたいなどは考えております。ただ、今群馬県ともいろいろやり取りがありまして、それが認可が下りない中で予算を取って着手というのも困難なことが起きますので、それを見極めながら来年の予算に計上していければなと考えております。

私のほうから以上です。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 それでは、ちょっと補足をさせていただきます。

初めに、主要道路の延伸調査事業でございますけれども、単年度で終わりと、令和2年度で1年で調査については終わります。その後の工事の見通しなのですけれども、実際に工事入っていくには今回が概略設計ということですので、詳細の設計、その前に用地の確認とかまだまだやることがいっぱいありますので、今後どのぐらいでやっていけるかというのは、まだ見通しは全然立ってはいない状況であります。

調査の概要なのですけれども、先ほど言った1-12号線と板粕線の丁字交差点から北に向けて検討したわけですけれども、方向的には県道の斗合田-岩田-岡里線が西のほうに走っていますけれども、そこと合流するような方向、ずっと北に向けて行くとちょっと西に曲がりますけれども、合流する。北でもう一本走っています海老瀬-館林線が東西に走っていますけれども、その手前で合流するような、そんな線形の検討をいたしました。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。3年度内というよりも近々というか、できるだけ早くということの説明だったかなと思いますけれども、塩田係長説明のとおり避難経路、北の避難所ができればそちらに向かう道路というのが限られてきておりますので、できるだけ早いという部分で、大体私も長くなりましたので、板倉川に橋架けなければいけないとか、畑の真ん中通すのでは土地の買収もあるだろうなとかって大体の事情分かるのですけれども、事情が事情ですので、できるだけ早くということで尽力いただければとお願いをしておきます。

八間樋橋につきましては、もう再利用は見込んでいないわけですから、結局何かあると子供が入り込んだりとか誰かが遊んだり、あの辺ちょっと釣り人なんかうろろしたりしていますので、何かあってからではちょっと遅いなと思っていますので、県との協議順調に進んで、早めに手がつけられればと思っていますので、よろしくお願いをしておきます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いをいたします。

決算書でいきますと137、主要事業の概要になると70ページになるのですけれども、木造住宅の耐震改修の件でお伺いしたいのですけれども、決算書のこの書類見ますと相談が1件、そして診断の件ということで4件があったということなののですけれども、これ意外に少ないなって気がするのですけれども、この4件の方実際に工事がされたのか、されないのか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長 お答えします。

診断者派遣の4件の方、こちらにつきましてはまず建物を図上とか、あと建っている状況を見ながら簡易的な診断という状況になっておりまして、その簡易診断をするために木造の耐震の診断士を派遣をした件数

でございます。簡易診断の後に強度がないとの判断がされた場合、今度はそこのお宅の壁等を壊したりとか、そういったことをしないと本当の強度、そういったものの計算もできないということから、本格的な診断に入ることで、またそれから先耐震の改修工事に発展した件数についてはあくまでゼロ件でございます。簡易診断を実施したお宅が4件という計算になります。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、当初から簡易の調査をし、それから本調査というふうには作業は進んでいく、それともそれは申請のやり方によってまずは簡易ということの依頼をするというふうなこと、2本立てでの調査依頼なのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 あくまで簡易診断は簡易診断で完結しております。それから先本格的な診断と改修工事を行うというのは、あくまで施主さんがお金も出しますし、施主さんの判断の部分がありますので、まずは自分の家はどのぐらい強度があって、どこの部屋が一番強度がなくて潰れやすいのだろうか、そういった目安をまずは知ってもらうというのが一番重要かなと思ひまして、この辺の簡易診断で耐震診断者をまずは不安に思われている申請を出された方のお宅に派遣するという事業を行っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 簡易診断で作業を依頼するというのではなくて、本審査に入らないと受付にならないというふうな受け止め方でいいのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 あくまでこの国からいただいている補助事業につきましては、まずは簡易診断者を現地に派遣する費用ということで補助金をいただいております。耐震の改修事業等に建築工事の一部を補填する耐震改修事業の補助金については実績はございませんが、補助金という形でこちらも改修工事、もしそれから先に進みたいという方がいましたら交付ができるような状態になっておりますが、やはりお金はかかるということで簡易診断止まりという実績となっております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その場合、工事費の見積りが出ますよね。そうなった場合、その指示に100%従わなければ出ないか、それともどのぐらいの、例えば80%の工事費、これはいいよといった場合で若干金額的には差が出てくるかなと思うのですけれども、そういう限度、そういうものはどのぐらいの計画にのっとった工程で作業しなければならないのか。それが100%なら100%しないと補助金が出ないということになると当然その指示どおりやらなくてはならないのですけれども、その辺の余裕というものがある。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 まず、壁の強度がないところへ筋交いとか補強の部材を入れるという工事になりますので、そういった部分を補強を行っていただいて、その50%が補助になって上限が50万円とか、そういった補助金になっております。

家をリフォームするとか、そういった費用は対象外になりますので、あくまで耐震の補強という部分のみが対象の工事となりますので、その2分の1、50万円が補助金という形になります。令和3年度からは、ア

クションプログラム等を作成したことによりまして、補助金の率もアップしまして、100万円上限になりましたので、昨年度までは80万円ですか、今年度からは100万円と補助金のほうがなりましたので、その辺でやはり木造の耐震の補強が重要であるということを相談会、また広報紙で年に1回特集号を組んでいますので、そちらで重要性についても十分触れて、補助金も昨年よりは20万円上がって100万円になったということも併せてPR、周知に力を入れていけたらと思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ちなみに、2分の1、先ほどの質問の中でその2分の1を受けるためにその設計を耐震診断して出したとおりにやらなければ駄目かということと、どの辺の上限というか、それが許容範囲というか、認められるのか、それをちょっと聞きたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 あくまで耐震の補強に係る費用でございまして、それが建物全体が強度がない、例えばですが、工事をやって補強の部分に700万円かかってしまったとしても、上限額がマックスの補助金額でございまして。

耐震の補強については、56年以前の物件ですか、旧耐震の建物が対象となっております、56年以降の建物は耐震強度があるとの考え方で、こちらの診断者派遣、そういったものも56年以前の木造住宅に限りて簡易診断を行っている事業でございまして。また、補強の工事に関わる補助金につきましても56年以前、旧耐震の木造住宅が対象となっております。何だか答弁がかみ合っていないようで申し訳ないのですが。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 先ほどのご質問で、指示どおりにやらないと100%もらえないのかというお話がありましたけれども、まず簡易診断をやっていただきます。それも補助でやっております。その後、施主さんの希望で耐震改修をやりたいというふうになっていけば本診断というのですか、精密な診断をもう一回受けていただいて、診断をした結果耐震設計、これをやるわけですけれども、指示どおりにやるということは耐震設計どおりにやっていただかないと耐震性が当然これ確保できませんので、やはりこれは指示どおりにやっていただくということになるかと思っております。そうすれば、改修費については先ほどお話係長のほうからしましたけれども、80万円から今度限度が100万円になりましたけれども、そこまでの補助金が出せるということになると思っております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 指示どおりということなのですね。マックスがあるということと金額的に非常に筋交いなんなり、耐震ということになるとお金がかかるのかなと思うのです。ですから、なかなかリフォーム型の補助の場合金額も少ないのですけれども、使い勝手がいいから、結構申請者が多いのですけれども、これについては聞くところ、そんなに利用して耐震まで必要があるのかな、そこまでお金をかけて必要があるのかなという感じもするので、使い勝手があまりよくないというふうに感じるのですけれども、それだったら建て替えてしまえやというふうなことにもなってしまう。だから、余計申請者が少ないのかなというふうなことが受け止められるのですけれども、いずれにしてもやはりいつ何どき予期しない震災も来るということもありますので、ここにもうたってありますけれども、いろんなPRもしながら、計画策定事業として、印刷製本ということで5万7,000円も予定されていると、予定されて、それが印刷されて、決算されている

ということなのですがけれども、いずれにしてもPRをしながら、もしものそういうふうな家があるときには申請するようにということでお願いをしたいなと思うのですが、いずれにしても施主さんが手を挙げないことには先進まないで、なかなか難しいところがあるということ、内容にちょっと不足があるなど、そんな感じもいたします。分かりました。結構です。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございません。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要のほうからちょっとお聞きしますけれども、69ページ、公園維持管理事業ってあります。その中で公園等維持管理委託ということで9公園、これが2,000万円ちょっと、木の伐採とか除草とかということですが、9つ町管理の公園がありますけれども、それぞれ状況が違うと思うのです、それぞれの公園が。そこで9公園で、例えばそれぞれのくらい個別にかかっているかというのは出ています。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長 細かくは出しておりませんが、9公園で維持管理委託と載せさせていただいたのは、主に公衆トイレがある公園でございます。実際は、農村公園含めると33公園ありますが、トイレの清掃委託含めてシルバーさんに委託しているものとして、9公園挙げさせていただいております。

まずは、中央公園で雷電神社のところのトイレ、そこの役場の東側のさくらトイレ、テニスコートのところのトイレ、次に大蔵公園のトイレ、ふれあい公園のトイレ、いずみの公園のトイレ、大林児童公園のトイレ、大林南児童公園のトイレ、天神池公園で北と南側のトイレ、あとはニュータウンの朝日野4丁目の花公園、次に線路東側の朝日野の二丁目公園、こちらがトイレがある公園で、こちらの清掃委託費用となっております。

委託費用といたしましては、シルバーさんに年間を通して公園維持の公園管理委託料としまして出しているものがトイレの清掃以外に除草、また遊具の塗装、またベンチが木製のものが壊れていればベンチの修繕、あとはバリカンで刈るような中低木の管理、この辺を含めまして令和2年度決算額といたしましては、600万円程度支出させていただいております。細かくは出しておりませんので、ご了解のほどお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、基本的に公衆トイレがある公園ということですね。そうしますと、さっき33公園って言いましたけれども、その中に農村公園も入っているということですね。これ全部一括してシルバーに委託ということですか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長 トイレがあるところに関しては、やはりシルバーさんが一番安価であるということでシルバー人材センターさんに委託のほうをさせていただいております。その他農村公園、また街区公園に関しましては行政区のほうと管理契約のほうをさせていただきまして、除草管理、また低木類の管理というのは行政区にお願いさせていただきまして、中高木の管理とか、あとは公園施設が壊れてしまった際、その際には私ども計画管理系のほうで中高木の剪定、施設の修繕、そういったものは行っております。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 補足なのですけれども、基本的に町のほうで管理している公園が33のうち10公園町のほうで直接に管理をしまして、それ以外農村公園を含めて行政区等をお願いをしているところがございます。

この修繕につきましては、行政区のほうをお願いしているのは基本的には中低木等の選定とかの維持管理、あとは除草、そういうものをお願いをしまして、例えば施設が壊れた場合、ブランコとか滑り台等で壊れたものがあれば、こちらのほうで修繕工事はやっております。そういったところがこの修繕費に入っているのだと思います。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、実際に町で管理しているのが10公園、全体で33公園って言いましたから、農村公園については23ですね。ではないのかな、違うのかな。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長 23公園のうちニュータウン内にあります街区公園が7、農村公園が16、合計23という地元行政区への管理委託をしている23公園の内訳でございます。課長が言いました町管理の公園に関しましては10個ありますが、10個のうちの1つ、群馬の水郷公園、こちらは産業振興課のほうから漁協さんのほうに委託をして管理を行っているようです。都市建設課で実際管理しているのは、この10公園のうちの9公園ですかね、というふうになっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 農村公園ですけれども、以前農村公園については、例えば行政区に管理委託でしようけれども、あと農村公園、要するにもうなくてもいいのではないかという部分もありましたよね。その辺の状況どうなのですか。

○亀井伝吉委員長 斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長 お答えします。

農村公園については、やはり遊具等が老朽化しており、また遊具のメーカー自体がなくなってしまったような遊具もありまして、こちらの主要事業の概要に書いてあります一番下の公園遊具等撤去工事ということで、こちらの1件が大曲にありますヤハタの農村公園のコンビネーション遊具がやはり部品がなくなってしまって、地元のほうに使用している子供がいるのか等々を含めて調査を行った結果、使っていないということで撤去工事をさせていただきました。

荒井議員さんおっしゃるとおり、農村公園使っている状況が限りなく少ないのかなとは思いますが、それを地元の区長さんはじめ、代表さんに相談しますとやはり自分のときに農村公園等を終わりにしてしまうのはなかなか気が引けるとい部分もあるのか、使っているよ、数は少ないけれども、農村公園として維持管理は行政区でするので、閉園までは考えていないといったお答えが来ているような状況です。自分のとき閉園するのはなかなか心苦しい面もあるのかなという面もありますが、地元の行政区の負担軽減、あと町の経費の節減、その辺の観点から、やはり少子化に向かっておりますので、地元と協議の結果折り合いがついた公園につきましては、何年かかるか分かりませんが、1つずつ地道に集約したりしていくことも必要ではないかと考えております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後ですけれども、農村公園の、例えば遊具等の関係については町のほうで補修というか、するということですよ。

それと、行政区と管理契約も結ぶということですが、当然除草とか中低木の伐採、それは例えば幾らか費用がかかりますよね。それについては後から町のほうに請求するのですか、それともあらかじめもう契約の段階で決まっているのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 農村公園の管理につきましては、除草剤をまく際の動噴の貸出し、そういったもの、あとは木に防虫剤、殺虫剤まく際の動噴の貸出し、そういったものは行っております。薬品に関しましては、行政区で出しているような状況でございます。なかなか1つの行政区にだけ出して、ほかには出していないとか、そういった点があると難しいので、動力噴霧器の貸出しについては事前に行政区行事としていつ防虫防除やるから、機械を貸してくれという話がありましたら貸出しのほうを行っております。

また、遊具等のお話がありましたが、遊具等については安全点検が義務づけられておりますので、定期的に遊具の点検を私ども計画管理係職員で行いまして、金具の肉厚が大分減っているとか、また腐食により穴が空いている、そういったものについては危険であるものはすぐ使用禁止をしまして、もう間もなく危険かなというものは部品のほうを注文したりしているような状況でございます。なるべく遊具に関しては、全国的に遊具における事故等発生している観点もありますので、危険な状況にあるものは直ちに使用禁止、使用頻度があるものについては即修繕、そういったことを心がけて遊具の管理のほうは行っております。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 先ほどご質問がありました農村公園の経費の関係でございますけれども、遊具についてはこちらで修繕、また撤去、そういうのはやっておりますけれども、基本的には維持管理については地元でやっていただいております。先ほど機械の貸出しありましたけれども、町からの委託料とか、そういう費用についてはこちらからは一切支出はしてございません。

「よろしいです」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 お願いします。

主要施策の成果70ページの町営住宅管理事業についてお伺いしたいと思います。こちらの原宿団地は借り上げということなのですが、岩田団地、海老瀬団地については財政係のところだったかな、借地ということで書いてあったのですが、これは岩田、海老瀬、両方とも借地になっているのか。もしなっているのであれば、借地の料金というのが年間どれくらいかかっているのか教えてください。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 小野田議員のご質問でございますが、岩田団地、海老瀬団地ともに土地のほうは借地でございます。土地の賃借料については、財政係、ほかの公共用地についても賃借契約行っているものがございますが、こちらの計画管理係では借地料については把握をしておりませんので、ご了承のほどお願いします。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 分かりました。

昭和53年、55年ということで大分建物も古くなって、毎年毎年経費なり、修繕費用なりがかかってきているかと思うのですが、空きもあるということですし、いずれは町営住宅も原宿団地のような民間の物件を借り上げるという形にしていく予定は今のところ考えていらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 小野田議員おっしゃるとおり、借地の上に建物も老朽化している現状でございます。また、入居者についても令和3年度9月現在で岩田団地は5戸のうち5戸が入居されていて満室という状況で、原宿団地は8戸のうち8戸が入居で満室状況、海老瀬団地が6戸ありまして、そのうち3戸が入居、3戸が空き部屋という状況にありまして、なかなか団地によって人気偏っているのかなという部分もありまして、議員おっしゃるとおり民間の建物を原宿団地のように活用して、家賃低廉化補助金を国のほうからいただいて、建物自体を借り上げて団地化するというのも3月の予算議会のときですか、延山議員さんのほうからお話がありまして、その辺は令和3年度へ入ってから検討に入っております。やはり建物の改修、長寿命化、そういったもので予算を取らせていただきましても、なかなか入居者が入っている物件に関しては本格的な修繕というのは難しい点もありまして、その辺も含めると近い何年かのうちには大学も撤退して、民間アパート等大分空き室が町内増えてくる状況も予想できますので、そういった議論は本格的に考えていかななくてはならないと担当としても思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 それと、この町営住宅への入居要件、これ結構見させてもらったのですが、随分と項目が多くて、なかなか難しかったりもするのかなって思ったりもしています。これから、一般質問でもさせてもらったのですが、外国人の方もできれば入居できるような形なりができるといいのかなとも思うのですが、その辺はちょっと難しいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 町営住宅の入居の要件ということでありますけれども、町営住宅の管理については上位法が公営住宅法というのがございまして、それに基づいて町営住宅管理条例、そういったものを策定して、基づいて運用しているという状況であります。基本的にその考え方なのですが、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で貸出ししますということが基本になるわけなのですが、その要件ですけれども、基本的には外国籍の方も在留資格があれば、全く普通の方と同じ条件で入居はできる形にはなってございます。その入居の要件としましては、これ概略でございまして、まず町内に在住もしくは在勤していること、それから申込者本人及び同居しようとしている親族に持家がある場合は、もうこれは申請ができませんということです。それと、現在同居しているまたは同居しようとしている家族、親族がいるということです。基本的には、単身者というのは入居できないような形になっておりまして、しかしただ60歳以上の方、それから身体障害者手帳、こういったものを交付されている方、それから生活保護を受けている方、こういった方などについては60歳以下でも入居は可能というふうな形になってございます。それと、収入の月額合計が、これ世帯全員のを合わせまして一月15万8,000円以下というのが基本的な考え方になってご

ざいます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 読んで大体そこの辺は理解させてもらったのですけれども、やはり皆さん一応単身で外国の方いらっしゃる。部屋をシェアして使っているという形だったものですから、もちろん家族ではないと、親族ではないという部分と3人なり4人なりの、例えば一緒に住む収入合計が15万8,000円はもちろん超えてしまうという部分で難しいかなと思ったので、その辺が何か融通が利く部分が、そういった上位法があるのはしょうがないので、あれなのですけれども、町に来て働きやすい部分かなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。難しいのは分かっていたので、ありがとうございます。大丈夫です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。

決算書の131ページの下の方なのですけれども、あと主要施策の69ページの一番上、街路樹管理委託の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、中高木剪定だけです、これは。ここに書いてあるのが383本と書いてあるのですが、これが全てではないと思う、全てなのですか。取りあえず先聞かせてください。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 町で道路に植わっている街路樹として現在の本数は全体で1,471本、そのうちの令和2年度については383本の剪定を委託料から支出して行わせていただいております。

その383本の内訳でございますが、役場のちょうど北側の公園通り線1-12号線沿いのケヤキ、大分強剪定だということで3月の予算委員会でも大分ご意見いただきましたが、そちらのケヤキの剪定を50本、あとは駅のロータリー西口、ふれあい通りの街路樹でクスノキがバスの運行をする上で車道に出っ張っていてバスの側面とか当たってしまって、センターラインを越えてしまうという苦情が参りまして、そちらのクスノキ10本剪定しております。また、シルバー人材センターさんをお願いいたしまして、駅前の通り仲伊谷田線のモミジバフウ232本をはじめ、ニュータウン内緑道、その他の剪定を323本シルバーさんをお願いいたしまして、令和2年度については383本、中高木の剪定を行ったという実績でございます。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 そうすると、383本のうちの約50本ぐらいが、いわゆる業者、シルバー人材もそうですが、本当の意味での高木を剪定するというかな、伐採をする業者になると思うのですが、そういう本当の意味での高木、専門業者に依頼しないとできないような木というのは、街路樹の中では相当まだ占めています。それがずっとあると、要するにシルバー人材さんでしたらある程度安い値段で剪定できると思うのですが、そのケヤキ並木みたく10メートルも20メートルも伸びるような街路樹になってしまうと、後々の剪定にしても伐採にしても、後々相当経費がかかってくるのかなと思うのです。今後のことを考えるとそういう木のを多少は間引きとか、削減していくとか、削減したほうが本当はいいのだろうけれども、今後のこと考えると。ですから、またケヤキになるともう大きくなっていくので、今の状態でも1本置きぐらいにしてもいいのかなという感じはするのです。新しい木をあまり背の高くならないような、管理しやすいよう

な木に変更していくというような、そういうふうにしていったほうが今後の経費の維持の関係についてもいいのかなという感じはするのです。

まず1点は、専門業者に依頼しないとできないような木が50本以外にあとどのぐらい全体であるのかちょっと教えてもらえます。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 詳細な本数についてはお答えできませんし、答えを持ってきておりませんので、こちらの町道1-12号線に関しては昨年度剪定させていただいたケヤキ以外に、板倉市場から国道354号バイパス、その区間までに両側植わっているのもケヤキでございます。そちらです。あとは、ニュータウン内の駅前駐車場のところからふれあい通りを抜けて、元の東の農協さんとか、月ぎめの駐車場があったあそこの区間のケヤキ並木もやはり業者剪定でなくてはできない区間でございまして、あとはふれあい通りにクスノキはじめ、ケヤキ、いろんな樹種が植わっておりますが、そちらに関してもやはりシルバーさんではちょっと不可能な高木類、そういったものとなっております。街路樹で1,471本中、約9割ぐらいが業者さんでないと剪定不可能な高木となっております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ちなみに、ニュータウンのトライアルのほうから入って行って、駅前通りに向かっていく街路樹ありますよね。あれというのは、恐らくニュータウンができてから街路樹植えてあると思うのです。20年ぐらいであの大きさですよ。シルバーさんでもあれだったらできると思うのですが、ああいうやはり木に幾らか変えていくとか、そういうもの一つの手なのかなと思うのです。もともとここにあるケヤキ通りについてはケヤキメインですので、全部ではなくて間引きしてやっていくとか、そういうふうな形でやはり専門業者でないと今後維持費が、いずれにしても街路樹については恐らく専門業者になっていくと思うのですが、ただ専門業者をお願いするにしても、あまり高い木になるような木は今後は植えていかないと思うのですが、今あるものについても多少そういうふうな間引きをするような形にしていかないと、行く行く町が管理していくわけですので、管理が大変になるかなと思いますので、その辺のところをちょっと担当課としても、確かに間引きするのもまた大変なのかなと思うのですけれども、あれというのはいったん元まで一回切ってしまうと、そこでやはり何年か置いておいてから抜いて、後から植樹というのは、そういうの可能なのですか、ちなみに。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 まず、街路樹の間引き、また低木化、そういったものについても中期事業計画の期間中で上期、下期で検討に入れればということで街路樹管理の部分に関しては触れさせていただいております。特にこちら役場の東側にあります町道1-12号線、こちらに関しましては庁舎含めて防災拠点、また北の一時避難地への避難経路、そういったことも考えますと、ケヤキというのは真下に根っこが伸びるということよりも横に伸びるという性質が専門家のお話ではあるようです。やはり下に根っこを張らないということは、台風とか強風時倒れる可能性が特に高いということで高木、そういったもの、避難経路の妨げになってしまうような観点もあることから、これから間引き、またツツジとか、そういったものの低木のみ、そういったこともいろんな選択肢考えていければと思っております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○**小林武雄委員** くしくも今齊藤係長言いましたけれども、避難経路でも、ケヤキについては木が横に張っていくから、今あるものをそう簡単には間引きするのは難しいなと思うのです、確かに。横でしょう。

○**亀井伝吉委員長** 齊藤係長。

○**齊藤弘之計画管理係長** 小林議員さんから伐採した木の根っこの考え方についてお話がありましたが、答弁をすっかり忘れておりました。申し訳ございません。

伐採した切り株に関しましては、伐採をしてすぐ根っこを伐根するというと近くに植わっている水道管、そういったものとかも一緒に持ち上げてしまう、どのぐらい根が張っているかというのは検討がつかない部分もありまして、やはり伐採して何年か切り株の状態ドリルで何か所も穴を開けて、そこに除草剤原液等で注入して、十分木を弱らせてから木をバックホー等で掘り起こして撤去すると、比較的安易に撤去できるという実績がございます。

○**亀井伝吉委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** 途中で今やめたのだけれども、ケヤキだと根が横に張っているから、避難経路の多いところには確かに倒れないから、いいと思うのですけれども、見通しからいくとあまりそういうのも、先ほど言ったように高さの低いやつの方が周りが見える関係でいいのかなと思うのですけれども、仮にケヤキを間引きした場合にその下を切って、株が枯れて除草剤か何か入れてやるにしても、相当な年数かかるから、そういうのはやはりある程度、先ほども言っていましたけれども、中期計画か何かである程度計画的に先を見据えてそういうふうな低木のほうに多少切り替えていくような形を進めていってもらったらいいのかなという感じがしますので、それも一応検討してもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。特別要りません。

○**亀井伝吉委員長** よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○**黒野一郎委員** 決算書131ページで主要施策、今小林委員のやっている69ページで、これは齊藤さんのところかな、真ん中辺りに道路ストック書いてあります。これは、ストック云々はどんなようなことを、どこの業者だかどこか委託するでしょうけれども、これはどんなふうなあれなのですか。

○**亀井伝吉委員長** 齊藤係長。

○**齊藤弘之計画管理係長** 議員さんのご質問でございますが、道路ストック調査の内容でございますが、こちらは舗装の損傷、わだち、あとはひび割れ、そういったものを検査できる、自動車で調査ができる専用の機材が載った車両を走らせて、その跳ね返りでひび割れとか、掘れとか、わだち、あと舗装の状況、そういったものが全て調査が行える検査となっております、そちらに関してはそういった検査用の車両を持っている測量業者さんでないとできない事業となっております。

主に道路長寿命化で現在舗装の修繕をやらせていただいておりますが、そちらをやる上で起債でお金を借りる上でそういった精密な調査を行って、ある一定の水準、舗装のひび、舗装の段差でいうと4センチ以上下がってしまったり、わだちができてしまったり、損傷が著しく激しいという検査結果が示されないことには起債でお金を借りることができませんので、そういったお金を借りるための根拠となるために舗装の損傷調査、ストック調査を行わせていただいたという形となっております。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 補足でお答えさせていただきます。

道路長寿命化事業ということで、舗装の修繕工事、補修工事は毎年やらせていただいております。この事業をやるのに起債を借りて工事をやっていくということで、その長寿命化事業をやるためには調査が必要だということなのです。起債を借りるには、調査をしないと起債が借りられないということで、この道路ストックの舗装状況調査というのを行ってございます。起債については充当率が90%、交付税措置については財政の財政指数というのですか、それに応じて30%から60%というような話を伺ってございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほどの質問した業者は。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 そういった専用車両を持っている業者ということで入札のほうを行いまして、前橋市に会社があります技研測量という会社が落札のほうをして、実施していただきました。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 この5路線、5つ、これ見ると30万円ちょっと、1路線で、百六十何万円だから、三五、十五で。これ1つの路線だと降りないで車でということは、そんな時間はかからないのですね。1日とかそんなにかかってしまう、どのくらいかかるのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 車でデータを取るのは、2車線あれば行って帰ってくれば終わりになりますけれども、今度はその車で取ってきたデータ、その辺が物すごく膨大な量になりますので、その辺をまずはデータの解析、我々が見ても分かるような数字にして提出していただくまでに時間がやはりかかるというのがあります。実際に調査を車両とする時間というのは車で低速で、10キロ程度で走る関係がありますので、夜中行うような形です。一般車両に影響を来さないように、夜中行って帰ってくればその1路線データは取れてしまうという形です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほども話があった5つの路線、これ令和2年だから年間ですよ。板倉町かなり道路があるわけですが、5つぐらいしかない、これは当然目で見て担当者の方がこの辺これはあれだねということで、見て5つの路線を決めるのでしょうか、このぐらいしかないのですか。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 主に2車線とかの町道の主要幹線大量にあります。ただ、調査を全路線行ってもこの数年のうちには舗装の修繕工事とても行うことはできません。やはり5年間のうちにある程度修繕工事ができるぐらいの量で調査を発注して、また5年の後に修繕工事が終わった暁にはまた損傷がひどい路線を5路線ずつぐらい選んで損傷調査を行うというのがやはり現実的ではないかということで、膨大な路線数ありますが、特に損傷のひどい5路線について選定の上、調査を実施させていただいた状況でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、調査5つではなくても、10でも15でもできることはできると思うのです。毎年ではなくも、同じ業者恐らくは入札するのですけれども、今年15なら15して、予算の関係と起債される、だから

15あっても、15選定して、今年は5つの路線だけを頼むとかという、だから5つではなくも、十でも15でもできないことないですよ。そういうふうには先々やっていくわけですから、一応Aランク、Bランクではなくも第1候補、第2候補、第3候補にしておいて、5、5、5でやれば3年間のうちに15あるけれども、5ずつやっていくということも可能ですよね。その辺は。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 維持管理をする側とすれば、年間何路線でも長寿命化工事を行いたいという希望はございますが、やはり起債でお金を借りるということは返済が伴うわけでございまして、こちらの舗装の損傷調査、ストック調査に関しましても、毎年調査を発注しても修繕工事を行うほうが追いつかない面もありますので、今回令和2年度で5路線調査をさせていただきましたが、工事がおおむね5年後には終わるであろうという次の5年後に5路線、議員さんおっしゃるとおり10路線になるかどうか分かりませんが、次の舗装のひどいような部分を選定の上、調査を行いたいと思っております。

多めに調査をしても、例えばそれが5年後舗装の修繕工事を行う際にさらに損傷が進んでしまったり、同じような状況というのが、道路は常に大型車両と通行している面もありまして、損傷が常に進んでいるという点もございまして、やはり工事を実施する直前に調査を行ったほうが正確な数値となって実施できるという部分もあるのかなと感じております。

以上です。

○黒野一郎委員 では、合計が1,000万円ちょっと、これは前の分がここへ入っているのではなくて、5路線の1,000万円ちょっとの分なのですか、これは。予算。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 ストック調査につきましては、令和2年度に調査を行って、令和3年度からの修繕工事のためにやらせていただいたという部分がございますので、令和2年度舗装の修繕工事に関しましては、1,000万円ベースでやらせていただきましたが、とても1,000万円ベースで毎年行っていくには損傷のほうが悪くて修繕が追いつかない面もありまして、1路線ではなくて年間3路線ぐらいは修繕を行いたいということで、財政当局のほうに要望を上げましたら、まずはその裏づけとなるストック調査をして起債を借りられる状態にするよう話があったものから、令和3年度3路線程度修繕できるように、令和2年度にストック調査を行わせていただきました。

言葉整いませんが、以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、5路線があるわけですがけれども、町道であり、町の一般の人たち、我々を含めてですけれども、通っているわけですので、ぜひけがとか事故が可能性もあるかと思うので、できるだけ予算を交渉しながら取っていただいて、できれば5線、6線、7路線とか、できる方向の中でお願いを前向きにさせていただきたいと思っておりますので、その辺課長いかがですか、最後に。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 舗装の補修につきましては、常日頃からパトロールしながら、穴が空けば穴埋めとかということで常に注意をしてやっているとございまして。ただ、大々的に舗装の上に、舗装をかけるオーバーレイとか、そういったものはやはり予算も限りがありますので、できる限り担当とすれば予算を

確保しまして、舗装の修繕やっていきたいというふうに思っています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、関連で、結果は出ていないのでしょうかけれども、質問、資源化センター、農協のところの、大曲街道、あそこ事故があって、その後線を引いたりして、あれ角から今やっていますけれども、北まで行くのですか、止まってしまうのですか。青くなって、工事舗装しましたけれども。

○亀井伝吉委員長 齊藤係長。

○齊藤弘之計画管理係長 黒野議員さんからお話がありました富士食品の信号から板倉川の橋を渡って、カントリーエレベーター裏の交差点の部分まで、令和3年度舗装修繕工事約500メートルやらせていただきました。また、中学生が自転車で通学をする際の通学の自転車レーンですか、そちらの引き直しは総務課のほうで、安全安心のほうで実施して、令和3年度分については約1,100万円かけて修繕を行いました。

議員さんおっしゃるとおり、カントリーエレベーターから板倉川北部の2機場までの区間は、今年度予算ではできなかったもので、一応2か年計画ということで令和4年度実施で、2か年で修繕を終えたいと考えております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 ちょっと伺いたいのですけれども、藤岡の館林線と高速道路が交差するところにスマートインターが何か計画されているという、かなりこれ実現性も高いとかって聞いているのですけれども、これ板倉町も絡んで館林と一緒に話を進めているのですか。

それと、あそこに館林の工業団地ありますよね。あれの西側に館林側が結構大きな工業団地を計画して、何かかなり進んでいるとかという話も伺っているのですけれども、あそこでスマートインターがかなり近々できるような話が進んでいるようなこと聞いているのですけれども、これは板倉は絡んでいないのですか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 スマートインターというお話でございますけれども、板倉町は一切絡んではいません、今のところは。それは、館林が独自で計画をして進めている事業になろうかと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 全然そういう話は聞いていない。聞いているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長 お話は伺っております。そのお話によりますと、相当前なのですけれども、国との協議が調わなくてなかなか前に進まない、立地についてもまだ確定はしていないというようなお話を伺ったことございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 先ほど道路の計画といいますと、やはりそういったものを含めて総合的に計画していかななくてはならないのでしょうかけれども、あそこの県道なのでしょうかけれども、岡里何線というのでしたっけ、あそこ。岡里一斗台田という県道ですか、あれの終着点は館林のあの工業団地があるあそこが終着点になっているわけですか、今のところ。

〔「そうです」と言う人あり〕

○青木秀夫委員　すると、今の先ほど館林、1—12号線というの突き抜けて、富士食品のところを向こうに道路を調査したというのですけれども、それも大切なのですが、あっちは県道なのでしょうけれども、やはりあそこのコンビニのところから館林の工業団地のところまで、前よりは改良されているみたいですが、あそこを整備されると風通しがよくなるようになると思うのです。そんなスマートインターなんていうもの計画されているとなると、そういったところで、これは町道ではないのでしょうか、そういうあそこの整備計画とあって、そういうのは今のところ聞いていないのですか。

○亀井伝吉委員長　高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長　具体的にどこから乗れるようになるとか、そういった計画については何ってございません。

○青木秀夫委員　そのスマートインターではなくて、県道の話。今のコンビニのところから北のほうに向かって、工業団地のほうに向かっていくでしょう。そうすると……

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員　うん、そうそうそう。

○亀井伝吉委員長　高瀬課長。

○高瀬利之都市建設課長　斗合田—岩田—岡里線については、都市計画決定はしてありますけれども、これ県のほうで整備をしますけれども、今のところそういった計画はございません。

○亀井伝吉委員長　青木委員。

○青木秀夫委員　ちょっともう一回聞いてしまっていていい。さっきの小林委員が高木の上の話ばかりしたのですけれども、私下の話しして、根っこの話ちょっと聞きたいのですけれども、ああいうケヤキとか、クスノキとかって根がどのぐらい張っているか、私は素人だから、全然検討もつかないのですけれども、ああいうふうにふれあい通りみたいなところにあの木がだんだん、だんだんこれからも成長していくのでしょうかけれども、根も成長していくとなると、歩道の下にどんなふうに根が張っていくのかとなると、いろいろ将来問題が起きるのかなと、またもうお金もかかるのではないかなと素人なりに心配しているのですけれども、どのように見ているのですか、あれは。

○亀井伝吉委員長　斉藤係長。

○斉藤弘之計画管理係長　企業局のほうの木を植えた段階ではそこまで考えて木を植えていないという面もあるのですけれども、やはり木の根っこが張って行って、人の家の入り口まで張って行って、家の玄関ポーチ持ち上げてしまったようなケースもありまして、そういったものについては玄関ポーチかプラスチックの部分掘り起こして、実際にモルタル等で打換えの補修、タイルが割れてしまったものについては補修等をしたようなこともあります。木によって張り方はまちまち、育ち方もまちまち、性格も違うようにありますが、やはりニュータウンのふれあい通りの歩道部に関しまして地下の埋設物、そういったものもありまして、埋設物があるところに高木を植えるというのは、なかなか維持管理をする側にとってはかなり酷で、地獄みたいな面もありますけれども、植えられてしまった、過去に植えてしまったものを維持管理するというのも維持管理分野でございますので、かなり悩みの種ではありますけれども、木が成長するのはなかなか止められないという面もありますので、しかしながら歩道の石、インターロッキング持ち上げてしまって歩行者の人の通行の妨げとなってしまうような部分、年間でかなり起きておりまして、亀井議員さんなんかにも

工事の中で根っこを取り除いたり、石を補修していただいたりというのを何件も年間行っておりますが、やはり木は上に生えたり、横に張ったり、下に張ったり動きが何とも読めない面がありまして、悩みの種でございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 植わってしまったものですから、抜く以外は方法ないのでしょうかけれども、まだまだあれ20年ぐらいですから、これからも木が成長していくのでしょうか。ケヤキも植わっているし、クスノキも本数相当ありますよね。これからいろいろ問題があって悩みの種なのかもしれないけれども、今さら企業局に恨みを言ってもしょうがないところで、いい方法を考えておいてください。悩んでください。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

「いいです」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 時間も参りましたので、この辺で。

慎重なご審査大変ありがとうございました。

以上で都市建設課関係の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時43分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

続いて、会計課関係の審査を行います。

会計課からの説明をお願いいたします。

丸山課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 お世話さまになります。会計課のほうから説明をさせていただきます。

私のほうから概要としまして、会計課の業務としましては歳計現金の出納管理というものが主な業務でありますので、それに伴います日計表、それと月計表、あとは決算書ですか、そういった内部事務を行っている状況でございます。したがって、決算額につきましても必要最低限の決算額となっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

細部につきましては、係長のほうから説明をさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 それでは、会計課の所管事務に関する令和2年度の決算につきまして、決算書に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

決算書の56ページ、57ページをお開きください。2款総務費、1項4目の会計管理費でございます。事業全体の歳出額は57ページの備考欄の160万5,727円で、前年度に比ばまして4万3,521円の減額となっております。

詳細につきましてご説明させていただきます。まず、10節の需用費ですが、主に決算書105部の印刷製本費であります。

続きまして、11節役務費の手数料ですが、これは派出窓口業務委託料110万円、それとその他となりまし

て、37万8,219円で合計147万8,219円を支出したものでございます。

次に、12節の委託費の電算業務委託ですが、これは口座振込データ電送に関わるソフトウェアの保守委託料と基本手数料で合わせて6万6,000円を支出したものでございます。

以上、会計課の決算につきましてはご説明申し上げましたが、よろしく審査のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

決算書57ページと主要施策の31ページに係るものなのですが、印刷製本費として今回使用しております決算書の製本費が載っているわけですが、以前から比べれば冊数も削減をして、費用削減をしているという状況かなと思っているのですが、特にこういう数値に関しましては、決算書の見る機会というのもこの決算審査の時期ぐらいかなと思って、手元に分かるデータがあればいいのかなというので、これが電子化できないかなと思っているのですが、その辺については課を越えてそういった部分で話をしたことというのはありますか。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 現在のところ、課をまたいでの電子化というのは、正直申し上げまして話合いはしていない状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 SDGs含めて、ペーパーレス化が進むような世の中になってきておりますので、議会も含めてその辺のところをやはり資料の電子化、決算書も含めて進めるべきかなとは思っているのですが、電子化になって何か難しい点とか、そういった部分が想像できればお話ししておけばと思うのですが、どうでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 特に会計課のほうでは、電子化に決算書を作成した上で大きな障害はないというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 庁内の環境も整ってきましたので、一部電子版で閲覧できる決算内容になっているかなと思います。二度手間というわけにもならないのかなって想像しますので、今後改めてまたご相談させていただきますけれども、ご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 会計課かどうかちょっと分からないところがあるのですが、決算書の6、7ページ、

全体なのですけれども、予算の執行管理というのはどこがどのようにやっているのか、会計課は全くやらないのかどうかということなのですけれども、令和2年度予算額は78億7,000万円ぐらいなのですが、不用額が4億4,500万円、毎年ある程度多額の不用額が出ておりまして、項目別にいうと1億円以上の不用額出しているところが結構あるのです。この辺の予算と執行の管理状況というのは、これ各課がやっているのか、それとも財政担当課がやっているのか、歳出をチェックするような会計課がやっているのか、どこが、やっていないですか、それとも。

○亀井伝吉委員長 丸山課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 執行管理という面になりますと、会計課のほうではその業務は行っておりません。私思うには、各課で計画的に執行しているというふうに考えております。昔は予算配当ということで、年4回に分けて予算を配当した中で計画的に予算を執行したというのが過去にありましたけれども、現在は年度当初に全て配当をすることで行ってまいりますので、四半期ごとの管理という面では管理はもうなくなっていると認識しております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、歳入が追いつかないという当初予算で一発で配当してしまっているのですね、今全額。そうすると、税込だとかいろんな面で入ってこないけれども、多額に使うところと前期、4期の前半でうんと使ってしまうところと後半で使うというところで、今まである程度目安を持って配当していたのだと思うのですけれども、それ1回で配当してしまって、歳計現金が間に合わなくなってしまうということはないのですか。

○亀井伝吉委員長 丸山課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 私も4月から会計課なのですけれども、取りあえず一応年度末の一番お金がなくなるとき、4月、5月だったのですけれども、そのとき歳計現金として約3億円ぐらい残っていました。ですから、支払いが一番多いのがやはり3月、4月が一番多くなると思いますので、それだけの払える金額は常にあると認識しております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 毎年感じるのですけれども、不用額を多額に出しているところと補正予算か何かである程度調整している款項目、課があるのですけれども、これ各課に任せておくということになると、全体の予算の執行管理というのはやはりどこかでやったほうがいいのだと思うのですけれども、それは各課に今任せてしまっているという状況なのですね。予算の全体の仕組みからいえば企画財政課もしくは会計課が予算の執行管理をある程度やらないと、1億円以上も不用額で残してしまって、予算がシビアにきちんと立てられたのかどうかというのが、最終的に決算で1億円も残るのではどうなのかねという話になってしまうので、あと町民要望でいろんなものをやっていく、予算の編成時期には各課から要望があったものについてはとてもではないが、歳入に追いつかないので、毎年5億円や10億円切って予算編成しているのだと思うので、ではこれ決算になって4億円も不用額が出てくるのでは、そんなに厳しく財政チェックして切らなくたっていいような気もするのですけれども。

○亀井伝吉委員長 丸山課長。

○丸山英幸会計管理者兼会計課長 先ほど予算の配当の関係ちょっと申し上げたのですけれども、それ以外

に企画財政課のほうで金額的に300万円以上だったと思うのですが、大きな工事とか委託料に関しての年間発注計画というのを出させています。それである程度第1四半期とか第2四半期に大体どれぐらいの金額になるかというのは、財政のほうで把握はしていると思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 会計課も関係すると思いますので、今後については予算執行管理についてはもっとやはりきちんとやっておいたほうが私はいいかないと感じているので、課長会議等においても話しが出せるようでしたら、どういう執行管理をしているのか、各課に単純に任せてしまっているのかどうか。ある程度金額を決めて年間の発注計画を立てて、それで財政はチェックしているのでしょうかけれども、最終的に1億円も余ってしまうという話になると、不用額が出てしまうというところがきちんと執行されているのか、チェックされているのかどうかという、ものをもっとその前の段階で町予算全体を、例えば今の時点で上半期で町全体で2億円不用額が出る可能性があるよと、確定ではないにしても、事業半分以上執行してしまっているわけですから、今最終的に4億円不用額が出るということは、単純に考えれば上半期で2億円ぐらいの不用額が出ているわけです、実際。だから、その不用額をその年度中に、例えば町民から要望があったものなのだけれども、これは財政的に歳入が伴わないので、後回しですよとか、そういう事業を整理しておいて、場合によっては後半の部分でできる可能性もあるのではないかなと思うのですが、その辺ももっとシビアに予算の執行管理はやったほうがいいかなという提案なのですが、何かのときにきちんと話をしてみてください。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 お願いします。先ほど針ヶ谷委員が質問しました印刷製本についてお聞きしたいのですが、これページ数今回の決算書を数えてみますと300ページ以上あります。それが105冊作ったということなのですが、これ計算しますと1ページ当たり1円でできております。今コンビニでこの大きさを印刷しますと5円とか10円かかっておりますので、これもし業者委託にしましたら、そこそこの料金がかかっていると思いますので、努力していただいたということが今分かると思うのですが、そこで質問なのですが、この製本105冊ということが書いてありますけれども、これはどのような配分をしているのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 105部の内訳ですが、一応理事者、それと議員さん、それと職員でいきますと係長以上、それと監査委員用であります。また、市郡の会計課のほうに配付し、あとは一部事務組合の関係のところへ送付しております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、郡内の自治体には1部か2部配っているということですね。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 はい、そのとおりです。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 ちょっとこれも思ったのですけれども、仮に一般の人がこれ欲しいと言った場合はどうなるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野田係長。

○小野田浩靖会計係長 多少の予備はあるのですが、一般用には閲覧ということで財政課のほうで閲覧してもらおうという形を取っております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 なければ、以上で会計課の関係の審査を終了いたします。大変ありがとうございました。会計課の方は退席お願いいたします。

続きまして、税務課関係の審査を行います。

税務課からの説明をお願いいたします。

荻野課長。

○荻野剛史税務課長 それでは、税務課を始めさせていただきます。

まず初めに、私のほうから歳入の概要につきまして説明の後、各係長より細部について説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書の184、185をお願いします。こちらの表につきましては、令和元年度と令和2年度の款別決算額比較表になっております。一番上になりますが、1の町税の欄を御覧ください。予算現額につきましては、前年度比1,800万円増で、右側の調定額及び収入額、こちらにつきましてはそれぞれ約2,200万円の減というような数字になっております。

右側行きまして、不納欠損額につきましては前年比約370万円の減、収入未済額につきましては前年比270万円の増ということになっております。

続きまして、収入割合の一番右の欄ですが、中ほどにあります本年度の調定対というのですか、調定対につきましては本年度の収納率97.3%ということになりまして、前年に比べても同じ収納率ということになっております。

一番右側になりますが、歳入計対というのですか、こちらにつきましては27.7と低くなっておりますが、こちらにつきましては、2年度につきまして国庫支出金の増が要因であるかと思えます。

歳入の概要につきましては、以上とさせていただきます。細部につきましては、係長より説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 住民税係の岡島です。よろしくをお願いします。決算内容をご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、12ページ、13ページを御覧ください。個人の町民税ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年度課税分の行における収入済額の欄になります。収入済額が6億7,998万4,030円となりまして、前年と比べ約2,000万円の減、2.8%の減少となっております。

続きまして、下の法人の町民税ですが、2目法人、1節現年度課税分の行の収入済額の欄ですが、1億

4,079万9,000円となりまして、前年と比べて約5,500万円の減、28%の減少となっております。法人税割の税率改正がございまして、令和元年10月の事業月から税率が12.1%から8.4%と変更となりました。主に令和2年11月決算分からこの減額税率が該当しております。

続いて、下の1つ飛ばして、3項軽自動車税、1目環境性能割、1節環境性能割の行の収入済額の欄ですが、こちらは181万7,800円となりまして、前年と比べ137万9,700円増額となりました。この環境性能割は、令和元年10月から始まった税目で、車体の取得価格の1%が課税されております。

その下、2目種別割、次のページになるのですが、1節現年度課税分の行、収入済額の欄ですが、こちらは5,235万8,804円となりまして、前年と比べて136万6,254円の増額となっております。

その下、町たばこ税でございまして、4項町たばこ税、1目町たばこ税、1節現年度課税分の行、収入済額の欄ですが、8,236万5,437円となりまして、前年と比べて645万680円の増となります。8.5%の増額となりました。たばこ税につきましては、令和2年10月から増税となっております。

続いて、住民税系の歳出についてご説明いたします。76、77ページを御覧ください。主な支出をご説明いたします。2項徴税费、2目賦課徴収費の行の備考欄でございまして、町県民税賦課業務としまして、792万5,413円を支出しております。主な支出の内容は、委託料と利用料でございまして。

12節住民税事務電算委託料でございまして、これは住民税の計算を行い、税額通知書や納付書等を作成するための委託料でございまして、514万9,005円を支出しており、前年と比べると20%の減となっております。

続いて、13節地方税電子申告支援サービス利用料でございまして、こちらは法人等の納税者がインターネットを利用して申告を行うための利用料でございまして、190万800円を支出しており、前年とほぼ同額となっております。

以上で住民税系の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 資産税系の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。固定資産税関係につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳入のほうからご説明させていただきます。決算書の12、13ページをお願いいたします。1款2項1目1節の固定資産税、現年度課税分でございますが、調定額11億4,541万7,000円に対しまして、収入済額は11億3,532万939円となっております。収入済額につきましては、前年度比で4,819万8,509円の増となりました。こちら主な要因といたしましては、泉野産業用地への企業の新規進出、また既存の大規模企業の事業拡張に伴う新築物件、償却資産の追加取得による増額というふうな理由となっております。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございまして。調定額及び収入額ともに8,180万5,900円で、前年度比で10万900円の減でございます。こちらにつきましては、国土交通省、渡良瀬遊水地及び県企業局が設置しております太陽光発電設備、これらによる減価償却による減と県企業局の定期借地による増との差額というものに、理由というふうになっております。

続きまして、決算書の34、35ページをお願いいたします。16款3項1目3節徴税费委託金、不動産取得税通知業務交付金、こちら3万3,000円でございますが、こちらにつきましては前年度比で2,000円の増となっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出のご説明に移らせていただきます。決算書の78、79ページをお願いいたします。説明のほうにつきましては、79ページの備考欄の各業務の主要な部分のみとさせていただきたいと思っております。上から1つ目の二重丸、固定資産税賦課業務250万3,425円でございますが、主な業務といたしましては、12節の固定資産税事務電算処理委託料232万300円となっております。こちらの内容といたしましては、固定資産税の納税通知書及び納付書の作成、償却資産申告書の作成、各種調査報告書類の作成による費用となっております。

続きまして、2つ目の二重丸の評価替え業務259万5,615円でございます。主な業務といたしましては、まずは標準宅地の時点修正業務委託料、こちらが38万4,615円でございます。内容といたしましては、令和3年度におきまして土地の評価に活用する標準宅地105地点の価格の変動の調査を行った費用となっております。

その下の評価替え路線価整備業務委託料199万1,000円でございますが、本業務につきましては令和3基準年度の評価替えに向けまして、市街化区域内の362路線の路線価評価の見直しを行ったこととなります。

続きまして、3つ目の二重丸の課税客体管理業務283万8,000円でございます。主な業務といたしましては、課税客体調査業務委託料の143万円となっております。こちらの内容といたしましては、毎年度行っております土地及び家屋の経年の移動修正等にかかった費用でございます。

その2つ下の固定資産情報管理システム更新業務委託料88万円でございますが、こちらにつきましては土地及び家屋の移動や面地計算等を行うための地図システム更新に係る費用となっております。また、そのシステムの使用料が23万7,600円の支出となっております。

最後になりますが、4つ目の二重丸の家屋評価システム75万200円でございます。こちらにつきましては、新增築家屋の評価計算を行うためのシステム更新に係る費用48万6,200円とシステムの使用料が26万4,000円となっております。

以上、簡単でございますが、資産税係につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 収税係、川部と申します。よろしくをお願いいたします。私につきましては、収税係の業務について説明させていただきます。

歳入につきましては、各現年の課税分につきましては各係長のほうから説明をいたしましたので、私につきましては滞納繰越分について説明させていただきます。

決算書ですと、ちょっと見づらいところがありますので、主要施策の成果の30ページをお願いいたします。そちらの30ページの一番上の令和2年度町税徴収状況についての表について説明させていただきます。各項目、町民税、固定資産税、軽自動車税がありまして、滞納繰越分という欄があるのですが、その中の一番下、合計滞納繰越分ということで、収入済額が全部の税目を足しますと1,160万8,205円となります。徴収率につきましては21%、対前年度比に比べまして8.9%の減となりました。

令和2年度徴収業務につきましては、コロナウイルスの影響において年末に実施しております滞納者への臨戸訪問をする予定でしたが、コロナの影響下にありまして、感染防止の観点からちょっと実施できずに、令和2年度につきましては催告書の発送という形で実施をさせていただきました。

また、去年の令和2年度の傾向としまして、分納者の方につきましては多数の方、収入が一時的に減ってし

まって、納付額をちょっと減らしたいとか、あと収入がないので、一時的にちょっと分納を1か月ぐらい遅らせたいとか、そういう意見も多数あったところがありました。

あと、今年度につきましてもコロナのウイルスまだ警戒態勢9月30日まで延びていますが、その辺もありまして、令和3年についても多少影響が徴収についてあるかもしれませんが、コロナの影響の中でも徴収率を上げる方法をちょっと模索して検討していきたいというところを考えております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。決算書の78ページ、79ページをお願いいたします。79ページの備考欄の一番下、町税徴収管理業務ということをお覧をお願いいたします。大きな支出のみの説明をさせていただきます。まず、11節役務費ですが、これにつきましては昨年と比べて66万6,633円増となりました。これの主な原因につきましては、令和2年度4月1日から開始されたコンビニ収納の手数料が始まったことによりまして、手数料が増えたことによるものです。

続きまして、13節の使用料ですが、こちらにつきましてはインターネット等で地方税を電子納税が行える地方税共通納税システムの利用料が76万2,000円ありまして、その他運搬手数料とか、運搬とか入っております。

続きまして、22節の町税過誤納還付金及び還付加算金についてですが、こちらにつきましては個人の所得税の申告による還付や法人税の確定申告による予定納税の還付ということで、1,014万1,601円の歳出となりました。

以上で収税係からの説明を終わりにいたします。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方、お願いいたします。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要のほうでちょっと質問しますけれども、30ページ、先ほどの滞納整理関係ですけれども、この表見ますと確かに収入未済額、これが町民税にしても固定資産税、全体で5,700万円ちょっとあるわけですね、現年度分と滞納繰越分を合わせて。これが先ほどの表がありましたけれども、元年度と比較しても2年度分についてはやはり5,700万円ちょっとですから、若干多いのです、先ほどの表の比較でいくと。185ページ。それで、さっき説明がありましたけれども、要するに収納率向上対策業務、過年度課税分滞納者、あるいは1月から5月の現年課税分滞納者に文書催告を実施したということですが、先ほど言っていましたけれども、やはりコロナの影響で臨戸訪問、それを実施できなかったということですね。このコロナの影響ってかなりでかいって感じしますけれども、例えば国保税にしてもやはりコロナの関係でこの臨戸訪問ができなかったということがあるのです。同じ状況かなと思うのですけれども、1つだけ、例えば分納者の関係があります。当然これも収入が一時的に減ったということで、恐らくいろんな分納額の相談とか、あるいは延期、そういった部分があると思うのですけれども、その分納者の場合は何人ぐらいいたのですか。例えばこの町民税にしても、固定資産税にしても。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 分納者の相談が何件あったかと。詳しい何件というのははっきりまだ集計は取っていないのですが、係、担当ごとにいろいろ話を聞いて、今回この人はちょっといつも3万円納めているところを1万円にしてくれということを言われたというふうなことがありまして、全部が全部ではないのですが、

ただ結構多かったのは印象があります、実際。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 多かったのですか。実際に税務課としては、そういった分納の相談については一応大体ほとんど応じたのですか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 昨年の状況ですと、やはり収入が減ったという結構話題が出ておりまして、今回その状況も結構ありましたので、基本的にはそういう状況であればやむを得ないということで、もし景気がよくなったり収入が増えた場合については今まで足りなかった分を増やしてくださいというのでお願いはしていました。基本的には認めざるを得なかったと、はっきり収入状況とか、そこまでちょっと調べる状況もできなかったものですから、一応分納者の方の申告に基づいてある程度認めたところはございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、滞納額の大きい人も小さい人もいますよね。当然職種によって違いますけれども、やはり大きい人でも、例えば100万円以上なんてありますよね。そういった人についてもやはりある程度の税務課としては相談に応じて、今年は、2年度についてはこのくらいでって形でかなり応じたのですか。高額についても。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 高額の方、特に滞納者の方は低所得者の方が多いところがありまして、現年ですと見ると増えているのですが、やはり滞納者の方低所得者という方がありますので、やむを得ない限り、高額滞納者についても同じように認めざるをというか、認めてきたところはございます。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後ですけれども、文書催告しますよね。それによって実際は10月から12月、過年度課税分滞納者を対象にやったわけですよ、文書催告。何件ぐらい出して、実際に、実績ではないですけども、それに依って納付してくれた方というのどのくらいいるのですか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 一応集計のほうがございます、令和2年10月から12月に行いました収納対策という形で、今回につきましては分納者とかちょっと、いつもは臨戸訪問で300件ぐらい送っているのですけれども、2年度につきましては156人に催告書をお送りしまして、完納になった方や一部納付があった方につきましては43名ございました。率的には4.9%って形になります。金額につきましては、150万円ぐらいの収入がありました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。よろしく申し上げます。

決算書の13ページの歳入の部分の固定資産税の説明の中で、今回4,800万円余り増という説明で、その根拠としてはニュータウン企業の進出と現行の工場の規模拡充による面積の拡大というような説明があったわけですけれども、過日新聞報道でありましたけれども、一応ニュータウンの工業団地完売状態になって、5

年間固定資産税の保留処置がまだ続いているのですか。そうすると、それが切れればまた固定資産税が入ってくるということになると思うのですけれども、ニュータウンが埋まってしまったということになると、ある程度ピーク迎えたならそれ以上の税収がなくなってしまうのかどうかという部分と、あとは固定資産税は面積によるものだと思いますので、あれなのですけれども、法人税に関してはこれ企業の実績も絡んで法人税確定してくるのだと思うのですけれども、その場合板倉ニュータウン内に限らせていただきますけれども、いろんな職種の企業があるのですが、コロナの影響を受けているような企業というのが見られるのかどうか、その辺の実績調査とかという部分は税務のほうでやるのか、どの辺が把握しているのかというのがちょっと見えないのですけれども、その2点についてお願いします。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 1点目のニュータウン産業用地の企業に関する事なのですけれども、こちらは地域未来投資促進法に係る課税免除というのがございまして、最初に課税される年度から3年度分が軽減されるような形になります。昨年度、令和2年度の対象企業といたしましては、2社ほど対象になっておりますけれども、合計で税相当額につきましては約1,600万円ぐらいが減額というふうになってございます。こちらにつきましては、まだ今後これから建築する物件等ございますので、当初につきましては課税免除ということになるかと思いますが、その軽減の措置が終了したときにはさらに増えてくるような状況になります。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 法人町民税でコロナの影響があったかというご質問ですが、正確に言うところちょっと分かっていません。ニュータウン内にある法人につきましても、令和元年度に比べて令和2年度多くの法人においてはやはり法人税額が落ちているというのが現状でございました。推測するに、やはり世界経済の減速とした背景としては、輸出減少や設備投資意欲の減退から、製造業のほう落ち込んでいる現状でございました。あと、特にコロナの影響がどのくらいあったかというのは、実際ちょっと把握しておりません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 免除年度、3年なのですね。では、4年目からは固定資産税納めていただくということですよ。

今後の見通しとしては、若干何年かは幾らか増えてくる見込みで今のところは考えているのだろうと思うのですけれども、間違いはないですか。

○亀井伝吉委員長 鈴木係長。

○鈴木貴宏資産税係長 ニュータウン産業用地につきましては、まだこれから家屋の建築ですとか、償却資産の増、そういったことも見込まれますので、今後は増えてくる状況というふうに見込んでおります。軽減とかもありますが、それが終了したときにはさらに増えてくるのではないかなというふうに考えています。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 コロナ対応で業績アップしている企業も中にはあるわけで、全体からすると消費の軽減というか、消費者の意識が軽減していて、食産業を含めてちょっと減少傾向にあるわけなのですけれども、関連でやはりそれで株価上げている企業も何社もあるわけです。それが板倉の町内でどういう状況なのかなというのは、それは税務のほうでは把握しづらい部分なわけですね。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 こちらも法人税額ぐらいしか分からない状況でして、その法人税額上がってれば業績いいのだとか、そういった判断ぐらいしかできておりません。ただ、運輸関係につきましては、やはりこのコロナの影響は出ているというふうに見ております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 法人税が納入されて初めてその業績を確認するというようなところだったわけですが、年に何回かごまかす人いるではないですか。税金をごまかしている人たちがいるのだと思うのです、やはり。それで後々見つかって修正納入して、ごまかしてしまっている人がいるのですけれども、そういうところでもやはりちょっと興味持って、アンテナ高くしておいていただいたほうがいいのかなという部分です。だから、大体納められたら相当額だっと思うのかもしれないですけれども、納めたからいいというところでもないのだと思うのです。その辺のやはりちょっと力をつけていただいて、アンテナ高くしていただいて、問題が起きないようにしていただければな。町民税、法人税は主な収入源になりますので、これから町がどうなるかというその辺にかかってくると思いますので、ぜひアンテナを高くしていろんな情報を調査しながら、確実に徴収していただくように、荻野課長、係長、努力は認めますので、今後ともよろしく願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひします。

主要施策の成果の30ページの不動産合同公売への参加ということなのですが、まずこれのシステムちょっと教えてください。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 不動産公売につきましては、今板倉町で4件土地を差押えさせていただいております。そのうち1件につきまして、昨年度公売をさせていただきました。こちらにつきましては、不動産合同公売ということで、郡内の市町村、県税事務所で合同で行っているものでございます。昨年からコロナの影響がありまして、合同といいながら各市町村の入札形式になりました。入札を各市町村に送って、それで入ったものについては、金額がある程度になったものについて決定という形になります。こちらにつきましては、今回引き続いて2年目になるのですが、公売のほうについては入札数はゼロという形になっております。場所的には旧役場の近くの不動産のほうということで、公売のほうをさせていただきました。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 その不動産については、土地と建物もあるかと思うのですけれども、これは建物つきの物件ということなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 こちら土地のみになっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 公売の先ほどのほかの市町村と合同でとこだわったのですけれども、この公売は民間の個

人もしくは民間の企業が入札してくるものなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 ちょっと訂正させていただきます。先ほど郡内って言ったのですが、東毛地区全体です。質問の民間不動産業者さんの方全て入ってきております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 これ例えば町で評価した額で売り出して、それに対する入札というような考え方でよろしいのか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 そうです。町のほうで鑑定士さんに依頼しまして、その金額を出していただいて、その評価額に出していただいて、その金額で予定価格というか、形になっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 鑑定士さんが鑑定した額ということであれば、間違いはないのかなとは思うのですけれども、実際去年もやっていたのかな。売れていないということ、この評価に対してやはり需要がないわけですよ、結局。だから、これ結局もう少し価格下げれば売れたのか、算定の基準、路線価なり、再調達原価なり、取引事例をいろいろ比較をしながら決めていくのだと思うのですけれども、あまり板倉町内で土地だけ、ニュータウンとかを抜かせばそれほどの取引の事例があるかどうかの部分もあるかと思うのですけれども、これまたもし来年、今年度なり、また次の年もほかに差し押さえている物件もあるわけですので、少し価格下げれば売れるものなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 ちょっと私の説明があれだったのですけれども、その前におとし、その前から価額を2年やっていますので、その前の年の価額より令和2年度は30%下げて予定額を執行したのですが、それでも入らなかったのであります。ただ、もう30%が規定で決まっています、今度それを下げるとなるとまた鑑定をし直しして、また合わすって形になりますので、あとは値段がちょっと高いというのはほかの県のほうからも言われているところもありましたので、そういう状況でございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 売れるならなるべく高く売りたいというのはもちろんありますし、差し押さえられた人もし滞納分払って手元に残るのであれば、高く売れるにこしたことはないと思います。また、再評価となるとまた鑑定士さんをお願いすれば評価をしたお金というのがまたかかってくるわけですので、1回で売り切るような形で何とかうまく検討して売っていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 先ほど法人町民税が税率が変更になったって説明あったでしょう。去年の途中から変わったの、これ。今12.何%から何%に下がったのかって聞いたのだけれども、聞きそびれてしまったのですけれども、幾らから幾らに下がったのですか、これ。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 12.1%から8.4%に変わりました。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 去年からだね。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 令和元年10月から始まる決算になりまして、結局1年間事業をしていて、令和2年11月決算日の事業年度から8.4%という税率となっております。

ごめんなさい。令和元年10月から始まって、令和2年9月で1年事業年度終わりました、その2か月後に申告を上げることになっているのですが、その分から8.4%に変更となっております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 板倉町の企業あまり法人町民税を払っている企業は少ないみたいで、あまりよくないみたいだけれども、どんどん、どんどん下がってしまっているのは、その差額は国はどうしてしまったのだろうか。法人の所得の3税あるでしょう。それで、前はこれ14.7ぐらいあったのだよね。年々年々下がって、今度8.4になってしまったわけだ。その分法人税は減税になっているのか、それともそれが事業税かどこかへ振り分けられているのか、そういうの分からない、これ。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 法改正のときにこの下がった分は、今度は国のほうの地方交付税の原資になるというような改正になっておりました。ですので、法人としては納める額は変わっていないというのですか、そのうち12.1から8.4に変わってのその差額は国のほうに納めるというような形になって、地方交付税の原資になるというような国のほうは説明しておりました。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そんなふう聞いた覚えあるのだけれども、すると法人税は増額になっているわけか。トータルでは変わっていないということ。その法人税と事業税とこの法人町民税と3税合わせるとトータルは変わっていないと、この法人町民税が減額になった分を国の法人税が増えて、それを地方交付税に回すとかというこれまた曖昧な話で、実際はどうなっているか、それは分からないわけだ。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 そういうわけ。減税になっているのではねえかなと思っているのだよ、これ。結果的には法人税が。すると、板倉町なんかの場合はあまり1億4,000万円ぐらいしか入っていないから、それで影響受けていないけれども、ああいう明和町みたいに、アドバンテストみたいに何か……

〔何事か言う人あり〕

○青木秀夫委員 今のところはあまり板倉は優良企業がないみたいで、いつも何かあそこに、ニュータウンに工業団地ができているのだけれども、あまり黒字になっている会社少ないのかね。黒字というか、税金を払うような黒字出している会社というのは。今のところ知っているのだけれども、いつも1番はどこって聞くとあそこの長谷川香料か何かで、あと以下あまり何か税金払っているところはないみたいなのですけども、あまりいい会社来ていないのかね。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 そんなこともないようなのですが、やはり令和2年度につきましては企業、法人全

体でやはり法人税額が下がっているような状況で、令和3年度を見ますとだんだん業績が上がってきているのかなというような、申告状況を見ると推測できるところなのですが、ただやはりニュータウン産業用地に入っている企業さんにつきましては、法人税額が出ているところがほとんどですので、それなりに優良かなというふうには感じております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 黒字って100万円でも黒字だし、10億円だって黒字だし、赤字ではないのかもしれないけれども、あまり税金を払っている企業というか、利益出している企業というのが少ないのかしら。よく1億3,000万円ぐらいでずっと推移している、これ。ということは、あまりあそこの流通団地なんかに来た企業も利益出していないのかなって。

この法人町民税というのは、そこの従業員の数が影響するのだよね。正社員がいないとパートの人が幾らいたって従業員の数から削除されてしまうから、正社員がその事業所に何人いるかというので配分が来るのでしょから、なかなかああいうパートの人ばかり使っている企業が来ると、人数はいっぱいいてもなかなか法人町民税の割当てが来ないということになるので、これは板倉町がどうにもできるわけではないけれども、優良企業を誘致したいのだけれども、なかなか来てくれないような、これは岡島さんの責任ではないのだけれども、要するにでもこれ下がっているのは下がっているのだ、法人町民税が。分かりました、これ。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、2巡行きますか、いいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れのところすみません。よろしくお願いします。

税の町税、あとは介護保険料と後期高齢者医療保険料の収納管理がコンビニ収納、去年度からですか、実施になったわけですが、どうですかということなのですが、コロナの関係もありますので、一概にちょっと数字が出にくい令和2年度の決算状況かなと思うのですが、コロナの関係もありますので、一概にちょっと数字が出にくい令和2年度の決算状況かなと思うのですが、収納率が上がった云々という部分について何かデータがあれば報告いただければと思うのですが、

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 コンビニ収納、令和2年4月から始まりまして、丸1年たったところなのですが、令和2年度の実績につきましては、全ての税目につきまして8,169件ありました。金額にしますと、1億2,999万3,025円の納付という形になりました。基本的には納めやすいところがあるので、多分年々これから増えていくのかなと思います。今までは時間が決まった金融機関ですと時間が9時から3時までだったり、役場でやれば8時半から5時15分、延長窓口もありますが、それに比べてコンビニでやれば24時間納めることができますので、そういう利便性を考えますと納めやすくなって、今後も増えてくるかなと思っております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 歳出の段階で手数料分で66万円増というような説明があったものですから、その分見合わなければちょっとあれかなと思ったのですが、そういうことはないわけですね。これコンビニ納入していただくことによって、税務課としてはありがたい方向で動いているという認識でよろしいのかどうか。

○亀井伝吉委員長 川部係長。

○川部昌弘収税係長 納め忘れということはないのですが、自分で納付するので、確実に結構忘れてしまったりという方もいますので、時間が合わないから納められないという方が多分少なくなるので、町としては大分基本的には納めやすい状況であるので、助かるかなとは思いますが。

あと、アプリもありますので、アプリでやれば自分のスマホから納付することもできますので、わざわざコンビニ行かなくてもその場でできますので、その分使いやすさが出てくるかなと思います。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、スマホの電子マネーで納付もできるようになっているということですね。となると、滞納者の数が幾らか減少をするかなという予測が出るかと思えます。その辺の数値、また来年の決算に向けて把握しておいていただいて、やはり効果があるというところがきちんと見えるようにしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 決算書の77ページ、岡島さん見てもらえます。77ページの下のほうに地方税の電子申告支援サービス利用料ってあるのですけれども、中身はこれ具体的にどういうことなのですか。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 e L T A Xというものがございまして、そちらで法人税でいえば法人町民税の申告書のほうを電子で送ってきます。それを審査して、こちらにデータを移すというようなことをやっております。それと、企業のほうからですと給与支払報告書につきましても、電子で町に送られてきますので、それを地方税電子申告支援サービスというところを利用して、町は受信しているというような状態となっております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 データで来る。

○岡島宏之住民税係長 そうです。データで来るという形です、紙ではなくて。

○青木秀夫委員 この利用料ってこれどこへ払うの、それ。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 それ町が登録しておりまして、地方税共同機構というところがございまして、そちらに支払っております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それは、大本は国なのだね、地方税共同機構というのは。

○岡島宏之住民税係長 もう一回、すみません。訂正。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 地方税電子申告支援サービスにつきましては、その下に地方税共同機構というところがあるのですけれども、それが指定したTKCという会社が栃木にございまして、そちらのほうでe L T A Xの運用をしております。

○亀井伝吉委員長 国ではないのですね。

○岡島宏之住民税係長 ごめんなさい。国ではなくてTKCという会社となります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、私よく分からないのだけれども、eL TAXとか何だとかって、電子申告とかって税務署にするでしょう。すると、税務署にしたものが、その資料が板倉町に戻ってくるわけだ。その戻ってきたときの資料を見るときに、これが190万円お金かかると。それ1通ごとに幾らって払うわけ、TKCという何かあるよな、栃木県計算センターとかという会社なのでしょう、あれ。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 それがやっているのだ、これ全国の。

○亀井伝吉委員長 岡島係長。

○岡島宏之住民税係長 こちらにつきましては、法人が市町村にそういった法人税とか給与支払報告書というものを送る際に使っているものになりまして、確定申告とはまた別となります。確定申告につきましては、また国のほうから別経路になるのですけれども、LGWANというまたそういった回線がございまして、そちらで来ることになっております。こちらは、民間の法人が利用する電子のサービスとなっております。月額でお支払いしております、1件幾らというわけではなくて。

○青木秀夫委員 何かちょっと難しくて分からないですけれども、いい。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

〔「結構です」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 なければ、以上で終了させていただきたいと思います。

税務課の審査が終わりました。慎重な審査ありがとうございました。

以上で税務課の審査を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

休 憩 (午前11時53分)

再 開 (午後 1時00分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

続いて、福祉課関係の審査を行います。

福祉課からの説明をお願いいたします。

小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。福祉課の決算審査、よろしく願いいたします。

早速ではございますが、各担当係長から順次ご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 社会福祉係の山田と申します。よろしく願いいたします。主な事業及び昨年度

と変わったところについてご説明させていただきたいと思います。

なお、歳入につきましては補助金等でございますので、歳出に合わせてご説明いたします。

初めに、決算書の87ページをお願いいたします。上から2つ目の二重丸、特別弔慰金支給事務事業でございますが、令和2年4月より戦没者の特別弔慰金請求受付が始まり、それに伴いまして事務費として7万400円を支出しております。県から特別弔慰金支給事務取扱交付金として6万9,000円の歳入となっております。

3つ下の二重丸、民間社会福祉活動事業でございますが、板倉町社会福祉協議会運営費補助金で、運営費及び職員の人件費を補助するもので、3,469万4,000円の支出でございます。

次に、89ページをお願いいたします。上から6つ目の二重丸、社会参加促進・生きがい活動推進事業の1つ目、老人福祉センター管理運営委託料でございますが、2,242万5,654円の支出でございます。指定管理事業といたしまして、板倉町社会福祉協議会に管理委託しているものでございます。

次に、91ページをお願いいたします。中段の障害児（者）自立支援事業でございます。1つ目の更生医療給付でございますが、18歳以上の障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的として手術等を受ける場合に必要な医療費を助成する制度で、全体で1,141万9,629円、扶助費として872万2,010円の支出でございます。

次の丸印、育成医療給付でございます。18歳未満の方で手術で確実な治療効果が期待できる場合、障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することができるような医療を受けるための医療費を助成する制度で、全体で10万2,310円、扶助費としては7万1,455円の支出でございます。

次の丸印、療養介護医療給付でございます。重度の障害をお持ちの方が医療型の施設に入所される場合にその医療費を助成するもので、全体では184万3,747円、扶助費としては99万3,178円の支出でございます。

更生医療、育成医療、療養介護医療は、共に障害福祉の自立支援制度に位置づけられるものでございまして、健康保険診療の自己負担分の3割のうち2割を公費で負担し、残り1割が本人負担となるものでございます。公費負担の割合は、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1となります。国庫及び県費負担金が歳入となっております。

次に、93ページをお願いいたします。1つ目の丸印、地域生活支援事業でございます。障害児者の地域生活を支援する事業に関する業務委託料とサービス料扶助が主なもので、3,841万237円の支出でございます。地域生活支援事業に関しましては、国及び県の補助事業でございますが、基準額の上限がございしますが、国2分の1、県4分の1の補助がございました。

上から2つ目の二重丸でございますが、在宅障害児（者）福祉事業でございます。1つ目の難聴児補聴器購入支援事業でございますが、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽中度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器を購入した難聴児の保護者に対して購入費用の一部を補助する制度で、10万7,000円の支出でございます。町が補助に要した額の2分の1、5万3,500円が歳入となっております。

一番下の二重丸、障害介護給付費でございます。障害者の自立支援に関するサービス利用扶助が主なもので、2億4,204万7,285円を支出しております。

次に、95ページをお願いいたします。一番上の障害児給付費でございますが、お子さんに特化した発達支援等の福祉サービスの利用扶助になっております。2,768万84円を支出しております。この2つの給付費に

つきましては、国2分の1、県と町負担がそれぞれ4分の1でございます。

主なものを説明させていただきました。社会福祉係からは以上です。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 お世話になります。子育て支援係の青木と申します。私のほうからは、子育て支援係に関わります令和2年度の決算について説明をさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、決算書の95ページのほうをお願いしたいと思います。下から2番目の二重丸、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。これにつきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策としまして、児童手当受給者に対しまして児童1人当たり一律1万円を支給するという事業となっております。給付を行うための職員の超勤手当や通知の郵送を行うための切手代、電算システムの改修を行うための委託料等、合計しまして1,562万9,617円を支出しております。これにつきましては、全額が国庫補助事業となっております。

続きまして、97ページをお願いしたいと思います。上から3つ目の二重丸、子ども・子育て支援事業でございます。大きな支出としましては、子育て支援金支給事業となっておりますけれども、これにつきましては子育て世帯への支援としまして、出生時及び小学校入学時、入学前に第1子3万円、第2子4万円、第3子以降であれば6万円をそれぞれ支給するというものでございます。支給の内訳につきましては、出生40人、入学86人、合計508万円を支給してございます。こちらの詳細につきましては、主要事業の概要の44ページのほうに記載をさせていただいております。

次に、その下の二重丸の学童保育運営委託事業でございます。町が委託をしております町内3つの事業主体が6つの学童クラブを運営しております。国の基準に沿って利用数や開所の日数、時間の延長等に応じた積算基準で額のほうを算出しまして、支出してございます。需用費も含めまして、6クラブに対しまして2,126万4,139円の支出を行っております。こちらにつきましては、子ども・子育て支援交付金としまして、国、県、町ともに3分の1ずつを負担してございます。

それから、昨年度3月から5月末までの新型コロナウイルス感染拡大防止による小学校臨時休校措置、6月の2週目までの分散登校に伴いまして、学童クラブの朝からの長時間にわたる特別開所を行うこととなったため、そちらについての特別措置を対応しており、これにつきましては決算書の75ページのほうを御覧いただきたいと思います。一番下の二重丸、学童クラブ緊急支援事業ということで、委託料としまして、6クラブに対しまして729万6,000円を支出してございます。こちらにつきましても子ども・子育て支援交付金の対象事業となっております。国、県、町3分の1ずつの負担となっております。

それから、1ページ戻っていただきまして、73ページをお願いしたいと思います。こちらの中ほどなのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業というのがございます。こちらにつきましても、コロナ関連の国庫補助事業となっております。全額国庫負担となっております。対象につきましては学童クラブ、保育施設となっております。学童クラブや保育施設への新型コロナウイルスの感染対策としまして、消毒液等消耗品の購入や空気清浄機の購入を行いまして、各事業所へ配付いたしました。合計151万4,560円の支出となっております。

続きまして、97ページをお願いいたします。下から3番目の二重丸なのですけれども、子どものための教育・保育給付事業2号、3号でございます。町内在住の保育認定を受けた児童が利用する町内外の保育所、

認定こども園に対しまして、国の基準により費用を施設ごとに算出しまして、委託料または負担金として給付するものでございます。

12節の委託料につきましては、館林市の青柳保育園に2名の児童が利用した保育に関する費用としまして、198万9,150円を支出しております。

18節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、町内ではそらいろ保育園、まきば幼稚園の2施設を90人の児童が利用したほか、町外では栃木市にありますふじおか幼稚園を16人の児童が利用しており、その保育に要する費用としまして、合計で1億1,718万8,964円を支出してございます。

町外公立保育施設保育負担金につきましては、千代田町の町立園に通う児童分としまして、13万900円を支出してございます。これにつきましてはの財源としましては、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1を負担しております。

次に、一番下の民間保育所補助事業でございます。保育所に関するサービスについての補助事業となっております。

18節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、一番上、民間保育所運営費補助金としまして、こちらそらいろ保育園に173万円を支出してございます。こちらにつきましては、町の単独費となっております。

次に、99ページをお願いいたします。次に、延長保育促進事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては延長保育事業を行っているそらいろ保育園に154万4,000円を支出してございます。

次の一時預かり事業補助金につきましては、まきば幼稚園に33万1,584円を支出しております。

延長保育事業、一時預かり事業につきましては、子ども・子育て支援交付金の対象事業となっておりますので、国、県、町で3分の1ずつの負担となっております。

その下の食物アレルギー対策事業補助金としまして、まきば幼稚園、そらいろ保育園、それぞれ40万円ずつで合計80万円を、その下、低年齢児保育事業補助金としまして、まきば幼稚園に65万4,000円を支出してございますけれども、食物アレルギー事業と低年齢児保育事業につきましては、県の補助事業となっておりますので、県、町がそれぞれ2分の1の負担となっております。

最後の給食費軽減事業でございますけれども、給食費の軽減ということで、第2子に関わる給食費の半額を町で負担するというので、対象となる園児合計34人に対しまして、83万2,500円を支出してございます。

その下の児童手当支給事業でございます。手当費でございます。ゼロ歳から中学校を卒業するまでの児童を養育している保護者に対しまして、手当を支給するものでございます。令和2年度につきましては、1,320人の対象児童を養育している保護者に対しまして、合計1億7,052万5,000円を支給してございます。こちらの詳細につきましては、主要事業の概要の45ページのほうに記載をさせていただいてございます。児童手当の財源としましては、国が3分の2、町、県がそれぞれ6分の1となっております。ただし、3歳未満児の負担割合につきましては、受給者が被用者の場合、事業主が15分の7、国が45分の16、県、町がそれぞれ45分の4ずつの負担となっております。

最後に、141ページのほうをお願いしたいと思います。一番下の二重丸になります。子どものための教育・保育給付事業（1号）でございます。こちらにつきましては、町内在住の教育の認定を受けた満3歳以上の児童が利用する町内外の幼稚園、認定こども園に対しまして国の基準により教育を要する費用を施設ごと

に算出しまして、負担金として給付するものでございます。町内ではそらいろ保育園、まきば幼稚園の2施設、町外では栃木市のふじおか幼稚園が対象となっております、合計5,608万1,292円の支出を行っております。こちらの財源につきましては国がおおむね2分の1、県、町が4分の1の負担となっております。

子育て支援系の説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 板倉保育園、松本です。よろしくお願いたします。

板倉保育園の令和2年度の園児数は、ゼロ歳4名、1歳児10名、2歳児11名、3歳児18名、4歳児20名、5歳児22名、合計85名の園児をお預かりいたしました。

歳入については、板倉保育園、北保育園とも昨年より特に変わったことはございません。

では、板倉保育園運営事業ですが、説明させていただきます。お手元の決算書の99ページの下欄、17節を御覧ください。板倉保育園歳出についてご説明させていただきます。17節の保育備品購入費でございますが、乳児用ベッド購入代といたしまして5万6,100円、給食室食器消毒保管庫購入代52万8,000円でございます。保育室エアコン設置工事費1台、63万5,800円でございます。食器消毒保管庫並びにエアコンは、老朽化のため購入させていただきました。

板倉保育園からは以上でございます。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子北保育園長 北保育園、根岸です。よろしくお願いたします。

北保育園の運営事業について説明させていただきます。令和2年度の園児数ですが、ゼロ歳児5名、1歳児10名、2歳児5名、3歳児8名、4歳児7名、5歳児10名、計45名です。

歳入歳出決算書の101ページを御覧ください。17節保育備品購入費として33万2,520円となっております。内訳といたしまして、乳幼児避難車1台、18万4,140円、ベビーベッド1台、6万7,320円、ベビーチェア5台、9万5,040円となっております。いずれも乳児の入所が増えたことにより購入いたしました。

北保育園は以上です。

○亀井伝吉委員長 江田館長。

○江田貴子児童館長 児童館、江田です。よろしくお願いたします。児童館に関する説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、決算書45ページ、諸収入の備考欄上から3行目、児童館施設弁償金の2万2,880円のみとなりますが、これは利用者が破損した館内の窓ガラス修繕に関する弁償金となります。

続きまして、歳出ですが、決算書103ページを御覧ください。備考欄一番上の二重丸、児童館運営事業139万8,181円でございます。歳出の主なものとしましては、備考欄上から5行目、10節需用費92万140円ですが、新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながらの児童館運営上必要な消毒液や除菌剤、ペーパータオルや空気清浄機の交換フィルターなどの購入により、例年より消耗品費の支出が増えました。

また、同じく需用費の修繕料39万1,985円では、漏水による給水管修繕で24万2,000円、建物の雨漏り修繕で9万7,680円などを支出しています。

最後になりますが、17節備品購入費の3万5,200円ですが、保育園時代から使用していたボイラーが壊れてしまい、同程度のボイラーの設置も検討しましたが、現在お湯の使用は給湯室のみで足りることから、給

湯室にガス湯沸器を設置しました。

児童館の説明は以上でございます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方お願いいたします。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。針ヶ谷です。よろしくお願ひいたします。

福祉課の担当で障害者児の対応があるかと思うのですが、国、県、町、それぞれの負担で補助金で大体賄われているのかなと思うのですが、レベルがあってなかなかあれですし、表立って目につくことはないのですが、今年度オリンピック・パラリンピックの開催がありまして、障害者に対する意識というのですか、そういうのがちょっと高まっているかなと思うのですが、福祉まつりあたりだと車椅子に乗って見える方々を見ることはあるのですが、日常でなかなか車椅子自分で運転して買物行かれたりなんなりというのは目にするのは少ないものですから、滞在的に板倉町で一応障害者手帳をお持ちになっているということでよろしいのですか。障害者の何級以上ということが当てはまるのかどうか、ちょっとそこら辺の詳しいことは分からないのですが、障害者手帳をお持ちで、障害があるということで認定をされている方は町内にどれぐらいいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 障害者手帳の板倉町の所持数なのですから、身体障害者手帳の所持数は469人となっております。障害いろいろあるのですけれども、聴覚ですとか視覚障害、あと身体ですけれども、全部合わせますと469人でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 それぞれの障害に合わせてその手帳に書いてある内容なんかは変わってくる、身体障害者手帳というのは、同じ身体障害者手帳はもう画一なのか、障害によっていろいろ内容が変わるのか、その辺はどうなのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 手帳の中には3種類ありまして、身体障害者手帳と療育手帳と精神保健福祉手帳というのがございます。体が不自由でしたりとか、聴覚に障害があったりとかという方は身体障害者手帳になっておりまして、中にはこういう障害の何級ですよということが記載されています。精神のほうなのですが、精神も1級から3級がありまして、精神につきましては障害名は記載されていないのですけれども、等級だけの記載となっております。同じく療育手帳も重度、中度、軽度とあるのですけれども、例えばこういう障害という病名とかうたっていないのですけれども、障害の程度だけ、Aとか、Bとか、そういうものだけは記載されております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 療育というのは、自立で生活できないとか、介護が必要だという方ということなのですか。その辺もちょっと詳しくないので、せつくなので、教えていただければと思いますけれども。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 療育手帳なのですから、知的障害の方の手帳になります。自分で生活できな

くてサービスを使っている方もいれば、ある程度自分で日常生活はできるのですけれども、ちょっと知的に低いために特別支援学校に通っているお子様とかもいらっしゃるのですけれども、重度の方になってきますとやはり自分で意思表示をしたりすることというのは難しくなってきたりとか、自分の日常の生活がうまくできないということでサービスを使っている方が多くいらっしゃいます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。パラリンピック見ていて、健常者よりもすごいなって思うような場面が幾つもあって、ただオリンピックに出ている人は特別で、オリンピック出ないけれども、競技をやっている方も障害者の中では一部になって、あれすらできない、ああいうことすらできなくて、もう自分の体を少しも動かせない状態とか、意思の疎通もまばたきでしかできないような、あるいはそれすらできないというような、本当にいろいろなパターンというのですか、障害の方がいらっしゃるものですから、なかなか寝たきりになってしまうとやはり表とのつながりがなくなるものですから、我々が目にする機会も少なく、ちょっと実情が分かればと思って質問させていただきました。

ただ、コンピューターですとか技術が発達しまして、まばたきだけでもワープロの入力ができたりとか、あるいは遠隔でロボットを操作して、現場を認識しながらカフェの店員ロボットではないですけれども、あいつたことが実践できたりとかということで、その人の興味があれば寝ながらにして外の風景を見る、外の体験ができるというような現実も多くなってきているのかなと思うのです。板倉町ですと、大体その部分について今どのようにお考えなのでしょう。何かもう実践しているような部分がありますか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 今の現状としましてはやはり生活を重視ということで、そこまでの町として運動とか、そういうそれ以上踏み込んだ対策というのはやっていないというのが実情です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そうですよ。やはり生きていくということをきちんと担保してあげるというのが町の役目になってくるのかなと思うのです。だから、NPOだとか、そういった社会施設なんかが拡充してくればそういった部分で参画していただけるのかなと思うのですが、板倉町としてはまだそこまでいっていないのかな。ただ、やはり福祉まつり今年も中止になってしまいましたけれども、出れる方はああいうところに出ていただいて、人との接触というのですか、そこでお互いに意思の疎通があって、何かのきっかけができればなどは考えているのですけれども、コロナでしようがないと言えはしようがないのですけれども、医療にかかって軽減される障害も、先ほども補助が出ていましたけれども、あるのも事実で、今義足ですとか、義手ですとか、そういった技術も上がって、今まで歩行ができなかった、あるいは日常生活に支障が出た部分がある程度緩和されているという実情もあります。ただ、その辺の器具もやはり高額で、1個作るのに何十万円ということでもありますものから、そういったところも今板倉町では使っている方いらっしゃるのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 申し訳ありません。補装具の支給になると思うのですけれども、足を切断したときに義足を作ったりですとか、あと聴覚障害で耳が聞こえないので、補聴器を使ったりですとか、肢体がちよっと不自由で車椅子を使っているという方が令和2年度は修理と購入と合わせて12件ありました。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 それ細かいところは、12件の内訳というのは把握はできていますか。できれば報告をお願いします。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 車椅子が4件、それと補聴器の購入が4件、座位保持装置が1件、意思伝達装置が1件、短下肢装具が2件ありました。

[何事か言う人あり]

○山田幸子社会福祉係長 短下肢装具です。足を切断してしまっって、義足みたいなのを作って歩けるようにというか、そういうものがあるのですけれども、そういう方が2名いらっしゃいました。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 義足的なもの、補聴器が4、車椅子を購入したのが4、意思疎通のと、あともう一個何でしたっけ。

〔「座位保持装置」と言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 座位保持装置って車椅子につけるのですか。

[何事か言う人あり]

○針ヶ谷稔也委員 あと、義足的なものが2件、分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひいたします。

主要施策の42ページの在宅障害児（者）福祉推進事業の（2）、腎臓機能障害者等通院交通費補助ということで、この腎臓機能障害者という人工透析の方という認識でよろしいのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 はい、そのとおりです。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 交通費の補助というと、例えばバスとか、タクシーとかという形で、例えば自宅から通う病院までなのかという、そのちょっと詳しいところを教えてください。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 透析とかをしている方で、病院に通院した場合に自宅から医療機関への通院に要した交通費の一部を補助する制度になっています。バスを利用される方ですとか、車で行かれる方もいらっしゃるのですけれども、距離数によって補助の月額変わってくるのですけれども、非課税の方、板倉町に住民登録があつて、腎臓機能障害の手帳をお持ちの方で生活保護とかの生活扶助を受けていなかったりする方と市町村民税非課税という条件はあるのですけれども、そういう方たちには交通費のほうを支給しております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

- 小野田富康委員 人工透析って週に1回ぐらい行くのでしたっけ。
- 亀井伝吉委員長 山田係長。
- 山田幸子社会福祉係長 週に3回になります。
- 亀井伝吉委員長 小野田委員。
- 小野田富康委員 交付決定者が15人ということで先ほどもありましたけれども、非課税の世帯とか、実際板倉町にこれ人工透析受けている方というのは何人ぐらいいるか把握はされていらっしゃいますか。
- 亀井伝吉委員長 山田係長。
- 山田幸子社会福祉係長 人工透析の手帳をお持ちの方は、板倉町に62名いらっしゃいます。
- 亀井伝吉委員長 小野田委員。
- 小野田富康委員 透析は、とても何か費用がかかるというふうに聞いておるのですけれども、ここは福祉課の担当ではないかと思うのですけれども、例えば腎臓機能、基本塩分とかですよ、問題になってくるのって。例えばそういった人工透析受けずに過ごしていけるための何か啓蒙活動というか、そういったのは福祉課のほうでは担当されているわけではないと。
- 亀井伝吉委員長 小野寺課長。
- 小野寺雅明福祉課長 実際の担当は、健康介護課の保健センターのほうに住民健診の結果等を基に透析になる可能性がある方ということで抜粋をしまして、栄養指導等を半年続けたりとか、そういう活動をして、今少しでも人工透析の方にならないようにというようなことは実施をしています。
- 亀井伝吉委員長 小野田委員。
- 小野田富康委員 透析受ける方の数の推移といたしますか、今増えている状況なのか、減ってきている状況なのかというのは、全体の流れはどんな形になっているか分かりますか。
- 亀井伝吉委員長 山田係長。
- 山田幸子社会福祉係長 平成26年から見させていただいているのですけれども、大体65名前後で同じような感じで横ばいという形になると思います。
- 亀井伝吉委員長 小野田委員。
- 小野田富康委員 私も気をつけたいと思います。
- 以上です。
- 亀井伝吉委員長 荒井委員。
- 荒井英世委員 主要事業の概要の42ページですけれども、関連して障害者関係、障害者福祉、この中の(3)の地域生活支援ってあります。先ほど課長がちょっと言いましたけれども、生活重視の政策というところに重点を置いているということで、この地域生活支援ですけれども、まず最初のこの移動支援が210回ってあります。これともう一つ、下のほうの日中一時支援ってあります。恐らく移動支援というのはこれ個人で、例えば買物に行きたいとか、そういった個人レベルの移動支援の支援か、下の日中一時支援ってあります。これは、これも個人なのか、あるいはこのセンターでやりますよね。下の地域活動支援センターってあります。その中でやっているのか、ちょっとお聞かせください。
- 亀井伝吉委員長 山田係長。
- 山田幸子社会福祉係長 移動支援なのですけれども、延べ回数が210回というふうになるのですけれども、

実際移動支援を使っている方は4人ということになっています。なので、個人で移動支援を使った合計で210ということで記載させていただいております。

それと、日中一時なのですけれども、地域活動支援センターとはまた別にサービスステーションとかを利用している方がいらっしゃるのですけれども、その延べ回数が33回というふうになっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、この日中一時支援も4人ぐらいなのですか。

もう一つ、この地域活動支援センターがあります。現在利用者が14名ということですよ。これ毎日いろいろやっているのかもしれませんが、具体的なその中でやっている事業というのは、主なもので結構なのですけれども。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 サービスステーションなのですけれども、令和2年度は利用者数2名となっております。

あと、地域活動支援センターの作業内容なのですけれども、キュウリの箱を作ったりですとか、あと業者さんから委託を受けてガチャガチャを作ったりですとかというのをやっております。それとあと、畑がありますので、野菜を栽培して福祉センターで売ったりということなどもやっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、ガチャガチャとか、いろいろ作業しています。その販売額がありますよね。それというのは、そこに入っている利用者に還元するのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 作業した方に工賃という形で毎月支給をさせていただいております。

〔「全額」と言う人あり〕

○山田幸子社会福祉係長 そこは全額かどうかは、申し訳ありません。ちょっと確認できていないので、大変申し訳ありません。

〔「いいです」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかに。

森田委員。

○森田義昭委員 森田です。どうぞよろしくお願いいたします。

板倉保育園についてお聞きしたいと思います。板倉保育園、うちの目の前なものですから、朝の通園時入り口で旗を持っているご父兄の方いらっしゃるのですが、あれは保育園側ですか、小学生側ですか。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 今のご質問でございますが、旗を持っているというのは年に4回、春、夏、秋、冬、交通安全指導という期間が10日間ありまして、その期間だけ立哨活動ということでお願いしております。だから、目の前の学童のところに立っている2名は保育園の保護者でございます。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 ちなみに、園児が歩いて通ってくるようなことがあるのですか。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 ここ何十年かはほぼほぼ車での登園となっておりますが、一応このことも警察のほうからちょっと聞いてみましたら、立哨活動をすることによりやはりこの期間は交通安全週間だということをお知らせするというか、交通安全についての気をつけなくてはいけないという気持ちを高まらせるということで、ぜひお願いしますということでやっております。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 大変ご苦労さなことです。基本的には小学生は通学路がありまして、それで小学校に通うにはもちろん信号がありまして、横断歩道がある。そこではなくてこちら側に立っていたものですから、多分保育園かなと思っておりました。

素朴な質問なのですが、保育園があそこにあるというのは当然ご父兄の方はみんな知っているのですが、あそこの一般ドライバーは分からないですね。看板が一つもない、板倉保育園の看板が、あの道沿いに。これ基本的には看板があれば、一般のドライバーもこの辺保育園があるのだとか徐行もすると思うのです。そういうのが必要かと思うのです。あの朝の時間帯は、小学校のバスも入ってくるのです。これ以前に教育委員会に質問したのですが、バスの入ってくる時間帯ぐらいはあの門のところへ書いておいたほうがいいのではないですかと言ったのですが、それがいまだにない。それで、バスは入るわ、保育園にご父兄が右折はするわ、左折はする、あの辺がちょっと渋滞するのです。そのときに一般ドライバーがここに保育園があるのだ、すごく目立った保育園入り口というのがあると随分違うのではないかと思います、園長、どうでしょう。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 先ほどのご意見、学校の本当に保育園入り口のところに、南側に保育園という看板があることにより、ドライバーも注意するということが確かにそれはあることだと思います。確かに保育園の看板がありませんでした。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 これ課長のほうが答えやすい。では、それはまたもう少し。道路にでも学校近いとか書いてあれば、その辺の注意力、あそこ何の入り口なのだろうって、それは自分は目の前だから保育園も知っていますし、小学校も知っていますけれども、啓蒙活動としましてそういったアピールは必要だと思います。どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 実際にここ数十年歩っての園児がいないということで、そこまでのことはしていなかったのだと思うのですが、あればあるにはこしたことはないというふうには考えていますけれども、小学校という看板はあるのですか。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 小学校は、押しボタンの信号に小学校って書いてあった。小学校もあれだけなのです。道路の面には追突注意って書いてある、それは追突注意です。あそこでみんな止まって、左折したり右折してみんな保育園行くのです。だけれども、何で追突注意なのかなって、保育園があります、小学校あります。安全性を考えれば園の入り口に看板が本当に必要なのかなと思います。看板があれば、一般のドライバーも

分かりますし、そうすると急にブレーキかけても園に入るのだなとか分かると思うのです。その辺が入り口だけではなくて、ちょっと手前にもあると安心安全な園、小学校になるのかなと思いますが。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 小学生もバスで通うようになったということもありますので、教育委員会とも相談しながら、渋滞もというか、ちょっとそういうのも見られるということで検討したいと思います。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 では、それぜひ、教育委員会に1度質問したのです。バスが入る時間ぐらいは書いておいたほうがいいのではないの、あんなでかいのが右折するのですから。だから、そうすればこのバスはこの時間に来るのだなと、1日4回ですから。

ちなみに、これ北保育園はどんな具合なのでしょう。

○亀井伝吉委員長 根岸園長。

○根岸久美子北保育園長 入り口のことでしょうか。看板は、フェンスに板倉町立北保育園って道路側からでもちょっとのぞくと見えるような感じにはなっています。

北保育園も板倉保育園さん同様、啓蒙活動として旗持ちといいますか、立哨活動はしています。

○亀井伝吉委員長 森田委員。

○森田義昭委員 園の壁のところ北保育園、板倉保育園は園の壁側にもない、壁側にはまきば幼稚園ってある。看板見たことあります、まきば幼稚園の。壁側に。壁だと目の前に来ないと分からないものですから、やはり手前から園児の安心安全を守るということを考えれば必要だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 昔から路面標示がなかったので、今年度舗装をやり直したのです。そのときに教育委員会ともどこでもいいから、話があれば路面標示できたのです。そういうのも各課で連携取って、こういうのが欲しいよねというのを提案していただければ、その課でやったときに何かしらついでにやれば単価も安くなりますので、その辺も検討していただければと思います。参考意見として。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしく願いいたします。

主要施策の43ページ、一番下のチャイルドシート購入補助事業なのですが、ここに19万円という事業費が出ていまして、令和2年度の申請者は23人ということでございますけれども、1人当たり幾らの補助が出るのでしょうか。これ計算すると8,690円となってしまうのですけれども、こんな半端ではないですよ。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 チャイルドシートの関係でなのですけれども、チャイルドシートの補助金交付要綱、町の要綱をちょっと見ておきますと、補助金の額はチャイルドシート1台につき、その購入価格に2分の1を乗じて得た額とし、1万円を限度とするというふうなことになりますので、2万円以上のチャイルドシートを買った方には1万円が補助されるというふうな形で、2万円に満たなかった場合はその半分になってしまうので、金額的にも半分ということで端数が出てくるような計算になってきていると思います。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 チャイルドシートなのですから、大分前はあれ使ったのそじないです。5歳ぐらいまで使うのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 チャイルドシートは、5歳まで使えるような形です。その上になりますと、ジュニアシートというような形です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 それで、昔はそじないものですから、町が回収したか何か知らないですけれども、貸出しをしていたと、そういうのをちょっと聞いた、大分前なのかもしれませんけれども、聞いていたのですけれども、うち娘が双子なのです。そうすると、お母さんのほうとお父さんのほうと両方送り迎えがあるので、4台チャイルドシートをつけてあるのですけれども、こういう場合でも貸出しがあれば無駄なお金使わないで済むのかなというふうに思ったのです。5年間使ったとしても、そじないと思うのです。ですから、みんな何か使って物置に放り投げてあるのかもったいないなというふうに思うのです。ですので、ぜひそういう回収ができるのでしたら、あまりぼろぼろではしようがないですけれども、使えるようなあれでしたら町のほうで回収をして、古いものでも使いたいという人もいると思うのです。そういう貸出しみたいなのをするというお考えはどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 今、この辺で以前は確かにやっていたというふうなお話がちょっとあったのですけれども、私も経験で2年弱なのですから、どういった経緯でそれがなくなったのかというのはまだ調べていないような状況なのですから、例えば耐用年数だとかというのがあったりすると、その辺は使えない年数が出てきてしまうというのもあると思うのですけれども、その辺も考えて調査した上で、もし使えるようなものがあるとなれば、寄附していただけるような方がいるとなれば、そういったことも使ってもいいのではないのかなとは思いますが、今後ちょっと調べていきたいと思えます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ぜひそのようにしていただければと思うのです。決してそんなに、乗っているだけですから、赤ちゃんは。特別汚すこともないし、そのときものを食べていませんし、ですから新しいママ多分皆さんどうしようかなというふうに思っていると思うのです。うちの娘もそんなこと言っていましたので、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願ひいたします。

主要事業の概要の44ページになるのですけれども、要保護児童の児童相談についてお伺いしたいのですけれども、この主要事業に載っているのは実務者会議ということで、3回目が3月22日に実施されているということなのです。要保護というようなことで、大変なところがあるのかなということだと思っています。

れども、そういうふうな状況の中でこの会議にのせて諮らなくてはならないというような状況はどのようなのですか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 主要事業の概要の44ページの児童相談というふうな形で、実務者会議というのを年に3回行ったというふうな形なのですけれども、これにつきましては通常長期の休業の前、春休みですとか、夏休みですとか冬休み前に一応こういった会議を行いまして、各所管、児童相談所、それから保育園、小学校、対象の関係機関の方に出ていただきまして、一応保護というか、家庭の事情で養育がちょっと心配な子たちがいるというふうなことの情報交換、それから見守りというのを再徹底というか、周知をさせていただいてというふうな目的の会議というふうな形になっております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 近隣の町の方が参加しているのかなと思います。何名参加しているか分からないのですけれども、それも聞きたいと思うのですけれども、そうなった場合出席者でのそれぞれの意見が持ち寄られるということだと思えるのですけれども、それぞれの持ち寄りの中で虐待とか、そういうのが出てくると思うのですけれども、そういうふうな意見はどのように出ていますか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 実際心配なケースというのですか、そのケース、固定のケースというふうな言い方をさせていただいてしまいますけれども、6ケース一応ございます。ということで、お子さんがたくさんいて養育がちょっと難しいのではないかという心配のある方であるとか、あとは人、自分のお子さんよりも自分を優先して、子育てがちょっとおろそかになってしまっている方だとかというふうな固定のケースというのが6件ほど現在ございます。それについては、近隣の状況、その会議から会議までの状況を報告し合いまして、今こういう状況になっているのだというふうなところで児童相談所も含めて確認し合っているというふうなところですよ。

令和2年度につきましては、それにプラスしまして3ケース虐待と見られるようなことがあったというふうなことで、こちら私も現地のほうに行ったりとかして、保護者のほうから話を聞いたりとかもさせていただいたのですけれども、朝の忙しい時間帯に結構子供がぐずってしまったりすると衝動的にちょっとたたいてしまったりだとか、そういったことが起きているケースというのが2ケースございました。もう一つのケースは、児童相談所に直接通報が行きまして、自分を保護してほしいのだというふうな、その子はもう、高校3年生の要保護児童の18歳までというふうな形になりますので、その子は18歳にもうちょっとでなるというふうな形だったのですけれども、児童相談所のほうに保護してほしいというふうなことで一時保護をされて、児童相談所のほうから保護者のほうに話をしまして、こういったことがあったので、今後気をつけてくださいねというふうなことで親御さんにも注意を促して、その後は帰ったというふうな形なのですけれども、身体的な虐待が昨年は2件ですか、朝の忙しい時間帯というので、ちょっとあざが残ってしまうぐらいの、ちょっとたたいてしまったというふうなくらいなののですけれども、そういったケースがあったというふうなことで、2年度につきましては9ケース一応あったというふうな形でございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ただいま説明によると、それぞれ児相での対応もしているということによかったなと思う

のですけれども、3件、母親、父親なり朝の忙しいときはぐずを垂れるとか、そのままつかかきて虐待に走ってってしまうというふうな説明なのですけれども、なかなかそのときの子供のぐずの垂れる、母親、父親のそのときの気分によっての、またこれ違うのかな。ですから、必ずということではないと思うのですけれども、しかしそういうふうな横の連携も取っておかないと、いざまた大変な事態になってからどうしたのだということになるとやはり遅いので、しっかり対応していくことが必要かなと思うのです。その対策として、まず本町における3件の例、さっきの説明が6件という、それは管内ということでの意味かなと思うのですけれども、どのような対策を現在取られていますか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 町に連絡があった場合につきましては、私のところに、例えば連絡があったとしますと、その子が幼稚園生か小学生かというふうなところで教育委員会にも連絡をしたり、ケースによってはそのまま児童相談所に通報したり、あとは重度になりますと警察とか、そういったことで連絡する、そういった関係連絡網みたいなのは一応できておりますけれども、その度合いでこのぐらいというのはやはり担当者の裁量になってしまいますので、その辺は注意して対応しているというふうな状況でございます。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 先ほど18歳の子供もいるとか、そうすると幼児なりなんなりということになってくるとそこそこ対応が容易かなと思うのですけれども、年齢的になかなかかなり大人だよね。そういう人の場合はなかなか難しい対応も出てくる。やはり何かあってはならないことなのですけれども、どういうふうな状況の中で今度は公的な機関をどういうふうなこれ活用していくか、利用していくかということをしっかりマニュアルなりなんなりつくって、大変な事態にならないように、落ち度のないように今後も対策を取っていただければと思うのですけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 回答よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 主要施策とかその辺載っているのかな、分からないけれども、9月号の町の広報で高齢者の訪問介護というか、あれは相談員というのですか、あれは福祉課でいいのかな。健康介護課か。聞くの間違えていたな、ごめんなさい。やめ。

[何事か言う人あり]

○小林武雄委員 分からないものね。質問内容は、高齢者の独り暮らしの訪問介護していて、今どのぐらい独り暮らしがしているのか、あと健康なお年寄りもいるでしょう。ちょっと疲れた方もいるのだけれども、その辺のところ相談員という方が一通り高齢者の独り暮らしのところ一応チェックして、訪問するということになるややはりある程度独り暮らしなのだけれども、あまり表にも出ていかない、健康的にもちょっと不具合があるのかなというのを判断した上で、継続的に訪問しているのかなという感じがするのです。それによって、やることによって介護のほうにも移らないし、健康寿命も延びていくし、本人も生活の練習もできるということにやはりつながっていくと思うので、その辺聞こうと思ったのですが、担当外なのですね。では、

後で聞きます。すみません。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 子育て支援ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど零歳児、板倉保育園は4人ですか、北保育園5人ということをおっしゃいましたけれども、私たまたま今年北保育園の入園式というのに立ち会ったことがあるのですけれども、その中に若いお母さんが零歳児をだっこしてきて、この子がこれから保育園で生活していくかなと思ったのですけれども、例えば足のついた子供なんかですと、当然運動場で駆けっこをしたり、室内でいろいろ遊んだり、昼食をしたりといろいろその生活は想像できるのですけれども、さすがに人様の子供をお預かりしてどういった1日を過ごしているかなというのが知りたいと思いましたので、その辺の零歳児の1日の行動といたしまししょうか、その辺をちょっとお聞きできればと思います。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 先ほどのご質問でございますが、ゼロ歳にしてはゼロ歳も何か月の子と歩く子とはいはいする子といろいろございまして、ミルクを飲んでいる子はやはりベッドでのあやしとか、そういう行動ができないものですから、主にミルク、そしておむつ替えが中心になります。そして、はいはいとか動き出した子には部屋での見守り、職員がつき動きをけがのないように見たり、または園庭に出て、園庭でのちょっと遊びを少しブルーシートの上でしたりとかやっております。足がついたちょっとでも歩ける子も園庭での遊びを楽しませたりとか、けがのないように保育をしております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 ミルク、またおむつ、これが中心になるのは分かっているのですけれども、保育士さんというのは板倉保育園、北保育園は男の方の保育士さんというはおりませんよね。ですから、女の方がもちろん保育士さんとして零歳児を面倒見ているということになると思うのですけれども、この保育士さんというのは当然零歳児ですから、ある程度の経験者がやっているということでしょうか、それとも入園したての若い保育士さんでもやっている、できるということでしょうか。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 今のご質問でございますが、やはり経験の豊富な保育士を一応担任として仕向けております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 経験豊富ということは、当然子供さんを持っている保育士さんということになるわけですか。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 全員が持っているというわけではございませんが、ある程度保育の経験がある保育士は、ゼロ歳のほうにも担任としてさせていただいております。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 それと、先ほど申しましたように男の保育士さん、これから入ってくる可能性は大きいかと思えますけれども、こういった男の保育士さんにも将来的にはそういった零歳児からお世話するというこ

とは出てくるのでしょうか。これは、またほかの日本の前例とか、あとはこれからの考え方ということになるのですけれども、そういうことはどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 以前に男の保育士さんが保育士になりたいということで勉強に実習生として来たときには、やはりゼロ歳から経験ということで実習をしていただきました。それなので、今後も男性の保育士さんが来た場合にはやはりおむつ替え、そしてミルク等々は仕事の一環ですので、やっていただくというのはあります。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 これは、ちょっと余談的な話になりますけれども、仮に零歳児から預かりまして、小学生上がるまでということになるかと思えますけれども、そうしますと私的には保育士さんは第2の母親ということになると思えますけれども、そういう思いというのはお持ちなのでしょう。卒園式のときやはり立ち会いましたときに皆さん、保育士さん泣いていましたので、きっと母親と同じ気持ちかなと思ったのですけれども、ちょっとつまらないこと聞きますけれども。

○亀井伝吉委員長 松本園長。

○松本行以板倉保育園長 ご質問どおりに、公立の保育園はゼロ歳から就学児まで異動がなければその子と携わるというか、その子を担任ではないですが、見ていられるということもありまして、担任となったときには感無量となりまして、送り出すという気持ち、母親なりお姉さんなり、それから保育士ということが全部感情の中に入り、やはり感動の涙ということになり、卒園式ということになると思えます。

○亀井伝吉委員長 本間委員。

○本間 清委員 本当外から見ただけで私ども分かりませんが、大変なご苦労がある中、ただそういった喜びがあるということで、働きがい、生きがいのある仕事かなと思えました。大変ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

なければ、針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。

主要事業の44ページの一番下なのですけれども、男女共同参画の啓発活動、これ決算処理してあります。決算書に載っていますか。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 男女共同参画の関係なのですけれども、特に予算というのは持っていないような状況でして、実際のところ県のほうから周知依頼だとか、こういったイベントをやりますよだとか、セミナー開催だとかというものがあつたときに窓口のほうにそのパンフレット等を置きまして、周知を行っているというふうなぐらいのものでありますので、特に予算を持っているというわけではございません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 板倉町は、これ熱心に取り組んでいるということですよ。その辺はどうなのでしょう。町の役場としての取り組み方はどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 青木係長。

○青木英世子育て支援係長 実際に熱心にとわれますと、ちょっと疑問がつくところなのですが、通常の町村と同程度の事務は行っているというような解釈でいるところです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 共同参画、最近ですと男と女を分けるのもちょっとはばかられるような、多様性を認めなさいというような社会になってきていますので、改めてあれなのですけれども、どうしても見た目の男女で分けてしまうという部分があるのかなと思いますし、そこで男女共同ということで、女性の参画ということになると、やはり係長以上の管理職に対する比率を見るのが一般的かなと思うのです。その辺は見守って、管理職に提言してくれているのですよね。板倉町は、女性の管理職が多いとか少ないとかというのは、その辺は一応ここに男女共同参画って書いてありますので、福祉課の担当ということなのなのですが、その辺の活動はどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明福祉課長 役場の人事については総務課が担当してしまっていて、そういった役場の女性の管理職の比率とか、そういうのにつきまちは県からの問合せとかについては総務課が、福祉課が担当してしまっているのは一般町民に対する周知みたいな形で、特に板倉がうんとやっているかというところではなくて、やはり県から来たもののパンフレットを配ったりとか、そういうので、一応この男女共同参画の窓口が福祉課にあるというだけで、今はそんな状況です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 手本となるべきところで、そこがやはりうまくいっていないのに外に向けてPRもしづらいかなと思いますし、今年やっと女性のというか、女性の課長が1人誕生したという、これ初めてですよね、多分。初めてではないですか。

〔「2人目」と言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 私が記憶がある中で、ずっと前ですか。ですので、2人目、私海老瀬に来て間もないものですから、よく分からないのですけれども。初めてではないにしても、課長が今10人いるのでしたっけ、11分の1ですから、割合としてもやはり少ない割合かなと思いますし、これは僕は国の、今自民党で総裁選出ているような人たちも女性が少ないとか、多いとかってめっているような場面でもありますので、国が動いていないのに町がという言い訳する人も中にはいるかもしれないのですが、やはり窓口としてそういった部分は、総務課の担当ではありますけれども、きちんと情報を入れて努力をしてもらうのは、努力してもらうという部分かなと思うのです。男性が上にいるというのがおかしい世の中になってきていますので、その辺の改革もやはり担当窓口としてちょっと考慮していただければかなと思いますし、あとは町なかでもなかなか従業員何百人も抱えている企業というのがあるわけでもないの、その中の男女参画を細かく見ていくというのなかなか難しいのですけれども、引き続きPRのほうは続けていただいて、住みよい町というイメージづくり、その一角にはなるかなと思いますので、まずは足元から活動を始めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。課長、何かご意見があれば。

〔何事か言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 ちょっともう一点お伺いしたいと思います。

主要施策の41ページ、一番上の自殺対策緊急強化事業ということなのですけれども、これ啓発のあれ5,000部配布しているということがあるのですけれども、これどのように、どういう形で配布をなさっているのですか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 啓発物品5,000部なのですけれども、令和2年度はばんそうこうを作成させていただきました。その中にこころの健康相談統一ダイヤルということで、相談窓口の電話番号を記載させていただきました。区長さんを経由して毎戸配布をさせていただいております。

それと、中学生1年生、2年生、3年生なのですけれども、中学生にもばんそうこうのほうを配付させていただいております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そういう形で、中学生なんかも大事です。

このコロナになってもう2年過ぎようとしておりますけれども、今まで以上にコロナになってから今年は特に相談が多いとか、それと4件って書いてありますけれども、どうなのでしょう、状況は。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 コロナになってから件数が増えたということではないのですけれども、相談の内容としましては会社に行きたくなくてどうしようですとか、例えばお子さんお水飲み過ぎてしまってちょっと障害があるのではないのとか、そういうような内容でして、コロナに影響したという内容の相談ではありませんでした。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 ちなみに、自殺者が毎年どのぐらい板倉町ではいらっしゃるのかな。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 すみません。平成30年ぐらいからなのですけれども、平成30年度ではなくて平成30年になります。1人出ております。令和元年度はゼロ人でした。令和2年は、2人自殺者が出ております。ただ、申し訳ありません。原因のほうにつきましては、厚生労働省の基礎資料を確認したのですけれども、載っていなかったの、どういう理由で自殺したかというのはちょっと把握できておりません。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 年代は分かりますか。どのぐらいのお年だか。

○亀井伝吉委員長 山田係長。

○山田幸子社会福祉係長 平成30年度の1人につきましては、70代となっております。令和2年の2人につきましては、50代と60代が1名ずつでございました。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうですか。50代、60代なんかこれからだというときにもったいないですよ。せつかくあとの残りの半分の人生が。若い子がいないということはほっとしましたけれども、いじめとか、そういう隠れいじめみたいなものがあるようですので、そういうところも気をつけて対応をしていただけたらと、命は尊いので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

「なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 なければ、よろしいですね。

以上をもちまして、福祉課の審査を終了させていただきます。

ここで休憩に入ります。

休 憩 (午後 2時18分)

再 開 (午後 2時35分)

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

続いて、産業振興課関係の審査を行います。

産業振興課の説明をお願いいたします。

伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 それでは、産業振興課のほうから決算審査の内容について説明をさせていただきますが、産業振興課、4つの係がございまして、まず農業振興係では農業施策の企画及び調整に関すること、畜産振興に関すること、有害鳥獣の被害対策に関すること、また農業委員会に関する業務を担当してございます。農村整備係におきましては、土地改良等の基盤整備事業に関すること、また配水機場の維持管理に関すること、農道及び農業排水路等の整備に関する事業等を担当してございます。誘致推進係におきましては、板倉ニュータウンの分譲促進に関すること、企業の誘致、また立地に関すること、町内立地企業の支援に関すること、これらの業務を担当してございます。4つ目の商工観光係では、商工業、観光の振興に関すること、労働行政に関すること、国勢調査等統計調査に関すること、最後に消費者行政に関すること、これらの業務を担当してございますので、各係ごとに係長のほうから内容につきまして詳細を説明をさせていただきます。効率的な説明に努めていただくようお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 農業振興係、根岸と申します。よろしく申し上げます。私のほうから令和2年度の決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書117ページ目をお開きください。右側の備考欄の下から3つ目の二重丸になります。農業関係制度資金利子補給事業でございます。決算額30万9,737円となっております。内容といたしましては、農業近代化資金の利子補給といたしまして、24万5,737円となっております、25件分の利子補給となっております。

続きまして、二重丸の一番下になります担い手育成・就農支援事業でございますが、決算額827万410円となっております。内容といたしましては、決算書119ページをお開きください。初めに、はばたけぐんま担い手支援事業補助金でございますけれども、698万5,000円でございます。こちらは、農業機械購入が4件でございますけれども、その内訳といたしまして、トラクター購入が2件、コンバイン購入が2件、そのほかでございまして、ハウスの被覆張りかえが1件ございまして、対象が5名となっております。

その下になります「野菜王国・ぐんま」総合対策事業補助金でございますけれども、16万1,000円でございますが、二酸化炭素施用装置が1件の申請でございました。

続きまして、二重丸、上から2つ目になります加工米対策事業でございますけれども、決算額1,499万

8,500円でございますけれども、こちら転作作物の有効な取組として拡大を図るため、J A 邑楽館林管内の1市5町で助成を行っている事業でございます。2万9,997俵でございます、1俵当たり500円の助成となっております。

続きまして、決算書123ページをお開きください。備考欄下から3つ目になります二重丸でございますけれども、農地中間管理事業でございます。決算額242万8,408円でございますけれども、主なものといたしまして、18節の認定農業者農用地利用集積奨励金といたしまして197万120円でございます、35名の認定農業者が対象となっております。また、半額の98万5,060円が県の補助金となっております。

その下でございますけれども、農地集積集約化対策事業補助金でございますけれども、40万9,500円でございますが、こちらにつきましては経営転換協力金となりまして、8名の方が対象となっております。こちらにつきましては、全額が県の補助金の歳入でございます。

以上、農業振興係の決算につきまして説明させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 続きまして、農村整備係のほうの説明をさせていただきます。福知と申します。よろしくお願ひいたします。主要重点施策につきまして主に説明をさせていただきます。

初めに、決算書123ページを御覧いただきたいと思ひます。備考欄の上から2番目の丸でございます。町単独土地改良事業でございます。決算額は、1,185万580円となっております。主な内容としましては、除川地内の農道補修工事、延長164メートル、工事費につきましてが268万4,000円でございます。

続きまして、下五箇地内ののり面補修工事、延長が約990メートル、工事費790万円となっております。のり面補修工事につきましては、安全対策に関する協議に時間を要したこと、農作業の繁忙期の支障を考慮をいたしまして、工期を6月30日まで延長をいたしました。予算を繰り越しております。790万円は、前払い金の支出額となります。

続きまして、1つ下の丸、県営五箇谷地区ほ場整備事業、決算額1,766万9,000円でございます。令和2年度の工事面積は、17ヘクタールとなっております。主な内容といたしましては、県営土地改良事業費の負担金1,488万円、既に地元から拡張の陳情があり、昨年度から工事をいたしております八間樋橋から南に向かう県道と町道が交差する部分の拡幅、町道の線形造成工事に係る町の負担金246万4,000円となっております。両方とも負担金ということでございます。

次に、2つ下の丸、県営城沼水路地区整備事業、決算額2,495万4,000円でございます。内容といたしましては、水路整備工事の負担金2,420万6,000円及び東北自動車道の東側になりますが、接骨院がございまして、その前のガードレールの設置工事を水路工事と併せまして、これは県に施工を依頼して施工していただいた分の負担金74万8,000円ということでございます。群馬県施工の水路工事の負担割合につきましては、事業費の22.5%が地元負担となります。うち市町の負担が17.5%となりますが、一部に館林地区の区間がございます。市町の受益面積案分を行いまして、当町の負担は17.5%の負担のうちの98.8%板倉が負担しております。地元負担残り5%につきましては、邑楽土地改良区が負担をしております。

最後に、1つ下の丸、農地耕作条件改善事業城沼地区、決算額2,403万5,000円でございます。令和2年度につきましては、25ヘクタールの簡易ほ場整備工事を実施いたしました。内訳といたしましては、現地の測量調査及び設計業務の委託料247万5,000円、畦畔撤去による区画拡大、段差解消の簡易ほ場整備工事費

2,156万円となっております。本事業につきましては、国庫補助といたしまして、1,375万円が国庫補助としていただいております。

以上、農村整備係の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 誘致推進係、川野辺です。誘致推進係の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算書の125ページを御覧ください。一番下の二重丸です。産業施設、商業施設誘致促進奨励事業です。主要事業の概要では65ページとなります。決算額では9,037万6,000円です。内訳といたしましては、産業施設立地促進奨励金が9社で7,928万7,000円、商業施設立地促進奨励金が1社で808万9,000円、雇用促進奨励金が1社で300万円となります。産業施設立地促進奨励金につきましては、昨年度と比較いたしまして、約1,350万円の増額となっております。こちらにつきましてはの主な理由といたしましては、旧制度が適用されている企業1社が、こちらは株式会社宝泉プレジジョンさんでございますが、操業を開始したことが要因となっております。

次に、決算書127ページとなります。一番上の二重丸、板倉ニュータウン商業・業務用地利用促進事業です。決算額では11万7,059円です。主に商業、業務用地の交渉に係ります経費でございます。令和2年度におきましては、問合せなども含めまして11社と交渉をしましてまいりましたが、いずれも契約に至ることができませんでした。

続きまして、その下の二重丸、企業立地促進事業です。決算額35万2,334円、こちらは主に産業用地進出企業との交渉に係る経費でございます。企業誘致交渉時の有料道路使用料及び公用車2台分の管理費及び燃料代等の経費となります。令和2年度におきましては、12社と交渉、問合せなどを行いましたが、そのうち1社、株式会社生興運送と契約を締結いたしました。

続きまして、決算書137ページをお開きください。上から3番目の二重丸、分譲促進事業です。主要事業の概要では66ページとなります。決算額33万3,618円、主に個人紹介制度に係る謝礼金1件分及び販売センターの使用に伴う光熱水費負担金でございます。個人紹介制度の謝礼金1件分10万円につきましては、その2分の1、5万円が群馬県企業局から負担金として歳入となっております。決算書では45ページの下から13番目に記載がございますので、ご確認いただければと思います。令和2年度の方譲区画数の実績でございますが、こちらにつきましては4区画となっております。

以上、雑駁でございますが、誘致推進係の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 商工観光係の宇治川です。よろしくお願いいたします。商工観光係の歳出の主なものについて説明いたします。

決算書85ページ中段を御覧ください。基幹統計調査事業について568万9,340円の歳出となります。令和2年度の主な統計調査は国勢調査であり、563万1,026円の歳出となります。こちらは、町内全域を115調査区に分割して、指導員11名、調査員74名にて令和2年10月1日現在を調査基準日として調査が実施されました。主な内容としましては、調査員、指導員報酬の465万7,860円となっております。この事業については、国勢調査委託金として全額が歳入となっております。調査結果につきましては、速報値が令和3年6月に公表さ

れ、群馬県のホームページで閲覧できるようになっていますが、町のホームページにおいても掲載作業を進めているところです。

続きまして、決算書125ページの下段を御覧ください。商工振興事業について803万4,531円の歳出となります。事業内容については、主に商工会の運営費補助金800万円となっております。

続きまして、その下の住宅リフォーム支援事業について441万7,000円の歳出となります。事業内容については、住宅リフォームの対象工事の10%、上限10万円分を商工会商品券で支給し、令和2年度については68名の補助をしています。

続きまして、127ページ中段を御覧ください。観光振興事業について65万3,332円の歳出となります。事業内容については、主に観光パンフレットの修正を行い、7,000部増刷して、アゼリアモールや道の駅かぞわたらせなどにも配架して、観光PRを実施しております。

その下の群馬の水郷管理事業について、269万467円の歳出となります。事業内容については、主に邑楽漁業組合への管理業務委託料210万円、魚の放流業務委託料40万円となります。

続いて、次のページの上段のレンタサイクル事業について73万1,205円の歳出となります。そのうち59万700円が大人用自転車15台分を購入しましたので、そちらの購入費用となります。このレンタサイクル使用料については、年間620台の利用があり、25万3,800円の歳入となっております。

以上で商工観光系の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**亀井伝吉委員長** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方お願いいたします。

黒野委員。

○**黒野一郎委員** では、お願いします。

ページは121ページ、決算書、これ福知さんのところかな。毎年、121ページ、邑楽土地改良区のほうに200万円行きますよね、委託料か何か。これは、間違ってしまった、この前建設かと思ったら産業振興課だということで、主要の川ではなく、排水等できれいにするというところで行っていると思うのですけれども、ローテーションがあるか何か分かりませんが、東西南北や、特にこの地区が多いから、その川の近くに掃除するとかということで、昔、名前言ってはあれですけども、南、井上興業さんがやったと思うのですけれども、そういう土地改良区のように、それだけの200万円ではないでしょうけれども、その辺は。

関連ですけども、遊水池、うちの前の。あれも、これ見ると南の遊水池と含めての予算書と決算かと思うのですけれども、これは去年、おとしからそっくり土地改良区に委託というのか、館林との共同というのか、館林との合意の下にさらに土地改良区へ委託したのでしょうか、その辺の兼ね合いで、これ予算は二百九十何万円書いてあるわけですけども、今までより多くなったのですか。その辺関連ですので、200万円から続けてちょっと説明ができるようでしたらお願いします。

○**亀井伝吉委員長** 福知係長。

○**福知光徳農村整備係長** お答えさせていただきます。

最初の200万円の事業ということで、議員さんのほうでおっしゃられた事業につきましては、主要排水路事業ですかね。町内の主要排水路の清掃事業というものでございます。こちら議員さんおっしゃるとおり、以前はバキュームみたいなので汚泥、水路に堆積しました土砂を、暗渠の部分とかがメインなのですけれど

も、そういう部分で流れが悪くなっているところというのを吸い取って、産業廃棄物で処分するというような事業で、処分等にお金が結構かかりまして、200万円毎年出しているのですけれども、距離的にはそんなに多くできなかったようなことで記憶をしております。

ここ去年とか今年につきましては、令和元年度、令和2年度につきましては、その以前はまだちょっと確認取れていないのですけれども、水路内に生えています、敷地内に生えています雑木、木とか雑草とかの伐採と、そちらの処分を含めて、そちらのほうの事業を主に行ってもらっております。結構雑木が水路の敷地内に相当生えている部分が町内の水路多く見受けられまして、そういうものが葉っぱが落ちたり、枝が落ちたり、水路の流れを阻害しての要因になっているということもございますので、そちらを中心にやっております。

ちなみに、令和2年度の水路の雑木の伐採につきましては、3か所につきまして約1,500メートルほどの距離のところをやっていただいております。場所申し上げます。29号水路が約750メートル、入道堀が約800メートル、大新田のところ、これちょっと大きな柳の木があったのですけれども、そちらを1本切って、産業廃棄物の処分として業者のほうに持って行ってもらって、処分をしてもらっているまでをやっていただいております。

2番目の質問でございますが、農地防災遊水地に関することということだと思います。本年度決算額が296万5,295円ということでございます。ちなみに、令和元年度につきましては218万円程度でございました。約70万円程度増えているということでございますが、こちらにつきましては、農地防災遊水地の除草作業等につきましては、邑楽土地改良区さんのほうに仲伊谷田承水溝遊水地と大箇野幹線遊水地の2つを委託させていただいております。合計で199万円程度の委託料となっております。

そのほかに排水ポンプが、仲伊谷田承水溝遊水地にはポンプが4台ついております。大箇野幹線遊水地は2台ポンプがついておまして、そちらの排水ポンプの点検等を業者委託して行っております。そちらが2つ合わせて66万円ということで、これ館林市の長谷川電機というところで見させていただいております。その委託料の合計が265万4,000円程度という形になっておまして、そのほかが使用しました電気料と、あと消耗品ということで、大箇野幹線遊水地の車止めがちょっと盗難に遭いまして、そちらに新たに設置をしたというところがございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、200万円の関係の補助と今説明が2番目あったのですけれども、書いてあるとおり排水水路のヘドロの関係、家庭のあれも流れてくるわけでしょうから、うちの近くの前にもありますけれども、ヘドロの関係、先ほどは何メートルから何メートルまでって伐採の関係も説明いただいたのですけれども、ヘドロの関係のバキュームカーが出るとか、お願いをして、バキュームカーでも板倉には、あそこにはでかいのはないのです。何か他県から来て、さらに委託をしてきているようなタンクかなと思うのです。このヘドロの関係については、令和2年は何か所か、何回ぐらいあったのですか。ないのか、どちらでも結構ですけれども、お願いします。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 排水路内の汚泥の清掃につきましては、令和2年度につきましては実施しておりません。樹木の伐採等を中心というか、それを行っていただいております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、一度もないということは、水路というのが家庭のあれが流れてきますけれども、するときれいだということなのですね。当然やらないということは、ヘドロは当然たまるでしょうけれども、何年かには。これは、やっていないということは、きれいだから、木の伐採のほうに集中してやるということで、その中でやらなかったということなのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 水路につきましては、農地などから土砂等が流れ込んだりしておりますので、ある程度たまったりということはおっしゃるとおりあります。その汚泥につきましては、この200万円の排水路の清掃事業では実施はしていないのですけれども、多面的機能支払交付金ですとか、そちらの事業、村づくり等のほうで部分的にやっていただいている部分はあるのかなというふうに考えております。汚泥につきましては、結構処分費がどうしても結構高額になるところがございまして、全部産業廃棄物ということで水と一緒に土とかも吸い取って、なかなかあまり効率がよくないという部分もございまして、最近につきましては樹木の伐採というふうを中心にとって行っているような状況もございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、高額にかかるからということですが、以前はやってたのですよね、ヘドロも含めてでかいタンクで。先ほどきれいだからやらないのかなってちょっと私のほうから話したと思うのですけれども、先ほどの村づくり、ヘドロの関係は今変わったのだから分かりませんが、村づくりのほうから今度そういう中で予算というのか、補助金というのか、を土地改良区のほうにさらに出して、それでヘドロの関係はもしやるとするならばやるのですか。違うのではない。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 議員さんおっしゃるとおり、邑楽土地改良区に対しまして村づくりの協議会のほうから負担金を出してやっているということではございません。村づくりの事業として水路の汚泥の処理だとか、水路の土砂の掘削だとかという事業もその中でやることになっているものでございますので、そういう部分の中で一部対応を、掘ったものを横に上げていただいたりしていただいているようなものでございますが、そういう対応をしていただいております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 だから、別事業ですよ。私が言ったのはタンクが来て、でかいのが来て吸い上げて、それを処分するというのが、町が土地改良区委託をしてやっていたという、それは私も現場で見たのです、自分ちの前をやっていたから、何年か前に。それと今言った村づくりのほうのあれは、やったらお金が1人幾らボランティア出しますよって、それとはまた別だと思うのです。ぜひもしそういう今言った200万円で伐採だけではなくて、ヘドロの関係を後でちょっと調べてみてください。

先ほど話した関連で296万何がしの、これ今除草が百九十何万円というのですけれども、両方のあれでこんなにかかるのですか、除草が。除草代というのか、手間も含めてですけれども、その辺はどんなのですか。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 除草作業につきましては、仲伊谷田承水溝遊水地につきましては底の部分につきましてもいったん全部水を抜きまして、トラクターとか重機によって耕うんしたり、踏みつけたりという作

業で草を抑え込んでぐちゃぐちゃにしてしまうようなやり方を、ちょっと簡易なやり方なのですが、やっております。と申しますのが、中を全部正式に草を刈って処分とかってなりますと、相当な高額の金額になるということでございまして、その部分をいろいろ邑楽土地改良区さんとかと相談させていただいて、ちょっと知恵を絞っていただいて、なるべく安価に、毎年やることとございまして、できるようにということでそういう方策を取っていただいております。それは、土木の積算の金額で一応積算をしまして、トラクターの耕うんですとか草刈りの作業、のり面と周辺の道路なんかにつきましても草の除草剤をまいていただいたり、草刈りということをやっていただいておりますので、その辺で積算をしております。その積算額以内でありますので、3者から一応見積り取りまして、一番邑楽土地改良区さんが安いということで、そちらに頼んでいるというふうな状況でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 時間かけて申し訳ありません。令和2年ということですが、最初の頃は、土地改良区委託したときは理事長が自分ちのトラクター持ってやったのです。刃がうっかけてしまって、それを補償しますよということだったのでしょうけれども、令和2年のときは下のトラクターというのは途中でやったかもしれないけれども、途中まではやっていないのです、実際。特に今年なんかは行ってみれば分かるでしょうけれども、蓮の花が咲いて、見学者が来ていますけれども、水もずっと今年は、途中ちょっとやったけれども、やっていないと思います。草も周りにはそんなにあれが何シートというのか、あったので、生えていないと思うし、もし今度今年同じような金額出てくると変だな、さらに思うのは課長は知っているでしょうけれども、皆さんも、蔵新の土地改良区で田んぼと田んぼの間のコンクリ剥がしたやつを今あそこの上の全部ばあって張ったのです。張ったというのか、来て、あそこを。だから、みんな周りはコンクリなのです、今度は。だから、除草剤はもうほぼそんなにはないと思うので、ぜひその辺の調査というのか、それもしてみてください。人の金だといえればそれまでだけれども、その辺を見てもらって、ひとつお願いをしたいと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 議員さんおっしゃるとおり、令和2年度におきまして先ほど申し上げました農地耕作条件改善事業の城沼地区というところで、25ヘクタールの簡易ほ場整備を実施したわけでございますが、田んぼと田んぼの間の畦畔ブロックと言われる約90センチぐらいの長さの、高さが30センチか40センチぐらいのものなのですが、それが8,000枚ぐらい出てきました。そちらを有効活用しようということで、邑楽土地改良区さんのほうで計画があるということがございまして、仲伊谷田承水溝遊水地も周りにのり面のところに防草シートは張ってあるのですけれども、そこが毎年風が強くて破けてしまったりする部分がありましたので、そこに並べておく事業を以前からやっていたのですけれども、畦畔ブロックが結構足りないということでそちらに運搬しまして、そちらで並べていただいたというようなものでございます。その並べる作業につきましては、町は特に関与してなくて、邑楽土地改良区さんのほうでやっていただいたというようなものでございます。

その並べた後なのですが、その後ちょっと現場とかを見てみますと、やはり雑草がその間から、コンクリートに目地を詰めているわけではございませんので、結構生えてきたり、あとのり面が結構草が生えてきたり、あと周囲の道路の部分、フェンスの空いたところとかも毎年刈ってやっていただいておりますが、

その辺にもありますので、そういう部分もよく確認をしながら、邑楽土地改良区さんとも相談しまして、適正管理と委託料の適正な委託料ということも踏まえまして、やっていけばと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 草が生えると当然いろいろ大きい草も、何年か前に東のほうにチヂミホウレンソウをやったら収穫時期に羽のあれが入ってしまって、売り物にならないからというので賠償、町に請求をしたと思うのですが、そういういろんなものが想定外出てくると思うので、ぜひ時々見回りしていただいて、そうしたらこういうのはこういうのがいいのではないということも土地改良区と話し合いながら、恐らくはミーティングというのか、打合せも年何回かは、ただお金を向こうぼおんと投げたから、頼むよねではないと思うので、多分打合せもするでしょうから、ぜひそういったことを含めて今後ともお願いしたいと思います。以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございませんか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書127ページの関連でお願いいたします。ニュータウンの商業、業務用地の関係と企業立地推進の関係、あとは大学の跡地の関係、この3点についてお願いいたします。

まず最初に、商業、業務用地、先ほど説明がありまして、11社と交渉してゼロということらしいのですが、今コロナ禍で、いわゆる働き方が変わってきているということもありまして、板倉については東京から1時間半もしくはそれぐらいで来られる場所、もしくはリモートによる業務、そんなことも含めまして、業務用地については問合せがこの11社のうちどれぐらいあったのか、あと商業用地についてはどれぐらいだったのか。交渉がなかなか成立しない要因としては、商業については消費者動向がなかなかうまくつかめない、そういうものもあるのでしょうか、特に業務用地の問合せについてはどういう形でなかなか交渉が成立しないのかということが分かったらお願いします。

あと、企業立地については12社の交渉で1社成立したということなのですが、もう大体企業については埋まったのだと思うのですが、まだ空いているところがどれぐらいあるのかというのを確認をする部分と、現在立地している業務用地の中で、見たところ物流関係が多いようなのですが、業種的には物流が何社ぐらい、あとは製造業がどれぐらい入っているのか、その辺が分かりましたらお願いいたします。

それと、大学の跡地、これ撤退をするって決まっていますので、さっぱり情報も入ってこないし、動きもないのかなって思うのですが、県だとか、大学とか、町だとかでその跡地に対する情報交換なり協議をする場所というのはあるのかなのか、全く何もやっていないということなのか。どういう形で今後進んでいくのか、その辺の予測等も含めてお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 それでは、幾つか質問がありましたが、まず業務用地のA区画、B区画に対します引き合い、問合せの状況でございますが、A区画……

〔「A区画どこだ」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 駅前です。駅前の……

〔「左側、駅前左側」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 駅に向かって右側です。

〔「商業用地じゃねえんだろう」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 あそこは商業用地です。

〔「線路のほう」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 はい、線路のほうです。駐車場の駅側ですか、町営駐車場の駅側、フレッセイさんの反対側の空いている土地、板倉まつりの行われた。

〔何事か言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 あそこがAです。そこに引き合いがありましたのが、今私の手元、3社です。B区画につきましては1社、AでもBでもどちらでもいいというようなものもありまして、それも含めると7社です。主立ったものといえますと、感覚的にはドラッグストアさんからの問合せ、それも店舗からの問合せというよりは、仲介業者からの問合せというのが主です。

それから、B区画への問合せというのは、騒音が出ないような工場ですとか、あとは倉庫、これはスポーツ用品店を併設するような倉庫、それからあとはやはり同じような工場系が幾つか、製造業系もあるのでありますが、そういったところがB区画大きな区画ですので、そういったところの問合せが多いです。業務用地とか商業用地の関係は、そんなことでよろしいですか。

○今村好市委員 直接進出するという企業ではなくて、中間に入った業者さんが持ってくるのが多いでしょうけれども、交渉のなかなか成立しないという要件は土地が高いとか、商圈がどうだの、いろいろな条件が企業としてあるのしょうけれども、何がが多いのですか。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 数社とそういった話合いを持たせていただきまして、最初ディベロッパー的なそういった不動産関連業者が問合せをしてきて、それなりまたは来所をされまして話はするのですが、具体的な位置を特定をして、その店舗側に伝えると現場を見に来るとというのがほとんどらしいのですが、来てみると交通量がやはり少ないというのと商圈人口が少ないと、これがもう圧倒的に多いです。また、さらには交渉を続けてきた企業さんで、その辺のこともありつつも最後の最後水害のハザードマップの関係で断られてしまったというのがございました。だから、3つです。交通量、それから商圈人口、それからハザードマップと、この関係で断られているのがもうほぼほぼ全部です。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 今、川野辺係長が説明したとおり、一番最後に水が心配だということで断る例が多いようです。そもそも板倉ニュータウンを見つけてきて交渉に入るのですが、もう板倉ニュータウンとだけを交渉しているという例はまずございませんで、あそこあそこあそこあそこ板倉、この中で今検討しているのだと、いろんな条件を出されて、それはこうなります、こうなりますという丁寧には答えてはいるのですが、最終的にはほかの適地との比較で負けていると。その原因は、さっき言った商圈人口、また交通量、それととどめがハザードマップと、こんなのが私が担当してから例が多いようでございます。

大学跡地の話……

〔「産業団地」と言う人あり〕

○伊藤良昭産業振興課長 産業団地は、係長。

○亀井伝吉委員長 川野辺係長。

○川野辺晴男誘致推進係長 産業団地につきましては、ほぼほぼ製造業ということになります。運送業、倉庫業につきましては、まずオールユニールさん、これが2か所進出をいただいております。また、生興運送さん、元の川村モータースさんの場所です。それから、今年度、3年に契約になりましたサカタウエアハウスさん、こちらも倉庫業になりますので、それ以外については製造業というような状況になっております。

〔「全部で何社」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 全部で19社。

〔「製造業が」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 製造業が16社になりますかね。

〔「運輸業が」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 3社、運輸、倉庫業。

〔「残り区画は」と言う人あり〕

○川野辺晴男誘致推進係長 残り区画は、今契約が進みまして、現状完売と。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 大学の関係ですけれども、こちら群馬県と連携をして対応しているということで、現実には群馬県の企画部のほうと今後の対応について相談ということを入年度に入っても持ちました。大学のほうでは理事会で板倉から撤退をするということを決定をしたと、その前の段階で地元の話をよく聞いて跡地利用については検討するという内容のアナウンスがあってから、大学側から具体的な提案というのが今現在町のほうに届いていない状況です。群馬県と相談している中で、大学用地として誘致した東洋大学の土地の大体10ヘクタールぐらいが学校用地として利用されていない、そこにも群馬県、また板倉町から補助金が出ている。これを例えばその部分については、群馬県に返還するだとかというようなことについては、県の企画部側とは町は相談をしているところですがけれども、まず東洋大学のほうから跡地利用についてはこういうことで検討しているというようなことがバックで返ってきた後に、また町として具体的な検討をされるということで、町のほうでは企画財政課のほうが中心に検討しているということで、私も担当として会議には出ておりますけれども、今のところ私の知り得ている情報はその程度ということでございます。

新聞紙上では、マイクロソフトの元副社長の西さんでしたか、こちらが進める新しい先端技術大学というようなことが小田原のほうでも進められていて、板倉の土地もという話がございましたが、大学側からそのような説明については町のほうには来ていない状況となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、前に大学の理事長が町の議会に対して様々な説明をしたというのが公的な会議はあれが最後で、その後事務レベルにおいてももしくは政治的な判断の上においても一切交渉がないと、町と県は大学の出方次第で、こちらから働きかけるということはないと、大学が何か言ってくればそれに対していいとか、悪いとか言う、そういうスタンスで今のところ進んでいるのね。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 私承知しているところではそこまでなのですけども、やはり群馬県としてもあれだけの高額な補助金を出しながら撤退をされるということについては、常識としてどうなのだろうというようなことを考えてございますので、あそこの土地を全て違う法人に売却をしていくというようなことについては、群馬県としてはそれはないだろうという判断をしまして、町としてもそうですよねというようなところですので、今後大学側にボールが行っていることですので、向こうから投げられてきた玉をどんなふうに今度検討していくかというような状況でございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 土地だとか建物の権利というのは、使ってあるところは使ってあるとか、ないとかを別にしても基本的には大学の財産なのですよね。寄附があったとかなかったとかも含めてですけども、法的には大学の資産ですから、県だとか町が最終的にこれで駄目だ、あれでは駄目だと言っても、大学の判断である程度進めざるを得ないという部分あるのかなと思うのです。

問題は都市計画上の問題で、あそこを大学用地以外に使うということになると、これは結構問題が出てくるのかなと。県と町は、その都市計画上の問題で大学と渡り合うことはできるのだと思うのです。ただ、町としても県としても大学はそのまましばらく置くかという話になると、これまた大変な話になってしまうので、その辺は受け身で来るのを待っているだけというのではなくて、なかなか難しいと思うのですけれども、やはり情報収集をしたり、非公式でもいいから、いろんな話ができる人が大学にもいるのだと思うのです、まだ。そういう人との交渉をやはりやらないと、トップ同士が、いわゆる県の知事だとか、町長だとか、理事長だとかが最初からテーブルに着いて話し合うというのは、これはなかなか難しいのです。言った、言わねえ、いろんな問題が出てしまうので、やはり水面下で事務レベル的なところで、その人たちが、3者が話し合える場みたいなのをきちんと設定をしてやらないと私は進まないのだと思うのです。大学は大学で4年後、あと3年ですか、その後には撤退してしまうので、これ事実だと思うので、どういうのがいいのかよく分からないのですけれども、多少県も町も情報収集なり、話し合う場みたいなのをうまくつくっていくほうが得策かなと思うのですけれども。その辺は、お互い3者のトップの判断もあるでしょうから、なかなか難しいと思いますけれども、そういうものはある程度県も大学も提言していかないと。県と町は、いろんな面で話し合いができるわけですから、その辺はざっくばらんに話をして、一番やはり困るのは地元ですから、うまく進められるような方策を考えたほうがいいのかと思うので、その辺あと時間がないので、進めて、企画もそうなのでしょうけれども、進めたほうがいいのかというふうに思っているので、提案しておきます。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 何も手を打っていないということではなくて、課税のほうでも、いわゆる今学校の教育の施設として利用していない部分については固定資産税の課税をいたしました。大学側は、あと3年を過ぎればもう間違いなく撤退していくでしょうから、その時点でまたそこに学生がいない施設については、いわゆる学校用、非課税の施設ではないということで、建物の敷地の土地、また校舎を含めた建物、全てが課税対象になってくるというようなことについては、大学側も非常にせっぱ詰まっている状況なのではないかなとは推測いたします。町の判断といたしましては、東洋大学ほどのあのマンモス校で、あれだけの財力を持った大学が将来計算をして、この北関東の板倉の地ではもう学生が集まらないというような判断をした

と、では引き続き大学、教育の施設としてあの場で大学生を呼んでくれるほかの大学が果たしてあるのかと、たまたま北関東、東北のほうの大学が進出したとしても、恐らく近い将来、そんな遠くない将来には同じことの繰り返しになるのではないかということは非常に心配をしております。ですから、東洋大学の後ほかの大学が入ったとしても、何年継続するのかというようなことを非常に心配していることですので、先ほど今村議長言うとおりの都市計画の関係もございまして、今のままですと、学校用地としてしか利用ができない状況ですので、その辺まで含めて今後さらに検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

今村委員。

○今村好市委員 敷地10万坪ですから、そこにまた同じような大学来るのか、来ないのか、それも1つの問題があると思うのですが、転用して違う方向で物事を考えていくということにしても、大学と県と町がきちんとやはり話し合わないと、変なほうにお互いが行ってしまうといい結果は出ないのかなというふうに思っているだけです。お互いがお互いの主張だけしてやっていくと最終的にはいい結果出ないのだと思うのです。だから、そういう意味で、それはあるでしょう、お互いがいろいろ主張としては。だから、その辺の接点を誰がどういう形でやっていくかというのも考えていかないともう時間切れになって、決裂のまま変な形になって残ってしまうということもあり得るということも含めて、やはり考えたほうが良いと思います。

○亀井伝吉委員長 ほかにございましてか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よろしく申し上げます。2点ほどお聞きします。

1点目は、町単独土地改良事業だから、123ページです、決算書。16款になるのですか、用地購入費として29万3,000円が入っているわけですが、これ説明がなかったのですが、何のために用地をどのぐらい購入したのかという、何の目的でどれぐらいの面積を購入したのかという説明をお願いしたいのが1点。

毎回確認をさせていただいているのですが、担い手支援の補助金の申請の採択状況なのですが、県だ、国だに申請をして採択が下りてきたのかな、もう。来ていないのかな。お金が動き出す頃かなと思っているのですが、今年はどのような状況なのか教えていただければと思います。2点お願いします。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 私のほうから、まず1点目の123ページの町単独土地改良事業の16節の用地購入費ということでございまして、こちらにつきましては町のリサイクルセンターの県道の除川線を挟んだ東側にちょっと交差点みたくなっているのですが、その水路の部分の用地を購入したものでございまして、こちらにつきましては、水路整備を相当前にしているわけですが、未相続だとか、そういう問題でちょっと用地の買収ができていなくて、今回2名の方が相続が一応終わったというところがございまして、1名の方が相続終わって、もう一名の方も何とか買収させていただけるような方向になりましたので、買収をさせていただいたというような状況でございまして、買収面積につきましては、1名の方が121平米程度、もう一名の方が9平米程度というような買収面積で、9平米でございまして、というような状況でございまして。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 県の補助金、担い手支援の関係ですが、令和2年度につきましては、5件

の要望がありまして、5件の方が申請、採用なっております。現在、3年度でございますけれども、こちらにつきましても現在5件申請がございます、5件の方が現在承認ということになっております。今追加要望ということが県のほうから上がってまして、現在2名、3名ほどがちょっと追加要望ということで今調査している段階でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 用地の関係ですけれども、リサイクルセンター脇の水路整備に係る、これ拡幅して土地を購入したわけですか。相続分で、過年度の事業の残りを処理したという形だと思っておりますけれども、まだ相続というか、用地買収ができないような土地が残っているのかどうか、それを1点確認させてください。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 農村整備係が所管します事業の未買収ということでよろしいかと思っておりますけれども、そちらにつきましては特に相続等が原因で買収ができていないという土地は今のところ、この2件が終わりまして、それ以外はございません。

[何事か言う人あり]

○福知光徳農村整備係長 この水路ですね、失礼しました。この水路に関しましては、この2人で全部終わりになります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 5件の、はばたけぐんまが5件、野菜王国ぐんまと分かれると思っておりますけれども。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 すみませんでした。2年度につきましては、はばたけのほうで5件申請で5件が承認ということになっております。野菜王国につきましては、1名の申請で1名が承認ということになっております。

[「はばたけのほうで追加で二、三件」と言う人あり]

○根岸信之農業振興係長 そうです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 去年は、機械関係が多かったのですけれども、今年も状況は同じですか、あるいはハウスの被覆が増えていてかかって状況が分かればお願いします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 今年度も機械関係が多くありまして、コンバインが2件とトラクターが2件とハウスの被覆が1件ということで5件というようなことが申請が出ております。

[「今年」と言う人あり]

○根岸信之農業振興係長 今年になります。

[「去年と全く同じ。去年の実績で報告あったのが今の」と言う人あり]

○根岸信之農業振興係長 すみません。失礼しました。3年度につきましては、コンバインが4件でございます、あとは施肥播種機械が1台ということで5名ということになります。

[「地区は」と言う人あり]

○根岸信之農業振興係長 城沼地区で今度整備した方で麦を取り入れるということで。

〔「野菜王国」と言う人あり〕

○根岸信之農業振興係長 野菜王国につきましては1件です。二酸化炭素の施肥装置の購入となります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 町単独土地改良事業、農道整備になるかと思うのですが、この間都市建設課と話ししていて、今農道という区分がなく、農道として整備しても町道に格上げしてしまうのだよという話を聞いたのですが、それは事実なのですか。

○亀井伝吉委員長 福知係長。

○福知光徳農村整備係長 これは、以前からそういう状況でございまして、農政の農林水産省というか、県というか、農政部といいますか、そちらの補助金をもらって農道と言われる集落がないところと申し上げましょうか、そういう部分の道路につきましては農政のほうで整備をしていたということでございますが、農道として管理はしておりませんで、全部町道ということで、現在もみんな町道という形で認定されておりますので、そこを農政の予算で農道整備事業という名前で整備をしているので、農道になるのかなというふうになちょっと間違えやすいのですけれども、以前からそういう状況でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 以前から状況ですけれども、私が改めて確認をしたので、今確認させてもらったのですけれども、ここは農道だからとか、ここは町道だからという区分の仕方を一般の人たちはやっている部分があるので、どうなのかなと思って、みんな番号がついて町道扱いになっているのだよということで、ただそこが補修整備を頼むときに、都市建に頼むのか、産業振興課に頼むのかという部分がまた悩ましいところで、町道だから都市建設でいいのかというと、都市建に行くところには農道部分だから、産業振興課にお願いしますって言われることもあったりしますので、そこをはっきり課としては分けているのかもしれないのですけれども、やはり一般的になちょっと分かりづらい部分があるのかなという部分があって、その辺の感覚というのは課長どうなのですか。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 感覚的なもので人家つきだよねと、これは都市建設課が整備すべきと、これ人家がなく田んぼの中の道だよねと、これ何とか産業振興課のほうで補助金見つけてきて、何か対象になるかねと。まず、補助金が対象になるかどうかということで農道整備が成立するかどうかということから、我がほうはちょっと入っていくものですから、それができない場合についてはここにうちがついているから、町道として整備をしてしまうかというような判断も実際あるところです。そのほか簡易なものについては、村づくりとかのほうがちよっと迅速、スピードも速いというので、そちらのほうで補修しているような事例もここに来てはございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、住宅街は町道というのはっきりするのですけれども、やはり農道部分と町道部分の境というのですか、端っこに家が1軒あって、そこから先が畑、田んぼだというような場合とか、畑の真ん中の道はもう直接こっちに伺ってもいいのですけれども、点々としていたりするのが、ここ農道扱いというか、町道の名前はついていますが、産業振興課にお願いしたほうがいいのか、都市建にお願いしたほうがいいのかという部分からいうと、先に産業振興課伺ったほうが確実なのですか。大体、だから舗装整備

になってしまうと補助金の対象になってくるのかなと思うので、どっちのほうが補助金受けやすいかという
と、町単だとやはり都市建だと町単道路整備になってしまうので、町の単独事業になってしまうだろうしと
いうことになると悩ましいです。分かりました。では、登録的には町道として登録してありますけれども、
環境によっては産業振興対応と都市建の対応とに分かれてしまうので、そこは大体相談によるという認識で
よろしいでしょうか。分かりました。

補助事業については、一応はばたけと野菜王国ぐんまが大体2大看板で、あとは細々とした上手に使って
いただくようになって、いろんな補助金にも使っていただいている状況なのですけれども、大体内容的に同
じ人が何回も使うような状況になっているのですか、もう。何か俺2回目だって、3回目だという話も聞い
たりするのですけれども、その辺の実情はどうなのですか。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 以前やはり補助事業規模拡大というか、要件がいろいろございますので、現在や
っていた面積、それからこのくらい拡大するので、このくらいの機械が必要だという、そういう方向なので、
結構規模が大きい方が申請が多いというのは事実でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 そうなのですよ。条件が年々厳しくなっているというか、一番最初は借りてくれ、借
りてくれという状態だったように思うのですけれども、なかなかやはり申請が多くなると条件つけて足切り
状態になるのが末になってくるのですけれども、もともとの農地拡大の趣旨で出てきている部分もあるのか
なと思うので、規模拡大が第1条件に入ってくるのも致し方ないかなと思うのですけれども、それである程
度利用者も偏りが出ている部分はあるということです。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 利用者の偏りはあるのですけれども、やはり機械が田植、稲刈り、水稲にしてみ
れば田植機、コンバイン、トラクター、いろいろございますけれども、その辺で機械がどんどん変わってい
くので、要望が多いということだと考えております。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 周辺の農家の仲間の話を聞いていると、やはり特に水田耕作については今の機械が動く
うちはやるけれどもという話になってきている状況なのです。だから、きちんと農業の跡を継ぐ者がいれば
新しく規模拡大でも、農機具新規で購入してもという部分ができるのでしょうかけれども、なかなかそうでも
ないと。ただ、我々の年代からするとあと大体15年から20年ぐらいあるものですから、今壊れてしまうとや
はり新しく買わないと残り使えないという部分あるのですが、新規で購入して、年に何時間使うか分からな
い機械を何百万円、1,000万円近い金を出して買うのかという部分やはり悩ましいところでもあるのです。
そうしたときに、もう今の土地の状態では買えないわけです。規模拡大という計画を立てない限りは、認定
農業者であっても補助金は受けられないと、自分の蓄え、稼ぎがなければ機械も新しくできないというよう
な状況に陥るのがここ五、六年の話になってくるのかなと思うのです。だから、その部分が対策が何かあ
ればいいけれども、現状で町単で補助出すというあれもどうなのかな。できればいいですけれども、そうい
う余裕があるのかどうかという部分ですよ。ですから、いろんなところにアンテナ張って補助も見つけて
もらっているのをよく知っているのですけれども、私も暇なときは入って行って情報を見ているのですが、

なかなか安易には補助金を出してくれないというのが実情なものですから、その辺の問題点が今後残るとい
うのはぜひご承知おきいただいて、何か対策暇なときにでも考えていただければありがたいなと思って要望
をしておきます。何かご意見があればよろしくお願ひします。

○亀井伝吉委員長 根岸係長。

○根岸信之農業振興係長 やはり機械ってなると高額な金額になりますので、機械がないと担い手というか、
作業もできないので、そういった県のほうにも要望して、いろいろ新たな事業が出てくることをちょっと期
待していきたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 伊藤課長。

○伊藤良昭産業振興課長 議員おっしゃるとおり、これ条件が本当に厳しいのです。いわゆる担い手育成と
いうことがありますので、やはり規模拡大というのが1つの条件になってきます。ないし販売額をもっと上
げると、ないし人手不足のところを機械を入れて省力化を図るといふようなことで目的がある。今の補助、
国庫にしても県にしてももう認定農業者でないといふのがもう大前提になってきております。同じコンバ
インを買うにも4条刈りから4条刈り、これ低燃費にすれば15%見ましようって補助はあるのですけれど、
4条刈りから6条刈りにしてようやく30%補助なのです。同じ条数だと15%しかつかないと、併せてもう上
限が200万円というふうになってきてしまいますので、となるとコンバインの買い替えが7年後また償却
が終わってしまうので、7年後にまた手を挙げるかといふときにまた担い手の方はそれだけ規模拡大をして
いて、もう少し大型な機械を買う、そのタイミングで手を挙げるといふことで、結果的に同じ人が複数回補
助を受けているといふことが現状と思ひていただいても構わないと思ひます。

〔致し方ない〕といふ人あり〕

○伊藤良昭産業振興課長 そんな形なのです。それで、町単独の補助についても、県内の補助制度について
ちょっと調査したことがありました。結構前橋のほうでは持っているのです。何でこんなを持っているの
かなと思ひましたらば、もともと合併前の町村で持っていたものが合併になってしまったので、それを外す
ことができなくてその制度が残っているといふような例があったようです。例えば認定農業者、担い手では
なくて兼業農家でもう機械を入れ替えないうち農業ができねえのだと、何とか町の補助金を考えていただ
けませんかといふこともこれまで耳にしたことはあるのですが、例えばどういう条件で幾らぐらいとなりま
すと、町内の農家さん全員に行き渡らせるためには低額になってきてしまうと。それ本当に1万円、2万円
でいいのか、それとも50万円からが要望の額なのか。それで、年間全体で300万円の枠を取ったと、そこに
手を挙げて、早いもの順だから、手が挙がらなかった人は後回しかといふような不公平感も出てくるとい
ふことで、その辺をどんなふうクリアしていけばいいのかなといふところで日々悩んでいるところでもあり
ますので、さらに検討を続けてまいりたいと思ひます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 質問ではないのです。参考といふことで、先ほど針ヶ谷議員さんが町道、農道の話をした
のですけれども、十五、六年前、建設委員会で、当時は昔から町道も農道も一緒だったのです、陳情のあれ
が。それなので、十五、六年前に建設委員会で分けたほうがいいよといふことで町道の道路、町道の農道分

けて、それで今補助金も含めてやったほうがいいということで分けたのです、細かい点はいずれにしても。そういうこともあったということで、一応参考にして。それで、町道、農道で、町道は町道の道路でA、B、Cとランクをつけたのが十五、六年前になったということが、多分見れば後で分かると思うのですけれども、そういうことで参考に。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。

延山委員。

○延山宗一委員 主要事業の68ページになります。消費者の行政推進事業なのですけれども、相談件数が54件あるということなのですけれども、これは特に多いなというのはまずお聞かせ願います。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 令和2年度について多かった相談内容については通信販売、こちらが14件で、契約関係が13件ということで、通信販売はやはりインターネットで買物をして、ダイエットサプリなんかを買うのですけれども、1回目はすごく安いのです。だけれども、毎月買うというのが契約になっていて、2回目、3回目とかは高くなってしまいかという、そういう売り方が今多いので、それで私は1回だけ買ったのに、後で二月目、三月目になったらまた届いた、これどうするのという話の相談ですとか、あと契約についてはやはりクレジットカード関係ですかね、クレジット関係と、あと住宅関係も多いです。リフォームの関係です。あとは、スポーツクラブ、こんなはずではなかったのにというのがありました。あとは、インターネットの通信障害トラブルとか、あとはコロナの関係があったせいか消毒用のエタノールがないのだけれども、どうしたらいいのとか、そういう相談もありました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、直接来られる町民の方もしくは電話で受付するなり、こうなのだよというような質問等が出てくるのかな、相談の内容が。そうなった場合、直接来て1,000人なら1,000の方が、例えば対応するということになるのかなと思うのですが、そういう状況についてはどうなっていますか。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 直接お越しになった方については、ちょっと私が今年からなので、あれなのですけれども、タブレットなどをもうお客さんの前に出して、通信販売とか定期購買で最初は、例えば500円、1,000円のもの500円で買えた、でも次から1,000円になってしまったとか、そういう相談はどういうサイトから入ったのというので、実際タブレットで検索してみて、取りあえず業者の状況を画面だけは見ます。ほらここに定期購買って書いてあるでしょう、定期購買というのは最初は安いけれども、次からは高くなってしまっただよって、これを見はぐってしまったかなという話をすると、大体こんなちっちゃくは見れなかったとか、分からなかったとか、そういうことがあるので、そういう内容については消費生活センターのほうから、これ国のほうに最終的には国民生活センターのほうに情報が上がります。その中で、国のほうでも検討してくれて、あまりにもひどい宣伝広告なんかの場合は業務のほうをもうちょっと改善しなさいという業務改善命令とか、そういうのも出るように話が大きくなっていった場合なんかなのですけれども、あります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 特に今直販だとかネット販売が大分増えてきたということで、そういうトラブルが多発してきている。あとは、相続の関係だとか、先ほど言われたようにいろんなトラブルは数え切れないほどあるのかなと思うのです。対応できるものは対応し、対策を取っていくということになるのかなと思うのですけれども、その状況の中で、例えばもうこれでは駄目だよというふうなこと、またどういうふうないろんな指導していくかということなのですから、その点については。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 消費生活相談員は、法律家ではないので、相談を聞くこと、あとはつなぐこと、あとはあっせんに入ること、このような状況をしています。もう法律的にこれは駄目だなと弁護士入れなくては駄目だなという案件については、弁護士さんを紹介をします。でも、弁護士さんについても費用がかかるお話なので、相談者の方がお金がある方でしたらこういう弁護士さんいらっしゃいますけれども、どうですかって案内はするのですけれども、もうお金がないとか、あと生活保護の方であるとか、そういう方については法テラスという国の行政機関がありまして、そちらをご案内すると所得に応じて弁護士費用を出してくれるというところがあるので、こちらをご案内をしています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 相談者さんもなかなかみんな余裕があつて、分かったよって、個人的に弁護士さんを依頼するというのはなかなか難しいところはあるのです。ということは、やはり当然自分で解決しようとか、あとは努力をするわけなのですけれども、本当にある程度のアドバイス、弁護士さんを入れればもちろん早いのですけれども、ある程度自分なりの知恵の中で指導をしてもらうということも一つの方法になるかなと思うのです。特に今高齢者が毎日のように新聞でも振込なり、だまされたとかということで100万円、200万円被害が出ている状況もあるのです。そうなった場合、特に高齢者も危ないなとか、引っかかりやすいという、そういうトラブルにもなりがちだということなのですから、そういうふうな問題について、当町とするとどんな状況になっていますか。

○亀井伝吉委員長 宇治川係長。

○宇治川信子商工観光係長 高齢者の対策については、健康介護の高齢介護係と連携を図っています。高齢介護係のほうで独り暮らし訪問ということで、訪問員が2人独り暮らしのおうちに巡回して、一般的には世間話なんかをしながらおうちの状況、中の状況とかを見てきてくれるのですけれども、そこであれというふうに思う、例えば何かすごく布団が3組も4組も積んであったとか、すごく何か健康食品が山になっていたとか、本人にどうしたの、これって聞くと販売員さんが物すごく親切で、私が言ったことについて、例えば薬屋さんで何とかがなくなってしまったというを買ってきてくれたりするので、そうやってうんと親切だから、断れないのだよって、要るのと言うと要らないのだから。だけれども、これを断ってしまうと申し訳がないから、いいのだよと言うのだよという話を聞きます。ただ、そういうときについては、何とか町のほうでもそこを返していきたいので、そこは町のセンターが交渉に入って、開けていないのだから、引き取ってよという交渉の中で落としどころを見つけて、今月まで届いてしまったのはしょうがないから、開けていないやつだけは受け取るけれども、今月送ったのだけはお金払ってよとか、そういう事業所もありますし、大体そんなところで何とか落としどころを探して、全額は返還が無理でも幾らかでも返してもらえらる場合については返してもらっているような事例もあります。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そういうところが必要なのかなと思ったのです。だから、特に高齢者の問題、また高齢者以外にも若い世代の人、中年の人、やはりこういうふうなトラブルにはいつ何どきでも引っかかってしまうというようなことになるし、よく申込書なりなんなりを見はぐってしまった、そういう品物が来てから慌ててトラブルになっていってしまうということが現実かなと思うのですけれども、そういうものでできる限り対応していくことがやはり町民が安心して暮らせるのかな、そんな気もするので、今後ともしっかりと伝えながら対応していただければと思うのです。よろしくお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

時間も参りましたので、この辺で終了させていただきたいと思います。

慎重なご審査ありがとうございました。

産業振興課関係の審査を終了いたします。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力大変にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会 （午後 4時02分）

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

令和3年9月14日（火）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項

（1）教育委員会

総務学校係 / 生涯学習係（中央公民館） / 北部公民館 / 南部公民館
東部公民館・わたらせ自然館 / スポーツ振興係（海洋センター）

- ・決算説明
- ・質 疑

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

多 田 孝	教育委員会 総務局長
佐 山 秀 喜	総務学校係長
田 部 井 卓 之	指導主事
星 野 一 男	生涯学習係長兼 中央公民館長
石 川 由 利 子	北部公民館長
高 橋 徳 男	南部公民館長
青 木 小 百 合	東部公民館長兼 わたらせ自然館長
小 谷 野 浩 一	スポーツ振興 係長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹 事 務 局 長

小 野 田 裕 之 庶 務 議 事 係 長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 皆さん、おはようございます。

本日は決算審査3日目となります。最終日となります。よろしく願いいたします。

それでは、定刻より時間はまだ早いのですが、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、亀井委員長より挨拶をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 皆さん、おはようございます。本委員会に付託されました、令和2年度各会計の決算認定について審査を行います。委員並びに職員の皆様、よろしく願いいたします。

なお、職員の皆様からの説明は決算書及び主要施策の成果により行い、新規事業、重点事業を中心に簡潔をお願いいたします。

また、各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることにいたします。

なお、質疑につきましては、決算書何ページの何々についてと発言してから行ってください。よろしく願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、審査事項に移りたいと思います。

まず初めに、教育委員会の審査となります。

ここからは亀井委員長の進行にてお願いいたします。

○認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○亀井伝吉委員長 それでは、教育委員会の審査を行います。

教育委員会からの説明をお願いいたします。

多田局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

教育委員会事務局所管業務の令和2年度決算についての概要をご説明申し上げます。

教育委員会事務局では、総務学校係、生涯学習係、各地区公民館、スポーツ振興係、文化財資料館、わたらせ自然館を所管しております。

まず、歳入につきましては、国、県の補助金などで総額6,077万4,887円で、前年度比5,084万9,327円の増額、大幅に収入が増加いたしました。要因としましては、スクールバス運行事業に関わる補助金、G I G A スクール構想推進事業に関わる国庫補助金で5,364万円の補助があったことによるものでございます。

次に、歳出における10款教育費につきましては、前年度比3,591万4,971円、率にしまして5.6%増額の6億7,196万6,765円の歳出でございました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった事業の減額

もありますけれども、小学校スクールバス運行事業やG I G Aスクール構想推進事業の増額によるものが大きく影響しているものと考えております。

所管業務を大きく3分野に区分した歳出状況につきましては、まず学校関係では前年度比4,879万5,419円、率にして10.5%増額の5億1,181万4,696円の歳出でございました。次に、社会教育関係では前年度比1,290万5,878円、率にして9.0%減額の1億3,074万479円の歳出でございました。最後に、スポーツ振興関係では前年度比2万5,430円、率にして0.1%増額の2,941万1,590円の歳出でございました。

詳細につきましては、係長よりご説明申し上げますので、よろしくご審査をお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 総務学校係の佐山でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、令和2年度に実施させていただきました総務学校係の主要事業、重点事業につきまして、決算書で説明させていただきます。お手持ちの資料、決算書の70ページ、71ページをお開きください。

では、71ページの備考欄の下から5つ目の二重丸になります。小中学生家庭学習支援事業ということで420万5,520円でございます。内容につきましては、事業名のすぐ下の行になりますけれども、13節オンライン学習サービス使用料が420万5,520円で、新型コロナウイルス感染症対策として実施することとなりました町立小中学校の臨時休業により生じた児童生徒の未履修分の補助学習ツールとして導入させていただきました株式会社リクルートのほうで提供しておりますスタディサプリの令和2年6月から令和3年3月までの使用料10か月分でございます。こちらにつきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいての導入でございます。

続きまして、決算書のページなのですが、142、143ページをお願いいたします。142、143ページでございます。143ページの備考欄の一番下の二重丸になります。G I G Aスクール構想推進事業ということで1億370万7,857円でございます。事業の内訳でございますが、次のページになるのですが、決算書144、145ページに続いておりますので、そちらをお願いしたいと思います。主なものとして、まず初めに145ページの備考欄の上から2行目の12節校内情報通信ネットワーク整備業務委託料が3,539万8,000円で、こちらが前橋市でございます株式会社群電という会社になるのですが、こちらのほうへ無線LANネットワークの構築、それと充電保管庫の設置40台を委託したものでございます。

なお、こちらの校内情報通信ネットワーク整備業務委託料につきましては、国が2分の1補助することになっておりまして、補助基本額の2分の1、それに事務費が1%プラスされまして、歳入のほうの国庫補助金に出てくるのですが、1,543万2,000円が歳入としてその補助金の名称でいきますと、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金というのがあるのですが、こちらのほうに入ってきております。

さらに財源の関係になりますけれども、また補助基本額からその交付決定額を差し引いた残りの部分を100万円単位を切り捨てた90%に当たる金額でいきますと1,350万円、1,350万円につきましては、企画財政課財政係のほうで起債の借入れをしておりますので、こちらが歳入として入ってきております。起債の名称としますと、学校教育施設等整備事業債という形になるのですが、こちらが1,350万円起債で入ってきております。

さらに、ちょっと財源の続きになりますけれども、こちらの情報通信ネットワークの委託料の額から補助基本額を差し引いた額、これが483万8,000円になるのですが、483万8,000円。こちらにつきましては、

地方創生臨時交付金を充てることができるという形になっております。このことからこちらの情報通信ネットワーク業務委託料に対します今回の町の持ち出しというのが162万8,000円ということになってございます。

以上が情報通信ネットワークの関係になりまして、次に移らせていただきます。

次に、決算書のページ、同じページになるのですが、2行下の17節タブレットの端末購入費になるのですが、4,617万8,000円でございます。こちらにつきましては、前橋市に会社がございます株式会社ナブアシストという会社になるのですが、そちらから1,098台タブレット端末を購入したものでございます。なお、こちらのタブレット端末の購入費につきましても、国が令和元年度の学校基本調査における児童生徒数というのがあるのですが、そちらが1,016人になるのですが、こちらの3分の2、数にしますと677人分につきましては補助するということになっております。これは買った金額ではなくて、児童生徒数でいくのです。令和元年度の学校基本調査における児童生徒数1,016人のうち3分の2の人数に当たる677人分を補助することになっておりまして、端末の単価に人数を掛けました2,369万6,000円が歳入、国庫補助金として入ってきております。こちらの名称は公立学校情報機器整備費補助金というのですが、こちらが入ってきております。

さらに、タブレット端末の購入費から補助金額を差し引いた額、2,248万2,000円になるのですが、こちらにつきましては地方創生臨時交付金を充てることができるということになりますので、こちらは町の持ち出しはございません。

タブレットの関係は以上とさせていただきます、次に電子黒板購入費、すぐ下の行になりますけれども、こちらが2,190万9,360円で、前橋市にございますリコージャパン株式会社販売事業本部群馬支社というところがあるのですが、そちらから44台購入したものでございます。こちらにつきましては、全額コロナ関係の地方創生臨時交付金を活用させていただいての購入ということでございます。

次に移らせていただきます。続きまして、決算書のページに移らせていただいて、148、149ページをお願いいたします。149ページの備考欄の一番上の二重丸になります。小学校スクールバス運行事業ということで3,190万円でございます。内容につきましては、事業名のすぐ下の行、12節スクールバス運行管理業務委託料が3,190万円ございまして、大型バス2台、中型バス2台、計4台のバスの運行ということで、車両の確保、それと運転手の確保、運行管理などの全てを館林に本社がございますつつじ観光バス株式会社へ委託したものでございます。なお、こちらのスクールバス運行管理業務委託料につきましては、国が5年間2分の1補助することになっておりまして、補助対象経費の2分の1が、こちらの金額でいいますと1,451万2,000円が歳入として入ってきております。

総務学校系の主要事業、重点事業の説明は以上とさせていただきます。

○亀井伝吉委員長 星野係長。

○星野一男生涯学習係長兼中央公民館長 生涯学習係中央公民館の星野です。よろしくをお願いいたします。説明の前に訂正がございますので、よろしく申し上げます。

一般会計における主要施策の成果の79ページ、丸2つ目の中央公民館管理運営事業の(1)番、公民館施設修繕の17万9,759円とございますが、95円の記載ミスでございます。

もう一か所、(3)の使用料27万2,458円とございますが、27万2,485円の記載ミスでございます。訂正の

ほうよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度事業につきまして説明させていただきます。令和2年度事業につきましては、ご存じのとおり新型コロナウイルス感染拡大防止のため新生活様式を取り入れて公民館使用定員表を作成し、公民館の利用制限、図書室の利用制限、教室の募集の制限を行い、新型コロナウイルス感染対策を徹底した対策の下、開催しております。

それでは、決算書に基づき事業の説明をさせていただきます。まず最初に、生涯学習関連事業でございますが、決算書152、153ページを見開きで御覧ください。決算書153ページ、備考欄二重丸一番下を御覧ください。生涯学習推進事業でございますが、13万6,610円の決算額でございます。主な事業としまして、家庭教育研修会、PTA指導者研修会と家庭教育研修会を合同で開催することができました。こちらについては72名の参加でございます。

次に、決算書154ページ、155ページをお開きください。決算書155ページ、備考欄下段二重丸2つ目を御覧ください。文化財活用事業でございますが、172万5,912円の決算でございます。主な事業としまして、10節需用費、修繕料、看板修繕ということで道明山古墳、賀茂神社祭礼引継式、三角縁仏獣鏡の看板のほうを修繕いたしております。

次に、14節長柄神社舗装整備工事、こちらにつきましては町指定無形文化財である初谷獅子舞の転倒等を防止するため、踊り場の整備でございます。

次に、18節文化財保存事業補助金、例年国、県の補助をいただき、実施しております雷電神社末社防火設備保守点検、火災感知器、それと新たに町指定の安勝寺阿弥陀如来様の石看板設置、阿弥陀如来の説明文を記載した看板を設置いたしました。

続きまして、公民館事業関連の説明に移らせていただきます。決算書158ページ、159ページをお開きください。159ページ、備考欄の二重丸1つ目を御覧ください。中央公民館管理運営事業でございますけれども、858万864円の決算額でございます。公民館運営につきましては、4館共通事業でございます。主に12節の委託料でございますが、公民館の維持管理をするために法定点検を含む委託料でございます。

次に、160ページ、161ページを見開きで御覧ください。決算書161ページ、備考欄二重丸1つ目を御覧ください。学級開設事業でございます。こちらも4館共通事業でございます。4つの公民館全体で74万2,200円の決算額でございます。教室の開設についても参加者を町民の方と限定させていただきまして、実施しております。4館合計で37学級・講座、107回開催、1,146名の参加をいただいております。

次に、教育支援体制構築等事業、公民館にあつまろう事業でございますが、こちらも4館共通事業でございます。各館全体で55万1,965円の決算額でございますが、県費補助金を29万1,000円を活用した事業となっております。実績としまして4公民館で22教室、小中学校の先生、学習支援隊の協力を得て学習支援、自主学习に各公民館全体で212名、地域の方々の知識、技術を生かし体験教室に238名の参加で開催をしております。

他の事業は例年どおりでございますので、説明を省略させていただきます。また、わたらせ自然館事業においても例年と同じですので、説明は省略させていただき、生涯学習事業、公民館事業の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一スポーツ振興係長 おはようございます。スポーツ振興係の小谷野です。よろしくお願いいたします。

それでは、私どもスポーツ振興係の令和2年度の主要重点施策について申し上げていきたいと思えます。私どもスポーツ振興も公民館と同様、昨年度から新型コロナウイルス感染症の対策等々で新生活様式を用いまして、教室、大会等を含め実施できるかどうかということで検討してまいっております。

それでは、決算書172、173ページを御覧ください。一番上の二重丸、スポーツ団体等の育成事業についてでございますが、スポーツ振興の推進をするため、スポーツを通じて町民相互の親睦とスポーツ人口の底辺拡大を目的に、町体育協会の補助金として115万円のほうを支出しております。これに1世帯300円の協賛金をいただきまして運営を行っているというところです。

昨年度の支出でございますが、町の2大会に当たる町民スポーツフェスティバルや町民体育祭等を含めた各種スポーツ大会が中止となりました。その中で町体育協会長を委員長とする町民体育祭実行委員会内で町民体育祭の使途の、使い方ですね、を協議を行いました。結果的に今後体育祭などを含めた大会で使用する備品を購入するというで委員会の合意を得て、各行政区への現在使っているゼッケンというのがあるのですけれども、その代わりにビブス、チョッキみたいな形なのですけれども、を購入で委員会の意見がまとまりました。この購入枚数でございますが、1行政区ごとに子供用が18枚、大人用が62枚、合計で80枚、全行政区の合計で1,200枚を購入しております。そのほかに町体育協会所属の各加盟団体の奨励金や町スポーツ少年団への助成金などで支出のほうをしております。

以上、簡単でございますが、スポーツ振興係の説明を終わります。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方はお願いいたします。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要事業の概要のほうですけれども、73ページ、小学校再編事業がありますね、繰越しの。学校備品運搬業務委託料226万6,000円とありますけれども、当然これ再編関係ですから、北小と南小だと思うのですが、これ全部備品を廃棄したのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 こちらは廃棄ということではなくて、やはり使えるものというのですか、特に子供たちの机、椅子の類いは持っていきましてし、後は書籍の類いとか、そういうロッカーの類いとか、持っていけるものはできるだけ活用するというようなことで持ってっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 活用するということは、どこに持っていったのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 例えば細かいものになってしまいますけれども、職員室とか図書室とか保健室にあるそういうプリンターでありますとか、後は今電子黒板を入れてしまったというところがありますが、その当時ありました液晶テレビでありますとか、そういったものもろもろ。後は給食備品の関係とか、食器類、後はピアノとか、そういったものを運搬して持ってっております。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 持っていったというのは要するに活用するというので、例えば西小とか東小へですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 西小学校、北小学校、それと町立の中学校もありますので、中学校での活用なんかも考えまして、そちらのほうへ移動したと、運搬したということでもあります。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、活用したということで廃棄したということではないのですね。廃棄したものというのはいないのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 基本的には廃棄したものというの、この時点ではありません。ございません。

○亀井伝吉委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 この再編関係ですけれども、基本的に北と南については、主眼は避難所で活用することですけれども、平時については今検討している段階ですよ。そういった中で、例えば平時の段階でこういったものに活用するかというのが、今後検討されて出てくるのでしょうかけれども、そういった段階で例えば利活用できるのではないかと備品は、最低限取ってあるのですか、あそこに。こういったものが。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 先日町民の方へ総務課主導で町民の方にお配りする機会を設けたということもありましたけれども、そのときでいうと、図書の書棚みたいなものとか持って行っていただいたということもありますけれども、備付けのそういう棚みたいなものは取れないので、そのままになっていたりとか、後は先生方の教卓みたいなものとかというのも一式そこで取りあえず何らかの形で使えるであろうというようなものについては、そのまま旧北小学校、南小学校に置いてあるというような状況です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしくお願ひいたします。主要事業の73ページになります。総務学校係でお伺ひしたいのですけれども、各小学校の施設の整備ということで工事が実施されたわけなのですけれども、以前確認したときがあったのですけれども、というのは西小学校の南側の駐車場、あそこが非常に大型バスが入るので、駐車場が狭いということで、以前そこへ止めていた車が全部保育園のほうに移動していると。何台か駐車場に置けるのですけれども、非常に朝混雑している。特に雨の日なんかは保護者が送り迎えの子供たちが多くということで、正門の東側、雑草が生えているところを駐車場にしてはということで意見を述べたときがあったのですけれども、後々ということの返答がありました。その後どうなっているのか、お伺ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 ただいまのご質問なのですけれども、令和3年度に予算要求をさせていただいたのですけれども、そのときはヒアリングの段階でほかに優先すべき事業が多々あると、町全体としてということでしたので、予算はつきませんでした。そういった状況の中でも保護者の駐車スペースを確保するで

ありますとか、バスの運行の安全を確保するという観点から、総合計画における実施計画に令和4年度で何とか予算化をすべく、計画上は上げております。この後秋口からになりますけれども、令和4年度の予算査定でその辺が予算がつくよう、今現在今年度なのですけれども、用務員等を活用しましてその車の台数というのですか、どれぐらい雨の状況の中で行き来があるのか、そういったところをより調査して、そういった数字をちょっと挙げつつ、予算要求してまいりたいと考えております。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今年ですよ、令和3年。駐車場の東側のイチヨウの木かな、かなり高木になっている。太さが恐らく五、六十センチあるのかなというかなり大きなイチヨウの木だと思えるのですけれども、それを伐採したということなのですけれども、それはその実際に関連しての対応してきたということなのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 そちらの駐車場整備とは直接関連というよりは、あそこのイチヨウの木の落ち葉が秋口になりますと、道路側のほうにすごく落ちて、近隣住民にやはりちょっとご迷惑をかけるような場面があるというようなことで、あそこはちょっと伐採を実施しようということで、直接の絡みはないのですけれども、きれいにというようなそういう維持管理の中で今回ちょっとやらせていただいたということですので。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 近隣の住民に落ち葉、イチヨウの葉っぱということでなかなか燃えにくいところがある。迷惑もかけるということの、この駐車場とは関連しない対応を取ったというふうなことの説明なのですけれども、若干もったいない気もするし、それほど迷惑をかけるのなら伐採ということで、樹齢恐らく物すごい年数があったのかなと思うのですけれども、そんなふうになら若干もったいないような気がし、惜しみがあるなということも言えるのですけれども、いずれにしても駐車場の関係が4年度当初予算の中に組み込みがされていくということで実施されていくのかなと思うのですけれども、あその場所は非常になかなか設計が難しいのかなという気がするのですけれども、出入口が東と西にある、真ん中に分離帯的な子供が歩くようなところもできているということで、それについては設計はどのように考えていますか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 令和3年度に実施すべくいろいろ調査させていただいた中で、すごい概算の概算みたいな形にはなってしまうのですが、工事請負費で今実施計画上挙げさせていただいているのは、令和5年度を目途に1,700万円程度。その前年、来年度になりますけれども、令和4年度に設計委託料ということで、測量設計委託料という言い方が正しいのですか、130万円ほど計画上は挙げさせていただいて、全然概算ですけれども、そういったような予算規模で何とか事業展開ができればと。保護者の方だったり、近隣住民の要望に応えられるように取り組んでまいりたいと思っています。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それと、それに加えて西小の西側、保育園があり、また学童もあるということで、あの辺も車両の出入りがあるのですよね。あそこ全て砂利ということで、駐車場といってもこれあまりいい状況ではないなと思うのですけれども、あの駐車場も勾配を取って排水路を周りにつければ、例えばアスファルトはいずれにしても、水たまりが若干解消されるのかなという気もするのですけれども、それに当たってはど

うでしょうか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 あちらの学童、保育園部分につきましては、所管が福祉課ということもありますので、あそこは借地の部分もあるのです。そういった様々なそういう要素を考慮しまして、うちのほうと福祉課とその辺、後は予算づけをする財政部局等々と協議しながら、なるべくいい方向にいくようにちょっと進めてまいりたいと思います。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 福祉課ということも言えるのですけれども、当然あの道路を使っての西小の保護者の出入り、また教職員、前の駐車場も利用しているということもありますので、連携を取りながら少しでもそういう解消をなくしていくということの対応を取っていただければと、そのように思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。針ヶ谷です。

主要施策の75ページになると思いますが、運動部活指導員配置促進事業についてお伺いをいたします。令和2年度は降って湧いたようにコロナ騒動ということで、年度当初から休校措置が入りまして、その後文科省から金は渡すから地元の教育委員会何とかしなさいということで、いろいろ施策を投げられて、てんやわんやで1年が過ぎた令和2年度だったかなと想像いたします。その中でほかの自治体とも同等以上の措置をしていただいたことには、誠に感謝を申し上げます。これからが本番ということで、令和3年度から、あと令和4年度に実際に評価につながってくるかなと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

部活動に関しましても、コロナの影響で実施の内容が制限されてきているかと思います。その中で今板倉中学校においては、運動部活動指導員を男子バレー部と野球部で1人ずつということで報酬が出ているわけですが、これお一人お一人で値段は変わらないと思うので、割る2が1人当たりの報酬ということでよろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 2人いるのですけれども、2人とも部活指導員ということで同じ費用、同じ単価ということで、ちなみに1,600円の時給になっておりますということです。よろしく願いします。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 となると、野球部に関しては令和元年度からでしたっけ。やっていたかなと思うので、そうすると活動時間がやはり制限があるということは、令和元年度の支払いよりも令和2年度の支払いのほうが少ないという結果になっていますか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 令和元年度は1人ということで、令和2年度が2人の配置になっています。ただ、令和2年度も実は野球の指導員が途中で辞めてしまったというのがありますので、ということになります、令和元年よりは2年度のほうが、一応2人いたしましたので、ただコロナもありますので、6月までは活動ができていませんでした。また、後半もコロナということで活動が制限されて、そういったところで時間は

ちょっといろいろあったかなと思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ということは、これ月締めで活動報告をしていただいて、その際時給計算をして、月ごとの支払いという段取りでよろしいですね。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 そのとおりです。月ごとのということで、年間の最高で昨年度までは198時間、1人ということで、マックスであったのですけれども、昨年度はそういうコロナもあったので、そこまで使い切れなかったというのが実情でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 なかなか子供の数も増えてこないということで、今確認できるのであれば、男子バレー部員の、今年度の数で構いませんので、バレー部員の数と野球部員の数、分かれば報告願います。

あと、これ指導員は今年度も継続の状態ですか。そこも併せてお願いします。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 今細かい部員数がちょっと把握できないのは、後で調べてお答えしたいと思います。

男子バレー部は引き続き令和3年度も同じ指導員がやっております。野球部に関しては、昨年度途中で辞めてしまいましたので、今年度はちょっと入っていない状態が続いております。今いないです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、今1名ということですね。野球部も含めて今やはり各クラブとも部員数の確保というのが非常に難しい状態かなと思いますし、コロナの影響で練習時間が制限されて、1日、今県の指導だと2時間でしたっけ。土日で長くて3時間か4時間ぐらいに削られて、週に2回は休みの日を取りなさいみたいな県の指導が入っていますので、部活担当の教員も非常に難しいとなると思います。それで学校側あるいは町としては成績を残してほしいと思っている部分もあると思いますので、非常に難しいかなと思うのですが、指導員については、これ教育委員会が探してくるのですか、あるいは本人がやらせてくれと来ている状況ですか、今の現状では。指導員、僕は中学校でこの部活の指導員をやりたいのだけれどもという人員確保の方法なのかあるいは教育委員会、あるいは中学校から推薦をしてやってもらっている状況なのか、どちらですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 これにつきましては、形態がいろいろあるのですけれども、現板倉中の指導員につきましては、板倉中のほうから指導ができるというところ、バレーの指導ができるというところでぜひこの人をということでお願いされました。野球に関しても、ぜひこの人をということでありました。

一応県のほうでも人材バンクというのがありまして、指導できる方の名簿があるのですけれども、板倉地区でやはり2時間ぐらいの時間ですので、なかなか前橋のほうからそのために来れる人というのは少ないですので、人材はちょっと探すのは、いろんな形式があるのですけれども、そういったところは使われていないのが現状です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 登録制で県で人材確保しているという情報が流れているのですけれども、それは教育委

員会として東毛地区、この近隣で時間に通えるような人材がどれぐらいあるかというのは確認してあるのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 名簿のほうがありますので、学校と共有はしているのですけれども、なかなかその競技、それからその方のお住まいとか条件で、なかなか板倉は難しいところが今その名簿の中だとあります。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 学校、その中学校の教諭の中で専門種目を持っている教諭がいれば部活の指導なんかも経験があるのでということで任せやすいのかなと思っているのですけれども、あいにく教員も転勤がありまして、せっかく部活動を作り上げてもうちょいというところで転勤になったりとかということで、やはりそこは町としても把握をして、そこにやはり人材をきちんと。次に同じ種目の専門の先生が来てくれれば一番いいのですけれども、高校辺りですとそういうので回したりというのがあるみたいですが、義務教育だとなかなかその辺も厳しいのかなと思いますので、その際はそういったせっかく子供たちがやる気になっているのだけれども、結局その環境が整わないという状況は、どこを見てもあの先生がいたから強かったというクラブは全国各地にあるわけで、だからそういった部分でやはり気を使っていただく部分というのですか、目配りしていただく部分があればうれしいなと思って質問をさせていただきました。

では、今令和3年度については男子バレー部の指導員のみということですね。各部活募集するのですか。これどこの部活の指定というのはあつたりするのですか、中学校。強化クラブみたいなものがあるのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 種目にとってはないのですけれども、今針ヶ谷委員さんおっしゃったように、例えばどうしても中学校の人事といいますか、部活中心で回すのはやはり教科だとか、そういったところがありますので、例えば今年の人事でどうしても野球部を持つ人がいないということが起きてしまいます。そういったときに、できれば野球部でそういう指導ができる人がいるとありがたいのだけれどもということで、そういうときには野球部を中心に探したりすることもあります。もちろん見つからないということも多いのですけれども、そういった現状でございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 県主体の取組になっているのかと思いますので、町はそれをうまく利用して、時給1,600円というと普通に仕事をする上では、今最低が群馬県が900円ぐらいになったのですかね。倍ぐらいのお金ありますので、短時間ですけれども、あと子供の時間に合わせなければいけないという部分で、その条件的にはクリアできる人が少ないので、該当者がいないというのが現状かと思うのですけれども、熱心な指導者がいて、子供ときちんとかみ合えば、子供って非常に伸びるといふ、そういう絶好の機会を得ることもありますので、ぜひその辺は今後とも目配り、気配りのほうよろしく願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願いたします。主要施策の成果の72ページ、奨学金貸与事業についてお問い合わせをしたいと思います。

昨年、令和2年度においてはコロナもはやってきていたということで、新規で3名の方が奨学金の申込みをされたというような形だと思うのですけれども、今年度は今のところの申込みと申しますか、3年度については今どんな状況になっているのか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 お答えをさせていただきます。

2年度が3名ということで、今年度2年度審査、3年度借入れの方につきましては4名ということになっております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 これもこの人数で確定ということでよろしいのですね。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 確定でございます。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 たまたま昨日のニュースと申しますか、そういった情報番組の中で、奨学金借りた人、今実際借りている人、金額が200万円だったり、300万円だったり、いろんな額があるというふう聞いてはいるのですけれども、どれぐらいの、もし大学へ行くのであれば4年間、専門学校でも2年間ぐらいだと思ふのですけれども、月とかどういう割合でお金を渡しているのか。大体平均で幾らぐらい皆さん借りられるのか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 月額でいきますと5万円になるのですけれども、それが3か月に1度という形になりますので、年間にしますと60万円の貸付けという形になります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 就職したけれども、長続きしなかったりとか、景気が悪くて会社を辞めてしまったりとか、そういったことでもなかなか返せなくなってくる方もいらっしゃるかなというふう思うのですけれども、滞納されている方というのは今現在いらっしゃいますか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 滞納という形では今ございませんが、いろいろそういう収入の状況とか、家庭の事情とか、健康状況とか、個別の相談には応じていまして、猶予というような形で返済期間を延ばしたりとか、そういうようなことで相談に乗っております。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 では、そういった方は何名ぐらいいて、その猶予の仕方というのですか、臨機応変になるのか、ある程度基準が決まって、最低これぐらいは払わなければいけませんよとか、そういった払い方と申しますか、猶予の条件みたいなのがあれば教えてください。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 3月末、令和3年3月31日現在の状況になりますけれども、猶予の方が、すみません、ちょっと詳細な資料が手元になくて申し訳ございません。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 それでコロナも大分今現在は感染者の数も減ってきて、このままいってこればいいかなという状況なのですけれども、あとこれが再度この第6波とか増えてきた場合に、またこれから奨学金に頼らざるを得ない方というのも増えてくる可能性もあるかと思うのですけれども、この借りる条件といますか、所得なり家庭の事情とかというのを考慮されるのでしょうかけれども、申し込んで簡単に借りられるものなのかどうか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 それでは、板倉町の奨学金制度の対象者ということになるのですけれども、対象者と貸与資格といえいいのですか。対象者につきましては、専修学校、それと短大、大学、大学院も含まれますが、そちらのほうに進学、在学する方が対象になります。それと、貸与の資格の部分でございますが、町内に1年以上居住する世帯の子という感じになりますかね。後は学力が優秀で品行方正、健康な方、それと3つ目が専門学校以上の学校に入学する方及び在学する方、それと一番ちょっとこの基準のボーダーのところと判断するのに必要なもので、保護者の合計所得が700万円未満で経済的理由により学費の支出が困難な世帯の子というようなところが条件になってまいります。

○亀井伝吉委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 分かりました。結構です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 お世話になります。主要施策のほうの72ページ、総務学校係の関係かな。

真ん中辺りの英語検定料助成の事業の関係ですけれども、これ平成29年度あたりからスタートして、80人ぐらいずっと来ていて、去年あたりが110人受験者がいたのですよね、調べたら。特にこの表を見て小学生が去年、分からないけれども、2級を1人受けて1人合格していると。優秀な成績なのですけれども、その4年間見ていくと、その受験する方は80人、90人いるのですけれども、その合格率というの、受験して合格された方が6割、6割、5割、3割って、去年が3割なのだよ。その一生懸命受験するのは結構なのですけれども、それなりの勉強とかその辺は、特に去年についてはコロナの関係で対面授業もできなかったもので、その辺の基礎的な授業が受験する子供たちがなかなか難しかったのかなと思うのですけれども、その辺の傾向についてちょっと教えていただければと思うのですが。一応過去のいろいろなその受験と合格のやつ、4年間見てきたので、その辺分かりますけれども、かなり小学生水準、随分優秀だなど、こういっているのですけれども、一生懸命その辺のPRとかしてもらって、この検定の関係は進めてもらいたいと思うのですが、どう思いますか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 これも順調に板倉町の施策として非常に子供たちが、では受けてみようということなのかなと思います。また、保護者の方も、ではこういうのもあるから受けてみればということもあるのかなと思います。

また、高校生なんかは今の英検が大学入試に関わるとか関わらないという話もありまして、高校のほうでもぜひ受けてみるという指導が多いのかななんていう、これはちょっと個人的な自分のうちの子供を含めて

なのですけれども、結構無理してというのではないのですけれども、次の級をトライしてみろなんていう傾向もちょっとあるのかなというところで、もしかしたら合格率なんかも、高校生なんかは特に準2級より上というのは、全体的に見てもやはり5割とかは受かりませんので、そういったところがここに出ているのかなと思います。

ここにはないのですけれども、4級、5級なんていうのは、割と合格率が非常に高くなっております。もしかしたら年々落ちているのはコロナの関係もあるでしょうし、ちょっとではこういうのもあるので、せっかくだから次挑戦してみろということで、ちょっとなかなか届かなかったかななんていう結果もあるのかもかもしれません。これはちょっと個人的な感想もあるのですけれども。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 ちなみにこの検定の年間回数というのは何回ぐらいあるのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 基本的に会場、準会場である試験は3回です。ただ、今パソコンとかで受けられる、ちょっと名前を忘れてしまったのですけれども、というのはちょっと別にはあって、受ける回数が非常に多く受けられるようにはなりましたけれども、基本的に会場、準会場で受けられる試験は3回になっております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 去年の110人受験されていますけれども、この中で3級が受かって、準2級に挑戦という、3回あるからできますよね、1年のうちですから。それも一応町のほうも助成していますので、同じ人がその昇級というのかな、そういうふうにチャレンジした方ってこの110人の中にいますか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 申請のうち6名はさらに上位の級ということで、2度目の申請ということになっております。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 それは中学生とか高校生ですよ。小学生は去年1人しかいなかったからあれですけれども、先ほど係長言いましたけれども、4級、5級については助成は出ないで、3級以上でしたよね、この助成が出るのが。だから、やはり3級以上トライしないと、町の補助金は出ないということになると思うので、どうなのだろう。その中学生、高校生辺りなのかな、2回目トライするのはどちらが。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 申し訳ございません。ちょっと手持ちがなくて、申し訳ありません。

○亀井伝吉委員長 小林委員。

○小林武雄委員 すみません。いずれにしても、英語の関係の力については、小学生はALTの関係が入ってきて、基礎的なしゃべる、会話というのですか、リスニングとかその辺はもうやってきて、中学生、高校生になってくれば本格的なこういう検定の関係、受験の関係もあるのでしょうかけれども、そういう基礎をしっかり学んだ上での検定の受験または自分にとってはやはりトライというのもありますので、いろんな意味でこの英語の検定、町がいろんなところを助成していますので、活用してもらって生徒さん、児童には一生懸命トライしてもらえればと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 初歩的なことでちょっとお聞きしますけれども、タブレットって私全然ああいうの分からないのですけれども、タブレットというのは何ですか。携帯用のパソコンみたいなものなのですか、基本的には。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 ノートパソコンをもう少し持ちやすくしたような、携帯よりは大きいという手軽な形でこのぐらいの。中学校、小学校で使っているのは、一応折り畳みのものなのですからけれども、ノートパソコンをもう少しちょっと手軽に持ち運べるようなもの。タブレットというと、アイパッドなんか代表されるA4ぐらいのこの辺で画面が大きく見やすいようなものもありますが、こういう説明でよろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そのタブレットというのは、みんな各個人に生徒に今支給というか、配付しているわけでしょう。それは子供はあれですか、家と学校、毎日持って通学のとくにしているのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 現在も学校のみで使用になっています。この後コロナの関係で休校とかになった場合には、持ち帰りをしてもらったりすることも可能ですし、あと基本的に持ち帰って家庭用で使うのは、一応10月中旬ぐらいをめどに今計画を持ち帰れるようには進めております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、よくオンライン授業というのはそれがなくてはできないのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 全家庭が同時に同じ条件でとなるには、それを持ち帰って、操作も同じになりますので、そうした中でやるのがオンラインはそのような形を目指しております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 今板倉ではまだそれをやっていないわけですね、オンライン授業というのを。これから10月ぐらいに計画しているのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 オンラインは休校等で学校に来れないときに授業を家庭で見るという形ですので、今のところ板倉町はコロナの感染も少なく、通常で授業が行われていますので、今は普通の対面の授業が行われています。この後コロナの関係で休校が余儀なくされたときには、オンラインをしていかなければならないのかなということで、こちらの受ける側でもすけれども、やる側も研修といいますか、準備も必要ですので、そういうのをしてからになると思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 よくテレビなんかで見ると、そういうのを今現実にもうオンライン授業ってやっている小学生なんてやっていますよね、地域によって。それをこれから板倉町も10月ぐらいからやる可能性がある。別に必要がなければ、コロナが蔓延して学校でよくクラスターが発生したとか、そういうことがなければ別にやる必要はないわけですが、そういう可能性もある。その場合に、お聞きしたいのは、そのタブレットというのは通信費がかかるのでしょうか、あれ。かからないのですか、あれは。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 通信費はかかります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 かかると、その今度各個人の家に持ち帰って使うと、通信費が発生すると、その費用というのは町が負担することになっていませんか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 お答えさせていただきます。

基本的にはご家庭に持ち帰って使っていただく場合は、保護者というか、家庭で負担していただくこととなります。しかしながら、経済的理由によってそういう環境がなかなか整わない世帯というの、いわゆる生活保護世帯でありますとか、就学援助を受けている世帯につきましては、町がそのポケットルーターというのですか、ルーターを貸し出す際に通信費を町で負担しまして貸し出すというようなものを考えております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 この間何かそんな説明あったよね。何件かの家庭にする。それはこれからそういう予定で予算を取ってあるとか、取るとかということなのですね。今のところはまだ実施していないのですね。今言った何だっけ、タブレットか、タブレットを各生徒に、中学生もまだ家に持ち帰ってやっているということはないのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 先ほど田部井指導主事のほうからありました、その10月を目途に持ち帰りみたいな形で家庭学習ということなのですから、今委員さんがおっしゃっているそのオンライン授業、なかなかオンライン授業というのがその先生方には、若い先生もいれば、そこそこ年齢が行っている先生もいるというようなところで、やはりそういう新たなツールを受け入れる体制というのがそこまで、この10月中旬にそこまでいくかという、なかなか難しい状況があると思うので、10月中旬を目途にしているのは持ち帰りを10月中旬を目途にし、家庭ではどんな学習がということになるかと思うのですが、そこはスタディサプリをまずは活用していただくというようなものを想定しております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、ついでに聞くけれども、このスタディサプリというのはどういう形でやっているのですか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 ここにありますとおり、昨年度から導入させていただきましたこの家庭学習支援アプリ、スタディサプリというものののですけれども、昨年度につきましては、そういった青木委員さんおっ

しゃるように、なかなか家庭で整っていない家庭もありますので、家庭の端末を使うとタブレットもあれば、もしかしたら大きいデスクトップで見たり、携帯で見たりするご家庭もあると思いますので、学校では昨年度まではこういうのができるよというお勧めした状態でありました。

スタディサプリーってまずどういうものかといいますと、専門の塾なのでしょう、講師が動画で授業を15分ぐらい、例えば単元、算数の割り算というところの講義をする画像を見まして、15分勉強してもらって、その後ドリルをやるまたはちょっとそういうのが幾つかたまと単元テストなんていうことで、その単元テストを実際に解いてもらうというのがスタディサプリーなのです。それを家庭でやるように使う、今までは端末は家庭のを使ってやってくださいねということで、10月のその中旬以降目指しているのは、今配付しましたタブレットを持ち帰って、みんな同じそのタブレットでやるということになります。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 あまり私も初歩的なことでよく知らないで恥ずかしいことなのだけれども、そのスタディサプリーというのを受講する場合の、あれ何だっけ、リクルートの事業なのですか、あれは。この受ける場合端末、端末というのは、パソコンを言っているの。それから、タブレットではない、タブレットはまだ配付していないのだから、何だっけ、スマホか、スマホ。スマホとかでそれが受けられると。そのサプリーというのはいつでも、朝でも夜でも昼でも好きなときにそれを呼び込むと見られるということなのだね、何回でも。それはその端末がなければできないわけね、今のところは。その端末というのはパソコンか……

〔「Wi-Fi」と言う人あり〕

○青木秀夫委員 スマホ、スマホがないとできないわけね。ただ、今のところは、ほとんどの家庭とか子供が、今そういうのを持っていない人はいないのですか。99%ぐらい持っているのですか、現実は。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 そのスマートフォンだったりタブレットに限らず、アンケートによりますと、90%以上が家庭ではあるということなのですけれどもということになっております。ただ、その兄弟分あるかとか、例えば親がいないときには自由に使えるかとか、そこら辺まではちょっと細かくは分からないのですけれども。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、ちょっといいですか、そのタブレットというのは、これ生徒に各個人に支給すると、統一してそのタブレットというので、そのスマホとかパソコンとは別に各生徒が一人一人持っているから、確実に受信というか、受講できるということになるわけね。それをこれからやろうということ。そうすると、そのタブレットの今度は管理が難しくなるわね。あれどのくらい重さがあるのだから知らないけれども、それを生徒が毎日ランドセルか何かに入れて通学するとき持って行って、帰りはそれを入れてうちへ持って帰ると。それを各人が今度管理するということになるわけですね。そういうことでやっていますか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 そのとおりでございます。持ち帰りということで、もしかしたら最初のところは低学年の子にとってはランドセルに入れると、ちょっと負担になることもあるのかななんていうところがございますが。

「そんなに重くはないんですね」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 大きさとすると、重さでいいですか、重さ1.2キログラムです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、教育委員会総務課ではないと思うので、教育委員会前年度についても館林ケーブル、やはり教育委員会だから各公民館とか海洋センター、前向きに入っていた方がいいのではないですかということだったのですけれども、現状は館林ケーブルはその前から入っていたところもあると思うのですけれども、現状はどんな具合ですか。入っていないのかな、館林ケーブル。誰も分からない。

○亀井伝吉委員長 星野係長。

○星野一男生涯学習係長兼中央公民館長 お答えいたします。

館林ケーブルテレビにつきましては、現在は北部公民館と東部、当初から東部公民館は入ってしまして、北部公民館が追加されて、今2館が入っている状況です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 東部は前年度についても金額が違うからだけれども、スポーツ関係とか文化とかいろんなのがあるから教育委員会、特に入っていたほうがどうなのですかということをお願いはしたのですが、まだ東部と北部。では、中央公民館なんか入っていないのですか、あんなでかいところが。

○亀井伝吉委員長 星野係長。

○星野一男生涯学習係長兼中央公民館長 中央公民館につきましては、通常は入っていないのです。ただ、避難所になっておりますので、ホールのほうにケーブルだけがつないである状況で、いつでもそういう災害時のときにはつなげる状況にはなっています。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 何かのときにはそこにあるから切り替えられるけれども、年間を通して普通は入っているほうが、特に先ほど話したとおり、文化関係、それからスポーツ関係等については、これは全館というか、入っていたほうがいいかなと。では、館林ケーブルが取材に来て、いや、うちはないからいいでしょう。見ようと思ってもこのどうやったのかなというのが見られないと思うのです。中学校とか入っているのですか。館林ケーブルに入っているのですかという。小学校、中学校、特に中学校なんかは、やはり運動なんかやっているわけだから、館林ケーブル。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 すみません。たしか入っていなかったような気がしているのですが、すみません、ちょっと手持ち資料がなくて申し訳ございません。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 この世の中、板倉町中の町民の方は場所的あるから、特に昔ニュータウン、向こうのほ

うからぐんぐん来ているかなと思うのですけれども、東部とか向こうは。でも、町全体で町民がどうのこうのではないけれども、やはり中央の鉄塔ではないけれども、そのエリアの人たちのテレビが入っていないなんていうのはちょっとね。

この金額は東部、中央、中学校を含めると、金額が違うのですね。それはどんなふう。例えば1万四千幾らは基本的にあるのですよ、みんな各区は。1万4,545円かな。だけれども、東部とか中央、金額が違うでしょう。2万三千幾らで、中央は2万1,000、これはケーブルはそこまで来ている、ケーブル代も入っている。板中なんかも2万一千幾らなのだけれども、小学校はこれは2校あるから4万三千幾らなのですから、金額がまちまちなのはどんなふうかなということをお願いしたい。

○亀井伝吉委員長 星野係長。

○星野一男生涯学習係長兼中央公民館長 公民館ごとに金額がまちまちということでございますけれども、例えば中央ですと回線が2回線引いております。ロビーに1回線ともう一回線、そちらの関係で基本料金が2倍かかっているということで金額が違うのかなと思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 海洋センターのことを聞いては申し訳ないけれども、主要施策の90ページの使用料の中にモップとか入っているわけです。これはリースでしょうけれども、もちろん。NHK放送受信料というのがあるのですけれども、これモップとNHK受信料2つが入って16万何がしなのですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一スポーツ振興係長 そのとおりでございます。使用料及び賃借料としまして海洋センター体育館用のモップ使用料とNHK放送受信料を足した合計額が16万2,121円となっております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そうしますと、主要ではなくて予算書のほうを見ると、モップリース代は4万3,956円になっていますね。そうすると、16万何がしから4万三千幾らを引くと、8万近くになるわけですね。そうすると、NHK受信料というのは、この2つの事業が合計で16万幾らなのだから、8万近くがNHK受信料になってしまうのですか。その他に何かこの中に入っているのならまた別ですけれども、細かくもし入っているのだったら書いていたほうが、質問しなくても見ればそのとおりになると思うのですけれども。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一スポーツ振興係長 先ほどの主要施策事業の中にその海洋センターのモップ使用料とNHK放送受信料しか入っていませんが、そのほかに体育館のトイレ、海洋センターのトイレですね、男女トイレの便器の洗浄の使用料も含めて16万2,121円となっております。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ですから、その上のなんかは海洋センターのいろいろ委託料が細かく書いてありますから、5,000円、1万円ぐらいではあれだけれども、10万円以上の項目だったら使用料の下にNHK、最低ラインほかとか、もしあれだったら載せられたほうが分かりやすく、質問する人も質問しないかもしれないし、そのほうがいいと思うのですけれども、ではNHKというのは幾ら取られているのですか。

○亀井伝吉委員長 小谷野係長。

○小谷野浩一スポーツ振興係長 NHKの使用料としましては1万4,545円、決算書の173ページにも載せさせていただきます。テレビ受信料というのがあるのですけれども、そこに1万4,545円という数字がございます。こちらがNHK年間の使用料となっております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 冒頭お願いというのか、したわけですが、できればそんなに大きな額ではないから、佐山係長ではないけれども、学校関係含めて公民館、海洋センター共々で館林ケーブル、入っているところと入っていないところがあるとか、そこまで来ているけれども、後で何かのときつなげれば使えるとかではなく、やはりこれはぜひ教育委員会として、私の要望というのではなくてお願いというのか、入っていたほうが、特にスポーツ関係とか文化とかというのがお願いするとすぐ来ていろいろやってくれるわけです。議会なんかもここ何年か来ているわけですが、ですからぜひそんなに何十万円も館林ケーブルに取られるわけではないから、その辺のところをぜひまだ4年度の予算はなっていないから、どうですか、課長。

○亀井伝吉委員長 多田局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 ケーブルテレビの導入、加入につきましては、いろいろ予算も伴いますので検討し、協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 確かに予算もあると思うけれども、先ほどの話、何十万円も一つのケーブルで館林ケーブルかかるわけではないから、前向きというのか、今ここで返答はできないでしょうけれども、やはりできるだけ予算をクリアして入ってもらったほうが、私はいいと思うのです。いいというのか、入る、教育委員会ですから、中央公民館、海洋センター、2つ、5つも6つも入っていて2つしか入っていないなんて、ましてや学校関係なんかも入っていないなんていうのは、もう時代遅れではないけれども、地方のローカルのテレビがあるのに、取材に来たって後で見られないのではと思うのですけれども、ちょっとその辺よろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 多田局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 委員さんの考え、ありがとうございます。よく吟味をいたしまして検討してまいります。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 お願いいたします。主要施策の72ページの一番上で質問しようかなと思ったら小野田委員が質問して、詳しくお話を聞かせていただきましたのですけれども、この事業が導入されて大分たつと思うのですね。そういう意味ではピークのときはいつ頃だったのか。それと、子供たちがきちっと返している様子なのですから、ここを見ますと、61人が返済しているということですから、ちょっと割ってみましたら、1か月二、三万円ぐらいの返済金かなと思うのですけれども、町として月額何万円返してくださいという、そういう規定があるのか。それとも、その子供の能力に応じて幾らでもいいのか、ちょっとこの2

点お願いいたします。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 それでは、貸与実績に基づくその貸与のピークなのですけれども、平成16年度に20名というのが、平成5年から令和3年度までで見ますと、平成16年度の20名というのが一番多いかなと思います。それに次いで平成14年度の19名、その辺がピークかなと思います。

また、貸与の金額なのですけれども、月額5万円というようなところで、この辺を要項等にうたってございますので、そういった形での貸付けということになっております。

返済につきましては、これの半分を倍の期間を借りて、4年で借りますと8年間をかけて、半分の金額を倍の期間かけて返すよというような形をお願いしております。ですから、通常でいきますとそういうお願いなのですが、先ほどちょっとお話をさせていただいたとおり、その経済的理由というのですか、学校は卒業したのだけれども、なかなか思うように就職先がとか、後は体調不良で体の調子がとか、後は家族の状況でいろいろ親御さんとのそういう例えば介護が云々とかいろいろそういう家庭の事情があるかと思うのですが、そういう場合にはご相談に乗っているというようなことです。

それで、先ほどの小野田委員さんの質問で、数的な部分がちょっとお答えできなかったのも、今資料が手元に参りましたので、ちょっとお話をさせていただくと、通常の返済計画から変更になっているものが全部で7名ということになっております。

以上でございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 これの周知の仕方はどのようにしてお知らせしているのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 広報いたくら1月号に掲載をし、募集しております。その後1月に入りまして、1月末までに願書を配付しまして、2月から3月中旬に願書の受付というような形で処理しまして、年度一番最後になるのですけれども、以前市川委員さんにも出席いただいた貸与審査委員会で審査をし、決定というような段取りになっております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 今お話を伺っていると、平成の何年でしたっけ、一番多い中に、16年20人ということで、14年には19名ということなのですけれども、そうしますと去年は3人、今年は4人ということですので、1桁になっておりますので、だんだんと借りる方が少なくなっているのかなと思いますけれども、その辺はどのように。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 奨学金の制度の中で、こういう返済を要しない本当に給付型みたいなものというの、我が自治体では実施しておりませんが、そういう取組ですとか、いろんな様々な種類のものが世の中にちょっと出回っている状況がありまして、後はその経済的状況というのがその辺が回復なのか回復ではないのかとかというのは、ちょっとなかなか難しいところがありますけれども、そういった部分も踏まえて減ってきているのかなというような感じでございます。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうすると、板倉町に関しては皆さんちゃんと返せるような状況できちっと就職して働いていらっしゃるということで、ご相談に乗るような方はいらっしゃらないのですか。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 すみません。先ほどちょっと繰り返しの答弁になってしまいますが、返済計画を変更しているものというのが7名いますので、その方は通常よりも少ない金額で払って、期間がある意味延びているというような方が7名の方でございます。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

森田委員。

○森田義昭委員 先ほど延山委員がお聞きしましたイチョウの木なのですが、これ地元中の地元なので、撤去費用がもし分かれば、聞かれたときに答えられるかなと思ひまして、あれ100年以上たっていますよね。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 申し訳ございません。ちょっとすぐ分かりません。すみません。

○亀井伝吉委員長 では、後ほどお願いいたします。

ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 さっき黒野委員が質問していたケーブルテレビの件なのですが、私も聞いていてびっくりしたのですが、ケーブルテレビって受信料は月750円だと思うのです、たしか。年間9,000円で、みんな個人の各家庭でも結構今入ってきて、各地区で広まっていると思うのです。ですので、町でもよくケーブルテレビでありますから、よく何月何日の何時から放映するから見てくれとかって案内が出ているぐらいなものですから、ぜひ公民館とか学校はこれ必須のものだと思うのですけれども、ぜひ予算というほどの金額でもないのです、即導入したほうがいいのかと思うのですけれども、多田さん、ひとつよろしく願ひします。

○亀井伝吉委員長 多田局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 青木委員からもそういうご要望ありましたので、いろいろ検討させていただければと思います。よろしく願ひいたします。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 残り時間4分しかありませんので、願ひします。

一応令和2年度中にシステムが構築されて、タブレットを動かす環境が整ったわけですが、実際に令和2年度中に全生徒が一斉に全教室で送受信をしたという実績はありますか。

○亀井伝吉委員長 田部井指導主事。

○田部井卓之指導主事 令和2年度につきましては、タブレットはまだ配付されていなかった状況です。配付されたのが令和3年の5月よりということで、その後は各学校でスタディサプリとか動画を例えば東小なんかでは同じ時間に全員でやってみるといった時間をつくって、止まらないとか、動きを確認した実績がございます。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 受信するというのは環境的には簡単だと思うのですけれども、個別のタブレットから教員もしくは学校に送信したときに1か所にデータが集まる、それで送信量が重くなるという環境が想定できるのです。ですから、これから相互でやり取りをする上では、授業によって使う使わないがあったにしても、最悪の場合、全教室全生徒が同時に送受信をやるという環境を一回想定をして動作確認をしていただく必要があるのかなと思いますので、もしできれば機会をつくっていただいて、不具合があればぜひ善処していただきたいと。

もう一点は、10月からルーターを貸与して各家庭で送受信ができるようになるのですけれども、同じ環境でやはり一斉に子供たちの画像を見て、生徒と要するに相互でも送受信がずっと継続的に行われるような状況がリモートの授業になってくるのかなと思うのです。ですので、こちらから一方的に送信するだけであれば、軽いデータ量で済むのですけれども、生徒全員からそのクラスの全員から教諭に入るあるいは学校に入るといったときに、動作環境がどうかという部分ですね。その辺も計算して多分配線はしてあると思うのですけれども、その後は各家庭で電波の入り方なんかもあるかと思いますが、ぜひ持ち帰りが実施されたときには。

あと、リモートの授業が授業日数にカウントされるかどうかという疑問点もまだ県のほうにも調べていただいたのですけれども、授業日数にカウントできないような状況かなというふうな話だったので、今行事も休みがち、中止になる可能性がありますので、1日だけでもその特別の日をつくって全員家庭から学校に対して送信するとか、受信するとかという動作環境の日を行事の一環としてやるような感じでも体制をつくって動作環境を確認できる方向で検討していただければと思うのですが、局長、その辺について一言いただいて終わりにしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 多田局長。

○多田 孝教育委員会事務局長 タブレット持ち帰り等々が始まりますと、いろいろ環境も変わるかと思えます。全教室、全児童生徒が同時にやり取りをして十分耐えられるかどうかというのは、一応検証してみる必要もあろうかと思えます。恐らく設計の段階ではそういうことをもちろん想定してギガ数が決められていると思えますけれども、実際やってみないと分からない部分もデジタルの世界ではありますので、ぜひ実行して確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 佐山係長。

○佐山秀喜総務学校係長 それでは、先ほど、すみません、手元に資料がなくて答えられなかった関係をちょっと2つばかりお話をさせていただきたいと思えます。

まず、小林委員さんから頂戴しました質問で、英検の2回目の申請者のお話があったかと思えます。合計で6名という内訳なのですが、中学生が4名、その中身でいきますと、中3が2名、中2が2名ということで計4名。中3が2名、中2が2名で計4名。高校生のほうが2名ということで、高2が1名、高1が1名ということで、合わせまして合計で6名ということになっております。

2つ目になります、先ほど森田委員さんからご質問がございましたイチョウの木の伐採の関係でございますが、こちらにつきましては決算額で27万9,675円でございます。

以上でございます。

○田部井卓之指導主事 それでは、田部井のほうからも。

針ヶ谷委員さんから男子バレー部、野球部の部員数ということでございましたので、現在今年度ですけれども、男子バレー部、1年生から8名、2年生5名、3年生1名の計14名です。3年生はもう引退しております。

野球部につきましては、1年生3名、2年生7名、3年生3名、計13名。1、2年で10名ということで、現在明和中学校との合同チームということで大会のほうには今年度から参加している状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 慎重なご審査ありがとうございました。

以上で教育委員会関係の審査を終了いたします。大変ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。

休 憩 (午前10時32分)

再 開 (午前10時45分)

(2) 総括質疑及び委員会採決

- ①認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(3) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間 清	副委員長
小 野 田 富 康	委員	森 田 義 昭	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	今 村 好 市	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
根 岸 光 男 総 務 課 長
峯 崎 浩 企 画 財 政 課 長
荻 野 剛 史 税 務 課 長
川 田 亨 住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健 康 介 護 課 長
伊 藤 良 昭 産 業 振 興 課 長
高 瀬 利 之 都 市 建 設 課 長
丸 山 英 幸 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
多 田 孝 教 育 委 員 会 長 教 事 務 局
伊 藤 良 昭 農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長
伊	藤	泰	年	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

○亀井伝吉委員長 再開いたします。

本委員会へ付託されました、令和2年度の各会計の決算認定について、3日間をかけて審査してまいりました。

執行部の皆様におかれましては、丁寧なご説明、また各委員の細部にわたる質疑に対しまして、ご答弁をいただきました。慎重なる審査ができたこととっております。大変にありがとうございました。

これから各会計の総括質疑、また委員会採決を行いますので、委員各位、執行部の皆様、どうぞよろしく願います。

それでは、各会計の総括質疑を行います。

なお、個別事業につきましては、十分に審査をいたしておりますので、令和2年度各会計の決算全般についての質疑としてください。

初めに、認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 それでは、令和2年度の総括質疑を行いたいと思います。特に事務管理的なものですので、中里副町長が中心かなと思うのですが、よろしく願います。

令和2年度の決算状況を2日半にかけて審査をされたわけですが、令和2年度といたしますと、コロナ禍の中の予算執行ということで、各職員等につきましては災害時に準じるようなもう待たなしの予算執行を強いられたということで、それも前例がない中での事務事業執行ということで、大変ご苦勞をかけたのかなというふうに思っております。

そういう中で非常に従来の予算執行とコロナ禍におけるコロナ感染対策、両立した上で予算が執行されておりまして、町民の命を守り、町民の福祉向上に大きな成果を上げたものと信じております。そんな中で特にコロナ禍ということもありますので、事業もしくは予算の執行上のその管理、年度途中における管理、四半期に分けてやられているのか、前期、後期でやられているのかよく分かりませんが、その管理状況、板倉町についてはどのような当初予算議決後、執行状況についてどういう形で、誰がどういう管理をしているのか、各課で管理しているのか、企画財政が集中的に管理をしているのか、事業予算の執行管理はどのような状況でやられているのか、まず第1点お願いしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 それでは、お答えいたします。

現在予算議決をいただいた後、年度当初に各課に予算の配当をいたしております。以前は上期、下期ということでの予算の配当をしていた時代もありましたけれども、現状は一括での年度当初の配当ということでやっております。管理の仕方としますと、やはり主体は企画財政課の財政係が所管するわけでございますけれども、あわせて各課、事務局に対しまして予算の執行については十分に慎重を期すようにということで要請をいたしております。予算の不足等も生じないように、またあるいは無駄の生じないようにということでのやはり要請をしているところでございます。そういったことで、慎重な予算の取扱いをしているような状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 従来は予算配当を年に2回もしくは3回ぐらいやっていたときもあるのですけれども、最近予算全額配当ということで、年度当初に予算額全額を配当してしまうという形で、その予算の執行状況については、具体的には各課にお任せという感じかなという感じがするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 お任せしっきりということではございませんけれども、やはり公共事業等は発注の前倒しというような、そういう国からの指導といますか、そういったこともありまして、やはり以前から比べますと、それなりに前倒しでの発注等も増加しているというふうに私のほうでは見ております。そういった中で、現在財務会計システムが導入されておりまして、一目瞭然で各課係の所管する予算の執行状況は確認をすることができております。そういったことで、以前のシステムのなかったとき、当時と比べますと、リアルタイムで執行の状況は確認ができているという状況でありますので、その点はやはり管理をする上では精度は上がってきているのかなというふうに考えております。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 財務会計システムで現在の予算額と執行額が一瞬にして出てくるというシステムだと思いますので、それをトータル的に誰がチェックをしてどのような対応をしているというのがよく分からないのですが、例えばですが、令和2年度の決算を見ますと、私が以前から提案しておりました当初予算の税収の見込額と収入済額、決算額、この乖離は非常に2億円近くあって、もうちょっと当初予算でしっかり歳入、税収については見たほうがいいのかという提案をしておいたのですが、今回については約1億4,000万円ぐらい。主要事業の成果の中を見ますと、税収については2,000万円ぐらい予算から減収されているということもありますので、1億円ちょっと、1億2,000万円ぐらいの乖離があるということで、これはかなり精度が高くなってきているのかなという。2,000万円減収が予算から減収したということになると、やはり5,000万円ぐらいは最低でもその余裕を見て上げておかないと危ないのかなというふうな感じを最近しております。

それから、支出なのですが、予算が76億7,000万円、これはコロナでちょっと膨らんだ部分があるのですけれども、支出済額が71億6,000万円ということで、不用額が4億5,000万円近い不用額が出ているのです。この不用額を多いのか少ないのかという議論もあるのですけれども、予算の管理執行状況を見て、町は年間恐らく4回か5回の補正予算を組んでいると思いますので、その辺で4億5,000万円近い不用額が出てしまうというのは、もっと事業がやれるものがやれなかったというか、そういうものがあるのかどうかということ、節約だけをして4億5,000万円も不用額が出るのかどうかというのがあるのですけれども、部門別に見ますと、これも結構ばらつきがあって、例えば総務費等については1億円、民生費等については1億1,000万円ぐらい、衛生費については8,000万円ぐらい、農林水産業費については2,000万円ちょっと、教育費については8,000万円ということで、軒並み不用額を結構出しているのです。

だから、年度内にこの不用額をもうちょっと有効に使う手だてというのは、やはり事業の執行管理もしくは予算の執行管理をその時点その時点でチェックをして組み替えていかないと、こういう結果が出てきてしまうのでしょうか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 お答えをいたします。

私のほうで不用額の関係を確認いたしましたところ、100万円以上の不用額が出ている目が53ございます。その中でもやはり不用額とはいえども財源として国庫の補助金等が充てられるもの、こういったものもございます。例えば一例を申し上げますと、感染症対策費、これで3,045万円ばかり不用額が出ておりますけれども、これにつきましては令和3年度へ繰り越すということで、これは地方創生臨時交付金、本省の繰越しということで繰越しをしたということでありまして、そういった部分につきましては見直しをしてほかに振り替えるということはちょっと不可能なところもございます。

そういったものがありまして、令和2年度につきましては不用額が4億4,500万円ということでございませぬけれども、例えば令和元年度の不用額を見ますと、3億5,800万円やはり出ております。執行率については93.3%ということでございまして、ここ5年の平均執行率から比べますと、大差ない。5年間の平均執行率を見ますと、92.7%でありますので、令和2年度はやや執行率は高まったのかなというふうにも思っております。

それと合わせまして、やはり不用が出る出ないの確認といいますか、それができる時期というのはおおむね12月頃ということになります。そうしますと、それからやはり新たな事業を仕組んで事業化するということになると、残りの期間、年度内ということになりますと、1月、2月、3月というような期間になってしまいますので、やはり少し窮屈な事業になってしまうということもございませぬ。そういったところから、やはり翌年度へ向けての事業計画をするべきかなというふうにも考えておりまして、それと令和2年度につきましては、特別臨時給付金等の事業もありまして、予算総額が大きくなっておりますけれども、そういった面では不用額も多少増えてしまうのもやむを得なかったのかなというふうにも考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 令和2年度については、もうコロナが入ってきておりますので、地方創生の臨時交付金が多額に入ってきております。聞くところによりますと、コロナによって事業が中止もしくは縮小された事業については50事業で3,500万円、それでコロナ対策新規事業については37事業で2億7,000万円、これについては100%ほとんどが地方創生臨時交付金ということで、従来の平常時の予算の中で、このコロナ対策に充てられる予算というのが相当出てきているというふうに思いますので、その辺を国100%の交付金を対応することによって、町の財源が浮いてきますので、今年については多少の不用額は出てやむを得ないのかなという感じはしているのです。

ただ、当初予算で予算を組むときに各課からいろいろ要望が上がってきて、毎年5億円とか10億円近い歳入財源と比較をして歳出財源がオーバーしていると、それを財政もしくはその副町長が中心に切り落として整理をして予算編成を毎年やっているのだと思うのです。その中でやむなく切らなくてはならない事業が出てきているのだと思う。そういうどうしてもやりたくてもできない事業を優先順位として持っておいて、その前半、上期、ある程度予算調整をして、その事業のこれからの推移を見て、この事業については100万円、この事業については500万円ぐらいは不用額が出るのではないかな。それを集計してみると、単純に言えば前半の部分で単純には言えないけれども、今年については2億円ぐらいの不用額が見込めるといったときには、

先ほど中里副町長が言うように、12月まで待たなくても、場合によっては事業によってはある程度完了したり、もう先が見えてきたり、そういう中で予算執行状況を見られると、推計ができるという部分もありますので、それを全部使ってしまうという話は無謀なのですけれども、これもうちょっと執行率を上げて、執行率といっても93%というのは予算額に対する執行率だと思うのですが、そういうものを工夫していく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、これでよいということはありませんので、おっしゃるとおりこれからも工夫は当然していききたいというふうに思っております。ただ、税金の関係等も考えますと、税金、町県民税等、これについては全額1期の納付ではございませんで、ご承知のとおり納期限が複数回に分かれておりますので、やはりその納付の動向等も見えていく必要もありますので、早いうちに不用等の判定なり確認ができるものも当然あるのかなとは思っておりますけれども、総合的に考えますと、やはり12月頃まで見ていく必要があるのかなというふうにも思っております。

また、来年度のことをちょっと申し上げますと、ご承知のとおり緊急の避難場所の事業等も控えておりますし、それと補助金も入りますけれども、八間樋の旧橋の撤去の関係等もございますので、今年度の不用で4億円先出ておりまして、歳入歳出残額は7億円を超えておりますけれども、やはり翌年度の事業への財源としても充てるといようなことも考えておりますので、その点をご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 分かるけれども、行政の会計方式というのは、歳入財源というのは非常に安定している部分が多いのですよね。交付税にしても税金にしても補助金にしても、もうかなり精度が高く見込めるというのが1点ありますので、その中で節約をして歳出を抑えてと、その節約した結果が4億4,000万円というのなら、これはいいのだと思うのですけれども、もっとやりたい事業が、町民の要望する事業があるにもかかわらず、次年度に回すということではなくて、やれるものは当年度で調整をしてやったらどうかねという提案なので、できるだけそういう方向で努力してもらいたいという要望です。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 毎年このところ今村議員、それから同様のご指摘をいただき、部分的にはごもっともというところもありますので、毎年毎年その趣旨を理解してできるだけ頑張れというようなことで。ですから、年によると、例えば原則的に今収入はやや低めに、支出はやや多めにと、95から105ぐらい。そうすると1割、ざっくり言えば1割ぐらい計画より、5%で95なり105で5%ずつたらずめあるいは何かの事態が起こったときというところで。そうすると、50億円だと、どうしたって5億円は計算上はそういう数字が出てくるわけです。それだとちょっと多いのではないかというようなご指摘をずっといただいているわけですので、それらを基準にして九十六、七あるいは97から8ぐらいまで見込むことも頑張って予算を編成しなさいということを行っているのですが、特に今年のご指摘のように、コロナの関係で臨時の町が当てにできる予算が何回も小分けにして莫大な金額が入ってきたから、結果的にはあれ、こんなに残ってしまうのという私自身

も、この間決算の会議、決算の全体を見させてもらったのですが、今年は例外として先ほど言われたように、多少なりともご理解をいただける中で、またさらに先ほど副町長が申し上げたように、やれば幾らでも道路一つだってまだ相当あるわけですので、かといって財政当局はどうしても私が結構声を大きくして言っても、ぎりぎりというのはいかないですよ、町長というようなこともありますので、そこら辺の指導をさらに強めながら、片や安心をしながら、できるだけ切り込んだ使い道をしっかりと年度内でやっていくというようなことを肝に銘じながら、また来年も同じ指摘を受けてしまうかどうかまた分かりませんが、取りあえず理解をしておりますので、ご指摘ありがとうございます。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

直接決算、お金の云々ということではないのですが、数日にわたりまして各課の決算審査をやらせていただきました。事業ごとの決算を見たわけですが、事業によってはその単価で扱づらい事業も各課で抱えているのかなど。昨年度から健康介護課の保健センターによって子育て支援ということを含括的にやっていただくということで実践していただいて、いい成果を上げていただいているような実情がございますけれども、それだってやはり窓口から担当へ連絡をし、担当がその窓口に来て対応するというのが今の実情のような報告を受けていますので、本来であれば窓口の、その部屋なら担当の部屋なら部屋に各課の担当を置いて1か所に対応できるのが一番最初の私の提案理由だったわけですが、なかなかそこまでいっていませんので、今後また努力していただければと思うのですが。

ほかの事業でも特に決算の報告を受けていて、北小、南小の校舎の利活用について、もともとは教育委員会の担当だったわけですが、それが廃校になったことで企画財政課に移ったわけです。これが避難所になれば総務課担当になるだろうし、そのほかそこをほかで利活用すれば、今保育園でどうだということになれば福祉課が関わってくるだろうしということで、その場面場面によってその課が絡んでくると。国のほうでも今縦割り行政の問題点が指摘されているわけですが、町のほうでもその辺の問題というのですか、逆に言えばそこを包括的に課をまたいで、チームではないですが、北小、南小の利活用のチームで各課から担当を出してそこで統括して県との協議ですとか、現場の対応ですとかやったほうが、問題解決が早いのではないのかなというふうな感じがするわけですが、町長としてはどのようなイメージをお持ちでしょうか。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 せっかくのご提案ですが、今私どもが例えば1つ今学校を例に挙げましたけれども、いわゆる教育委員会や福祉課や先ほど挙げたような課が、当然進行の状況によって絡んでくるから、そういう意味では常にそれらに関係者を寄せながらやっております、上層部の極端に言うと、先ほど今村委員の関係も同じことなのですが、例えば事によっては担当課長プラス企画財政課長、それから総務課長、それから教育長、副町長、私、いわゆる最大の選抜集団みたいなもの。それを今ご指摘のように、下に下ろして、課長級か誰か選んで精鋭部隊でという、やはりどうしても我々のところへ上げてこなくてはならないというので、上げてきて、それを良とするか駄目とするかという、そういう手間もある意味では省くべく、非常に重要なこのところそういった一つ一つの案件が、例えばいわゆる高台の避難所一つとっても、みんな同じ

ことなのです。

また、逆に、では上の六、七人が常にやっていたらという、やはり後々下も育てなくてはならないということで、ケース・バイ・ケースでそれは考えて、今時点ご指摘もあるのですが、私が考えて一番効率的でいい方法というものを取っているつもりですが、見る角度が違えばいろんなご指摘もあろうと思いますので、それらも含めて対応していきたいと。例えば課長等については、週に1回全ての事業展開をにらんで、過去の1週間あるいは先の1週間、2週間を含めて会議をぶつわけですが、それだけやっていたのでは、係長が育たないということも含め、昨年あたりから係長もちょっと緊急に寄せたり、いろんな対応をさせていただいておりまして、ご指摘のところも自分のやっていることが常に100ということは限りませんから、参考にしながらより効率で正確でスピーディーな判断も的確にできるものと。

特に北小と南小の関係については、検討を加えましたり、アンケートを重視したりしてきました結果、いろんなあれに使えば、これに使えばというふうなことも数は相当数ありました。民間に貸し出せとか、あるいは公民館があれに使えるので、公民館を売ってしまえとか、いろんな提案があるのです。それらを総合的に我々もまとめながら考えてみたときに、一時は検討委員会をやはり各界の代表者に出させていただいて、皆さんのいいようにやってもらうのが一番町長とすると責任がないのかなと、楽なのだなという一面では無難に乗り切るためには、その投げってしまうと審査会みたいな検討委員会をつくって、それが一番楽なのですけれども、でもやはり最後はどんな審査会が出て、そこへ町長が参加しなくてはなりませんし、黙って聞いているにしても、いろんな意見を拝聴したときに、これが例えば財政あるいは人事、いろんな面から判断をしなくてはならないということも多いです。

検討委員会については、1つは大きな理由で現在立ち上げていませんが、もちろん役場の中ではやっています。最大の理由というのは、北小学校、南小学校を避難所としてどういう位置づけをするかと。避難所として位置づけをした場合に、どういう業種、どういう要望が吸収できるかと。極端に言うと、特に小野田富康議員なんかには何回かそういう質問もされて、借りたいという人もいっぱいいると。それを貸さないとか、はっきりしないというのは、時間の問題ももちろんもったいないし、借りる人がいけばただでもない場合もあるから、お金的にももったいないだろうみたいなご指摘もいただいているのですが、もちろん1日あるいは何かあったときには緊急時、即座に明け渡していただくということを約束した上での対応ということをこれからきつと検討を具体化していくわけですが、でも北小は1階から3階まで全部使っても板倉町の予定の人数の半分も推奨できない。それも今の時点で、昨日も県からも来ましたが、避難所に対する密度の問題、いわゆるコロナ対策。そうすると、今7,000人予定している人が3,000人ぐらいになってしまうのですね。では、もっと足らなくなってしまう。それにペットだ、やれ、何だなんて言われたって、誰がどうやったってどうにもならないから、今県に対しても我が町はそういう意味では、誠に申し訳ないけれども、当初の普通の状態の避難数を基本としてカウントして、それで7,000人というか、5,000人という、7,000人という数字が、ついこの間まで何教室あって、その教室の机があるなしにかかわらず、縦横何平米、何人掛ける何教室でやってきた。そんないいかげんでは駄目だろうと。では、教室を全部いって、椅子を例えば片寄せ、片づけて3分の1あるいは4分の1駄目として、残りを幾らか廊下も何人入れ、例えばね。そこまでして実人数を最大限試算せよということも含めて出しましたら、7,000人が5,000人になってしまうわけ。それに対して密が、密を十分保つと3,000人台になってしまう。では、どれを今の時点で板倉は選んでいくか

と。理想値はあり、また片や今コロナの費用の関係で、例えば間仕切りの段ボール等も、全部ベッドももちろん最低限買って準備はしてございます。でも、それをどこへどう使うの。準備はしてあるのだけれども。

それで間仕切りを使って、縦何メートル、横何メートル。一家族といったって1人から5人、8人までである中で、では一家族ずつ仕切りの中へ入れるとしたら、1人のところへ3人我慢して入ってくれますかということ、もしかしたら可能かどうか分かりませんが、そういう非常に難しさもあって、今のところはそれらも当面の間は間仕切りもそういったことも含めて批判は出るかもしれないけれども、それをやったら全然今度は収容人数が減ってしまうとか、非常に多角的に難しい問題もありますので、そういう意味では日々整備の出来上がり具合を見ながら、数字を一つ一つ確定をしながら、できる対応をしていきたいという非常に見ている側からすれば歯がゆいあるいはいつになったらこんなことが簡単にできるのかと。

これから、いつも言うのですけれども、例えば東地区と北地区に駐車場スペースで例えば700台ずつ、千四、五百台の車を、ではこれを誰に割り当てるか。みんな車で行って、二、三日であればピクニック気分ですら車の中で泊まると。車は生きる。だけれども、ほかの町の避難所には、基本的には車では駄目と。乗ってきた方や町の避難所は、全部車も水没する。そうすると、そこに当たった人は、あるいはそこに割り当てられた人は、車も保てるし、ちょっと狭い思いをしたり、でもトイレとか最低限、この間の質問もあったように、そろえなくてはならないというようなことを考えたときに、ではそれをどこのどういう条件の人に車で逃げていいよと。この高台を利用する利用券を配付するのという問題だって、物すごく簡単なことのようにけれども、これは区長会も含めて納得がいくかいかないかは別として、最後は町長判断ということにもしかしたらなるのかもしれないけれども、そういう意味では災害の問題も含め、後は財政が常に伴うわけですから、そういう意味では議会の前ではいつも財政が伴うということのをこれを言うわけですけれども、一般の町民の皆さんなんか、財政なんか考えていませんからということで、いろいろ難しさの中、皆さんの相談相手あるいは道しるべとしてご教授をいただくという一つの大きな機関ですから、これからも参考にしながら一つ一つを進めてまいりたいと。答えになったかどうか分からないけれども、そういうこと。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 北小、南小を例に挙げたので、今の町長の答弁になってしまうかと思うのですけれども、北小、南小については、4校を2校に統合する段階で校舎が空くということで、実際にその2校で実施する前に、もう調査から計画始めたほうがいいのかという意見もあったわけです。ですから、単純に去年から統合が始まって、令和2年度だけの施策ということではなくて、それ以前からやってもよかったのになというのがまずあって、企画財政課に移って仕事がどうも多いと思いますので、なかなかあと許可申請なり計画なりが進んでいかないのが実情かなと。

やはり町長がおっしゃっていることももちろんなのですけれども、プロジェクトチームとして利活用のプロジェクトチームということで、町長の方針をきちんと浸透させて、その方向で北小であれば避難所メインで計画をしろと。南小については3階のみが避難所計画だから、2階、1階については何か利活用できるものについて検討しなさいということ。そこにやはり企画財政課だけ、ほかからほかの課の経験者がいるので、企画財政課で間に合うといえはそうかもしれないのですけれども、今の手続からすると、やはり今の在籍している課の職員がいないと、やはりいろんな手続を踏むときに縦割り行政が関わってくるのかなと思ってますので、私が言っていることは100点ではない。町長おっしゃるように、100点ではないので、絶対そうしな

ければいけないということはないのですが、幾らかでも現場判断が多くなれば、最終的には町長がケツ持ちするわけですけれども、現場判断ができるような状況があったほうが事業的には展開が早くなってくるのかなというのが一般的だと思いますので、だからできる範囲でぜひ努力していただきたいと。

現在も台風14号が着々と東日本に向かってきておりますので、今台湾の辺りだと過去最強の台風という状態にいるわけですから、どういうふうに日本に近づいてくるか今後注意が必要ですが、一応だから避難所問題についてはその緊急避難所についても校舎についてもケツカッチンの問題ですから、だからできるだけ早い解決方法を思案していただければということで、一議員の一提案ですので、参考にいただければと思います。

○亀井伝吉委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 一議員さんの提案以上に我々も一日も早く全力でやっていますので、そこら辺のところは出来上がったときが最速のときと、そうご理解いただきたい。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

認定第1号 令和2年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

認定第2号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

認定第3号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

認定第4号 令和2年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

認定第5号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第1号から認定第5号までの審議決定は、9月16日、本会議の最終日に行います。

○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力、大変にありがとうございました。

閉 会 (午前11時27分)